

○雇用保険法等の一部を改正する法律案
 新旧対照条文

◎雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（平成十九年四月及び平成十九年十月施行）
 （第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 失業等給付</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第二節の二 高年齢継続被保険者の求職者給付（第三十七条の二― <u>第三十七条の四</u>）</p> <p>第三節～第六節（略）</p> <p>第四章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（雇用保険事業）</p> <p>第三条 雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業等給付を行うほか、<u>雇用安定事業及び能力開発事業</u>を行うことができる。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第六条 次の各号に掲げる者については、この法律は、適用しない。</p> <p>一（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 失業等給付</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第二節の二 高年齢継続被保険者の求職者給付（第三十七条の二― <u>第三十七条の五</u>）</p> <p>第三節～第六節（略）</p> <p>第四章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（雇用保険事業）</p> <p>第三条 雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業等給付を行うほか、<u>雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業</u>を行うことができる。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第六条 次の各号に掲げる者については、この法律は、適用しない。</p> <p>一（略）</p>

一の二 一週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である者であつて、第三十八条第一項各号に掲げる者に該当するもの（この法律を適用することとした場合において第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）

一の三、四 (略)

(返還命令等)

第十条の四 (略)

2 前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3 (略)

(基本手当の受給資格)

一の二 短時間労働者（一週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である者をいう。第十三条第一項第一号において同じ。）であつて、第三十八条第一項各号に掲げる者に該当するもの（この法律を適用することとした場合において第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）

一の三、四 (略)

(返還命令等)

第十条の四 (略)

2 前項の場合において、事業主又は職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主又は職業紹介事業者等に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3 (略)

(基本手当の受給資格)

第十三条 基本手当は、被保険者が失業した場合において、離職の日以前二年間（当該期間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）。第十七条第一項において「算定対象期間」という。）に、次条の規定による被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、この款の定めるところにより、支給する。

2 第二十三条第二項各号のいずれかに該当する者（前項の規定により基本手当の支給を受けることができる資格を有することとなる者を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「二年間」とあるのは「一年間」と、「二年に」とあるのは「一年に」と、「十二箇月」とあるのは「六箇月」とする。

（被保険者期間）

第十四条 被保険者期間は、被保険者であつた期間のうち、当該被保険者でなくなつた日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該被保

第十三条 基本手当は、被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間（次の各号に掲げる被保険者については、当該各号に定める日数を一年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）。第十七条第一項において「算定対象期間」という。）に、次条の規定による被保険者期間が通算して六箇月以上であつたときに、この款の定めるところにより、支給する。

一 離職の日以前一年間に短時間労働者である被保険者（以下「短時間労働被保険者」という。）であつた期間がある被保険者 当該短時間労働被保険者となつた日（その日が当該離職の日以前一年間になくときは、当該離職の日の一年前の日の翌日）から当該短時間労働被保険者でなくなつた日の前日までの日数

二 離職の日以前一年間（前号に掲げる被保険者にあつては、同号に定める日数を一年に加算した期間）に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者 当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数（同号に掲げる被保険者にあつては、その日数に同号に定める日数を加えた日数）

2 被保険者が短時間労働被保険者に該当するかどうかの確認は、厚生労働大臣が行う。

（被保険者期間）

第十四条 被保険者期間は、被保険者であつた期間のうち、当該被保険者でなくなつた日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該被保

険者であつた期間内にある日（その日に应当する日がない月においては、その月の末日。以下この項において「喪失応当日」という。）の各前日から各前月の喪失応当日までさかのぼつた各期間（賃金の支払の基礎となつた日数が十一日以上であるものに限る。）を一箇月として計算し、その他の期間は、被保険者期間に算入しない。ただし、当該被保険者となつた日からその日後における最初の喪失応当日の前日までの期間の日数が十五日以上であり、かつ、当該期間内における賃金の支払の基礎となつた日数が十一日以上であるときは、当該期間を二分の一箇月の被保険者期間として計算する。

（削除）

2 前項の規定により被保険者期間を計算する場合において、次の各号に掲げる期間は、同項に規定する被保険者であつた期間に含めない。

- 一 最後に被保険者となつた日前に、当該被保険者が受給資格（前条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により基本手当の支給を受けることができる資格をいう。次節から第四節までを除き、以下同じ。）第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格又は第三十九条第二項に規定する特例受給資格を取得したことがある場合には、当該受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であつた期間

二（略）

険者であつた期間内にある日（その日に应当する日がない月においては、その月の末日。以下この項において「喪失応当日」という。）の各前日から各前月の喪失応当日までさかのぼつた各期間（賃金の支払の基礎となつた日数が十四日以上であるものに限る。）を一箇月として計算し、その他の期間は、被保険者期間に算入しない。ただし、当該被保険者となつた日からその日後における最初の喪失応当日の前日までの期間の日数が十五日以上であり、かつ、当該期間内における賃金の支払の基礎となつた日数が十四日以上であるときは、当該期間を二分の一箇月の被保険者期間として計算する。

2 被保険者であつた期間が短時間労働被保険者であつた期間である場合における前項の規定の適用については、同項中「十四日」とあるのは「十一日」と、「一箇月として」とあるのは「二分の一箇月として」と、「二分の一箇月」とあるのは「四分の一箇月」とする。

3 前二項の規定により被保険者期間を計算する場合において、次の各号に掲げる期間は、前二項に規定する被保険者であつた期間に含めない。

- 一 最後に被保険者となつた日前に、当該被保険者が受給資格（前条第一項の規定により基本手当の支給を受けることができる資格をいう。次節から第四節までを除き、以下同じ。）第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格又は第三十九条第二項に規定する特例受給資格を取得したことがある場合には、当該受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であつた期間

二（略）

(賃金日額)

第十七条 賃金日額は、算定対象期間において第十四条(第一項ただし書を除く。)の規定により被保険者期間として計算された最後の六箇月間に支払われた賃金(臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。次項及び第六節において同じ。)の総額を百八十で除して得た額とする。

2 前項の規定による額が次の各号に掲げる額に満たないときは、賃金日額は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一・二 (略)

3・4 (略)

第三十五条 削除

(賃金日額)

第十七条 賃金日額は、算定対象期間において第十四条(第一項ただし書(同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。))を除く。)の規定により被保険者期間として計算された最後の六箇月間(当該最後の六箇月間に同条第二項において読み替えて適用する同条第一項の規定により二分の一箇月として計算された被保険者期間が含まれるときは、当該二分の一箇月として計算された被保険者期間を一箇月として計算された被保険者期間とした場合における最後の六箇月間)に支払われた賃金(臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。次項及び第六節において同じ。)の総額を百八十で除して得た額とする。

2 前項の規定による額が次の各号に掲げる額に満たないときは、賃金日額(受給資格に係る離職の日において短時間労働被保険者であつた受給資格者に係るものを除く。)は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一・二 (略)

3・4 (略)

(短時間労働被保険者以外の被保険者が引き続き短時間労働被保険者となつた場合等の特例)

第三十五条 被保険者が同一の事業主の適用事業に引き続き雇用された期間に次に掲げる事由が生じた場合におけるこの款(第十五条第二項及び第三項、第二十条第二項、第二十一条、第二十三条並びに第三十条を除く。)並びに第五十六条の二第三項第一号及び第五十七条第一項(受給資格に係る離職に限る。)の規定の適用については、当該被保険者は、当該事由の生じた日の前日に離職したものとみなす。

一 短時間労働被保険者以外の被保険者が、短時間労働被保険者となつたこと。

二 短時間労働被保険者が、短時間労働被保険者以外の被保険者となつたこと。

2 前項に規定する場合における第十四条の規定の適用については、当該被保険者は、同項各号に掲げる事由の生じた日に被保険者でなくなり、かつ、同日に新たに被保険者となつたものとみなす。

3 第一項に規定する場合における第二十条第一項の規定の適用については、同項中「当該各号に定める期間（当該期間内）」とあるのは、「当該各号に定める期間と当該離職の日の翌日から引き続き当該同一の事業主の適用事業に被保険者として雇用された最後の日までの期間に相当する期間（その期間が三年を超えるときは、三年とする。）とを合算した期間（当該合算した期間内）」とする。

4 第一項に規定する場合における第二十四条第一項、第三項及び第四項、第二十五条第四項、第二十七条第三項並びに第三十三条第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「第二十条第一項」とあるのは「第二十条第一項（第三十五条第三項において読み替えて適用する場合を含む。）」と、第二十四条第四項中「同条第一項」とあるのは「第二十条第一項（第三十五条第三項において読み替えて適用する場合を含む。）」と、第三十三条第四項中「第二十四条第一項」とあるのは「第三十五条第四項において読み替えて適用する第二十四条第一項」と、第三十三条第三項」とあるのは「第三十三条第三項（第三十五条第四項において読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第三十七条 傷病手当は、受給資格者が、離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合に、第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する者については同項の規定による期間とし、第五十七条第一項の規定に該当する者については同項の規定による期間とする。）内の当該疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができない日（疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができないことについての認定を受けた日に限る。）について、第四項の規定による日数に相当する日数分を限度として支給する。

2～9 (略)

(高年齢継続被保険者)

第三十七条の二 (略)

2 高年齢継続被保険者に関しては、前節（第十四条を除く。）、次節及び第四節の規定は、適用しない。

(高年齢受給資格)

第三十七条の三 高年齢求職者給付金は、高年齢継続被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間（当該期間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受

第三十七条 傷病手当は、受給資格者が、離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合に、第二十条第一項（第三十五条第三項において読み替えて適用する場合を含む。第五十六条の二第一項第一号及び第三項第一号、第五十七条第一項及び第二項並びに第七十八条において同じ。）及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項（第三十五条第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項、第五十六条の二第一項第一号及び第三項第一号並びに第五十七条第一項及び第二項において同じ。）の規定に該当する者については第三十三条第三項の規定による期間とし、第五十七条第一項の規定に該当する者については同項の規定による期間とする。）内の当該疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができない日（疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができないことについての認定を受けた日に限る。）について、第四項の規定による日数に相当する日数分を限度として支給する。

2～9 (略)

(高年齢継続被保険者)

第三十七条の二 (略)

2 高年齢継続被保険者に関しては、前節（第十三条第二項及び第十四条を除く。）、次節及び第四節の規定は、適用しない。

(高年齢受給資格)

第三十七条の三 高年齢求職者給付金は、高年齢継続被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間（次の各号に掲げる高年齢継続被保険者である被保険者については、当該各号に定める日数を一年に

けることができなかつた高年齢継続被保険者である被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を一年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）に、第十四条の規定による被保険者期間が通算して六箇月以上であつたときに、次条に定めるところにより、支給する。

2 (略)

(削除)

加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）に、第十四条の規定による被保険者期間が通算して六箇月以上であつたときに、次条に定めるところにより、支給する。

一 離職の日以前一年間に短時間労働被保険者であつた期間がある高年齢継続被保険者 当該短時間労働被保険者となつた日（その日が当該離職の日以前一年間にないときは、当該離職の日の一年前の日の翌日）から当該短時間労働被保険者でなくなつた日の前日までの日数

二 離職の日以前一年間（前号に掲げる高年齢継続被保険者である被保険者にあつては、同号に定める日数を一年に加算した期間）に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた高年齢継続被保険者 当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数（同号に掲げる高年齢継続被保険者である被保険者にあつては、その日数に同号に定める日数を加えた日数）

2 (略)

（短時間労働被保険者以外の高年齢継続被保険者が引き続き短時間労働被保険者である高年齢継続被保険者となつた場合等の特例）

第三十七条の五 高年齢継続被保険者が同一の事業主の適用事業に引き続き雇用された期間（六十五歳に達した日後の期間に限る。）に次に掲げる事由が生じた場合における第十四条、第三十七条の三第一項及び前条（第四項を除く。）の規定の適用については、当該高年齢継続被保険者は、当該事由の生じた日の前日に離職したものとみなす。

一 短時間労働被保険者以外の高年齢継続被保険者が、短時間労働被保険者である高年齢継続被保険者となつたこと。

二 短時間労働被保険者である高年齢継続被保険者が、短時間労働被保険者以外の高年齢継続被保険者となったこと。

2 前項に規定する場合における第十四条の規定の適用については、当該高年齢継続被保険者は、同項各号に掲げる事由の生じた日に被保険者でなくなり、かつ、同日に新たに被保険者となったものとみなす。

3 第一項に規定する場合における前条第五項の規定の適用については、同項中「第三十一条第一項中」とあるのは、「第二十一条中「離職」とあるのは「離職（第三十七条の五第一項の規定により離職したものとみなされる場合を除く。）」と、第三十一条第一項中」とする。

4 高年齢継続被保険者が六十五歳に達した日以前の期間に第三十五条第一項各号に掲げる事由が生じていた場合における第十四条及び前条の規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(短期雇用特例被保険者)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 短期雇用特例被保険者に関しては、第二節(第十四条を除く)、前節及び次節の規定は、適用しない。

(特例受給資格)

第三十九条 特例一時金は、短期雇用特例被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間(当該期間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた短期雇用特例被保険者である被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を一年に加算

二 短時間労働被保険者である高年齢継続被保険者が、短時間労働被保険者以外の高年齢継続被保険者となったこと。

2 前項に規定する場合における第十四条の規定の適用については、当該高年齢継続被保険者は、同項各号に掲げる事由の生じた日に被保険者でなくなり、かつ、同日に新たに被保険者となったものとみなす。

3 第一項に規定する場合における前条第五項の規定の適用については、同項中「第三十一条第一項中」とあるのは、「第二十一条中「離職」とあるのは「離職（第三十七条の五第一項の規定により離職したものとみなされる場合を除く。）」と、第三十一条第一項中」とする。

4 高年齢継続被保険者が六十五歳に達した日以前の期間に第三十五条第一項各号に掲げる事由が生じていた場合における第十四条及び前条の規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(短期雇用特例被保険者)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 短期雇用特例被保険者に関しては、第二節(第十三条第二項及び第十四条(第三十五条第二項の規定により適用する場合を含む。))を除く。)、前節及び次節の規定は、適用しない。

(特例受給資格)

第三十九条 特例一時金は、短期雇用特例被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間(次の各号に掲げる短期雇用特例被保険者である被保険者については、当該各号に定める日数を一年に加算した期間(その期間が四年を超えるときは、四年間))に、第十四条の規定による被保険者期間が通算して六箇月以上であったときに、次条に

した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）に、第十四条の規定による被保険者期間が通算して六箇月以上であつたときに、次条に定めるところにより、支給する。

- 2 前項の規定により特例一時金の支給を受けることができる資格（以下「特例受給資格」という。）を有する者（以下「特例受給資格者」という。）が次条第三項の規定による期間内に特例一時金の支給を受けることなく就職した後再び失業した場合（新たに第十四条第二項第一号に規定する受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した場合を除く。）において、当該期間内に公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、次条第三項の認定を受けたときは、その者は、当該特例受給資格に基づく特例一時金の支給を受けることができる。

（特例一時金）

第四十条 特例一時金の額は、特例受給資格者を第十五条第一項に規定

定めるところにより、支給する。

- 一 離職の日以前一年間（最後に被保険者となつた日から当該離職の日までの期間を除く。）に短時間労働被保険者であつた期間がある短期雇用特例被保険者 当該短時間労働被保険者となつた日（その日が当該離職の日以前一年間でないときは、当該離職の日の一年前の日の翌日）から当該短時間労働被保険者でなくなつた日の前日までの日数

- 二 離職の日以前一年間（前号に掲げる短期雇用特例被保険者である被保険者にあつては、同号に定める日数を一年に加算した期間）に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかった短期雇用特例被保険者 当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数（同号に掲げる短期雇用特例被保険者である被保険者にあつては、その日数に同号に定める日数を加えた日数）

- 2 前項の規定により特例一時金の支給を受けることができる資格（以下「特例受給資格」という。）を有する者（以下「特例受給資格者」という。）が次条第三項の規定による期間内に特例一時金の支給を受けることなく就職した後再び失業した場合（新たに第十四条第三項第一号に規定する受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した場合を除く。）において、当該期間内に公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、次条第三項の認定を受けたときは、その者は、当該特例受給資格に基づく特例一時金の支給を受けることができる。

（特例一時金）

第四十条 特例一時金の額は、特例受給資格者を第十五条第一項に規定

する受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額の三十日分（第三項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が三十日に満たない場合には、その日数に相当する日数分）とする。

2～4 (略)

(日雇労働求職者給付金の日額)

第四十八条 日雇労働求職者給付金の日額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一～三 (略)

(日雇労働被保険者であつた者に係る被保険者期間等の特例)

第五十六条 (略)

2 前項の規定により同項に規定する二月を被保険者期間として計算することによつて第十四条第二項第一号に規定する受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した者について、第十七条に規定する賃金日額を算定する場合には、その二月の各月において納付された印紙保険料の額を厚生労働省令で定める率で除して得た額をそれぞれその各月に支払われた賃金額とみなす。

3 (略)

(教育訓練給付金)

第六十条の二 教育訓練給付金は、次の各号のいずれかに該当する者が

する受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額の五十日分（第三項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が五十日に満たない場合には、その日数に相当する日数分）とする。

2～4 (略)

(日雇労働求職者給付金の日額)

第四十八条 日雇労働求職者給付金の日額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一～三 (略)

四 前三号のいずれにも該当しないとき。千七百七十円（その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額）

(日雇労働被保険者であつた者に係る被保険者期間等の特例)

第五十六条 (略)

2 前項の規定により同項に規定する二月を被保険者期間として計算することによつて第十四条第三項第一号に規定する受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した者について、第十七条に規定する賃金日額を算定する場合には、その二月の各月において納付された印紙保険料の額を厚生労働省令で定める率で除して得た額をそれぞれその各月に支払われた賃金額とみなす。

3 (略)

(教育訓練給付金)

第六十条の二 教育訓練給付金は、次の各号のいずれかに該当する者が

、厚生労働省令で定めるところにより、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合（当該教育訓練を行った指定教育訓練実施者によりその旨の証明がされた場合に限る。）において、支給要件期間が三年以上であるときに、支給する。

一・二（略）

2・3（略）

4 教育訓練給付金の額は、第一項各号に掲げる者が同項に規定する教育訓練の受講のために支払った費用（厚生労働省令で定める範囲内のものに限る。）の額（当該教育訓練の受講のために支払った費用の額であることについて当該教育訓練を行った指定教育訓練実施者により証明がされたものに限る。）に百分の二十以上百分の四十以下の範囲内において厚生労働省令で定める率を乗じて得た額（その額が厚生労働省令で定める額を超えるときは、その定める額）とする。

5（略）

（育児休業基本給付金）

第六十一条の四（略）

2 前項の「みなし被保険者期間」は、同項に規定する休業を開始した日を被保険者でなくなった日とみなして第十四条の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。

3～5（略）

、厚生労働省令で定めるところにより、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合において、支給要件期間が三年以上であるときに、支給する。

一・二（略）

2・3（略）

4 教育訓練給付金の額は、第一項各号に掲げる者が同項に規定する教育訓練の受講のために支払った費用（厚生労働省令で定める範囲内のものに限る。）の額に百分の二十以上百分の四十以下の範囲内において厚生労働省令で定める率を乗じて得た額（その額が厚生労働省令で定める額を超えるときは、その定める額）とする。

5（略）

（育児休業基本給付金）

第六十一条の四（略）

2 前項の「みなし被保険者期間」は、同項に規定する休業を開始した日を被保険者でなくなった日とみなして第十四条（第二項を除く。）の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。この場合における同条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「十四日」とあるのは「十一日」と、同条第三項中「前二項の」とあるのは「第一項の」と、「前二項に」とあるのは「同項に」とする。

3～5（略）

6 育児休業基本給付金の支給を受けたことがある者に対する第二十二
条第三項の規定の適用については、同項中「とする。ただし、当該期
間に」とあるのは、「とし、当該雇用された期間又は当該被保険者で
あつた期間に育児休業基本給付金の支給に係る休業の期間があるとき
は、当該休業の期間を除いて算定した期間とする。ただし、当該雇用
された期間又は当該被保険者であつた期間に」とする。

(介護休業給付金)

第六十一条の七 (略)

2 前項の「みなし被保険者期間」は、同項に規定する休業を開始した
日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四条の規定を適用した場
合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。

3 6 (略)

(雇用安定事業)

第六十二条 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び被保険者にな
ろうとする者（以下この章において「被保険者等」という。）に関し
、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を
図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

一 五 (略)

2 3 (略)

(介護休業給付金)

第六十一条の七 (略)

2 前項の「みなし被保険者期間」は、同項に規定する休業を開始した
日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四条（第二項を除く。）
の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当す
る期間とする。この場合における同条第一項及び第三項の規定の適用
については、同条第一項中「十四日」とあるのは「十一日」と、同条
第三項中「前二項の」とあるのは「第一項の」と、「前二項に」とあ
るのは「同項に」とする。

3 6 (略)

(雇用安定事業)

第六十二条 政府は、被保険者及び被保険者であつた者（以下この章に
おいて「被保険者等」という。）に関し、失業の予防、雇用状態の是
正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業とし
て、次の事業を行うことができる。

一 五 (略)

2 3 (略)

第六十四条 削除

(雇用福祉事業)

第六十四条 政府は、被保険者等に関し、職業生活上の環境の整備改善、就職の援助その他これらの者の福祉の増進を図るため、雇用福祉事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談その他の援助を行うこと並びに当該援助のための施設を設置し、及び運営すること。
- 二 求職者の就職のため、資金の貸付け、身元保証その他必要な援助を行うこと。
- 三 労働者の職業に対する適応性その他職業の安定に関する調査、研究及び資料の整備を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、被保険者等の福祉の増進を図るために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

2 第六十二条第三項の規定は、前項各号に掲げる事業の全部又は一部の実施について準用する。

(事業等の利用)

第六十五条 第六十二条及び第六十三条の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者等以外の者に利用させることができる。

(国庫の負担)

第六十六条 国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）に要する費用の一部を負担する。

- 一 日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者

(事業等の利用)

第六十五条 前三条の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者等以外の者に利用させることができる。

(国庫の負担)

第六十六条 国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付に要する費用の一部を負担する。

- 一 日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者

給付に要する費用の四分の一

二 日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一

三 雇用継続給付については、当該雇用継続給付に要する費用の八分の一

2 (略)

3 前項に規定する一般保険料の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額とする。

一 次に掲げる額の合計額（以下この条及び第六十八条第二項において「一般保険料徴収額」という。）

イ 徴収法の規定により徴収した徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率（その率が同条第五項又は第八項の規定により変更されたときは、その変更された率。以下この条において同じ。）に應ずる部分の額（徴収法第十一条の二の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とすることとする場合には、当該一般保険料の額に徴収法第十二条第六項に規定する高年齢者免除額（同条第一項第一号に掲げる事業に係るものに限る。以下この号において同じ。）を加えた額のうち雇用保険率に應ずる部分の額から高年齢者免除額を減じた額）

ロ 徴収法第十二条第一項第三号に掲げる事業に係る一般保険料の額

二 (略)

三 一般保険料徴収額から前号に掲げる額を減じた額に千分の三・五の率（徴収法第十二条第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率（第五項及び第六十八

給付に要する費用の四分の一

二 日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一

三 雇用継続給付については、当該雇用継続給付に要する費用の八分の一

2 (略)

3 前項に規定する一般保険料の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額とする。

一 次に掲げる額の合計額（以下この条及び第六十八条第二項において「一般保険料徴収額」という。）

イ 徴収法の規定により徴収した徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率（その率が徴収法第十二条第五項又は第七項の規定により変更されたときは、その変更された率。以下この条において同じ。）に應ずる部分の額（徴収法第十一条の二の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とすることとする場合には、当該一般保険料の額に徴収法第十二条第六項に規定する高年齢者免除額（徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係るものに限る。以下この号において同じ。）を加えた額のうち雇用保険率に應ずる部分の額から高年齢者免除額を減じた額）

ロ 徴収法第十二条第一項第三号に掲げる事業に係る一般保険料の額

二 (略)

三 一般保険料徴収額から前号に掲げる額を減じた額に千分の三・五の率（徴収法第十二条第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率（第五項及び第六十八

条第二項において「二事業率」という。）を乗じて得た額

4 徴収法第十二条第八項の規定により雇用保険率の変更されている場合においては、前項第三号中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

5 日雇労働求職者給付金については、国庫は、毎会計年度において第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、同号の規定による国庫の負担額から当該超過額に相当する額を減じた額（その額が当該会計年度において支給した日雇労働求職者給付金の総額の四分の一に相当する額を下回る場合には、その四分の一に相当する額）を負担する。

一 次に掲げる額を合計した額

イ (略)

ロ イの額に相当する額に第三項第二号に掲げる厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める率を乗じて得た額から、その額に二事業率を乗じて得た額を減じた額

二 (略)

6 (略)

(保険料)

第六十八条 (略)

2 前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

条第二項において「三事業率」という。）を乗じて得た額

4 徴収法第十二条第七項の規定により雇用保険率の変更されている場合においては、前項第三号中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

5 日雇労働求職者給付金については、国庫は、毎会計年度において第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、同号の規定による国庫の負担額から当該超過額に相当する額を減じた額（その額が当該会計年度において支給した日雇労働求職者給付金の総額の四分の一に相当する額を下回る場合には、その四分の一に相当する額）を負担する。

一 次に掲げる額を合計した額

イ (略)

ロ イの額に相当する額に第三項第二号に掲げる厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める率を乗じて得た額から、その額に三事業率を乗じて得た額を減じた額

二 (略)

6 (略)

(保険料)

第六十八条 (略)

2 前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に三事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に三事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に要する費用に充てるものとする。

(労働政策審議会への諮問)

第七十二条 厚生労働大臣は、第二十五条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の基準を政令で定めようとするとき、第十三条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十二條第二項、第三十七條の三第一項、第三十九條第一項、第六十一条の四第一項若しくは第六十一条の七第一項の理由、第五十六条の二第一項の基準又は同項第二号の就職が困難な者を厚生労働省令で定めようとするとき、第六条第一号の二の時間数又は第十条の四第一項、第二十五条第三項、第二十六条第二項、第二十九条第二項、第三十二条第三項(第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条第二項(第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。)、若しくは第五十二条第二項(第五十五条第四項において準用する場合を含む。)、の基準を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

2 (略)

(報告等)

第七十六条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者若しくは受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者(以下「受給資格者等」という。)若しくは第六十条の二第一項各号のいずれかに該当する者(以下「教育訓練給付対象者」という。)を雇用し、若しくは雇用していた事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、この法律の施行に關して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

(労働政策審議会への諮問)

第七十二条 厚生労働大臣は、第二十五条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の基準を政令で定めようとするとき、第十三条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十二條第二項、第三十七條の三第一項第二号、第三十九條第一項第二号、第六十一条の四第一項若しくは第六十一条の七第一項の理由、第五十六条の二第一項の基準又は同項第二号の就職が困難な者を厚生労働省令で定めようとするとき、第六条第一号の二の時間数又は第十条の四第一項、第二十五条第三項、第二十六条第二項、第二十九条第二項、第三十二条第三項(第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条第二項(第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。)、の基準を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

2 (略)

(報告等)

第七十六条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者若しくは受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者(以下「受給資格者等」という。)若しくは第六十条の二第一項に規定する者(以下「教育訓練給付対象者」という。)を雇用し、若しくは雇用していた事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、この法律の施行に關して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者等を雇用しようとする事業主、受給資格者等に対し職業紹介若しくは職業指導を行う職業紹介事業者等又は教育訓練給付対象者に対し第六十条の二第一項に規定する教育訓練を行う指定教育訓練実施者に対して、この法律の施行に関して必要な報告又は文書の提出を命ずることができ

3・4 (略)

附則

(被保険者期間に関する経過措置)

第三条 短期雇用特例被保険者が当該短期雇用特例被保険者でなくなつた場合（引き続き同一事業主に被保険者として雇用される場合を除く。）における当該短期雇用特例被保険者となつた日（以下この条において「資格取得日」という。）から当該短期雇用特例被保険者でなくなつた日（以下この条において「資格喪失日」という。）の前日までの間の短期雇用特例被保険者であつた期間についての第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、当該短期雇用特例被保険者は、資格取得日の属する月の初日から資格喪失日の前日の属する月の末日まで引き続き短期雇用特例被保険者として雇用された後当該短期雇用特例被保険者でなくなつたものとみなす。

(特例一時金に関する暫定措置)

第七条 第四十条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「三十日」とあるのは、「四十日」とする。

2 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者等を雇用しようとする事業主又は受給資格者等に対し職業紹介若しくは職業指導を行う職業紹介事業者等に対して、この法律の施行に関して必要な報告又は文書の提出を命ずることができる。

3・4 (略)

附則

(被保険者期間に関する経過措置)

第三条 短期雇用特例被保険者が当該短期雇用特例被保険者でなくなつた場合（引き続き同一事業主に被保険者として雇用される場合を除く。）における当該短期雇用特例被保険者となつた日（以下この条において「資格取得日」という。）から当該短期雇用特例被保険者でなくなつた日（以下この条において「資格喪失日」という。）の前日までの間の短期雇用特例被保険者であつた期間についての第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、当該短期雇用特例被保険者は、資格取得日の属する月の初日から資格喪失日の前日の属する月の末日まで引き続き短期雇用特例被保険者として雇用された後当該短期雇用特例被保険者でなくなつたものとみなす。この場合において、同項本文中「十四日」とあるのは、「十一日」とする。

(特別給付)

第七条 職業に就いた受給資格者であつて、第五十六条の二第一項第一号に該当するものが、受給資格者が職業に就くことを促進するために

支給される金銭であつて厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「特別給付」という。）の支給を受けることができる場合には、政令で定める日までの間、同一の就職については、同項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、就業促進手当は、支給しない。

2 特別給付の支給を受けることができる前項の受給資格者であつて、特別給付の支給を受け、又は受けようとしたものについては、第五十六條の二第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当の支給を受け、又は受けようとしたものとみなして第三十四條、第五十六條の二第二項、第四項及び第五項、第五十七條、第六十條並びに第六十一條の二第四項の規定を適用する。この場合において、第五十六條の二第二項中「就業促進手当（前項第一号イに該当する者に係るものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「就業促進手当（前項第一号イに該当する者に係るものを除く。以下この項において同じ。）又は前項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する附則第七條第一項に規定する特別給付」と、同條第四項中「第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当」とあるのは「第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当」と、同條第五項中「第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当」とあるのは「第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当」と、同條第五項中「第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当」とあるのは「当該特別給付」と、「当該就業促進手当」とあるのは「当該特別給付」と、同項第一号中「就業促進手当（前條第一項第一号ロに

第八条 教育訓練給付対象者であつて、第六十条の二第一項第一号に規定する基準日前に教育訓練給付金の支給を受けたことがないものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「三年」とあるのは、「一年」とする。

(教育訓練給付金に関する暫定措置)

(育児休業者職場復帰給付金に関する暫定措置)

第九条 平成二十二年三月三十一日までの間に第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した被保険者に対する第六十一条の五第二項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、「百分の二十

該当する者に係るものに限る。以下この条において同じ。）」とあるのは「前条第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する附則第七条第一項に規定する特別給付」と、「当該就業促進手当」とあるのは「当該特別給付」と、同条第二項中「特定就業促進手当受給者」とあるのは「特定特別給付受給者」と、「就業促進手当の支給」とあるのは「前条第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する附則第七条第一項に規定する特別給付の支給」と、「当該就業促進手当」とあるのは「当該特別給付」と、第六十一条の二第四項中「就業促進手当（第五十六条の二第一項第一号ロに該当する者に係るものに限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「就業促進手当（第五十六条の二第一項第一号ロに該当する者に係るものに限る。以下この項において同じ。）」又は就業促進手当に相当する附則第七条第一項に規定する特別給付（以下この項において「特別給付」という。）」と、「就業促進手当の」とあるのは「就業促進手当又は特別給付の」とする。

「とする。」

(国庫負担に関する暫定措置)

第十条 国庫は、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による国庫の負担については、当分の間、これらの規定にかかわらず、これらの規定による国庫の負担額の百分の五十五に相当する額を負担する。

2 国庫が前項に規定する額を負担する会計年度については、第六十六条第二項(第六十七条後段において読み替えて適用する場合を含む。)

及び第五項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合における第六十六条第六項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「附則第十条第一項」とする。

◎雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（平成二十二年四月施行）
（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（適用除外） 第六条 次の各号に掲げる者については、この法律は、適用しない。 一～二 （略） 三 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第九十二条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第十四条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者を含む。以下「船員」という。）であつて、漁船（政令で定めるものに限る。）に乗り組むため雇用される者（一年を通じて船員として適用事業に雇用される場合を除く。） 四 （略） （船員に関する特例） 第七十九条の二 船員である者が失業した場合には、第十条の四第二項中「又は業として」とあるのは「若しくは業として」と、「除く。」とあるのは「除く。」又は船員職業安定法第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者若しくは業として同条第五項に規定する職業指導（船員の職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（地方運輸局（運輸監理部</p>	<p>（適用除外） 第六条 次の各号に掲げる者については、この法律は、適用しない。 一～二 （略） 三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者 四 （略）</p>

、運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む第十五条第五項において同じ。）及び船員雇用促進センター（船員の雇用の促進に関する特別措置法第七条第二項に規定する船員雇用促進センターをいう。以下同じ。）を除く。）と、第十五条第二項から第四項まで、第十九条第三項、第二十条第一項及び第二項、第二十一条、第二十四条、第二十九条第二項、第三十条、第三十一条第二項、第三十二条第二項及び第三項、第三十三条第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条第一項、第二項及び第七項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第四項、第三十九条第二項、第四十条第三項及び第四項、第四十一条第一項、第四十七条第二項、第五十一条第一項、第五十二条第一項及び第二項、第五十三条第一項、第五十六条の二第一項並びに第五十九条第一項中「公共職業安定所」又は「公共職業安定所長」とあるのは「公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」又は「公共職業安定所長又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」と、第十五条第三項中「法令の規定に基づき失業者」とあるのは「失業者」と、同条第五項中「職業安定機関」とあるのは「職業安定機関、地方運輸局、船員雇用促進センター」と、第二十九条第一項、第三十二条第一項、第四十三条第一項第一号及び第五十八条第一項中「公共職業安定所」又は「公共職業安定所長の」とあるのは「公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の」又は「公共職業安定所長若しくは地方運輸局（運

輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長のと、第二十九条第一項中「公共職業安定所が」とあるのは「公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）が」と、第三十二条第一項第四号及び第五十二条第一項第三号中「事業所」とあるのは「事業所又は船員職業安定法第二十一条（第二項ただし書を除く。）の規定に該当する船舶」と、第五十八条第一項中「公共職業安定所長が」とあるのは「公共職業安定所長又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長が」とする。

第七十九条の三 第十五条第二項の規定（前条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）により、求職の申込みを受ける公共職業安定所長又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下この条において同じ。）の長は、その必要があると認めるときは、他の公共職業安定所長又は地方運輸局の長にその失業の認定を委嘱することができる。

附 則

（適用範囲に関する暫定措置）

第二条 次の各号に掲げる事業（国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業及び法人である事業主の事業（事務所に限る。）を

附 則

（適用範囲に関する暫定措置）

第二条 次の各号に掲げる事業（国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業及び法人である事業主の事業（事務所に限る。）を

除く。)であつて、政令で定めるものは、当分の間、第五条第一項の規定にかかわらず、任意適用事業とする。

一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

二 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業(船員が雇用される事業を除く。)

2 前項に規定する事業の保険関係の成立及び消滅については、徴収法附則の定めるところによるものとし、徴収法附則第二条又は第三条の規定により雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業は、第五条第一項に規定する適用事業に含まれるものとする。

除く。)であつて、政令で定めるものは、当分の間、第五条第一項の規定にかかわらず、任意適用事業とする。

一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

二 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業

2 前項に規定する事業の保険関係の成立及び消滅については、徴収法附則の定めるところによるものとし、徴収法附則第二条又は第三条の規定により雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業は、第五条第一項に規定する適用事業に含まれるものとする。

◎船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（平成十九年四月及び平成十九年十月施行）
 （第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第九条（略）</p> <p>②社会保険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ被保険者タリシ者ヲ使用セントスル船舶所有者若ハ事業主、被保険者タリシ者ニ対シ職業ノ紹介若ハ職業ノ指導ヲ為ス職業紹介事業者等（船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第四項ニ規定スル無料船員職業紹介事業者若ハ職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第七項ニ規定スル職業紹介事業者又ハ業トシテ船員職業安定法第六条第五項ニ規定スル職業指導（船員ノ職業ニ就カントスル者ノ適性、職業ノ経験其ノ他ノ実情ニ応ジテ為スモノニ限ル）若ハ職業安定法第四条第四項ニ規定スル職業指導（職業ニ就カントスル者ノ適性、職業ノ経験其ノ他ノ実情ニ応ジテ為スモノニ限ル）ヲ為ス者（地方運輸局ノ長（運輸監理部ノ長ヲ含ム第三十三条ノ八ノ二ニ於テ之ニ同ジ）、船員雇用促進センター（船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第七条第二項ニ規定スル船員雇用促進センターヲ謂フ以下之ニ同ジ）及公共職業安定所其ノ他ノ職業安定機関ヲ除ク）ヲ謂フ以下之ニ同ジ）又ハ第三十三条ノ十六ノ四第一項各号ノ一ニ該当スル者ニ対シ同項ニ規定スル社会保険庁長官ノ指定スル教育訓練ヲ為ス者（以下指定教育訓練実施者ト称ス）ニ対シ本法ノ施行ニ必要ナル報告ヲ為サシメ、文書ヲ提出セシムルコトヲ得</p> <p>③⑤（略）</p>	<p>第九条（略）</p> <p>②社会保険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ被保険者タリシ者ヲ使用セントスル船舶所有者若ハ事業主又ハ被保険者タリシ者ニ対シ職業ノ紹介若ハ職業ノ指導ヲ為ス職業紹介事業者等（船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第四項ニ規定スル無料船員職業紹介事業者若ハ職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第七項ニ規定スル職業紹介事業者又ハ業トシテ船員職業安定法第六条第五項ニ規定スル職業指導（船員ノ職業ニ就カントスル者ノ適性、職業ノ経験其ノ他ノ実情ニ応ジテ為スモノニ限ル）若ハ職業安定法第四条第四項ニ規定スル職業指導（職業ニ就カントスル者ノ適性、職業ノ経験其ノ他ノ実情ニ応ジテ為スモノニ限ル）ヲ為ス者（地方運輸局ノ長（運輸監理部ノ長ヲ含ム第三十三条ノ八ノ二ニ於テ之ニ同ジ）、船員雇用促進センター（船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第七条第二項ニ規定スル船員雇用促進センターヲ謂フ以下之ニ同ジ）及公共職業安定所其ノ他ノ職業安定機関ヲ除ク）ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ対シ本法ノ施行ニ必要ナル報告ヲ為サシメ、文書ヲ提出セシムルコトヲ得</p> <p>③⑤（略）</p>

第二十五条ノ三 (略)

②前項ノ場合ニ於テ船舶所有者、事業主、職業紹介事業者等若ハ指定教育訓練実施者ガ虚偽ノ報告、届出若ハ証明ヲ為シ又ハ保険医療機関（健康保険法第六十三条第三項第一号ニ規定スル病院又ハ診療所ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ於テ診療ニ従事スル保険医（同法第六十四条ニ規定スル保険医ヲ謂フ以下之ニ同ジ）若ハ同法第八十八条第一項ニ規定スル主治ノ医師ガ政府ニ提出セラルベキ診断書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル為其ノ保険給付ガ為サレタルモノナルトキハ政府ハ其ノ船舶所有者、事業主、職業紹介事業者等、指定教育訓練実施者、保険医又ハ主治ノ医師ニ対シ保険給付ヲ受ケタル者ト連帯シテ前項ノ徴収金ヲ納付スベキコトヲ命ズルコトヲ得

③ (略)

第三十三条ノ三 被保険者タリシ者ガ失業保険金ノ支給ヲ受クルニハ離職ノ日以前二年間ニ於テ其ノ者ノ第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間ガ通算シテ十二月以上ナルコトヲ要ス

②第三十三条ノ十二ノ二第二項各号ノ一ニ該当スル者（前項ノ規定ニ依リ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ヲ有スルコトトナル者ヲ除ク）ニ対スル前項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「二年間」トアルハ「一年間」ト「十二月」トアルハ「六月」トス

③第一項（前項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル場合ヲ含ム）ニ規定スル被保険者タリシ期間ニハ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於ケル船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル期間ハ之ヲ算入セズ但シ第一号又ハ第二号ノ規定ニ該当スル場合ニ於テ其ノ者ガ所定ノ期間ヲ超エテ引続キ同一船舶所有者ニ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十五条ノ三 (略)

②前項ノ場合ニ於テ船舶所有者、事業主若ハ職業紹介事業者等ガ虚偽ノ報告、届出若ハ証明ヲ為シ又ハ保険医療機関（健康保険法第六十三条第三項第一号ニ規定スル病院又ハ診療所ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ於テ診療ニ従事スル保険医（同法第六十四条ニ規定スル保険医ヲ謂フ以下之ニ同ジ）若ハ同法第八十八条第一項ニ規定スル主治ノ医師ガ政府ニ提出セラルベキ診断書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル為其ノ保険給付ガ為サレタルモノナルトキハ政府ハ其ノ船舶所有者、事業主、職業紹介事業者等、保険医又ハ主治ノ医師ニ対シ保険給付ヲ受ケタル者ト連帯シテ前項ノ徴収金ヲ納付スベキコトヲ命ズルコトヲ得

③ (略)

第三十三条ノ三 被保険者タリシ者ガ失業保険金ノ支給ヲ受クルニハ離職ノ日以前一年間ニ於テ其ノ者ノ第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間ガ通算シテ六月以上ナルコトヲ要ス

②前項ニ規定スル被保険者タリシ期間ニハ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於ケル船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル期間ハ之ヲ算入セズ但シ第一号又ハ第二号ノ規定ニ該当スル場合ニ於テ其ノ者ガ所定ノ期間ヲ超エテ引続キ同一船舶所有者ニ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一〇四 (略)

④第一項(第二項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ第三十三條ノ十第一項及第二項ニ規定スル期間内ニ再ビ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル後離職シタル場合ニ於テハ第一項(第二項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ該當セザルトキト雖モ前ノ資格ニ基ク失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得

第三十三條ノ十 (略)

② (略)

③前二項ニ規定スル期間内ニ第一項ニ規定スル者再ビ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレ新ニ第三十三條ノ三第一項(同條第二項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ該當スルニ至リタル後離職シタルトキハ前二項ノ期間ハ其ノ離職ノ日ノ翌日ヨリ新ニ之ヲ起算スルモノトシ前ノ資格ニ基ク失業保険金ハ之ヲ支給セズ

第三十三條ノ十二 (略)

② (略)

③前二項ノ算定基礎期間ハ此等ノ規定ノ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ基準日迄船員(第三十三條ノ三第三項各号ノ一ニ該當スル場合ニ於ケル船員ヲ除ク以下本項ニ於テ之ニ同ジ)トシテ引続キ同一ノ船舶所有者ニ使用セラレタル期間(当該使用セラレタル期間ニ係ル被保険者ノ資格ヲ取得シタル日前ニ被保険者タリシコトアル者(船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル者ニ限ル)ニ付テハ当該使用セラレタル期間ト当該被保険者タリシ期間ヲ通算シタル期間)トス但シ当該期間ニ次ノ各号ニ掲グル期間ガ含マルルトキハ当該各号ニ掲グル期間ニ該當

一〇四 (略)

③第一項ノ規定ニ依リ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ第三十三條ノ十第一項及第二項ニ規定スル期間内ニ再ビ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル後離職シタル場合ニ於テハ第一項ノ規定ニ該當セザルトキト雖モ前ノ資格ニ基ク失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得

第三十三條ノ十 (略)

② (略)

③前二項ニ規定スル期間内ニ第一項ニ規定スル者再ビ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレ新ニ第三十三條ノ三第一項ノ規定ニ該當スルニ至リタル後離職シタルトキハ前二項ノ期間ハ其ノ離職ノ日ノ翌日ヨリ新ニ之ヲ起算スルモノトシ前ノ資格ニ基ク失業保険金ハ之ヲ支給セズ

第三十三條ノ十二 (略)

② (略)

③前二項ノ算定基礎期間ハ此等ノ規定ノ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ基準日迄船員(第三十三條ノ三第二項各号ノ一ニ該當スル場合ニ於ケル船員ヲ除ク以下本項ニ於テ之ニ同ジ)トシテ引続キ同一ノ船舶所有者ニ使用セラレタル期間(当該使用セラレタル期間ニ係ル被保険者ノ資格ヲ取得シタル日前ニ被保険者タリシコトアル者(船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル者ニ限ル)ニ付テハ当該使用セラレタル期間ト当該被保険者タリシ期間ヲ通算シタル期間)トス但シ当該期間ニ次ノ各号ニ掲グル期間ガ含マルルトキハ当該各号ニ掲グル期間ニ該當

スル全テノ期間ヲ除キテ算定シタル期間トス
一・二 (略)

第三十三条ノ十六ノ二 被保険者ニシテ同一ノ船舶所有者ニ六十歳ニ達シタル日ノ前日ヨリ引続キ六十歳ニ達シタル日以後ノ日ニ於テ使用セラルルモノガ離職シ労働ノ意思及能力ヲ有スルに拘ラズ職業ニ就クコトヲ得ザル場合ニ於テ第三十三条ノ三第一項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ヲ有スルトキハ失業保険金ノ支給ニ代ヘテ高齢求職者給付金ヲ支給ス此ノ場合ニ於テ同項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「二年間」トアルハ「一年間」ト「十二月」トアルハ「六月」トス

②④ (略)

第三十三条ノ十六ノ四 教育訓練給付金ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ガ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ雇用ノ安定及就職ノ促進ヲ図ル為ニ必要ナル職業ニ関スル教育訓練トシテ社会保険庁長官ノ指定スル教育訓練ヲ受ケ当該教育訓練ヲ修了シタル場合(当該教育訓練ヲ為シタル指定教育訓練実施者ニ依リ其ノ旨ノ証明ガ為サレタル場合ニ限ル)ニ於テ支給要件期間ガ三年以上ナルトキニ之ヲ支給ス

一 当該教育訓練ヲ開始シタル日(以下本条ニ於テ基準日ト称ス)ニ被保険者(第十九条ノ三第一項ノ規定ニ依ル被保険者及第三十三条ノ三第三項各号ノ一ニ該当スル船員ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ)タル者

二 (略)

②③ (略)

④教育訓練給付金ノ額ハ第一項各号ニ掲グル者ガ同項ニ規定スル教育訓練ノ受講ノ為支払ヒタル費用(厚生労働省令ヲ以テ定ムル範囲内ノモ

スル全テノ期間ヲ除キテ算定シタル期間トス
一・二 (略)

第三十三条ノ十六ノ二 被保険者ニシテ同一ノ船舶所有者ニ六十歳ニ達シタル日ノ前日ヨリ引続キ六十歳ニ達シタル日以後ノ日ニ於テ使用セラルルモノガ離職シ労働ノ意思及能力ヲ有スルに拘ラズ職業ニ就クコトヲ得ザル場合ニ於テ第三十三条ノ三第一項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ヲ有スルトキハ失業保険金ノ支給ニ代ヘテ高齢求職者給付金ヲ支給ス

②④ (略)

第三十三条ノ十六ノ四 教育訓練給付金ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ガ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ雇用ノ安定及就職ノ促進ヲ図ル為ニ必要ナル職業ニ関スル教育訓練トシテ社会保険庁長官ノ指定スル教育訓練ヲ受ケ当該教育訓練ヲ修了シタル場合ニ於テ支給要件期間ガ三年以上ナルトキニ之ヲ支給ス

一 当該教育訓練ヲ開始シタル日(以下本条ニ於テ基準日ト称ス)ニ被保険者(第十九条ノ三第一項ノ規定ニ依ル被保険者及第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スル船員ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ)タル者

二 (略)

②③ (略)

④教育訓練給付金ノ額ハ第一項各号ニ掲グル者ガ同項ニ規定スル教育訓練ノ受講ノ為支払ヒタル費用(厚生労働省令ヲ以テ定ムル範囲内ノモ

ノニ限ル)ノ額(当該教育訓練ノ受講ノ為支払ヒタル費用ノ額ナルコトニ付テ当該教育訓練ヲ為シタル指定教育訓練実施者ニ依リ証明ガ為サレタルモノニ限ル)ニ百分ノ二十乃至百分ノ四十ノ範囲内ニ於テ厚生労働省令ヲ以テ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ガ厚生労働省令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユルトキハ当該厚生労働省令ヲ以テ定ムル額)トス

⑤ (略)

第三十四条 高齢雇用継続基本給付金ハ被保険者(第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スル場合ニ於ケル船員ヲ除ク以下本節ニ於テ之ニ同ジ)ノ支給対象月(当該被保険者ガ第一号ニ該当セザルニ至リタルトキハ同号ニ該当セザルニ至リタル日ノ属スル支給対象月以後ノ支給対象月)ニ於ケル報酬ノ額(以下本条ニ於テ対象月報酬月額ト称ス)ガ当該被保険者ヲ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ト、当該被保険者ガ五十五歳ニ達シタル日(当該被保険者ガ第一号ニ該当セザルニ至リタルトキハ同号ニ該当セザルニ至リタル日)ヲ離職ノ日ト看做シテ第三十条ノ九第一項ノ規定ヲ適用シタル場合ニ算定セラルルコトナル給付基礎日額ニ相当スル額(以下本条ニ於テ看做給付基礎日額ト称ス)ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ七十五ニ相当スル額ヲ下ルニ至リタル場合ニ当該支給対象月ニ付之ヲ支給ス但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一・二 (略)

②③⑥ (略)

第三十六条 (略)

②③⑥ (略)

ノニ限ル)ノ額ニ百分ノ二十乃至百分ノ四十ノ範囲内ニ於テ厚生労働省令ヲ以テ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ガ厚生労働省令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユルトキハ当該厚生労働省令ヲ以テ定ムル額)トス

⑤ (略)

第三十四条 高齢雇用継続基本給付金ハ被保険者(第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スル場合ニ於ケル船員ヲ除ク以下本節ニ於テ之ニ同ジ)ノ支給対象月(当該被保険者ガ第一号ニ該当セザルニ至リタルトキハ同号ニ該当セザルニ至リタル日ノ属スル支給対象月以後ノ支給対象月)ニ於ケル報酬ノ額(以下本条ニ於テ対象月報酬月額ト称ス)ガ当該被保険者ヲ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ト、当該被保険者ガ五十五歳ニ達シタル日(当該被保険者ガ第一号ニ該当セザルニ至リタルトキハ同号ニ該当セザルニ至リタル日)ヲ離職ノ日ト看做シテ第三十条ノ九第一項ノ規定ヲ適用シタル場合ニ算定セラルルコトナル給付基礎日額ニ相当スル額(以下本条ニ於テ看做給付基礎日額ト称ス)ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ七十五ニ相当スル額ヲ下ルニ至リタル場合ニ当該支給対象月ニ付之ヲ支給ス但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一・二 (略)

②③⑥ (略)

第三十六条 (略)

②③⑥ (略)

⑦ 育児休業基本給付金ノ支給ヲ受ケタルコトアル者ニ対スル第三十三条ノ十二第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「トス但シ当該期間ニ」トアルハ「トシ当該使用セラレタル期間又ハ当該被保険者タリシ期間ニ育児休業基本給付金ノ支給ニ係ル休業ヲ為シタル期間アルトキハ当該休業ヲ為シタル期間ヲ除キ算定シタル期間トス但シ当該使用セラレタル期間又ハ当該被保険者タリシ期間ニ」トス

第五十八条 国庫ハ求職者等給付（就業促進手当及高齢求職者給付金ヲ除ク次項ニ於テ同ジ）ノ支給ニ要スル費用ノ四分ノ一及雇用継続給付（高齢雇用継続基本給付金及高齢再就職給付金ヲ除ク）ノ支給ニ要スル費用ノ八分ノ一ヲ負担ス

②④ (略)

第五十九条 (略)

②④ (略)

⑤ 一般保険料率ハ当分ノ間左ノ通りトス

一 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三条ノ三第三項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ百十三ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率（第五十九条ノ三ノ規定ニ依ル特別失業保険料率ノ適用アル船舶所有者ニ使用セラルル被保険者ニ付テハ其ノ率ニ特別失業保険料率ヲ更ニ加ヘタル率）

二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三条ノ三第三項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ千分ノ九十九ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率

三 (略)

⑥⑩ (略)

第五十八条 国庫ハ求職者等給付（就業促進手当及高齢求職者給付金ヲ除ク次項ニ於テ同ジ）ノ支給ニ要スル費用ノ四分ノ一及雇用継続給付ノ支給ニ要スル費用ノ八分ノ一ヲ負担ス

②④ (略)

第五十九条 (略)

②④ (略)

⑤ 一般保険料率ハ当分ノ間左ノ通りトス

一 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ百十七ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率（第五十九条ノ三ノ規定ニ依ル特別失業保険料率ノ適用アル船舶所有者ニ使用セラルル被保険者ニ付テハ其ノ率ニ特別失業保険料率ヲ更ニ加ヘタル率）

二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ千分ノ九十九ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率

三 (略)

⑥⑩ (略)

⑪厚生労働大臣ハ前項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ社会保障審議会ノ議ヲ経テ一年以内ノ期間ヲ定メ第五項第一号ニ掲グル率ニ千分ノ四ヲ増減シタル率ノ範囲内ニ於テ同号ノ一般保険料率ヲ変更スルコトヲ得

⑫ (略)

第六十条 被保険者ハ保険料額ノ中左ノ區別ニ依ル額ヲ負担シ被保険者ヲ使用スル船舶所有者ハ保険料額ノ中被保険者ノ負担スル額ヲ除キタル額ヲ負担ス

- 一 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者(介護保険第二号被保険者タルモノニ限ル)ニシテ第三十三条ノ第三項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ五十二・五(第五十九条第九項又ハ第十一项ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率)ヲ乗ジテ得タル額ト標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額
- 二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者(介護保険第二号被保険者タルモノニ限ル)ニシテ第三十三条ノ第三項各号ノ一二該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ四十五・五(第五十九条第九項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率)ヲ乗ジテ得タル額ト標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額

三 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者(介護保険第二号被保険者タル被

⑪厚生労働大臣ハ前項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ社会保障審議会ノ議ヲ経テ第五項第一号ニ掲グル率ニ千分ノ二ヲ増減シタル率ノ範囲内ニ於テ同号ノ一般保険料率ヲ変更スルコトヲ得

⑫ (略)

第六十条 被保険者ハ保険料額ノ中左ノ區別ニ依ル額ヲ負担シ被保険者ヲ使用スル船舶所有者ハ保険料額ノ中被保険者ノ負担スル額ヲ除キタル額ヲ負担ス

- 一 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者(介護保険第二号被保険者タルモノニ限ル)ニシテ第三十三条ノ第三項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ五十四・五(第五十九条第九項又ハ第十一项ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率)ヲ乗ジテ得タル額ト標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額
- 二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者(介護保険第二号被保険者タルモノニ限ル)ニシテ第三十三条ノ第三項各号ノ一二該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ四十五・五(第五十九条第九項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率)ヲ乗ジテ得タル額ト標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額

三 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者(介護保険第二号被保険者タル被

保険者以外ノモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第三項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ五十二・五（第五十九条第九項又ハ第十一项ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額

四 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者タル被保険者以外ノモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第三項各号ノ一二該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ四十五・五（第五十九条第九項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額

② (略)

附則

②③第三十三条ノ三第三項第四号ノ規定ニ該当スル場合ニ於ケル船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル期間（以下本項ニ於テ第四号期間ト称ス）ヲ有スル被保険者（本項ノ規定ニ基キ高齢求職者給付金ノ支給ヲ受ケタルコトアル被保険者及其ノ使用セララルル期間ガ短期間等命令ヲ以テ定ムル理由ニ該当スル被保険者ヲ除ク）ガ此等ノ者ノ就業及生活ノ実態ヲ参酌シ政令ヲ以テ定ムル日迄ニ命令ノ定ムル所ニ依リ申出ヲ為シ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ガ命令ヲ以テ定ムル基準ニ従ヒ必要アリト認ムルトキハ同条第三項本文ノ規定ニ拘ラズ第四号期間ハ同条第一項ニ規定スル被保険者タリシ期間ニ算入スルモノトシ

保険者以外ノモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ五十四・五（第五十九条第九項又ハ第十一项ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額

四 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者タル被保険者以外ノモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一二該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ四十五・五（第五十九条第九項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額

② (略)

附則

②③第三十三条ノ三第二項第四号ノ規定ニ該当スル場合ニ於ケル船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル期間（以下本項ニ於テ第四号期間ト称ス）ヲ有スル被保険者（本項ノ規定ニ基キ高齢求職者給付金ノ支給ヲ受ケタルコトアル被保険者及其ノ使用セララルル期間ガ短期間等命令ヲ以テ定ムル理由ニ該当スル被保険者ヲ除ク）ガ此等ノ者ノ就業及生活ノ実態ヲ参酌シ政令ヲ以テ定ムル日迄ニ命令ノ定ムル所ニ依リ申出ヲ為シ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ガ命令ヲ以テ定ムル基準ニ従ヒ必要アリト認ムルトキハ同条第二項本文ノ規定ニ拘ラズ第四号期間ハ同条第一項ニ規定スル被保険者タリシ期間ニ算入スルモノトシ

第三十三条ノ十六ノ二ノ規定ヲ適用ス此ノ場合ニ於テ同条第一項中「同一ノ船舶所有者ニ六十歳ニ達シタル日ノ前日ヨリ引続キ」トアルハ「船舶所有者ニ」トス

②5 国庫ハ第五十八条第一項ノ規定ニ依ル国庫ノ負担ニ付テハ当分ノ間此ノ規定ニ拘ラズ此ノ規定ニ依ル国庫ノ負担額ノ百分ノ五十五ニ相当スル額ヲ負担ス

②6 国庫ガ前項ニ規定スル額ヲ負担スル会計年度ニ付テハ第五十八条第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

②7 附則第二十五項ノ規定ノ適用アル場合ニ於ケル第五十八条第三項及第四項ノ規定ノ適用ニ付テハ同条第三項中「前二項」トアルハ「附則第二十五項」ト同条第四項中「前三項」トアルハ「前項及附則第二十五項」トス

②8 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）ノ施行ノ日ノ属スル月乃至平成二十二年三月分迄ノ保険料率ニ付テハ第五十九条第五項第一号中「千分ノ百十三」トアルハ「千分ノ百十一」ト第六十条第一項第一号及第三号中「千分ノ五十二・五」トアルハ「千分ノ五十・五」トス

②9 第三十三条ノ十六ノ四第一項各号ノ一ニ該当スル者ニシテ同項第一号ニ規定スル基準日前ニ教育訓練給付金ノ支給ヲ受ケザルモノニ対スル同項ノ規定ノ適用ニ付テハ当分ノ間同項中「三年」トアルハ「一年」トス

第三十三条ノ十六ノ二ノ規定ヲ適用ス此ノ場合ニ於テ同条第一項中「同一ノ船舶所有者ニ六十歳ニ達シタル日ノ前日ヨリ引続キ」トアルハ「船舶所有者ニ」トス

③⑩平成二十二年三月三十一日迄ノ間第三十六条第一項ニ規定スル休業ヲ開始シタル被保険者ニ対スル第三十七条第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「百分ノ十」トアルハ「百分ノ二十」トス

③①
③③
(略)

②⑤
②⑦
(略)

◎船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（平成二十二年四月施行）
（第四条関係）

（注）改正案に対応する現行条文を参考掲載したものである。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 保険者（第四条―第十条）</p> <p>第三章 被保険者</p> <p> 第一節 資格（第十一条―第十五条）</p> <p> 第二節 標準報酬月額及び標準賞与額（第十六条―第二十三条）</p> <p> 第三節 届出等（第二十四条―第二十八条）</p> <p>第四章 保険給付</p> <p> 第一節 通則（第二十九条―第五十二条）</p> <p> 第二節 職務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付</p> <p> 第一款 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給（第五十三条―第六十八条）</p> <p> 第二款 傷病手当金及び葬祭料の支給（第六十九条―第七十二条）</p> <p> 第三款 出産育児一時金及び出産手当金の支給（第七十三条―第七十五条）</p> <p> 第四款 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族葬祭料及び家族出産育児一時金の支給（第七十六条―第八</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十六条）</p> <p>第二章 被保険者（第十七条―第二十一条）</p> <p>第二章ノ二 届出等（第二十一条ノ二―第二十一条ノ五）</p> <p>第三章 保険給付及福祉事業</p> <p> 第一節 総則（第二十二条―第二十七条ノ四）</p> <p> 第二節 療養ノ給付及傷病手当金等（第二十八条―第三十一条ノ七）</p> <p> 第三節 出産育児一時金及出産手当金（第三十二条―第三十三条）</p> <p> 第四節 失業等給付（第三十三条ノ二―第三十九条）</p> <p> 第五節 障害年金、障害手当金及介護料（第四十条―第四十九条）</p> <p> 第六節 行方不明手当金（第四十九条ノ二―第四十九条ノ七）</p> <p> 第七節 遺族年金及葬祭料</p> <p> 第一款 遺族年金（第五十条―第五十条ノ八）</p> <p> 第二款 葬祭料（第五十条ノ九・第五十条ノ十）</p> <p> 第八節 保険給付ノ制限（第五十一条―第五十七条）</p> <p> 第九節 福祉事業（第五十七条ノ二・第五十七条ノ三）</p> <p>第四章 費用ノ負担（第五十八条―第六十二条ノ四）</p> <p>第五章 不服申立（第六十三条―第六十六条）</p> <p>第六章 罰則（第六十七条―第七十一条）</p>

十二条)

第五款 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給(第八十三条

・第八十四条)

第三節 職務上の事由若しくは通勤による疾病、負傷、障害若しく

は死亡又は職務上の事由による行方不明に関する保険給付

第一款 休業手当金の支給(第八十五条・第八十六条)

第二款 障害年金及び障害手当金の支給(第八十七条―第九十二
条)

第三款 行方不明手当金の支給(第九十三条―第九十六条)

第四款 遺族年金の支給(第九十七条―第一百条)

第四節 保険給付の制限(第一百三条―第一百条)

第五章 保健事業及び福祉事業(第一百一十一条)

第六章 費用の負担(第一百十二条―第一百三十七条)

第七章 不服申立て(第一百三十八条―第一百四十一条)

第八章 雑則(第一百四十二条―第一百五十五条)

第九章 罰則(第一百五十六条―第一百六十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、船員の職務外の事由による疾病、負傷若しくは死
亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保
険給付を行うとともに、労働者災害補償保険による保険給付と併せて
船員の職務上の事由又は通勤による疾病、負傷、障害又は死亡に関し
て保険給付を行うこと等により、船員の生活の安定と福祉の向上に寄

附則

第一条 船員保険ニ於テハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ疾病、負傷
、分娩、死亡、失業、職業ニ関スル教育訓練ノ受講、雇用ノ継続ガ困
難ト為ル事由ノ発生、職務上ノ事由若ハ通勤ニ因ル障害又ハ職務上ノ
事由ニ因ル行方不明ニ関シ保険給付ヲ為シ併セテ被保険者ノ被扶養者
ノ疾病、負傷、分娩又ハ死亡ニ関シ保険給付ヲ為スモノトス

与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「被保険者」とは、船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員（以下「船員」という。）として船舶所有者に使用される者及び疾病任意継続被保険者をいう。

2 この法律において「疾病任意継続被保険者」とは、船舶所有者に使用されなくなったため、被保険者（独立行政法人等職員被保険者を除く。）の資格を喪失した者であつて、喪失の日の前日まで継続して二年以上被保険者（疾病任意継続被保険者又は国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく共済組合の組合員である被保険者を除く。）であつたもののうち、健康保険法（大正十一年法律第七十号）による全国健康保険協会に申し出て、継続して被保険者になつた者をいう。ただし、健康保険の被保険者（同法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。以下同じ。）又は後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）若しくは同条各号のいずれかに該当する者であつて同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（独立行政法人等職員被保険者を除く。以下「後期高齢者医療の被保険者等」と総称する。）である者は、この限りでない。

3 この法律において「独立行政法人等職員被保険者」とは、国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員（特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特

第十七条 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条ニ規定スル船員（以下船員ト称ス）トシテ船舶所有者ニ使用セラルル者ハ船員保険ノ被保険者トス但シ国又ハ地方公共団体ニ使用セラルル者ニシテ恩給法ノ適用ヲ受クルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第十九条ノ三 第十九条ノ規定ニ依リ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ日ノ前日迄継続シテ二月以上第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシモノハ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ二十日以内ニ被保険者タラントスル申請ヲ為ストキハ継続シテ被保険者ト為ルコトヲ得但シ健康保険ノ被保険者（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第二項ニ規定スル日雇特例被保険者ヲ除ク以下之ニ同ジ）又ハ後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ハ此ノ限ニ在ラズ

定独立行政法人をいう。)以外の独立行政法人(同条第一項に規定する独立行政法人をいう。)のうち別表第一に掲げるもの並びに国立大学法人(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人に常時勤務することを要する者(同表に掲げる法人に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。)に限る。)である被保険者(疾病任意継続被保険者を除く。)をいう。

4 この法律において「報酬」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他のいかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。

5 この法律において「賞与」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他のいかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのもののうち、三月を超える期間ごとに受けるものをいう。

6 この法律において「通勤」とは、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第一項第二号の通勤をいう。

7 この法律において「最終標準報酬月額」とは、被保険者又は被保険者であった者の障害又は死亡の原因となった疾病又は負傷の発した日(第四十二条の規定により死亡したものと推定された場合は、死亡の推定される事由の生じた日)の属する月の標準報酬月額をいう。

8 この法律において「最終標準報酬月額」とは、最終標準報酬月額の三十分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときは、

第三条 本法ニ於テ報酬ト称スルハ船舶所有者ニ使用セラルル者ガ労務ノ対償トシテ受クル賃金、給料、俸給、手当又ハ賞与及之ニ準ズベキモノヲ謂フ但シ臨時ニ受クルモノ及三月ヲ超ユル期間毎ニ受クルモノハ此ノ限ニ在ラズ

②本法ニ於テ賞与ト称スルハ前項ニ規定スル賃金、給料、俸給、手当又ハ賞与及之ニ準ズベキモノニシテ三月ヲ超ユル期間毎ニ受クルモノヲ謂フ

第一条

②前項ノ通勤トハ労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)

第七条第一項第二号ノ通勤ヲ謂フ

第二十七条ノ三 本章ニ於テ最終標準報酬月額トハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ障害又ハ死亡ノ原因ト為リタル疾病又ハ負傷ノ発シタル日(第十一条ノ規定ニ依リ死亡シタルモノト推定セラレタル場合ニ在リテハ死亡ノ推定セララルル事由ノ生ジタル日)ノ属スル月ノ標準報酬月額ヲ謂フ

これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)をいう。

9 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りでない。

- 一 被保険者（後期高齢者医療の被保険者等である者を除く。以下この項において同じ。）の直系尊属、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の子、孫及び弟妹であつて、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- 二 被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであつて、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- 三 被保険者の配偶者で婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であつて、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- 四 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であつて、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

(船舶所有者に関する規定の適用)

第三条 この法律及びこの法律に基づいて発する命令のうち船舶所有者

第一条

③第一項ノ被扶養者ノ範囲ハ左ニ掲グルモノトス但シ後期高齢者医療ノ被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条ノ規定ニ依ル被保険者ヲ謂フ）及同条各号ノ一ニ該当スル者ニシテ同法第五十一条ノ規定ニ依リ後期高齢者医療ノ被保険者ト為ラザリシモノ（以下後期高齢者医療ノ被保険者等ト称ス）ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ヲ除ク以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ノ直系尊属、配偶者（届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ）、子、孫及弟妹ニシテ主トシテ其ノ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ
- 二 被保険者ノ三親等内ノ親族ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ
- 三 被保険者ノ配偶者ニシテ届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ルモノノ父母及子ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ
- 四 前号ノ配偶者ノ死亡後ニ於ケル其ノ父母及子ニシテ引続キ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

第十条 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令中船舶所有者トアルハ船舶共

に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人に、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合にはその者に適用する。

(削除)

第二章 保険者

(管掌)

第四条 船員保険は、健康保険法による全国健康保険協会（以下「協会」という。）が、管掌する。

2 前項の規定により協会が管掌する船員保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収（疾病任意継続被保険者に係るものを除く。）並びにこれらに附帯する業務は、社会保険庁長官が行う。

(業務)

第五条 協会は、船員保険事業に関する業務として、次に掲げる業務を行う。

- 一 第四章の規定による保険給付に関する業務
- 二 第五章の規定による保健事業及び福祉事業に関する業務
- 三 前二号に掲げる業務のほか、船員保険事業に関する業務であつて前条第二項の規定により社会保険庁長官が行う業務以外のもの
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

有ノ場合ニ在リテハ船舶管理人、船舶貸借ノ場合ニ在リテハ船舶借入人、船舶所有者、船舶管理人及船舶借入人以外ノ者ガ船員ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ者トス

第十六条 管海官庁ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ船員保険ニ関スル事務ノ一部ヲ行フ

第二条 船員保険ハ政府之ヲ管掌ス

(船員保険協議会)

第六条 船員保険事業に関して船舶所有者及び被保険者(その意見を代表する者を含む。以下この条において同じ。)の意見を聴き、当該事業の円滑な運営を図るため、協会に船員保険協議会を置く。

2 船員保険協議会の委員は、十二人以内とし、船舶所有者、被保険者及び船員保険事業の円滑かつ適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 前項の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 船員保険協議会の委員は、再任されることができる。

(船員保険協議会の職務)

第七条 協会の理事長(以下「理事長」という。)は、次に掲げる事項の立案をしようとするときは、あらかじめ、船員保険協議会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

一 定款(船員保険事業に係る部分に限る。)の変更

二 健康保険法第七条の二十二第一項に規定する運営規則(船員保険事業に係る部分に限る。)の変更

三 協会の毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算(船員保険事業に係る部分に限る。)

四 協会の重要な財産の処分又は重大な債務の負担(船員保険事業に係るものに限る。)

五 その他船員保険事業に関する重要事項として厚生労働省令で定めるもの

2 理事長は、前項各号に掲げる事項については、協会における船員保険事業に係る業務の円滑な運営を確保する観点から、健康保険法第七

条の十九第一項の規定により運営委員会（同法第七条の十八第一項に規定する運営委員会をいう。以下同じ。）の議を経なければならぬ。ただし、前項第二号の運営規則の変更のうち厚生労働省令で定める軽微なものについては、理事長は、運営委員会の議を経ないで行うことができる。

3 第一項各号に規定する事項のほか、船員保険協議会は、船員保険事業に関し、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。

4 前三項に定めるもののほか、船員保険協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（定款）

第八条 協会に定款には、健康保険法第七条の六第一項各号に掲げる事項のほか、船員保険協議会に関する事項を定めなければならない。

（区分経理）

第九条 協会は、船員保険事業に関する業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

（健康保険法の特例）

第十条 第五条の規定により協会が同条各号に掲げる業務を行う場合には、健康保険法第七条の十九第一項第二号中「変更」とあるのは「変更（船員保険事業に関する事項で船員保険法第七条第二項の厚生労働省令で定める軽微なものを除く。）」と、同法第七条の二十中「運営委員会」とあるのは「運営委員会及び船員保険法第六条第一項に規定

する船員保険協議会」と、同法第七条の二十八第二項中「決算報告書」とあるのは「予算の区分に従い作成した決算報告書」と、同法第七条の三十七第一項中「健康保険事業」とあるのは「健康保険事業又は船員保険事業」と、同法第二項中「運営委員会」とあるのは「運営委員会又は船員保険法第六条第一項に規定する船員保険協議会」と、同法第七条の四十一中「この法律及びこの法律」とあるのは「この法律及び船員保険法並びにこれらの法律」と、同法第二百七条の二中「第七条の三十七第一項（同法第二項及び第二十二條の二において準用する場合を含む。）」とあるのは「第七条の三十七第一項（船員保険法第十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）（第七条の三十七第二項（同法第十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二十二條の二において準用する場合を含む。）とする。」

（削除）

第三章 被保険者

第一節 資格

（資格取得の時期）

第十一条 被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。以下この条から第十四条までにおいて同じ。）は、船員として船舶所有者に使用されるに至った日から、被保険者の資格を取得する。

第九条ノ四 船員保険ヲ管掌シタル政府ノ職員又ハ職員タリシ者ハ船員
保険事業（第三章第四節乃至第六節及第七節第一款ニ規定スル保険給
付ニ関スル事業ヲ除ク）ニ関シテ職務上知得シタル秘密ヲ正当ノ理由
ナクシテ漏ラサザルベシ

第十八条 被保険者ハ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラルルニ至リタル
日ヨリ其ノ資格ヲ取得ス

(資格喪失の時期)

第十二条 被保険者は、死亡した日又は船員として船舶所有者に使用されなくなるに至った日の翌日(その事実があった日に更に前条に該当するに至ったときは、その日)から、被保険者の資格を喪失する。

(疾病任意継続被保険者の申出等)

第十三条 第二条第二項の申出は、被保険者の資格を喪失した日から二十日以内になければならない。ただし、協会は、正当な理由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であっても、受理することができる。

2 第二条第二項の申出をした者が、初めて納付すべき保険料をその納付期日までに納付しなかったときは、同項の規定にかかわらず、その者は、疾病任意継続被保険者とならなかつたものとみなす。ただし、その納付の遅延について正当な理由があると協会が認めるときは、この限りでない。

(疾病任意継続被保険者の資格喪失)

第十四条 疾病任意継続被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(第四号から第六号までのいずれかに該当するに至つ

第十九条 被保険者ハ死亡シタル日又ハ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス但シ其ノ事実アリタル日ニ更ニ前条ノ規定ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

第十九条ノ三 第十九条ノ規定ニ依リ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ日ノ前日迄継続シテ二月以上第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシモノハ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ二十日以内ニ被保険者タルトスル申請ヲ為ストキハ継続シテ被保険者ト為ルコトヲ得但シ健康保険ノ被保険者(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第二項ニ規定スル日雇特別被保険者ヲ除ク以下之ニ同ジ)又ハ後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ハ此ノ限ニ在ラズ

②前項ニ規定スル期限ヲ経過シタル申請ト雖モ社会保険庁長官正当ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ受理スルコトヲ得

③第一項ノ規定ニ依ル申出ヲ為シタル者ガ初テ納付スベキ保険料ヲ其ノ納付期日迄ニ納付セザルトキハ其ノ者ハ同項ノ規定ニ依ル被保険者ト為ラザリシモノト看做ス但シ其ノ納付ノ遅延ニ付社会保険庁長官正当ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十九条ノ四 前条ノ規定ニ依ル被保険者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リタル日ノ翌日(第四号乃至第六号ニ該当スルニ至リタルトキハ其

たときは、その日）から、その資格を喪失する。

一 疾病任意継続被保険者となった日から起算して二年を経過したとき。

二 死亡したとき。

三 保険料（初めて納付すべき保険料を除く。）を納付期日までに納付しなかったとき（納付の遅延について正当な理由があると協会が認めたとときを除く。）。

四 被保険者となつたとき。

五 健康保険の被保険者となつたとき。

六 後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

（資格の得喪の確認）

第十五条 被保険者の資格の取得及び喪失は、社会保険庁長官の確認によつて、その効力を生ずる。ただし、疾病任意継続被保険者の資格の取得及び喪失は、この限りでない。

2 前項の確認は、第二十四条の規定による届出若しくは第二十七条第一項の規定による請求により、又は職権で行うものとする。

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第二節 標準報酬月額及び標準賞与額

（標準報酬月額）

第十六条 標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区

ノ日）ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

一 被保険者ト為リタル日ヨリ起算シ二年ヲ経過シタルトキ

二 死亡シタルトキ

三 保険料（初テ納付スベキ保険料ヲ除ク）ヲ納付期日迄ニ納付セザルトキ但シ保険料ノ納付ノ遅延ニ付社会保険庁長官正当ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

四 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ト為リタルトキ

五 健康保険ノ被保険者ト為リタルトキ

六 後期高齢者医療ノ被保険者等ト為リタルトキ

第十九条ノ二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ノ取得及喪失並ニ被保険者ノ種別（其ノ期間ガ失業等給付ノ受給要件タル被保険者タリシ期間ニ算入セラルル被保険者ナルヤ否ヤノ区別ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ変更ハ社会保険庁長官ノ確認ニ依リ其ノ効力ヲ生ズ

②前項ノ確認ハ第二十一条ノ二ノ規定ニ依ル届出若ハ第二十一条ノ五第一項ノ規定ニ依ル請求ニ依リ又ハ職権ヲ以テ之ヲ行フモノトス

第二十条 第十九条ノ二第一項ノ規定ニ依ル確認ニ付テハ行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及第十四条ヲ除ク）ノ規定ヲ適用セズ

第四条 標準報酬月額ハ被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ区分ニ依リ之ヲ

分によって定める。

標準報酬 月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	五八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満
第二級	六八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円以上 七三、〇〇〇円未満
第三級	七八、〇〇〇円	七三、〇〇〇円以上 八三、〇〇〇円未満
第四級	八八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上 九三、〇〇〇円未満
第五級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第六級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第七級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第八級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第九級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第一〇級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第一一級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満

定ム

標準報酬 月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	五八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満
第二級	六八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円以上 七三、〇〇〇円未満
第三級	七八、〇〇〇円	七三、〇〇〇円以上 八三、〇〇〇円未満
第四級	八八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上 九三、〇〇〇円未満
第五級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第六級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第七級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第八級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第九級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第一〇級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第一一級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満

第二四級	第三三級	第三二級	第二二級	第二〇級	第一九級	第一八級	第一七級	第一六級	第一五級	第一四級	第三三級	第二二級
三四〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	二八〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円
三五〇、〇〇〇円未満 三三〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満 三一〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満 二九〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満 二七〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満 二五〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満 二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満 二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満 一九五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満 一八五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満 一七五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満 一六五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満 一五五、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満 一四六、〇〇〇円以上

第二四級	第三三級	第三二級	第二二級	第二〇級	第一九級	第一八級	第一七級	第一六級	第一五級	第一四級	第三三級	第二二級
三四〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	二八〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円
三五〇、〇〇〇円未満 三三〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満 三一〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満 二九〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満 二七〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満 二五〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満 二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満 二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満 一九五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満 一八五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満 一七五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満 一六五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満 一五五、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満 一四六、〇〇〇円以上

第三七級	第三六級	第三五級	第三四級	第三三級	第三二級	第三一級	第三〇級	第二九級	第二八級	第二七級	第二六級	第二五級
七一〇、〇〇〇円	六八〇、〇〇〇円	六五〇、〇〇〇円	六二〇、〇〇〇円	五九〇、〇〇〇円	五六〇、〇〇〇円	五三〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	四七〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円	三八〇、〇〇〇円	三六〇、〇〇〇円
六九五、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円未満 六九五、〇〇〇円未満	六六五、〇〇〇円未満 六三五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満 六〇五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満 五七五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満 五四五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満 五一五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満 四八五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満 四五五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満 四二五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満 三九五、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満 三七〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満 三五〇、〇〇〇円以上

第三七級	第三六級	第三五級	第三四級	第三三級	第三二級	第三一級	第三〇級	第二九級	第二八級	第二七級	第二六級	第二五級
七一〇、〇〇〇円	六八〇、〇〇〇円	六五〇、〇〇〇円	六二〇、〇〇〇円	五九〇、〇〇〇円	五六〇、〇〇〇円	五三〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	四七〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円	三八〇、〇〇〇円	三六〇、〇〇〇円
六九五、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円未満 六九五、〇〇〇円未満	六六五、〇〇〇円未満 六三五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満 六〇五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満 五七五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満 五四五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満 五一五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満 四八五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満 四五五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満 四二五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満 三九五、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満 三七〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満 三五〇、〇〇〇円以上

第三八級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上 七七〇、〇〇〇円未満
第三九級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上 八一〇、〇〇〇円未満
第四〇級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上 八五五、〇〇〇円未満
第四一級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上 九〇五、〇〇〇円未満
第四二級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上 九五五、〇〇〇円未満
第四三級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上 一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四四級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上 一、〇五五、〇〇〇円未満
第四五級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上 一、一一五、〇〇〇円未満
第四六級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円以上 一、一七五、〇〇〇円未満
第四七級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上

2 前項の規定による標準報酬月額額の等級区分は、被保険者の受ける報酬の水準に著しい変動があつた場合においては、変動後の水準に照らし、速やかに、改定を行うものとする。

第三八級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上 七七〇、〇〇〇円未満
第三九級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上 八一〇、〇〇〇円未満
第四〇級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上 八五五、〇〇〇円未満
第四一級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上 九〇五、〇〇〇円未満
第四二級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上 九五五、〇〇〇円未満
第四三級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上 一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四四級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上 一、〇五五、〇〇〇円未満
第四五級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上 一、一一五、〇〇〇円未満
第四六級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円以上 一、一七五、〇〇〇円未満
第四七級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上

第四条ノ四 第四条第一項ノ規定ニ依ル標準報酬月額ノ区分ハ被保険者ノ受クル報酬ノ水準ニ著シキ変動アリタル場合ニ於テハ変動後ノ水準ニ即シ速ニ改定ノ措置ガ講ゼラルベキモノトス

(被保険者の資格を取得した際の決定)

第十七条 社会保険庁長官は、被保険者の資格を取得した者があるときは、標準報酬月額を決定する。

(改定)

第十八条 社会保険庁長官は、被保険者の報酬(歩合により定める報酬を除く。)が、報酬に増減があつたことにより、従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しなくなった場合においては、報酬に増減があつた月の翌月(報酬に増減があつた日が月の初日の場合には、その月)からその標準報酬月額を改定する。

2 社会保険庁長官は、報酬が歩合によつて定められる被保険者については、歩合による報酬の算出の基礎となる要素であつて厚生労働省令で定めるものに変更があつたことにより、当該被保険者に支払われるべき報酬が従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しなくなった場合は、変更があつた月の翌月(変更があつた日が月の初日の場合には、その月)からその標準報酬月額を改定する。

3 社会保険庁長官は、報酬が歩合によつて定められる被保険者については、前項の規定によるほか、毎年、九月一日(以下この項及び第二十条第一項において「基準日」という。)に報酬月額を算定し、従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しない場合は、基準日の属する月からその標準報酬月額を改定する。ただし、次に掲げる被保険者については、この限りでない。

一 基準日前一年以内に被保険者の資格を取得した者又は前項の規定により基準日前一年以内のいずれかの月から標準報酬月額が改定された被保険者であつて当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が第二十条第一項第五号イ又はロに掲げる額を基準として算定された

第四条

②被保険者ノ資格ヲ取得シタル者アルトキハ社会保険庁長官其ノ標準報酬月額ヲ定ム

③歩合ニ依リ定ムル報酬ヲ除クノ外被保険者ノ報酬ガ其ノ増減アリタルニ因リ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬月額ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ其ノ報酬ニ増減アリタル月ノ翌月(報酬ニ増減アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月)ヨリ其ノ標準報酬月額ヲ改定ス

④報酬ガ歩合ニ依リ定メラルル被保険者ニ付歩合ニ依ル報酬ノ額ノ算出ノ基礎トナル要素ニシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムルモノニ変更アリタルニ因リ当該被保険者ニ支払ハルベキ報酬ガ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬月額ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ其ノ変更アリタル月ノ翌月(其ノ変更アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月)ヨリ其ノ標準報酬月額ヲ改定ス

⑤報酬ガ歩合ニ依リ定メラルル被保険者ニ付テハ前項ノ規定ニ依ルノ外社会保険庁長官ハ厚生労働大臣ノ定ムル月ノ初日(以下本条及第四条ノ三ニ於テ基準日ト称ス)現在ニ依リ毎年報酬月額ヲ算定シ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬月額ニ該当セザル場合ニ於テハ基準日ノ属スル月ヨリ其ノ標準報酬月額ヲ改定ス但シ左ニ掲グル被保険者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 基準日前一年以内ニ第二項ノ規定ニ依リ標準報酬月額ガ定メラレ又ハ基準日前一年以内ノ何レカノ月ヨリ前項ノ規定ニ依リ標準報酬月額ガ改定セラレタル被保険者ニシテ当該標準報酬月額ノ基礎ト為リタル報酬月額ガ第四条ノ三第一項第五号イ又ハロニ掲グル額ヲ基

もの

二 前号に掲げる被保険者と同一の船舶に乗り組む被保険者

(育児休業等を終了した際の改定)

第十九条 社会保険庁長官は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）を終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次条において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される船舶所有者を經由して厚生労働省令で定めるところにより社会保険庁長官に申出をしたときは、前条の規定によるほか、育児休業等終了日の翌日において報酬月額を算定し、従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しない場合においては、育児休業等終了日の翌日の属する月の翌月（育児休業等終了日の翌日が月の初日の場合には、その月）からその標準報酬月額を改定する。

2 社会保険庁長官は、前項の規定により標準報酬月額が改定された被保険者については、前条の規定によるほか、被保険者の勤務時間その他の勤務条件に変更があったことにより当該被保険者に支払われるべき報酬が従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しなくなつた場合においては、変更があつた月の翌月（変更があつた日が月の初日の場合には、その月）からその標準報酬月額を改定する。

準トシテ算定セラレタルモノ

二 前号ニ掲グル被保険者ト同一ノ船舶ニ乗組ム被保険者

第四条ノ二 社会保険庁長官ハ育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号ニ規定スル育児休業又ハ同法第二十三条第一項ノ育児休業ノ制度ニ準ズル措置ニ依ル休業（以下育児休業等ト称ス）ヲ終了シタル被保険者（第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ヲ除ク）ガ当該育児休業等ヲ終了シタル日（以下本条及次条第一項ニ於テ育児休業等終了日ト称ス）ニ於テ当該育児休業等ニ係ル三歳ニ満たザル子ヲ養育スル場合ニ於テ其ノ使用セラルル船舶所有者ヲ經由シテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル所ニ依リ社会保険庁長官ニ申出ヲ為シタルトキハ前条第三項乃至第五項ノ規定ニ依ルノ外育児休業等終了日ノ翌日現在ニ依リ報酬月額ヲ算定シ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬月額ニ該当セザル場合ニ於テハ育児休業等終了日ノ翌日ノ属スル月ノ翌月（育児休業等終了日ノ翌日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月）ヨリ其ノ標準報酬月額ヲ改定ス

②前項ノ規定ニ依リ標準報酬月額ガ改定セラレタル被保険者ニ付テハ前条第三項乃至第五項ノ規定ニ依ルノ外其ノ被保険者ノ勤務時間其ノ他ノ勤務条件ニ変更アリタルニ因リ当該被保険者ニ支払ハルベキ報酬ガ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬月額ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ其ノ変更アリタル月ノ翌月（其ノ変更アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月）ヨリ其ノ標準報酬月額ヲ改定ス

(報酬月額の算定)

第二十条 被保険者の報酬月額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一 月、週その他一定期間によって報酬が定められる場合 被保険者の資格を取得した日、報酬が増減があった日、育児休業等終了日の翌日又は勤務時間その他の勤務条件に変更があった日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額

二 日又は時間によって報酬が定められる場合 被保険者の資格を取得した日、育児休業等終了日の翌日又は勤務時間その他の勤務条件に変更があった日の属する月前一月間に現に使用される船舶において同様の労務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者の報酬の額を平均した額(被保険者の報酬が増減があった場合においては、その日の属する月に受けた報酬の額)

三 前二号の規定により算定することが困難である場合(第五号に掲げる場合を除く。) 被保険者の資格を取得した日、報酬が増減があった日、育児休業等終了日の翌日又は勤務時間その他の勤務条件に変更があった日前一月間に同様の船舶で、同様の労務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額

四 一年を通じて船員として船舶所有者に使用される被保険者の報酬につき、基本となるべき固定給のほか、船舶に乗り組むこと、船舶の就航区域、船積貨物の種類等により変動がある報酬が定められる場合 前三号の規定にかかわらず、第一号の規定により算定した基本となるべき固定給の額と変動がある報酬の額とを基準とし、厚生労働大臣が定める方法により算定した額

第四条ノ三 被保険者ノ報酬月額ハ左ノ各号ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

一 月、週其ノ他一定期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日、報酬ニ増減アリタル日、育児休業等終了日ノ翌日又ハ勤務時間其ノ他ノ勤務条件ニ変更アリタル日ノ現在ニ於ケル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ総日数ヲ以テ除シテ得タル額ノ三十倍ニ相当スル額

二 日又ハ時間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日、育児休業等終了日ノ翌日又ハ勤務時間其ノ他ノ勤務条件ニ変更アリタル日ノ属スル月前一月間ニ現ニ使用セラルル船舶ニ於テ同様ノ労務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ノ報酬ノ額ヲ平均シタル額
前項ノ規定ニ依リ報酬ヲ定ムル被保険者ノ報酬ガ其ノ増減アリタル場合ニ於テハ其ノ日ノ属スル月ニ受ケタル報酬ノ額

三 前二号ノ規定ニ依リ算定シ難キ場合(歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ヲ除ク)ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日、報酬ニ増減アリタル日、育児休業等終了日ノ翌日又ハ勤務時間其ノ他ノ勤務条件ニ変更アリタル日前一月間ニ同様ノ船舶ニ於テ同様ノ労務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ガ受ケタル報酬ノ額

四 一年ヲ通ジ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラルベキ被保険者ノ報酬ニ付基本タルベキ固定給ノ外船舶ニ乗組ムコト、船舶ノ就航区域、船積貨物ノ種類等ニ依リ変動スベキ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ前三号ノ規定ニ拘ラズ第一号ノ規定ニ依リ算定シタル基本タルベキ固定給ノ額ト変動スベキ報酬ノ額トヲ基準トシ厚生労働大臣ノ定ムル方法ニ依リ算定シタル額

五 歩合により報酬が定められる場合 次に掲げる額を基準とし、厚生労働大臣が定める方法により算定した額

イ 被保険者の資格を取得した日又は報酬額の算出の基礎となる要素に変更のあった日若しくは基準日前一年間において当該被保険者が乗り組む船舶の乗組員に対し支払われた歩合金（当該被保険者が漁船に乗り組むため使用される場合においては、当該漁船が採捕しようとする漁獲物と同種の漁獲物の採捕に従事した労務の対償として支払われたものに限る。）の一人歩（歩合金配分の基準単位をいう。以下この号において同じ。）当たりの額

ロ イに掲げる額を算定することが困難であるとき、又はイにより算定した額が著しく不当なときは、同様の業務に従事する同様の船舶につきイの例により算定した額

ハ 被保険者が新たに船舶に乗り組んだ際に、現に当該船舶に乗り組む他の被保険者がいるときは、イ及びロにかかわらず、現に乗り組む他の被保険者の報酬月額の算定の基準となる一人歩当たりの歩合金額（当該一人歩当たりの歩合金額が、引き続き現に乗り組む他の被保険者の報酬月額の算定の基準となる）に限る。）

六 前各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当する場合 それぞれ当該各号の規定により算定した額の合算額

2 被保険者の報酬月額が、前項の規定により算定することが困難であるとき、又は同項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、同項の規定にかかわらず、社会保険庁長官が算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。

（標準賞与額の決定）

第二十一条 社会保険庁長官は、被保険者が賞与を受けた月において、

五 歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ左ニ掲グル額ヲ基準トシ厚生労働大臣ノ定ムル方法ニ依リ算定シタル額

イ 被保険者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬額算出ノ基礎トナル要素ニ変更アリタル日若ハ基準日前一年間ニ於テ当該被保険者ガ乗組ム船舶ノ乗組員ニ対シ支払ハレタル歩合金（当該被保険者ガ漁船ニ乗組ム為使用セラルル場合ニ於テハ当該漁船ガ採捕セントスル漁獲物ト同種ノ漁獲物ノ採捕ニ従事シタル労務ノ対償トシテ支払ハレタルモノニ限ル）ノ一人歩（歩合金配分ノ基準単位ヲ謂フ以下之ニ同ジ）当リノ額

ロ イニ掲グル額ヲ算定シ難キトキ又ハイニ依リ算定シタル額ガ著シク不当ナルトキハ同様ノ業務ニ従事スル同様ノ船舶ニ付イノ例ニ依リ算定シタル額

ハ 被保険者ガ新タニ船舶ニ乗組ミタル際現ニ当該船舶ニ乗組ム他ノ被保険者アルトキハイ及ロニ拘ラズ現ニ乗組ム他ノ被保険者ノ報酬月額ノ算定ノ基準ト為リタル一人歩当リノ歩合金額但シ当該一人歩当リノ歩合金額ガ引続キ現ニ乗組ム他ノ被保険者ノ報酬月額ノ算定ノ基準ト為ルベキトキニ限ル

六 前各号ノ二以上ニ該当スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各号ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

②被保険者ノ報酬月額ガ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク不当ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ社会保険庁長官之ヲ算定ス

第四条ノ五 社会保険庁長官ハ被保険者ガ賞与ヲ受ケタル月ニ於テ其ノ

その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、その月における標準賞与額を決定する。ただし、その月に当該被保険者が受けた賞与によりその年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）における標準賞与額の累計額が五百四十万円を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は零とする。

2 前条第二項の規定は、標準賞与額の算定について準用する。

（現物給与の価額）

第二十二條 報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によって、厚生労働大臣が定める。

（疾病任意継続被保険者の標準報酬月額）

第二十三條 疾病任意継続被保険者の標準報酬月額については、第十七条から第二十条までの規定にかかわらず、次に掲げる額のうちいずれか少ない額をもって、その者の標準報酬月額とする。

一 当該疾病任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額

二 前年（一月から三月までの標準報酬月額については、前々年）の九月三十日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額を標準

月ニ当該被保険者が受ケタル賞与額ニ千円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ其ノ月ノ標準賞与額ヲ決定ス但シ其ノ月ニ当該被保険者が受ケタル賞与ニヨリ其ノ年度（毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ於ケル標準賞与額ノ累計額ガ五百四十万円ヲ超ユルコトナル場合ニハ当該累計額ガ五百四十万円ト為サントセント其ノ月ノ標準賞与額ヲ決定シ其ノ年度ニ於テ其ノ月ノ翌月以降ニ受クル賞与ノ標準賞与額ハ零トス

② 第四条ノ三第二項ノ規定ハ標準賞与額ノ算定ニ関シ之ヲ準用ス

第三條

③ 報酬又ハ賞与ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノモノナル場合ニ於テハ其ノ価額ハ其ノ地方ノ時価ニ依リ社会保険庁長官之ヲ定ム

第四條

⑥ 第十九條ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ引続キ従前ノ標準報酬月額ニ依ル但シ其ノ者ノ従前ノ標準報酬月額ガ前年（一月一日ヨリ三月三十一日迄ノ其ノ者ノ標準報酬月額ニ付テハ前前年）ノ九月三十日ニ於ケル全被保険者ノ同月ノ標準報酬月額ヲ平均シタル額ヲ超ユル場合ニ於テハ当該平均シタル額ヲ標準報酬月額ノ基礎トナル報酬月額ト看做シタルトキノ標準報酬月額ヲ以テ其ノ者ノ標準報酬月額トス

報酬月額の基本となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

第三節 届出等

(届出)

第二十四条 船舶所有者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を社会保険庁長官に届け出なければならない。

(通知)

第二十五条 社会保険庁長官は、第十五条第一項の規定による確認又は標準報酬(標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。)の決定若しくは改定を行ったときは、その旨を船舶所有者に通知しなければならない。

2 船舶所有者は、前項の通知があったときは、速やかに、これを被保険者又は被保険者であった者に通知しなければならない。

3 被保険者が被保険者の資格を喪失した場合において、その者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、船舶所有者は、社会保険庁長官にその旨を届け出なければならない。

4 社会保険庁長官は、前項の届出があったときは、所在が明らかでない者について第一項の規定により船舶所有者に通知した事項を公告しなければならない。

5 社会保険庁長官は、船舶所有者の所在が明らかでない場合その他やむを得ない事情のため第一項の通知をすることができない場合においては、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

第二十一条ノ二 船舶所有者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ被保険者ノ資格ノ取得及喪失、被保険者ノ種別ノ変更並ニ報酬月額及賞与額ニ関スル事項ヲ社会保険庁長官ニ届出ヅベシ

第二十一条ノ三 社会保険庁長官ハ第十九条ノ二ノ規定ニ依ル確認又ハ第四条第二項若ハ第四条ノ五第一項ノ規定ニ依ル決定若ハ第四条第三項乃至第五項若ハ第四条ノ二ノ規定ニ依ル改定ヲ行ヒタルトキハ其ノ旨ヲ船舶所有者ニ通知スベシ

②船舶所有者ハ前項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク之ヲ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ通知スベシ

③被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テ其ノ者ノ所在ガ不明ナル為前項ノ規定ニ依ル通知ヲ為スコト能ハザルトキハ船舶所有者ハ社会保険庁長官ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

④社会保険庁長官ハ前項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ所在不明ナル者ニ付船舶所有者ニ通知シタル事項ヲ公告スベシ

⑤社会保険庁長官ハ船舶所有者ノ所在ガ不明ナル為其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタル為第一項ノ規定ニ依ル通知ヲ為スコト能ハザルトキハ同項ニ規定スル通知ニ代ヘ其ノ通知スベキ事項ヲ公告スベシ

第二十六条 社会保険庁長官は、第二十四条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事実がないと認めるときは、その旨をその届出をした船舶所有者に通知しなければならない。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の通知について準用する。

(確認の請求)

第二十七条 被保険者又は被保険者であつた者は、いつでも、第十五条第一項の規定による確認を請求することができる。

2 社会保険庁長官は、前項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事実がないと認めるときは、その請求を却下しなければならない。

(被保険者の資格に関する情報の提供等)

第二十八条 社会保険庁長官は、協会に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他協会の業務の実施に関して必要な情報の提供を行うものとする。

第四章 保険給付

第一節 通則

(保険給付の種類)

第二十九条 この法律による職務外の事由（通勤を除く。以下同じ。）による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付は、次のと

第二十一条ノ四 社会保険庁長官ハ第二十一条ノ二ノ規定ニ依ル届出アリタル場合ニ於テ其ノ届出ニ係ル事実ナシト認ムルトキハ其ノ旨ヲ其ノ届出ヲ為シタル船舶所有者ニ通知スベシ

②前条第二項乃至第五項ノ規定ハ前項ノ通知ニ付之ヲ準用ス

第二十一条ノ五 被保険者又ハ被保険者タリシ者ハ何時タリトモ第十九条ノ二ノ規定ニ依ル確認ヲ請求スルコトヲ得

②社会保険庁長官ハ前項ノ規定ニ依ル請求アリタル場合ニ於テ其ノ請求ニ係ル事実ナシト認ムルトキハ其ノ請求ヲ却下スベシ

おりとする。

- 一 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給
 - 二 傷病手当金の支給
 - 三 葬祭料の支給
 - 四 出産育児一時金の支給
 - 五 出産手当金の支給
 - 六 家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費の支給
 - 七 家族葬祭料の支給
 - 八 家族出産育児一時金の支給
 - 九 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給
- 2 職務上の事由若しくは通勤による疾病、負傷、障害若しくは死亡又は職務上の事由による行方不明に関する保険給付は、労働者災害補償保険法の規定による保険給付のほか、次のとおりとする。
- 一 休業手当金の支給
 - 二 障害年金及び障害手当金の支給
 - 三 障害差額一時金の支給
 - 四 障害年金差額一時金の支給
 - 五 行方不明手当金の支給
 - 六 遺族年金の支給
 - 七 遺族一時金の支給
 - 八 遺族年金差額一時金の支給

(付加給付)

第三十条 協会は、前条第一項各号に掲げる給付に併せて、政令で定めるところにより、保険給付としてその他の給付を行うことができる。

第二十七条ノ四 政府ハ政令ノ定ムル所ニ依リ本章第二節、第三節及第七節第二款ニ規定スル保険給付ニ併セテ保険給付トシテ其ノ他ノ給付

(疾病任意継続被保険者に対する給付)

第三十一条 疾病任意継続被保険者に行う給付は、第二十九条第一項（第一号（第五十三条第四項の規定により同条第一項第六号に掲げる給付が行われる場合に限る。）及び第五号を除く。）及び前条に規定する保険給付に限るものとする。

(独立行政法人等職員被保険者に対する給付)

第三十二条 独立行政法人等職員被保険者については、第二十九条第一項（第一号（第五十三条第四項の規定により同条第一項第六号に掲げる給付が行われる場合に限る。）を除く。）及び第三十条に規定する保険給付は行わないものとする。

(他の法令による保険給付との調整)

第三十三条 療養の給付（第五十三条第四項の規定により行われる同条第一項第六号に掲げる給付を除く。次項及び第四項において同じ。）又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、葬祭料、出産育児一時金若しくは出産手当金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、健康保険法の規定（同法第五章の規定を除く。）によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

ヲ為スコトヲ得

第十九条ノ三

④第一項ノ規定ニ依ル被保険者ニ関シテハ第二十七条ノ四並ニ第三章第二節、第三節及第七節第二款ニ規定スル保険給付（出産手当金ヲ除ク）ニ限り之ヲ為スコトトス

第五十三条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ其ノ期間療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産育児一時金若ハ出産手当金ノ支給ヲ為サズ但シ第一号ニ該当スル場合ニ於テハ第二十八条第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ノ給付及移送費ノ支給（船員法第四十七条ニ規定スル送還ヲ受クルコトヲ得ル場合以外ノ場合ニ限ル）ヲ除クモノトシ第二号及第三号ニ該当スル場合ニ於テハ傷病手当金及出産手当金ノ支給（厚生労働省令ヲ以テ定ムル場合以外ノ場合ニ限ル）ヲ除クモノトス

一ノ三（略）

四 健康保険（健康保険法第三条第二項ニ規定スル日雇特例被保険者

2 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、葬祭料、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは家族葬祭料の支給は、同一の疾病、負傷又は死亡について、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。第六項において同じ。）又は地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）若しくは同法に基づく条例の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

3 療養の給付（第五十三条第四項の規定により行われる同条第一項第六号に掲げる給付及び船員法第八十九条第二項の規定により船舶所有者が施し、又は必要な費用を負担する療養（以下「下船後の療養補償」という。）に相当する療養の給付を除く。）又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給は、同一の疾病又は負傷について、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

4 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看

ノ保険ヲ除ク）ニ於テ之ニ相当スル保険給付ヲ受クルトキ

第五十六条ノ三

② 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費又ハ家族葬祭料ノ支給ハ同一ノ疾病、負傷又ハ死亡ニ関シ労働者災害補償保険法ノ規定ニ依リ此等ニ相当スル保険給付ノ支給アリタルトキハ之ヲ為サズ

第五十三条

② 療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若ハ訪問看護療養費ノ支給（此等ノ給付ノ中左ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ関スルモノヲ除ク）ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ同一ノ疾病又ハ負傷ニ関シ介護保険法ノ規定ニ依リ夫々ノ給付ニ相当スル給付ヲ受クルコトヲ得ベキトキハ之ヲ為サズ

一 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病

二 雇入契約存続中ノ職務外ノ事由ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病（当該疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ルモノニ限ル）

③ 他ノ法令ニ依リ国又ハ公共団体ノ負担ニ於テ療養費ノ支給又ハ療養アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、入院

護療養費若しくは家族移送費の支給は、同一の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給を受けたときは、その限度において、行わない。

5 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族葬祭料又は家族出産育児一時金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、健康保険法第五章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、埋葬料若しくは出産育児一時金の支給を受けたときは、その限度において、行わない。

6 療養の給付（第五十三条第四項の規定により行われる同条第一項第六号に掲げる給付に限る。）、休業手当金、障害年金、障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、行方不明手当金、遺族年金、遺族一時金又は遺族年金差額一時金の支給は、同一の疾病、負傷、障害、行方不明又は死亡について、国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法若しくは同法に基づく条例の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(削除)

(削除)

(行方不明手当金を受ける被扶養者の範囲及び順位)

時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは移送費ノ支給ヲ為サズ

第五十六条ノ二 第五十一条第一項、第五十二条、第五十三条第一項乃至第三項及前条ノ規定ハ被扶養者ニ之ヲ準用ス

第五十六条ノ三 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族出産育児一時金又ハ家族葬祭料ノ支給ハ同一ノ疾病、負傷、分娩又ハ死亡ニ関シ健康保険法第五章ノ規定ニ依リ療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、移送費、出産育児一時金若ハ埋葬料ノ支給アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

第二十二條 被保險者タリシ期間ハ被保險者ノ資格（第十九條ノ三ノ規定ニ依ル被保險者ノ資格ヲ除ク次項ニ於テ之ニ同ジ）ヲ取得シタル月ヨリ之ヲ起算シ其ノ資格ヲ喪失シタル月ノ前月ヲ以テ終ル

②前項ノ規定ニ拘ラズ被保險者ノ資格ヲ取得シタル月ニ於テ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ月ハ一月トシテ之ヲ被保險者タリシ期間ニ加算ス但シ其ノ月ニ於テ更ニ被保險者ノ資格ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十四条 行方不明手当金を受けることができる被扶養者の範囲は、次に掲げる者であつて、被保険者が行方不明となつた当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとする。

一 被保険者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母

二 被保険者の三親等内の親族であつて、その被保険者と同一の世帯に属するもの

三 被保険者の配偶者で婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの子及び父母であつて、その被保険者と同一の世帯に属するもの

2 被保険者が行方不明となつた当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、出生の日より被保険者が行方不明となつた当時主としてその収入によつて生計を維持していた子とみなす。

3 行方不明手当金を受けるべき者の順位は、第一項各号の順序により、同項第一号又は第三号に掲げる者のうちにあつては当該各号に掲げる順序により、同項第二号に掲げる者のうちにあつては親等の少ない者を先にする。

(遺族年金を受ける遺族の範囲及び順位)

第三十五条 遺族年金を受けることができる遺族の範囲は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同

第二十二條ノ二 行方不明手当金ヲ受クベキ被扶養者ノ範囲ハ左ニ掲グル者ニシテ被保険者ガ行方不明ト為リタル当時主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルモノトス

一 被保険者ノ配偶者、子、父母、孫及祖父母

二 被保険者ノ三親等内ノ親族ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属スルモノ

三 被保険者ノ配偶者ニシテ届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ルモノノ子及父母ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属スルモノ

②被保険者ガ行方不明ト為リタル当時胎児タル子出生シタルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ出生ノ日ヨリ被保険者ガ行方不明ト為リタル当時主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル子ト看做ス

第二十二條ノ三 行方不明手当金ヲ受クベキ者ノ順位ハ前條第一項ニ掲グル順序ニ依ルモノトシ同項第一号又ハ第三号ニ該当スル者ノ間ニ於テハ当該各号ニ定ムル順序ニ依リ同項第二号ニ該当スル者ノ間ニ於テハ親等ノ少キ者ヲ先ニス但シ父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ実父母ヲ後ニシ祖父母ニ付テハ養父母ノ父母ヲ先ニシ実父母ノ父母ヲ後ニシ父母ノ養父母ヲ先ニシ実父母ヲ後ニス

第二十三條 遺族年金ヲ受クベキ遺族ノ範囲ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ配偶者、子、父母、孫、祖父母及兄弟姉妹ニシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時（失踪ノ宣告ヲ受ケタル被保険者タリシ者ニ在リテハ行方不明ト為リタル当時トス以下第三項、第二十三條ノ三並ニ第二十三條ノ四第一項第二号及第三号ニ於テ同ジ）之ニ依リ

じ。)以外の者にあつては、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、父母又は祖父母については、六十歳以上であること。

二 子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること。

三 兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること又は六十歳以上であること。

四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、厚生労働省令で定める障害の状態にあること。

2 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、出生の日より被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子とみなす。

3 遺族年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖母及び兄弟姉妹の順序とする。

(削除)

(障害年金差額一時金等を受ける遺族の範囲及び順位)

第三十六条 障害年金差額一時金、遺族一時金又は遺族年金差額一時金を受けることができる遺族の範囲は、次に掲げる者とする。

一 配偶者

二 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その収入によつて

生計ヲ維持シタルモノトス

②被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ当時政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ該当スル程度ノ障害ノ状態ニ在ル者ヲ除キ之ヲ遺族年金ヲ受クベキ遺族トセズ

一 子又ハ孫(十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタルモノニ限ル)

二 六十歳未満ノ夫、父母又ハ祖父母

三 六十歳未満ノ兄弟姉妹(十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタルモノニ限ル)

③被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時胎児タル子出生シタルトキハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ出生ノ日ヨリ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シタル子ト看做ス

第二十三条ノ二 遺族年金ヲ受クベキ者ノ順位ハ前条第一項ニ掲グル順位ニ依ル此ノ場合ニ於テハ第二十二條ノ三但書ノ規定ヲ準用ス

②先順位者タルベキ者後順位者タル者ヨリ又ハ同順位者タルベキ者ガ其ノ他ノ同順位者タル者ヨリ後ニ生ズルニ至リタルトキハ前項ノ規定ハ其ノ時ヨリ之ヲ適用ス

第二十三条ノ三 葬祭料又ハ第四十二條ノ二、第四十二條ノ三若ハ第五十條ノ七ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クベキ遺族ノ範囲ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ配偶者、子、父母、孫及祖父母並ニ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者トス

生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母

三 前号に該当しない子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹

2 前項の一時金を受けるべき遺族の順位は、同項各号の順序により、同項第二号及び第三号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序による。

(削除)

(削除)

(削除)

(同順位者が二人以上ある場合の給付)

第三十七条 前三条の規定により保険給付を受けるべき被扶養者又は遺族に同順位者が二人以上あるときは、その保険給付は、その人数によつて等分して支給する。

(未支給の保険給付)

第三十八条 保険給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかつ

第二十三条ノ四 前条ノ一時金ヲ受クベキ者ノ順位ハ左ニ掲グル順序ニ

依ルモノトシ第二号又ハ第四号ニ該当スル者ノ間ニ於テハ当該各号ニ定ムル順序ニ依ルモノトス

一 配偶者

二 被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル子、父母、孫及祖父母

三 被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ前号ニ掲グル者以外ノモノ

四 第二号ニ該当セザル子、父母、孫及祖父母

②第二十二條ノ三但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

③被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ第一項第二号乃至第四号ニ掲グル者ノ中一人ヲ特ニ指定シ予メ之ヲ社会保険庁長官又ハ船舶所有者ニ届出タルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ニ前条ノ一時金ヲ支給ス但シ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ配偶者アルトキハ此ノ限ニ在ラズ
④前項ノ指定ハ遺言ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

第二十三条ノ五 第二十二條ノ三、第二十三條ノ二又ハ前条ノ規定ニ依リ保険給付ヲ受クベキ被扶養者又ハ遺族ニ同順位者ガ二人以上在ル場合ニ於テハ其ノ保険給付ハ其ノ人数ニ依リ等分シテ之ヲ支給ス

第二十七条ノ二 保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ死亡シタル場合ニ於テ其ノ者ガ支給ヲ受クベキ保険給付ニシテ未ダ其ノ支給ヲ受ケザリ

たものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（遺族年金については、当該遺族年金を受けることができる他の遺族）は、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者が死亡前にその保険給付を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その保険給付を請求することができる。

3 未支給の保険給付を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序（遺族年金については、第三十五条第三項に規定する順序）による。

4 未支給の保険給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（障害年金等の額の改定）

第三十九条 休業手当金、障害年金又は遺族年金を受けることができる者の当該保険給付については、労働者災害補償保険法第八条の第三項第二号の規定による給付基礎日額の算定の方法その他の事情を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、その額を改定することができる。

2 障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金又は遺族年金差額一時金については、労働者災害補償保険法第八条の四において準用する同法第八条の第三項第二号の規定による給付基礎日額の算定の方法その他の事情を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、その額を改定することができる。

シモノアルトキハ其ノ者ノ配偶者、子、父母、孫、祖父母又ハ兄弟姉妹ニシテ其ノ者ノ死亡当時生計ヲ同ジクシタル者ハ自己ノ名ニ於テ其ノ未支給ノ保険給付ノ支給ヲ請求スルコトヲ得

②前項ノ場合ニ於テ死亡シタル者ガ死亡前ニ其ノ保険給付ノ請求ヲ為サザリシトキハ同項ニ規定スル者ハ自己ノ名ニ於テ其ノ保険給付ヲ請求スルコトヲ得

③未支給ノ保険給付ヲ受クベキ者ノ順位ハ第一項ニ定ムル順序ニ依ルモノトス

④未支給ノ保険給付ヲ受クベキ同順位者ガ二人以上在ルトキハ其ノ一人ノ為シタル請求ハ全員ノ為ニ其ノ全額ニ付為シタルモノト看做シ其ノ一人ニ対シテ為シタル支給ハ全員ニ対シテ為シタルモノト看做ス

附則

⑤障害年金、遺族年金又ハ職務上ノ事由若ハ通勤ニ因ル傷病手当金ヲ受クベキ者ノ当該保険給付ニ付テハ当分ノ間労働者災害補償保険法第八条の第三項第二号ノ規定ニ依ル給付基礎日額ノ算定ノ方法其ノ他ノ事情ヲ勘案シ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額ヲ改定スルコトヲ得

⑥障害手当金又ハ第四十二条乃至第四十二条ノ三若ハ第五十条ノ七ノ規定ニ依ル一時金（障害前払一時金又ハ遺族前払一時金ノ最高限度額ヲ含ム）ニ付テハ当分ノ間労働者災害補償保険法第八条の四ニ於テ準用スル同法第八条の第三項第二号ノ規定ニ依ル給付基礎日額ノ算定ノ方法其ノ他ノ事情ヲ勘案シ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額ヲ改定スルコトヲ得

(年金額の端数処理)

第四十条 障害年金及び遺族年金の金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

(年金の支給期間及び支給期月)

第四十一条 障害年金及び遺族年金の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。

2 障害年金及び遺族年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

3 障害年金及び遺族年金は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても、支払うものとする。

(死亡の推定)

第四十二条 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその船舶に乗っていた被保険者若しくは被保険者であつた者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた被保険者若しくは被保険者であつた者の生死が三月間分らない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、葬祭料、障害年金差額一時金、遺族年金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の支給に関する規定の適用について

第二十四条ノ二 障害年金及遺族年金ノ金額ニ五十円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ百円トス

第二十四条 障害年金及遺族年金ノ支給ハ之ヲ支給スベキ事由ノ生ジタル月ノ翌月ヨリ之ヲ始メ権利消滅ノ月ヲ以テ終ル

②障害年金及遺族年金ハ毎年二月、四月、六月、八月、十月及十二月ノ六期ニ於テ各其ノ前月分迄ヲ支給ス但シ前支給期月ニ支給スベカリシ年金又ハ年金受給者ガ其ノ年金ヲ受クベキ権利ヲ失ヒタル場合ニ於テ其ノ期ノ年金ハ支給期月ニ非ザル時期ニ於テモ之ヲ支給ス

第十一条 船舶ガ沈没シ転覆シ滅失シ若ハ行方不明ト為リタル際現ニ其ノ船舶内ニ在リシ被保険者若ハ被保険者タリシ者若ハ船舶内ニ在リテ其ノ船舶ノ航行中行方不明ト為リタル被保険者若ハ被保険者タリシ者ノ生死ガ三月間分明ナラザル場合又ハ之等ノ者ノ死亡ガ三月以内ニ分明シ且其ノ死亡ノ時期ガ分明ナラザル場合ニ在リテハ本法ノ適用ニ付テハ其ノ船舶ガ沈没シ転覆シ滅失シ若ハ行方不明ト為リタル日又ハ其ノ者ガ行方不明ト為リタル日ニ其ノ者ハ死亡シタルモノト推定ス航空

は、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった日又はその者が行方不明となった日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となった際にその航空機に乗っていた被保険者若しくは被保険者であった者若しくは航空機に乗っていた被保険者の航行中に行方不明となった被保険者若しくは被保険者であった者の生死が三月間分らない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合にも、同様とする。

(年金の支払の調整)

第四十三条 年金たる保険給付の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる保険給付が支払われたときは、その支払われた年金たる保険給付は、その後支払うべき年金たる保険給付の内払とみなすことができる。年金たる保険給付を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる保険給付が支払われた場合における当該年金たる保険給付の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

2 同一の職務上の事由又は通勤による負傷又は疾病（以下この条において「同一の傷病」という。）に関し、障害年金（以下この項において「乙年金」という。）を受ける権利を有する被保険者又は被保険者であった者が他の障害年金（以下この項において「甲年金」という。）を受ける権利を有することとなり、かつ、乙年金を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として乙年金が支払われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。同一の傷病に関し、障害年金を受ける権利を有する被保険者又は被

機が墜落シ滅失シ若ハ行方不明ト為リタル際現ニ其ノ航空機内ニ在リシ被保険者若ハ被保険者タリシ者若ハ航空機内ニ在リテ其ノ航空機ノ航行中ニ行方不明ト為リタル被保険者若ハ被保険者タリシ者ノ生死ガ三月間分明ナラザル場合又ハ之等ノ者ノ死亡ガ三月以内ニ分明シ且其ノ死亡ノ時期ガ分明ナラザル場合ニ於テ亦同ジ

第二十四条ノ三 乙年金ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ甲年金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルニ因リ乙年金ヲ受クル権利ガ消滅シタル場合ニ於テ乙年金ヲ受クル権利ガ消滅シタル月ノ翌月以後ノ分トシテ乙年金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル乙年金ハ甲年金ノ内払ト看做ス

②年金ノ支給ヲ停止スベキ事由ガ生ジタルニ拘ラズ其ノ支給ヲ停止スベキ期間ノ分トシテ年金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル年金ハ其ノ後ニ支払フベキ年金ノ内払ト看做スコトヲ得年金ヲ減額シテ改定スベキ事由ガ生ジタルニ拘ラズ其ノ事由ガ生ジタル月ノ翌月以後ノ分トシテ減額セザル額ノ年金ガ支払ハレタル場合ニ於ケル其ノ年金ノ其ノ減額スベカリシ部分ニ付亦同ジ

保険者であつた者が休業手当金又は障害手当金を受ける権利を有することとなり、かつ、当該障害年金を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として当該障害年金が支払われたときも、同様とする。

3 同一の傷病に関し、休業手当金の支給を受けている被保険者又は被保険者であつた者が障害年金を受ける権利を有することとなり、かつ、休業手当金の支給を行わないこととなった場合において、その後も休業手当金が支払われたときは、その支払われた休業手当金は、当該障害年金の内払とみなす。

(返還金債権の充当)

第四十四条 年金たる保険給付を受ける者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる保険給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金たる保険給付があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該年金たる保険給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

(損害賠償請求権)

第四十五条 協会は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であつて一部負担金があるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならぬ一部負担金に相当する額を控除した額。第四十七条第一項において

第二十四条ノ四 年金タル保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ死亡シタルニ因リ其ノ年金タル保険給付ヲ受クル権利ガ消滅シタルニ拘ラズ其ノ死亡ノ日ノ属スル月ノ翌月以後ノ分トシテ当該年金タル保険給付ノ過誤払ガ行ハレタル場合ニ於テ当該過誤払ニ依ル返還金ニ係ル債権（以下返還金債権ト称ス）ニ係ル債務ノ弁済ヲ為スベキ者ニ支払フベキ年金タル保険給付アルトキハ厚生労働省令ヲ以テ定ムル所ニ依リ当該年金タル保険給付ノ支払金ノ金額ヲ当該過誤払ニ依ル返還金債権ノ金額ニ充当スルコトヲ得

第二十五条 政府ハ事故ガ第三者ノ行為ニ因リテ生ジタル場合ニ於テ保険給付ヲ為シタルトキハ其ノ給付ノ価額ノ限度ニ於テ保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者（当該事故ガ被保険者ノ被扶養者ニ付生ジタル場合ニ於テハ当該被扶養者ヲ含ム次項ニ於テ之ニ同ジ）ガ第三者ニ対シテ有スル損害賠償請求ノ権利ヲ取得ス

同じ。)の限度において、保険給付を受ける権利を有する者(当該給付事由が被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。)が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、協会は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。

(災害補償相当給付の費用の徴収)

第四十六条 船舶所有者が故意又は重大な過失により第二十四条の規定による届出をしなかった場合において、その届出をしなかった期間内に生じた職務上の事由による疾病、負傷、行方不明若しくは死亡又はその疾病若しくは負傷及びこれにより発した疾病による障害について、保険給付を行った場合には、協会は、当該船舶所有者が船員法の規定により支給すべき災害補償の額から労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定による災害補償に相当する額を控除した額の限度において、その保険給付に要した費用を当該船舶所有者より徴収することができる。ただし、被保険者の当該疾病、負傷、行方不明又は死亡の生ずる前に、当該期間に係る被保険者の資格の取得について、第二十七条第一項の規定による確認の請求又は第十五条第一項の規定による確認があったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、船舶所有者が故意又は重大な過失によって第二十四条の規定による届出をしなかった期間内に第四十二条の規定により被保険者又は被保険者であった者の死亡が推定される事由の生じた場合におけるその死亡について保険給付が行われた場合について準用する。

②前項ノ場合ニ於テ保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ第三者ヨリ同一ノ事由ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ政府ハ其ノ価額ノ限度ニ於テ保険給付ヲ行フ責ヲ免ル

第二十五条ノ二 船舶所有者ガ故意又ハ重大ナル過失ニ依リ第二十一条ノ二ノ規定ニ依ル届出ヲ為サザリシ場合ニ於テ其ノ届出ヲ為サザリシ期間内ニ生ジタル被保険者ノ職務上ノ事由ニ因ル疾病、負傷、行方不明若ハ死亡又ハ其ノ疾病若ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル障害ニ付船員法ニ規定スル災害補償ニ相当スル保険給付ヲ為シタルトキハ政府ハ当該船舶所有者ガ同法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額ノ限度内ニ於テ其ノ保険給付ニ要シタル費用ヲ当該船舶所有者ヨリ徴収スルコトヲ得但シ被保険者ノ当該疾病、負傷、行方不明又ハ死亡ノ生ジタル前ニ当該期間ニ係ル被保険者ノ資格ノ取得ニ付第二十一条ノ五第一項ノ規定ニ依ル確認ノ請求又ハ第十九条ノ二ノ規定ニ依ル確認アリタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

②前項ノ規定ハ船舶所有者ガ故意又ハ重大ナル過失ニ因リ第二十一条ノ二ノ規定ニ依ル届出ヲ為サザリシ期間内ニ第十一条ノ規定ニ依リ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡ガ推定セラルル事由ノ生ジタル場合ニ於ケル其ノ死亡ニ付船員法ニ規定スル災害補償ニ相当スル保険給付ガ為サレタル場合ニ之ヲ準用ス

(不正利得の徴収等)

第四十七条 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、協会は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、船舶所有者が虚偽の報告若しくは証明をし、又は保険医療機関（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）において診療に従事する保険医（同法第六十四条に規定する保険医をいう。以下同じ。）若しくは同法第八十八条第一項に規定する主治の医師が、協会に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、協会は、当該船舶所有者、保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

3 協会は、保険医療機関若しくは保険薬局（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第六十一条第四項（第六十二条第四項及び第六十三条第四項において準用する場合を含む。）、第六十五条第六項（第七十八条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第七十六条第四項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせ

第二十五条ノ三 詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ保険給付ヲ受ケタル者アルトキハ政府ハ其ノ者ヨリ其ノ保険給付ニ要シタル費用（其ノ保険給付ガ療養ノ給付ニシテ一部負担金アルトキハ当該一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス）ノ全部又ハ一部ヲ徴収スルコトヲ得

②前項ノ場合ニ於テ船舶所有者、事業主、職業紹介事業者等若ハ指定教育訓練実施者ガ虚偽ノ報告、届出若ハ証明ヲ為シ又ハ保険医療機関（健康保険法第六十三条第三項第一号ニ規定スル病院又ハ診療所ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ於テ診療ニ従事スル保険医（同法第六十四条ニ規定スル保険医ヲ謂フ以下之ニ同ジ）若ハ同法第八十八条第一項ニ規定スル主治ノ医師ガ政府ニ提出セラルベキ診断書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル為其ノ保険給付ガ為サレタルモノナルトキハ政府ハ其ノ船舶所有者、事業主、職業紹介事業者等、指定教育訓練実施者、保険医又ハ主治ノ医師ニ対シ保険給付ヲ受ケタル者ト連帯シテ前項ノ徴収金ヲ納付スベキコトヲ命ズルコトヲ得

③政府ハ詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ療養ノ給付ニ関スル費用ノ支払若ハ第二十八条ノ七第四項（第二十八条ノ八第四項及第二十九条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）若ハ第三十一条ノ二第四項ノ規定ニ依ル支払ヲ受ケタル保険医療機関若ハ保険薬局（健康保険法第六十三条第三項第一号ニ規定スル薬局ヲ謂フ以下之ニ同ジ）又ハ第二十九条ノ四第六項（第三十一条ノ三第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル支払ヲ受ケタル指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項ニ規定スル指定訪問看護事業者ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲシテ其ノ支払ヒタル額ニ付返還セシムル外其ノ返還セシムル額ニ百分ノ四十ヲ乗ジテ得タル額ヲ支払ハシムルコトヲ得

ることができる。

(文書の提出等)

第四十八条 協会は、保険給付に關して必要があると認めるときは、保険給付を受ける者(当該保険給付が被扶養者に係るものである場合には、当該被扶養者を含む。)に對し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

2 協会は、障害年金又は遺族年金を受ける者につき必要があると認めるときは、その身分關係の異動及び障害状態の継続の有無に關し、その者に對し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

(診療録の提示等)

第四十九条 厚生労働大臣は、保険給付を行うにつき必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に對し、その行った診療、薬剤の支給又は手当に關し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた被保険者又は被保険者であつた者に對し、当該保険給付に係る診療、調剤又は指定訪問看護(健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の内容に關し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第五十六条 社会保険庁長官ハ保険給付ニ關シ必要アリト認ムルトキハ其ノ保険給付ヲ受クル者ニ對シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問若ハ診断ヲ為サシムルトコトヲ得

第五十七条 障害年金又ハ遺族年金ヲ受クル者ニ付必要アリト認ムルトキハ其ノ身分關係ノ異動及障害状態ノ継続ノ有無ニ關シ其ノ者ニ對シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問若ハ診断ヲ為サシムルトコトヲ得

第九条ノ三 厚生労働大臣ハ保険給付ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ医師、歯科医師、薬剤師若ハ手当ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ其ノ行ヒタル診療、薬剤ノ支給又ハ手当ニ關シ報告若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルトコトヲ得

②厚生労働大臣ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費若ハ家族訪問看護療養費ノ支給ヲ受ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ對シ当該保険給付ニ係ル診療、調剤又ハ第二十九条ノ四第一項ニ規定スル指定訪問看護ノ内容ニ關シ報告ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルトコトヲ得

3 前二項の規定による質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(給付の実施に必要な情報の提供)

第五十条 厚生労働大臣は、協会に対し、第二十九条第一項第一号(第五十三条第四項の規定により同条第一項第六号に掲げる給付が行われる場合に限る。)及び第二項に規定する保険給付の実施に必要な情報の提供を行うものとする。

(受給権の保護)

第五十一条 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金たる保険給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合は、この限りでない。

(租税その他の公課の禁止)

第五十二条 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

第二節 職務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付

第一款 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療

③前条第二項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル質問ニ付、同条第三項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル権限ニ付之ヲ準用ス

第二十七条 保険給付ヲ受クル権利ハ之ヲ譲渡シ、担保ニ供シ又ハ差押フルコトヲ得ズ但シ年金タル保険給付ヲ受クル権利ヲ別ニ法律ノ定ムル所ニ依リ担保ニ供スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六条 保険給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租税其ノ他ノ公課ヲ課セズ

養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費
及び移送費の支給

(療養の給付)

第五十三条 被保険者又は被保険者であつた者の給付対象傷病に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の支給

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

- 一 食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であつて、当該療養を受ける際、六十五歳に達する日の属する月の翌月以後である被保険者又は被保険者であつた者（以下「特定長期入院被保険者等」という。）に係るものを除く。以下「食事療養」という。）
- 二 次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（特定長期入院被保険者等に係るものに限る。以下「生活療養」という。）

イ 食事の提供である療養

ロ 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養

第二十八条 被保険者又は被保険者タリシ者ノ給付対象傷病ニ関シテハ左ニ掲グル療養ノ給付ヲ為ス

- 一 診察
- 二 薬剤又ハ治療材料ノ支給
- 三 処置、手術其ノ他ノ治療
- 四 居宅ニ於ケル療養上ノ管理及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護
- 五 病院又ハ診療所ヘノ入院及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護
- 六 自宅以外ノ場所ニ於ケル療養ニ必要ナル宿泊及食事ノ支給

②前項ノ給付ハ左ニ掲グル療養ニ係ル給付ヲ含マザルモノトス

- 一 食事ノ提供タル療養ニシテ前項第五号ニ掲グル療養ト併セテ行フモノ（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号ニ規定スル療養病床ヘノ入院及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護ニシテ当該療養ヲ受クル際六十五歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル被保険者又ハ被保険者タリシ者（以下特定長期入院被保険者等ト称ス）ニ係ルモノヲ除ク以下食事療養ト称ス）
- 二 左ニ掲グル療養ニシテ前項第五号ニ掲グル療養ト併セテ行フモノ（特定長期入院被保険者等ニ係ルモノニ限ル以下生活療養ト称ス）

イ 食事ノ提供タル療養

ロ 温度、照明及給水ニ関スル適切ナル療養環境ノ形成タル療養

三 評価療養（健康保険法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養をいう。以下同じ。）

四 選定療養（健康保険法第六十三条第二項第四号に規定する選定療養をいう。以下同じ。）

3 第一項の給付対象傷病は、次の各号に掲げる被保険者又は被保険者であつた者の区分に応じ、当該各号に定める疾病又は負傷とする。

一 次号に掲げる者以外の被保険者 職務外の事由による疾病又は負傷

二 後期高齢者医療の被保険者等である被保険者 雇入契約存続中の職務外の事由による疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病（当該疾病又は負傷について下船後の療養補償を受けることができるものに限る。）

三 被保険者であつた者 被保険者の資格を喪失する前に発した職務外の事由による疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病

4 前項の規定にかかわらず、第一項第六号に掲げる給付は、職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷についても行うものとする。

5 被保険者であつた者に対する第三項第三号に規定する疾病又は負傷に関する療養の給付については、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合に限り、その資格を喪失した後の期間に係る療養の給付を行うことができる。ただし、下船後の療養補償を受けることができる場合におけるその療養補償に相当する療養の給付については、この限りでない。

三 評価療養（健康保険法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養をいう。以下同じ。）

四 選定療養（健康保険法第六十三条第二項第四号に規定する選定療養をいう。以下同じ。）

③ 第一項ノ給付対象傷病ハ左ノ各号ニ掲グル被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ区分ニ従ヒ当該各号ニ規定スル疾病又ハ負傷トス

一 次号ニ掲グル者以外ノ被保険者 疾病又ハ負傷

二 後期高齢者医療ノ被保険者等タル被保険者 左ニ掲グル疾病又ハ負傷

イ 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病

ロ 雇入契約存続中ノ職務外ノ事由（職務上ノ事由以外ノ事由（通勤ヲ除ク）ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病（当該疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ルモノニ限ル）

三 被保険者タリシ者 被保険者ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病

④ 被保険者タリシ者ノ職務外ノ事由ニ因ル前項第三号ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ関スル療養ノ給付ニ付テハ健康保険法第三条第二項ニ規定スル日雇特例被保険者又ハ其ノ被扶養者ト為リタル場合ニ限り其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル療養ノ給付ヲ為スコトヲ得但シ船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ル場合ニ於ケル其ノ療養補償ニ相当スル療養ノ給付ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

6 第一項第一号から第五号までに掲げる給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから受けるものとする。

一 保険医療機関又は保険薬局

二 船員保険の被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であつて、協会が指定したもの

7 第一項第六号に掲げる給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、協会の指定した施設のうち、自己の選定するものから受けるものとする。

8 第一項第一号から第五号までに掲げる給付（雇入契約存続中の職務外の事由による疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病（当該疾病又は負傷につき下船後の療養補償を受けることができるものに限る。）に関するもの及び厚生労働大臣の定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第八条第二十六項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。

（診療規則）

第五十四条 保険医療機関若しくは保険薬局又は保険医若しくは健康保険法第六十四条に規定する保険薬剤師が船員保険の療養の給付を担当し、又は船員保険の診療若しくは調剤に当たる場合の準則については、同法第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令の例による。

⑤第一項第一号乃至第五号ノ給付ヲ受ケントスル者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グルモノノ中自己ノ選定スルモノニ就キ之ヲ受クルモノトス

一 保険医療機関又ハ保険薬局

二 船員保険ノ被保険者ニ対シ診療又ハ調剤ヲ行フ病院若ハ診療所又ハ薬局ニシテ社会保険庁長官ノ指定シタルモノ

⑥第一項第六号ノ給付ヲ受ケントスル者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ社会保険庁長官ノ指定シタル施設ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ之ヲ受クルモノトス

⑦第一項第一号乃至第五号ノ給付（給付ノ中左ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ関スルモノ及厚生労働大臣ノ定ムル療養ニ係ルモノヲ除ク）ハ介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第三号ニ規定スル指定介護療養施設サービスヲ行フ同法第八条第二十六項ニ規定スル療養病床等ニ入院中ノ者ニ対シテハ之ヲ為サズ

一 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病

二 雇入契約存続中ノ職務外ノ事由ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病（当該疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ルモノニ限ル）

第二十八条ノ二 保険医療機関若ハ保険薬局又ハ保険医若ハ保険薬剤師（健康保険法第六十四条ニ規定スル保険薬剤師ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ船員保険ノ療養ノ給付ヲ担当シ又ハ船員保険ノ診療若ハ調剤ニ当ル場合ノ準則ニ付テハ同法第七十条第一項及第七十二条第一項ノ規定ニ依ル厚生労働省令ノ例ニ依ル

2 前項の場合において、同項に規定する厚生労働省令の例により難いとき、又はよることが適当と認められないときの準則については、厚生労働省令で定める。

(一部負担金)

第五十五条 第五十三条第六項の規定により保険医療機関又は保険薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付につき第五十八条第二項又は第三項の規定により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。ただし、その者が、下船後の療養補償に相当する療養の給付を受けるときは、この限りでない。

- 一 七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の三十
- 二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 百分の二十
- 三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、政令で定めるところにより算定した報酬の額が政令で定める額以上であるとき 百分の三十

(削除)

2 保険医療機関又は保険薬局は、前項の一部負担金（第五十七条第一項第一号に掲げる措置が採られたときは、当該減額された一部負担金）の支払を受けるべきものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者と同一の注意をもってその支払を受けることに努めたにもか

②前項の場合ニ於テ同項ニ規定スル厚生労働省令ノ例ニ依リ難キトキ又ハ依ルコトヲ適当トセザルトキノ準則ニ付テハ厚生労働省令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八条ノ三 第二十八条第五項ノ規定ニ依リ保険医療機関又ハ保険薬局ニ就キ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際左ノ各号ノ区分ニ從ヒ当該給付ニ付第二十八条ノ四第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ニ当該各号ニ規定スル割合ヲ乗ジテ得タル額ヲ一部負担金トシテ当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フベシ但シ其ノ者ガ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付ヲ受クルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 七十歳ニ達スル日ノ属スル月以前ナル場合 百分ノ三十
- 二 七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合（次号ニ掲グル場合ヲ除ク） 百分ノ二十
- 三 七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合ニシテ政令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル報酬ノ額ガ政令ヲ以テ定ムル額以上ナルトキ 百分ノ三十

②前項ノ規定ニ拘ラズ保険医療機関又ハ保険薬局ニ就キ給付ヲ受クル者ガ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関スル療養ノ給付ヲ受クルトキハ厚生労働大臣ノ定ムル額ヲ当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フベシ

③保険医療機関又ハ保険薬局ハ一部負担金（第二十八条ノ三ノ三第一項第一号ノ規定ニ依ル措置ガ講ゼラレタルトキハ当該減額セラレタル一部負担金）ノ支払ヲ受クベキモノトシ保険医療機関又ハ保険薬局ガ善良ナル管理者ト同一ノ注意ヲ以テ其ノ支払ヲ受クベク努メタルニ拘ラ

わらず、なお療養の給付を受けた者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、協会は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

第五十六条 前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合においては、同項の一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

(一部負担金の額の特例)

第五十七条 協会は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者又は被保険者であった者であつて、保険医療機関又は保険薬局に第五十五条第一項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次に掲げる措置を採ることができ

- 一 一部負担金を減額すること。
- 二 一部負担金の支払を免除すること。
- 三 保険医療機関又は保険薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2 前項の措置を受けた被保険者又は被保険者であつた者は、第五十五条第一項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる措置を受けた被保険者又は被保険者であつた者にあつてはその減額された一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うをもつて足り、同項第二号又は第三号に掲げる措置を受けた被保険者又は被保険者であつた者にあつては一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うことを要しない。

ズ仍療養ノ給付ヲ受ケタル者が当該一部負担金ノ全部又ハ一部ヲ支払ハザルトキハ社会保険庁長官ハ当該保険医療機関又ハ保険薬局ノ請求ニ依リ本法ノ規定ニ依ル徴収金ノ例ニ依リ之ヲ処分スルコトヲ得

第二十八条ノ三ノ二 前条第一項ノ規定ニ依リ一部負担金ヲ支払フ場合ニ於テハ同項ノ一部負担金ノ額ニ五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス

第二十八条ノ三ノ三 社会保険庁長官ハ災害其ノ他ノ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事情アル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニシテ保険医療機関又ハ保険薬局ニ第二十八条ノ三第一項ノ規定ニ依リ一部負担金ヲ支払フコト困難ナリト認めラルルモノニ対シ左ニ掲グル措置ヲ講ズルコトヲ得

- 一 一部負担金ヲ減額スルコト
- 二 一部負担金ノ支払ヲ免除スルコト
- 三 保険医療機関又ハ保険薬局ニ対スル支払ニ代ヘテ一部負担金ヲ直接徴収シ其ノ徴収ヲ猶予スルコト

②前項ノ規定ニ依ル措置ヲ受ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ハ第二十八条ノ三第一項ノ規定ニ拘ラズ前項第一号ノ規定ニ依ル措置ヲ受ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ於テハ其ノ減額セラレタル一部負担金ヲ保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フヲ以テ足り同項第二号又ハ第三号ノ規定ニ依ル措置ヲ受ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ於テハ一部負担金ヲ保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フコトヲ要

3 前条の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

(療養の給付に関する費用)

第五十八条 協会は、療養の給付に関する費用を保険医療機関又は保険薬局に支払うものとし、保険医療機関又は保険薬局が療養の給付に關し協会に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に關し被保険者又は被保険者であつた者が当該保険医療機関又は保険薬局に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。

2 前項の療養の給付に要する費用の額の算定については、健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めの場合によるものとし、これにより難いとき、又はよることが適當と認められないときにおける療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより、これを算定するものとする。

3 協会は、厚生労働大臣の認可を受けて、保険医療機関又は保険薬局との契約により、当該保険医療機関又は保険薬局において行われる療養の給付に關する第一項の療養の給付に要する費用の額につき、前項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定めをすることができる。

(健康保険法の準用)

第五十九条 健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項から第六項まで、第七十八条及び第八十二条第一項の規定は、この法律による療養の給付について準用する。

サズ

③前条ノ規定ハ前項ノ一部負担金ノ支払ニ付之ヲ準用ス

第二十八条ノ四 保険医療機関又ハ保険薬局ガ療養ノ給付ニ關シ社会保険庁長官ニ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ額ヨリ第二十八条ノ三ニ規定スル一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス

②前項ノ療養ニ要スル費用ノ額ノ算定ニ付テハ健康保険法第七十六条第二項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定メル例ニ依ルモノトシ之ニ依リ難キ場合又ハ依ルコトヲ適當トセザル場合ニ於ケル療養ニ要スル費用ノ額ハ厚生労働大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算定スルモノトス

③社会保険庁長官ハ保険医療機関又ハ保険薬局トノ契約ニ依リ当該保険医療機関又ハ保険薬局ガ療養ノ給付ニ關シ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ニ付前項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ノ範囲内ニ於テ別段ノ定メヲ為スコトヲ得

第二十八条ノ五 健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項、第七十八条及第八十二条第一項ノ規定ハ本法ニ依ル療養ノ給付ニ付之ヲ準用ス

(協会が指定する病院等における療養の給付)

第六十条 第五十三条第六項第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局において行われる療養の給付及び診療又は調剤に関する準則については、健康保険法第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令の例によるものとし、これにより難いとき、又はよるころとが適当と認められないときの準則については、第五十四条第二項の規定による厚生労働省令の例による。

2 第五十三条第六項第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、第五十五条第一項の規定の例により算定した額を、一部負担金として当該病院若しくは診療所又は薬局に支払わなければならない。

(入院時食療養費)

第六十一条 被保険者又は被保険者であつた者(特定長期入院被保険者等を除く。以下この条において同じ。)が、第五十三条第三項に規定する給付対象傷病に関し、厚生労働省令で定めるところにより、同条第六項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものから同条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食療養に要した費用について、入院時食療養費を支給する。

2 入院時食療養費の額は、当該食療養につき健康保険法第八十五条第二項の規定による厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該食療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食療養に要した費用の額。以下「入院時食療養費算定額」という。)から食療養標準負担額(同項に規定する食療養標準負担額をいう。以下同じ。)を控除した額とする。

第二十八条ノ六 第二十八条第五項第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ニ於テ行ハルル療養ノ給付及診療又ハ調剤ニ関スル準則ニ付テハ健康保険法第七十条第一項及第七十二条第一項ノ規定ニ依ル厚生労働省令ノ例ニ依ルモノトシ之ニ依リ難キトキ又ハ依ルコトヲ適当トセザルトキノ準則ニ付テハ第二十八条ノ二第二項ノ規定ニ依ル厚生労働省令ノ例ニ依ル

②第二十八条第五項第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ニ就キ療養ノ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際第二十八条ノ三ノ規定ノ例ニ依リ当該病院若ハ診療所又ハ薬局ニ一部負担金ヲ支払フベシ

第二十八条ノ七 被保険者又ハ被保険者タリシ者(特定長期入院被保険者等ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ)ガ第二十八条第三項ニ規定スル給付対象傷病ニ関シ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ同条第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ同条第一項第五号ニ掲グル療養ノ給付ト併セテ受ケタル食療養ニ要シタル費用ニ付入院時食療養費トシテ之ヲ支給ス

②入院時食療養費ノ額ハ当該食療養ニ付健康保険法第八十五条第二項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ムル基準ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額(其ノ額ガ現ニ当該食療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ食療養ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ入院時食療養費算定額ト称ス)ヨリ食療養標準負担額(同条第二項ニ規定スル食療養標準負担額ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ控除シタル額トス

3 前項の規定にかかわらず、下船後の療養補償に相当する入院時食事療養費の額については、入院時食事療養費算定額とする。

4 第一項の場合において、協会は、その食事療養を受けた者が当該病院又は診療所に支払うべき食事療養に要した費用について、入院時食事療養費として被保険者又は被保険者であった者に対し支給すべき額の限度において、被保険者又は被保険者であった者に代わり、当該病院又は診療所に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、被保険者又は被保険者であつた者に対し入院時食事療養費の支給があつたものとみなす。

6 第五十三条第六項各号に掲げる病院又は診療所は、食事療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者又は被保険者であつた者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

7 健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項から第六項まで及び第七十八条の規定並びに第五十三条第五項及び第八項、第五十四条、第五十八条第三項並びに前条第一項の規定は、第五十三条第六項各号に掲げる病院又は診療所から受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。

(入院時生活療養費)

第六十二条 特定長期入院被保険者等が、第五十三条第三項に規定する給付対象傷病に關し、厚生労働省令で定めるところにより、同条第六項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものから同条第

③前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル入院時食事療養費ノ額及第二十八条ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ付テノ入院時食事療養費ノ額ニ付テハ入院時食事療養費算定額トス

④第一項ノ場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ其ノ食事療養ヲ受ケタル者ガ当該病院又ハ診療所ニ対シ支払フベキ食事療養ニ要シタル費用ニ付入院時食事療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ代リ当該病院又ハ診療所ニ対シ之ヲ支払フコトヲ得

⑤前項ノ規定ニ依リ病院又ハ診療所ニ対シ費用ヲ支払ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ入院時食事療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

⑥第二十八条第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ハ食事療養ニ要シタル費用ニ付支払ヲ受クル際当該支払ヲ為シタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ領収証ヲ交付スベシ

⑦健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項及第七十八条並ニ本法第二十八条第四項及第七項、第二十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項並ニ第二十八条ノ六第一項ノ規定ハ第二十八条第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ受ケタル食事療養及之ニ伴フ入院時食事療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

第二十八条ノ八 特定長期入院被保険者等ガ第二十八条第三項ニ規定スル給付対象傷病ニ関シ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ同条第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ同条第一項第

一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、入院時生活療養費を支給する。

2 入院時生活療養費の額は、当該生活療養につき健康保険法第八十五条の二第二項の規定による厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額。以下「入院時生活療養費算定額」という。）から生活療養標準負担額（同項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下同じ。）を控除した額とする。

3 前項の規定にかかわらず、下船後の療養補償に相当する入院時生活療養費の額については、入院時生活療養費算定額とする。

4 健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項から第六項まで及び第七十八条の規定並びに第五十三条第五項及び第八項、第五十四条、第五十八条第三項、第六十条第一項並びに前条第四項から第六項までの規定は、第五十三条第六号に掲げる病院又は診療所から受けた生活療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。

（保険外併用療養費）

第六十三条 被保険者又は被保険者であつた者が、第五十三条第三項に規定する給付対象傷病に関し、厚生労働省令で定めるところにより、同条第六項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」と総称する。）のうち自己の選定するものから、評価療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

五号ニ掲グル療養ノ給付ト併セテ受ケタル生活療養ニ要シタル費用ニ付入院時生活療養費トシテ之ヲ支給ス

②入院時生活療養費ノ額ハ当該生活療養ニ付健康保険法第八十五条の二第二項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ムル基準ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該生活療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ生活療養ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ入院時生活療養費算定額ト称ス）ヨリ生活療養標準負担額（同条第二項ニ規定スル生活療養標準負担額ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ控除シタル額トス

③前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル入院時生活療養費ノ額及第二十八条ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ付テノ入院時生活療養費ノ額ニ付テハ入院時生活療養費算定額トス

④健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項及第七十八条並ニ本法第二十八条第四項及第七項、第二十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項、第二十八条ノ六第一項並ニ前条第四項乃至第六項ノ規定ハ第二十八条第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ受ケタル生活療養及之ニ伴フ入院時生活療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

第二十九条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ第二十八条第三項ニ規定スル給付対象傷病ニ関シ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ同条第五項各号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局（以下保険医療機関等ト称ス）ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ評価療養又ハ選定療養ヲ受ケタルトキハ保険外併用療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

2 保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額）とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき健康保険法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定め例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額。次項において「保険外併用療養費算定額」という。）からその額に第五十五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十七条第一項各号に掲げる措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額

二 当該食事療養につき入院時食事療養費算定額から食事療養標準負担額を控除した額

三 当該生活療養につき入院時生活療養費算定額から生活療養標準負担額を控除した額

3 前項の規定にかかわらず、下船後の療養補償に相当する保険外併用療養費の額については、保険外併用療養費算定額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該保険外併用療養費算定額及び入院時食事療養

② 保険外併用療養費ノ額ハ第一号ニ規定スル額（当該療養ニ食事療養ガ含マルトキハ当該額及第二号ニ規定スル額ノ合算額、当該療養ニ生活療養ガ含マルトキハ当該額及第三号ニ規定スル額ノ合算額）トス

一 当該療養（食事療養及生活療養ヲ除ク）ニ付健康保険法第八十六条第二項第一号ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定メ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ保険外併用療養費算定額ト称ス）ヨリ其ノ額ニ第二十八条ノ三第一項各号ノ区分ニ従ヒ同項各号ニ規定スル割合ヲ乗ジテ得タル額（療養ノ給付ニ係ル同項ノ規定ニ依ル一部負担金ニ付第二十八条ノ三ノ三第一項各号ノ規定ニ依ル措置ガ講ゼラルベキトキハ当該措置ガ講ゼラレタル場合ノ額）ヲ控除シタル額

二 当該食事療養ニ付健康保険法第八十五条第二項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ムル基準ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ入院時食事療養費算定額ト称ス）ヨリ食事療養標準負担額ヲ控除シタル額

三 当該生活療養ニ付健康保険法第八十五条ノ二第二項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ムル基準ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該生活療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ生活療養ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ入院時生活療養費算定額ト称ス）ヨリ生活療養標準負担額ヲ控除シタル額

③ 前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル保険外併用療養費ノ額ニ付テハ当該療養ニ付保険外併用療養費算定額（当該療養ニ食事療養ガ含マルトキハ当該保険外併用療養費算定額

費算定額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該保険外併用療養費算定額及び入院時生活療養費算定額の合算額。以下「算定費用額」という。）とする。

- 4 健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項から第六項まで及び第七十八条の規定並びに第五十三条第五項及び第八項、第五十四条、第五十八条第三項、第六十条第一項並びに第六十一条第四項から第六項までの規定は、保険医療機関等から受けた評価療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。
- 5 第五十六条の規定は、前項の規定により準用する第六十一条第四項の場合において算定費用額から当該療養に要した費用について保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

(療養費)

第六十四条 協会は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者若しくは被保険者であった者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、協会がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

2 療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につい

及入院時食事療養費算定額ノ合算額、当該療養ニ生活療養ガ含マルルトキハ当該保険外併用療養費算定額及入院時生活療養費算定額ノ合算額以下本条ニ於テ算定費用額ト称ス）トシ、第二十八条ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ付テノ保険外併用療養費ノ額ニ付テハ算定費用額ヨリ同項ニ規定スル一部負担金トシテ支払フベキ厚生労働大臣ノ定ムル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス

- ④健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項及第七十八条並ニ本法第二十八条第四項及第七項、第二十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項、第二十八条ノ六第一項並ニ第二十八条ノ七第四項乃至第六項ノ規定ハ保険医療機関等ニ就キ受ケタル評価療養及選定療養並ニ之等ニ伴フ保険外併用療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

- ⑤第二十八条ノ三ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ準用スル第二十八条ノ七第四項ノ場合ニ於テ算定費用額ヨリ当該療養ニ要シタル費用ニ付保険外併用療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ノ支払ニ関シ之ヲ準用ス

第二十九条ノ二 社会保険庁長官ハ療養ノ給付、入院時食事療養費ノ支給、入院時生活療養費ノ支給若ハ保険外併用療養費ノ支給（以下本条ニ於テ療養ノ給付等ト称ス）ヲ為スコト困難ナリト認めタルトキ又ハ被保険者若ハ被保険者タリシ者ガ保険医療機関等以外ノ病院、診療所、薬局其ノ他ノ者ニ就キ診療、薬剤ノ支給若ハ手当ヲ受ケタル場合ニ於テ社会保険庁長官ガ已ムヲ得ザルモノト認めタルトキハ療養ノ給付等ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

第二十九条ノ三 前条ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ当該療養（食

て算定した費用の額から、その額に第五十五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した額を基準として、協会が定める。

3 前項の規定にかかわらず、下船後の療養補償に相当する療養費の額については、当該療養につき算定した費用の額を基準として、協会が定める。

4 前二項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては第五十八条第二項の費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第六十一条第二項の費用の額の算定、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第六十二条第二項の費用の額の算定、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては前条第二項の費用の額の算定の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

(訪問看護療養費)

第六十五条 被保険者又は被保険者であつた者が、第五十三条第三項に規定する給付対象傷病に関し、指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

2 前項の訪問看護療養費は、厚生労働省令で定めるところにより、協

事療養及生活療養ヲ除クニ付算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ額ニ第二十八条ノ三第一項各号ノ区分ニ從ヒ同項各号ニ規定スル割合ヲ乗ジテ得タル額ヲ控除シタル額及当該食事療養又ハ生活療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ食事療養標準負担額又ハ生活療養標準負担額ヲ控除シタル額ヲ標準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム

②前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養費ノ額ニ付テハ当該療養ニ付算定シタル費用ノ額ヲ、第二十八条ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ付テノ療養費ノ額ニ付テハ当該療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ同項ニ規定スル一部負担金トシテ支払フベキ厚生労働大臣ノ定ムル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ヲ標準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム

③前二項ノ費用ノ算定ニ関シテハ療養ノ給付ヲ受クベキ場合ニ於テハ第二十八条ノ四第二項ノ費用ノ算定、入院時食事療養費ノ支給ヲ受クベキ場合ニ於テハ第二十八条ノ七第二項ノ費用ノ算定、入院時生活療養費ノ支給ヲ受クベキ場合ニ於テハ第二十八条ノ八第二項ノ費用ノ算定、保険外併用療養費ノ支給ヲ受クベキ場合ニ於テハ第二十九条第二項ノ費用ノ算定ノ例ニ依ル但シ其ノ額ハ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十九条ノ四 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ第二十八条第三項ニ規定スル給付対象傷病ニ関シ指定訪問看護事業者ニ就キ指定訪問看護(健康保険法第八十八条第一項ニ規定スル指定訪問看護ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ受ケタルトキハ訪問看護療養費トシテ其ノ指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

②前項ノ訪問看護療養費ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ社会保険庁長

会が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

3 指定訪問看護を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、自己の選定する指定訪問看護事業者から受けるものとする。

4 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき健康保険法第八十八条第四項の規定による厚生労働大臣の定めの場合により算定した費用の額から、その額に第五十五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十七条第一項各号に掲げる措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額とする。

5 前項の規定にかかわらず、下船後の療養補償に相当する訪問看護療養費の額については、同項の規定により算定した費用の額とする。

6 被保険者又は被保険者であった者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、協会は、その被保険者又は被保険者であった者が当該指定訪問看護事業者に支払うべき当該指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費として被保険者又は被保険者であった者に対し支給すべき額の限度において、被保険者又は被保険者であった者に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。

7 前項の規定による支払があつたときは、被保険者又は被保険者であつた者に対し訪問看護療養費の支給があつたものとみなす。

8 第五十六条の規定は、第六項の場合において第四項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について

官が必要アリト認ムル場合ニ限り支給スルモノトス

③ 指定訪問看護ヲ受ケントスル者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ自己ノ選定スル指定訪問看護事業者ニ就キ之ヲ受クルモノトス

④ 訪問看護療養費ノ額ハ当該指定訪問看護ニ付健康保険法第八十八条第四項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ額ニ第二十八条ノ三第一項各号ノ区分ニ従ヒ同項各号ニ規定スル割合ヲ乗ジテ得タル額（療養ノ給付ニ係ル第二十八条ノ三第一項各号ノ規定ニ依ル措置ガ講ゼラルベキトキハ当該措置ガ講ゼラレタル場合ノ額）ヲ控除シタル額トス

⑤ 前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル訪問看護療養費ノ額及第二十八条ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ付テノ訪問看護療養費ノ額ニ付テハ前項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額トス

⑥ 第一項ノ場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ其ノ指定訪問看護ヲ受ケタル者ガ当該指定訪問看護事業者ニ対シ支払フベキ当該指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付訪問看護療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ代リ当該指定訪問看護事業者ニ対シ之ヲ支払フコトヲ得

⑦ 前項ノ規定ニ依リ指定訪問看護事業者ニ対シ費用ヲ支払ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ訪問看護療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

⑧ 第二十八条ノ三ノ二ノ規定ハ第六項ノ場合ニ於テ第四項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ当該指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付訪問看護療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ノ支払ニ

準用する。

9 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者又は被保険者であった者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

10 指定訪問看護事業者が船員保険の指定訪問看護を行う場合の準則については、健康保険法第九十二条第二項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）の例によるものとし、これにより難いとき、又はよることが適当と認められないときの準則については、厚生労働省令で定める。

11 指定訪問看護は、第五十三条第一項各号に掲げる療養に含まれないものとする。

12 健康保険法第八十八条第十項、第十一項及び第十三項、第九十一条、第九十二条第三項並びに第九十四条の規定並びに第五十三条第五項の規定は、この法律による訪問看護療養費の支給及び指定訪問看護について準用する。

（船員法による療養補償との調整）

第六十六条 下船後の療養補償に相当する療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給については、次の各号に掲げる保険給付の区分に応じ、当該各号に定める額（第八十三条第一項の規定により支給された高額療養費又は第八十四条第一項の規定により支給された高額介護合算療養費のうち、政令で定めるところにより、当該療養に係るものとして算定した額に相当する額を除く。）があるときは、協会は、厚生労働省令で定めるところにより、当該額を被保険者又は被保険者であつ

関シ之ヲ準用ス

⑨ 指定訪問看護事業者ハ指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付支払ヲ受クル際当該支払ヲ為シタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ領収証ヲ交付スベシ

⑩ 指定訪問看護事業者ガ船員保険ノ指定訪問看護ヲ行フ場合ノ準則ニ付テハ健康保険法第九十二条第二項ニ規定スル指定訪問看護ノ事業ノ運営ニ関スル基準（指定訪問看護ノ取扱ニ関スル部分ニ限ル）ノ例ニ依ルモノトシ之ニ依リ難キトキ又ハ依ルコトヲ適当トセザルトキノ準則ニ付テハ厚生労働省令ヲ以テ之ヲ定ム

⑪ 第二十八条第一項各号ニ掲グル療養ハ指定訪問看護ヲ含マザルモノトス

⑫ 健康保険法第八十八条第十項、第十一項及び第十三項、第九十一条、第九十二条第三項並ニ第九十四条並ニ本法第二十八条第四項ノ規定ハ本法ニ依ル訪問看護療養費ノ支給及指定訪問看護ニ関シ之ヲ準用ス

第二十九条ノ五 船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付及入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又ハ訪問看護療養費ノ支給ニ関シテハ左ノ各号ニ掲グル保険給付ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル額（第三十一条ノ六第一項ノ規定ニ依リ支給セラレタル高額療養費又ハ第三十一条ノ七第一項ノ規定ニ依リ支給セラレタル高額介護合算療養費ノ中政令ノ定ムル所ニ依リ当該療養ニ係ルモノトシテ算定シタル額ニ相当スル額ヲ除ク）アルトキハ社会保険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ当該額ヲ被保険者又

た者に支払うものとする。

- 一 療養の給付 第五十五条第一項又は第六十条第二項の規定により被保険者又は被保険者であった者が支払った一部負担金の額
- 二 入院時食事療養費の支給 入院時食事療養費算定額からその食事療養に要した費用につき入院時食事療養費として支給される額に相当する額を控除した額
- 三 入院時生活療養費の支給 入院時生活療養費算定額からその生活療養に要した費用につき入院時生活療養費として支給される額に相当する額を控除した額
- 四 保険外併用療養費の支給 算定費用額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額
- 五 療養費の支給 第六十四条第二項の規定により控除された額
- 六 訪問看護療養費の支給 前条第四項の規定により算定した費用の額からその指定訪問看護に要した費用につき訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額

(削除)

(療養の給付等の支給停止)

第六十七条 被保険者であった者が資格を喪失する前に発した疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関する療養の給付(第五十三条第四項の規定により行われる同条第一項第六号に掲げる給付を除く。)又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護

ハ被保険者タリシ者ニ対シ支払フモノトス

- 一 療養ノ給付 第二十八条ノ三又ハ第二十八条ノ六第二項ノ規定ニ依リ被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ支払ヒタル一部負担金ノ額
 - 二 入院時食事療養費ノ支給 第二十八条ノ七第二項ニ規定スル入院時食事療養費算定額ヨリ其ノ食事療養ニ要シタル費用ニ付入院時食事療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額
 - 三 入院時生活療養費ノ支給 第二十八条ノ八第二項ニ規定スル入院時生活療養費算定額ヨリ其ノ生活療養ニ要シタル費用ニ付入院時生活療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額
 - 四 保険外併用療養費ノ支給 第二十九条第三項ニ規定スル算定費用額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付保険外併用療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額
 - 五 療養費ノ支給 第二十九条ノ三第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ控除セラレタル額
 - 六 訪問看護療養費ノ支給 第二十九条ノ四第四項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付訪問看護療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額
- ②前項ノ規定ハ第二十八条ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ関スル療養ノ給付及入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又ハ訪問看護療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

第三十一条 被保険者タリシ者ノ職務外ノ事由ニ因リ資格喪失前ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関スル療養ノ給付、入院時食事療養費ノ支給、入院時生活療養費ノ支給、保険外併用療養費ノ支給、訪問看護療養費ノ支給又ハ移送費ノ支給(以下本条ニ於テ療養

護療養費若しくは移送費の支給（以下この条において「療養の給付等」という。）は、被保険者の資格を喪失した日から起算して六月が経過したときは、行わない。ただし、雇入契約存続中の職務外の事由による疾病又は負傷につき下船後の療養補償に相当する療養の給付等を受ける間においては、この限りでない。

2 療養の給付等（下船後の療養補償に相当する療養の給付等を除く。次項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、行わない。

一 当該疾病又は負傷につき、健康保険法第五章の規定による療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給を受けることができるに至ったとき又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることができるに至ったとき。

二 その者が、被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。）若しくは健康保険の被保険者若しくはこれらの者の被扶養者、国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等となったとき。

3 療養の給付等は、当該疾病又は負傷につき健康保険法第五章の規定により特別療養費又は移送費若しくは家族移送費の支給を受けることができる間は、行わない。

（移送費）

第六十八条 被保険者又は被保険者であつた者が療養の給付（保険外併

ノ給付等ト称ス）ハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ起算シ六月ヲ経過シタルトキハ之ヲ為サズ但シ雇入契約存続中ノ職務外ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ受クル間ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

②前項ノ規定ニ依ル療養ノ給付等（船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ除ク）ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキハ之ヲ為サズ

一 当該疾病又ハ負傷ニ付健康保険法第五章ノ規定ニ依リ療養ノ給付等若ハ家族療養費、家族訪問看護療養費若ハ家族移送費ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキ又ハ高齢者ノ医療ノ確保に関する法律ノ規定ニ依リ療養ノ給付若ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費若ハ移送費ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキ

二 其ノ者が第十七条ノ規定ニ依ル被保険者若ハ健康保険ノ被保険者若ハ此等ノ者ノ被扶養者、国民健康保険ノ被保険者又ハ後期高齢者医療ノ被保険者等ト為リタルトキ

③第一項ノ規定ニ依ル療養ノ給付等（船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ除ク）ハ当該疾病又ハ負傷ニ付健康保険法第五章ノ規定ニ依リ特別療養費又ハ移送費若ハ家族移送費ノ支給ヲ受クルコトヲ得ル間ハ之ヲ為サズ

第二十九条ノ六 被保険者又ハ被保険者タリシ者が療養ノ給付（保険外

用療養費に係る療養を含む。)を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、移送費として、厚生労働省令で定めるところにより算定した金額を支給する。

2 前項の移送費は、厚生労働省令で定めるところにより、協会が必要であると認める場合に限り、支給するものとする。

第二款 傷病手当金及び葬祭料の支給

(傷病手当金)

第六十九条 被保険者又は被保険者であつた者が被保険者の資格を喪失する前に発した職務外の事由による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき療養のため職務に服することができない期間、傷病手当金として、一日につき、標準報酬日額(標準報酬月額(被保険者であつた者にあつては、その資格を喪失した当時の標準報酬月額。以下同じ。)の三十分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。))をいう。以下同じ。)の三分の二に相当する金額(その金額に、五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を支給する。

併用療養費ニ係ル療養ヲ含ム)ヲ受クル為病院又ハ診療所ニ移送サレタルトキハ移送費トシテ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ヲ支給ス

②前項ノ移送費ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ社会保険庁長官ガ必要アリト認ムル場合ニ於テ支給スルモノトス

第三十条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ被保険者ノ資格喪失前ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養ノ為職務ニ服スルコト能ハザルトキハ其ノ期間傷病手当金ヲ支給ス

②傷病手当金ノ額ハ左ノ區別ニ依ル金額トス

一 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷ニ付テハ四月ノ範囲内ニ於テハ一日ニ付標準報酬日額(標準報酬月額ノ三十分ノ一ニ相当スル額(其ノ額ニ五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス))ヲ謂ヒ被保険者タリシ者ニ在リテハ被保険者ノ資格喪失当時ノ当該相当スル額ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ノ全額、四月ヲ超ユル場合ニ於テハ一日ニ付標準報酬日額ノ百分ノ六十二相当スル金額

二 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷ニ関シ療養ノ給付、保険外併用療養費ニ係ル療養及訪問看護療養費ニ係ル療養ヲ受ケザルニ至リタル日以後一月ノ範囲内ニ於テハ一日ニ付標準報酬日額ノ百分ノ六十二相当スル金額

三 職務外ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷ニ付テハ一日ニ付標準報酬日額ノ三分ノ二ニ相当スル金額(其ノ金額ニ五十銭未満ノ端数アルトキ

2 疾病任意継続被保険者又は疾病任意継続被保険者であつた者に係る前項の規定による傷病手当金の支給は、当該被保険者の資格を取得した日から起算して一年以上経過したときに発した疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病については、行わない。

3 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して三年を超えないものとする。

4 被保険者であつた者がその資格を喪失する前に発した職務外の事由による疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病に関し第一項の規定によりその資格を喪失した後の期間に係る傷病手当金の支給を受けるには、被保険者の資格を喪失した日（疾病任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日）前における被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。）であつた期間が、その日前一年間において三月以上又はその日前三年間において一年以上（第七十三条第二項及び第七十四条第二項において「支給要件期間」という。）であることを要する。

5 傷病手当金の支給は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により傷病手当金の支給があつたときは、その限度において、行わない。

（傷病手当金と報酬等との調整）

第七十条 疾病にかかり、又は負傷した場合において報酬の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期

ハ之ヲ切捨テ五十銭以上一円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一円ニ切上
グルモノトス）

③第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ係ル第一項ノ規定ニ依ル傷病手当金ノ支給ハ当該被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ヨリ起算シ一年以上経過シタルトキニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病ニ関シテハ之ヲ為サズ

第三十一条

④職務外ノ事由ニ因ル同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関スル傷病手当金ノ支給ハ其ノ支給ヲ受ケタル日ヨリ起算シ三年ヲ経過シタルトキハ之ヲ為サズ

第三十条

④被保険者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ其ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病ニ関シ第一項ノ規定ニ依リ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル傷病手当金ノ支給ヲ受クルニハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日（第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニ在リテハ其ノ資格ヲ取得シタル日）前ニ於ケル第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間ガ其ノ日前一年間ニ於テ三月以上又ハ其ノ日前三年間ニ於テ一年以上ナルコト（第三十二条ノ三及第三十二条ノ四ニ於テ支給要件期間ト称ス）ヲ要ス

⑤傷病手当金ノ支給ハ高齢者の医療の確保に関する法律ノ規定ニ依リ傷病手当金ノ支給アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる報酬の額が、傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

2 傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる障害厚生年金の額（当該障害厚生年金と同一の事由に基づき国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、傷病手当金の額（前項ただし書の場合においては、同項ただし書に規定する報酬の額と同項ただし書に規定する差額との合算額）より少ないときは、その差額（その差額が同項ただし書に規定する差額より多いときは、同項ただし書に規定する差額）を支給する。

3 傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき厚生年金保険法の規定による障害手当金の支給を受けることができるときは、当該障害手当金の支給を受けることとなった日からその者がその日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の当該傷病手当金の額（第一項ただし書の場合においては、同項ただし書に規定する報酬の額と同項ただし書に規定する差額との合算額）の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日までの間、傷病手当金は、支給しない。ただし、当該合計額が当該障害手当金の額に達するに至った日において当該合計額が当該障害手当金の額を超えるときは、その差額（その差額が同項ただし書に規定する差額より多

第三十条ノ二

③職務外ノ事由ニ因ル傷病手当金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル障害ニ付厚生年金保険法ニ依ル障害厚生年金ガ支給セラルトキハ之ヲ支給セズ但シ当該障害厚生年金ノ額（当該障害厚生年金ト同一ノ支給事由ニ基キ国民年金法ニ依ル障害基礎年金ガ支給セラルトキハ当該障害厚生年金ノ額ト当該障害基礎年金ノ額トノ合算額）ニ付厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ガ当該傷病手当金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

④傷病手当金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル障害ニ付障害手当金又ハ厚生年金保険法ニ依ル障害手当金ガ支給セラルトキハ当該障害手当金又ハ当該厚生年金保険法ニ依ル障害手当金ガ支給セラルル日ヨリ其ノ日以後当該傷病手当金ガ支給セラルル日ヨリ其ノ日以後当該傷病手当金ガ支給セラルル場合ニ於テハ其ノ合算額以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ニ達スルニ至ル日迄ノ間之ヲ支給セズ但シ当該合計額ガ当該障害手当金又ハ当該厚生年金保険法ニ依ル障害手当金ノ額ニ達スルニ至リタル日ニ於テ当該合計額ガ当該障害手当金又ハ当該厚

いときは、同項ただし書に規定する差額)については、この限りでない。

4 傷病手当金の支給を受けるべき者(疾病任意継続被保険者及び疾病任意継続被保険者であった者に限る。)が、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金である給付その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの(以下この項及び次項において「老齢退職年金給付」という。)の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる老齢退職年金給付の額(当該老齢退職年金給付が二以上あるときは、当該二以上の老齢退職年金給付の合算額)につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

5 協会は、前三項の規定により傷病手当金の支給を行うにつき必要があると認めるときは、老齢退職年金給付の支払をする者(次項において「年金保険者」という。)に対し、第二項の障害厚生年金若しくは障害基礎年金、第三項の障害手当金又は前項の老齢退職年金給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができる。

6 年金保険者(社会保険庁長官を除く。)は、社会保険庁長官の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を社会保険庁長官に委託して行わせることができる。

第七十一条 前条第一項に規定する者が、疾病にかかり、又は負傷した場合において、その受けることができるはずであった報酬の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金

生年金保険法ニ依ル障害手当金ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

⑤職務外ノ事由ニ依ル傷病手当金(第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者及被保険者タリシ者ガ受クルモノニ限ル)ハ国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又ハ私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)ニ基ク老齢又ハ退職ヲ支給事由トスル年金タル給付其ノ他ノ老齢又ハ退職ヲ支給事由トスル年金タル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ(以下老齢退職年金給付ト称ス)ガ支給セラルルトキハ之ヲ支給セズ但シ当該老齢退職年金給付ノ額(当該老齢退職年金給付二以上アルトキハ当該二以上ノ老齢退職年金給付ノ額ノ合算額)ニ付厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ガ当該傷病手当金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

⑥社会保険庁長官ハ前項ノ規定ニ依リ傷病手当金ノ支給ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ老齢退職年金給付ノ支払ヲ為ス者(社会保険庁長官ヲ除ク)ニ対シ同項ノ老齢退職年金給付ノ支給状況ニ付必要ナル資料ノ提供ヲ求ムルコトヲ得

の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金の差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により協会が支給した金額は、船舶所有者から徴収する。

(葬祭料)

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、被保険者又は被保険者であった者により生計を維持していた者であつて、葬祭を行うものに対し、葬祭料として、政令で定める金額を支給する。

- 一 被保険者が職務外の事由により死亡したとき。
- 二 被保険者であつた者が、その資格を喪失した後三月以内に職務外の事由により死亡したとき。

2 前項の規定により葬祭料の支給を受けるべき者がない場合においては、葬祭を行った者に対し、同項の金額の範囲内においてその葬祭に要した費用に相当する金額の葬祭料を支給する。

第五十条ノ九 左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ遺族ニシテ葬祭ヲ行フモノニ対シ葬祭料ヲ支給ス

一 被保険者ガ死亡シタルトキ

二 被保険者タリシ者ガ其ノ資格喪失後三月以内ニ死亡シタルトキ

三 被保険者タリシ者ニシテ療養ノ給付、保険外併用療養費ノ支給又ハ訪問看護療養費ノ支給ヲ受クルモノガ死亡シタルトキ（職務上ノ事由又ハ通勤ニ因リ死亡シタルトキニ限ル）

②葬祭料ノ額ハ左ノ区別ニ依ル金額トス

一 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因リ死亡シタル場合ニ付テハ被保険者ノ資格喪失当時ノ標準報酬月額ノ二分分ニ相当スル金額（其ノ額厚生労働大臣ノ定ムル当該標準報酬月額ノ二分分ニ相当スル金額ヲ下ラザル金額トス）

二 職務外ノ事由ニ因リ死亡シタル場合ニ付テハ政令ヲ以テ定ムル額

③被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ死亡シタル場合ニ於テ第一項ノ規定ニ依リ葬祭料ノ支給ヲ受クベキ者ナキトキハ葬祭ヲ行ヒタル者ニ対シ前項ノ金額ノ範囲内ニ於テ其ノ葬祭ニ要シタル費用ニ相当スル金額ノ

3 葬祭料の支給は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により葬祭料に相当する給付の支給があつたときは、その限度において、行わない。

第三款 出産育児一時金及び出産手当金の支給

(出産育児一時金)

第七十三条 被保険者又は被保険者であつた者（後期高齢者医療の被保険者等である者を除く。以下この条及び次条において同じ。）が出産したときは、出産育児一時金として、政令で定める金額を支給する。

2 被保険者であつた者がその資格を喪失した日後に出産したことにより前項の規定による出産育児一時金の支給を受けるには、被保険者であつた者がその資格を喪失した日より六月以内に出産したこと及び被保険者であつた期間が支給要件期間であることを要する。

(出産手当金)

第七十四条 被保険者又は被保険者であつた者が出産したときは、出産の日以前において船員法第八十七条の規定により職務に服さなかつた期間及び出産の日後五十六日以内において職務に服さなかつた期間、出産手当金として、一日につき、標準報酬日額の三分の二に相当する金額（その金額に、五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を支給する。

2 被保険者であつた者がその資格を喪失した日後の期間に係る前項の規定による出産手当金の支給を受けるには、被保険者であつた者が第

葬祭料ヲ支給ス

④葬祭料ノ支給ハ高齢者の医療の確保に関する法律ノ規定ニ依リ葬祭料ニ相当スル給付ノ支給アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

第三十二条 被保険者又ハ被保険者タリシ者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ）分娩シタルトキハ出産育児一時金トシテ政令ヲ以テ定ムル額ヲ支給ス

第三十二条ノ三 被保険者タリシ者ガ其ノ資格喪失後分娩シタルニ因リ第三十二条第一項ノ規定ニ依リ出産育児一時金ノ支給ヲ受クルニハ被保険者タリシ者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ六月以内ニ分娩シタルコト及支給要件期間ヲ要ス

第三十二条

②前項ノ場合ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ分娩ノ日以前ニ於テ船員法第八十七条ノ規定ニ依リ職務ニ服セザリシ期間、分娩ノ日後五十六日以内ニ於テ職務ニ服セザリシ期間出産手当金トシテ一日ニ付標準報酬日額ノ三分ノ二ニ相当スル金額（其ノ金額ニ五十銭未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十銭以上一円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一円ニ切上グルモノトス）ヲ支給ス

第三十二条ノ四 被保険者タリシ者ガ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル第三十二条第二項ノ規定ニ依リ出産手当金ノ支給ヲ受クルニハ被保険者タ

十二条の規定によりその資格を喪失した日前に出産したこと又は同条の規定によりその資格を喪失した日より六月以内に出産したこと及び被保険者であった期間が支給要件期間であることを要する。

3 第七十条第一項及び第七十一条の規定は、出産手当金の支給について準用する。

(出産手当金と傷病手当金との調整)

第七十五条 出産手当金を支給する場合には、その期間、傷病手当金は、支給しない。

2 出産手当金を支給すべき場合において傷病手当金が支払われたときは、その支払われた傷病手当金は、出産手当金の内払とみなす。

第四款 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族葬祭料及び家族出産育児一時金の支給

族葬祭料及び家族出産育児一時金の支給

(家族療養費)

第七十六条 被扶養者が保険医療機関等のうち自己の選定するものから療養(第五十三条第一項第六号に掲げる療養を除く。)を受けたときは、被保険者に対し、その療養に要した費用について、家族療養費を支給する。

2 家族療養費の額は、第一号に掲げる額(当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額)とする。

一 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)に次のイからニまでに掲げる場合の

リシ者が第十九条ノ規定ニ依リ其ノ資格ヲ喪失シタル日前ニ分娩シタルコト又ハ同条ノ規定ニ依リ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ六月以内ニ分娩シタルコト及支給要件期間ヲ要ス

第三十二条ノ六 出産手当金ノ支給ヲ為ス場合ニ於テハ其ノ期間傷病手当金又ハ求職者等給付ハ之ヲ支給セズ

② 出産手当金ノ支給ヲ為スベキ場合ニ於テ傷病手当金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル傷病手当金ハ出産手当金ノ内払ト看做ス

第三十一条ノ二 被扶養者が保険医療機関等ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ療養(第二十八条第一項第六号ニ掲グル療養ヲ除ク)ヲ受ケタルトキハ被保険者ニ対シ家族療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

② 家族療養費ノ額ハ第一号ニ規定スル額(当該療養ニ食事療養ガ含まルルトキハ当該額及第二号ニ規定スル額ノ合算額、当該療養ニ生活療養ガ含まルトキハ当該額及第三号ニ規定スル額ノ合算額)トス

一 当該療養(食事療養及生活療養ヲ除ク)ニ付算定シタル費用ノ額(其ノ額ガ現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額)ニ左ノイ乃至ニニ掲グル場合ノ区分ニ

区分に応じ、当該イからニまでに定める割合を乗じて得た額

イ 被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の七十

ロ 被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である場合 百分の八十

ハ 被扶養者（ニに規定する被扶養者を除く。）が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の八十

ニ 第五十五条第一項第三号に掲げる場合に該当する被保険者その他政令で定める被保険者の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の七十

二 当該食事療養につき算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した額

三 当該生活療養につき算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した額

3 前項第一号の療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等から療養（評価療養及び選定療養を除く。）を受ける場合にあつては第五十八条第二項の費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受ける場合にあつては第六十三条第二項第一号の費用の額の算定、前項第二号の食事療養についての費用の額の算定に關しては、第六十一条第二項の費用の額の算定、前項第三号の生活療養についての費用の額の算定に關しては、第六十二条第二項の費用の額の算定の例による。

4 第一項の場合において、協会は、その療養を受けた者が当該病院若

從ヒ当該イ乃至ニニ定ムル割合ヲ乗ジテ得タル額トス

イ 被扶養者ガ六歳ニ達スル日以後ノ最初ノ三月三十一日ノ翌日以後ニシテ七十歳ニ達スル日ノ属スル月以前ナル場合 百分ノ七十

ロ 被扶養者ガ六歳ニ達スル日以後ノ最初ノ三月三十一日以前ナル場合 百分ノ八十

ハ 被扶養者（ニニ定ムル被扶養者ヲ除ク）ガ七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合 百分ノ八十

ニ 第二十八条ノ三第一項第三号ニ掲グル場合ニ該当スル被保険者其ノ他政令ヲ以テ定ムル被保険者ノ被扶養者ガ七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合 百分ノ七十

二 当該食事療養ニ付算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額）ヨリ食事療養標準負担額ヲ控除シタル額

三 当該生活療養ニ付算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該生活療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ生活療養ニ要シタル費用ノ額）ヨリ生活療養標準負担額ヲ控除シタル額

③前項第一号ノ療養ニ付テノ費用ノ算定ニ關シテハ保険医療機関等ヨリ療養（評価療養及選定療養ヲ除ク）ヲ受クル場合ニ於テハ第二十八条ノ四第二項ノ費用ノ算定、保険医療機関等ヨリ評価療養又ハ選定療養ヲ受クル場合ニ於テハ第二十九条第二項第一号ノ費用ノ算定、前項第二号ノ食事療養ニ付テノ費用ノ算定ニ關シテハ第二十八条ノ七第二項ノ費用ノ算定、前項第三号ノ生活療養ニ付テノ費用ノ算定ニ關シテハ第二十八条ノ八第二項ノ費用ノ算定ノ例ニ依ル

④第一項ノ場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ其ノ療養ヲ受ケタル者ガ当該

しくは診療所又は薬局に支払うべき療養に要した費用について、家族療養費として被保険者又は被保険者であつた者に対し支給すべき額の限度において、被保険者又は被保険者であつた者に代わり、当該病院若しくは診療所又は薬局に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、被保険者又は被保険者であつた者に対し家族療養費の支給があつたものとみなす。

6 第五十三条第一項、第二項、第六項及び第八項、第五十四条、第五十八条第三項、第五十九条、第六十条第一項、第六十一条第六項並びに第六十四条の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。

7 第五十六条の規定は、第四項の場合において療養につき第三項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用について家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

（家族療養費の額の特例）

第七十七条 協会は、第五十七条第一項に規定する被保険者又は被保険者であつた者の被扶養者に係る家族療養費の支給について、前条第二項第一号イからニまでに定める割合を、それぞれの割合を超え百分の百以下の範囲内において協会が定めた割合とする措置を採ることができる。

2 前項に規定する被扶養者に係る前条第四項の規定の適用については、同項中「家族療養費として被保険者又は被保険者であつた者に対し支給すべき額」とあるのは、「当該療養につき算定した費用の額（そ

病院若ハ診療所又ハ薬局ニ対シ支払フベキ療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ代リ当該病院若ハ診療所又ハ薬局ニ対シ之ヲ支払フコトヲ得

⑤前項ノ規定ニ依リ病院若ハ診療所又ハ薬局ニ対シ費用ヲ支払ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ家族療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

⑥第二十八条第一項、第二項、第五項及第七項、第二十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項、第二十八条ノ五、第二十八条ノ六第一項、第二十八条ノ七第六項、第二十九条ノ二並ニ第二十九条ノ三ノ規定ハ家族療養費ノ支給及被扶養者ノ療養ニ関シ之ヲ準用ス

⑦第二十八条ノ三ノ二ノ規定ハ第四項ノ場合ニ於テ療養ニ付第三項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額）ヨリ当該療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ノ支払ニ関シ之ヲ準用ス

第三十一条ノ二ノ二 社会保険庁長官ハ第二十八条ノ三ノ三第一項ニ規定スル被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ被扶養者ニ係ル家族療養費ノ支給ニ付前条第二項第一号イ乃至ニニ定ムル割合ヲ夫々ノ割合ヲ超エ百分ノ百以下ノ範囲内ニ於テ社会保険庁長官ガ定メタル割合トスル措置ヲ講ズルコトヲ得

②前項ニ規定スル被扶養者ニ係ル前条第四項ノ規定ノ適用ニ付同項中「家族療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額」トアルハ「当該療養ニ付算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該療

の額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額」とする。この場合において、協会は、当該支払をした額から家族療養費として被保険者又は被保険者であった者に対し支給すべき額を控除した額をその被扶養者に係る被保険者又は被保険者であった者から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

(家族訪問看護療養費)

第七十八条 被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、被保険者に対し、その指定訪問看護に要した費用について、家族訪問看護療養費を支給する。

2 家族訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき第六十五条第四項の厚生労働大臣の定めの場合により算定した費用の額に第七十六条第二項第一号イからニまでに掲げる場合の区分に応じ、同号イからニまでに定める割合を乗じて得た額（家族療養費の支給について前条の規定が適用されるべきときは、当該規定が適用されたものとした場合の額）とする。

3 健康保険法第八十八条第十項、第十一項及び第十三項、第九十一条、第九十二条第三項並びに第九十四条の規定並びに第六十五条第二項、第三項及び第六項から第十項までの規定は、家族訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護について準用する。

(家族移送費)

第七十九条 被扶養者が家族療養費に係る療養を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、家族移送費として、被保険者に対し、第六十八条第一項の厚生労働省令で定めるところにより算定した金額を

養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額）トス此ノ場合ニ於テ社会保険庁長官ハ当該支払ヒタル額ヨリ家族療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額ヲ控除シタル額ヲ其ノ被扶養者ニ係ル被保険者又ハ被保険者タリシ者ヨリ直接徴収スルコトトシ其ノ徴収ヲ猶予スルコトヲ得

第三十一条ノ三 被扶養者ガ指定訪問看護事業者ニ就キ指定訪問看護ヲ受ケタルトキハ被保険者ニ対シ家族訪問看護療養費トシテ其ノ指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

②家族訪問看護療養費ノ額ハ当該指定訪問看護ニ付第二十九条ノ四第四項ノ規定ニ依ル費用ノ算定ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額ニ第三十一条ノ二第二項第一号イ乃至ニニ掲グル場合ノ区分ニ従ヒ当該イ乃至ニニ定ムル割合ヲ乗ジテ得タル額（家族療養費ノ支給ニ付前条第一項又ハ第二項ノ規定ガ適用セラルベキトキハ当該規定ガ適用セラレタル場合ノ額）トス

③健康保険法第八十八条第十項、第十一項及び第十三項、第九十一条、第九十二条第三項並びに第九十四条並びに本法第二十九条ノ四第二項、第三項及第六項乃至第十項ノ規定ハ家族訪問看護療養費ノ支給及被扶養者ノ指定訪問看護ニ関シ之ヲ準用ス

第三十一条ノ四 被扶養者ガ家族療養費ニ係ル療養ヲ受クル為病院又ハ診療所ニ移送サレタルトキハ被保険者ニ対シ家族移送費トシテ第二十九条ノ六第一項ニ規定スル厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル

支給する。

2 第六十八条第二項の規定は、家族移送費の支給について準用する。

(家族葬祭料)

第八十条 被扶養者が死亡したときは、家族葬祭料として、被保険者に対し、第七十二条第一項の政令で定める金額を支給する。

(家族出産育児一時金)

第八十一条 被扶養者が出産したときは、家族出産育児一時金として、被保険者に対し、第七十三条第一項の政令で定める金額を支給する。

(被保険者が資格を喪失した場合)

第八十二条 被保険者がその資格を喪失した際に家族療養費に係る療養若しくは家族訪問看護療養費に係る療養若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定によるこれらに相当する給付に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス(同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス)、特例居宅介護サービス(同法第八十一条に規定する居宅介護サービス)に係る居宅サービス(同法第八十一条に規定する居宅サービスをいう。)、若しくはこれらに相当するサービス、施設介護サービスに係る指定施設サービス等(同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等)、特例施設介護サービス費に係る施設サービス(同法第八十二条第三項に規定する施設サービスをいう。)、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス(同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、若しくは特例介護予防サービスに係る介護予防サービス(同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。)、若しくはこれらに相当する

額ヲ支給ス

②第二十九条ノ六第二項ノ規定ハ家族移送費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

第五十条ノ十 被扶養者死亡シタルトキハ被保険者ニ対シ家族葬祭料トシテ政令ヲ以テ定ムル額ヲ支給ス

第三十三条 被扶養者ガ分娩シタルトキハ被保険者ニ対シ家族出産育児一時金トシテ第三十二条第一項ノ政令ヲ以テ定ムル額ヲ支給ス

第三十一条ノ五 被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル際家族療養費ニ係ル療養若ハ家族訪問看護療養費ニ係ル療養若ハ高齢者ノ医療ノ確保ニ関スル法律ノ規定ニ依リ之ニ相当スル給付ニ係ル療養又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費ニ係ル指定居宅サービス(同法第四十一条第一項ニ規定スル指定居宅サービスヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル)、特例居宅介護サービス費ニ係ル居宅サービス(同法第八十一条ニ規定スル居宅サービスヲ謂フ)若ハ之ニ相当スルサービス(此等ノサービスノ中療養ニ相当スルモノニ限ル)、施設介護サービス費ニ係ル指定施設サービス等(同法第四十八条第一項ニ規定スル指定施設サービス等ヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル)、特例施設介護サービス費ニ係ル施設サービス(同法第八十二条第三項ニ規定スル施設サービスヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル)、介護予防サービス費ニ係ル指定介護予防サービス(同法第五十三条第一項ニ規定スル指定介護予防サービスをいう。)、若しくはこれらに相当する

サービスのうち、療養に相当するものを受ける被扶養者が引き続き当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき療養又は移送を受けたときは、被保険者であった者に対し、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

2 前項の規定による給付は、当該被保険者の資格を喪失した日から起算して六月を経過するまでの間（当該被保険者がその資格を喪失しなかつた場合にはその者の被扶養者となるべき事情が継続する間に限る。）に限りこれを支給する。

3 第六十七条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による給付について準用する。

第五款 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

（高額療養費）

第八十三条 療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。以下この条において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必

サービス費ニ係ル介護予防サービス（同法第八条ノ二第一項ニ規定スル介護予防サービスヲ謂フ）若ハ之ニ相当スルサービス（此等ノサービスノ中療養ニ相当スルモノニ限ル）ヲ受クル被扶養者ガ引続キ当該疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養又ハ移送ヲ受ケタルトキハ被保険者タリシ者ニ対シ家族療養費、家族訪問看護療養費又ハ家族移送費ヲ支給ス

②前項ノ規定ニ依ル給付ハ当該被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ起算シ六月ヲ経過スルニ至ル迄ノ間（当該被保険者ノ資格ノ喪失ナカリセバ其ノ者ノ被扶養者タルベキ事情ガ継続スル間ニ限ル）ニ限り之ヲ支給ス

③第三十一条第二項及第三項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル給付ニ関シ之ヲ準用ス

第三十一条ノ六 療養ノ給付ニ付支払ハレタル一部負担金ノ額又ハ療養（食事療養及生活療養ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ）ニ要シタル費用ノ額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若ハ家族訪問看護療養費トシテ支給セララル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額（次条ニ於テ一部負担金等ノ額ト称ス）著シク高額ナリシトキハ其ノ療養ノ給付又ハ其ノ保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若ハ家族訪問看護療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額療養費ヲ支給ス

② 高額療養費ノ支給要件、支給額其ノ他高額療養費ノ支給ニ関シ必要ナ

要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

(高額介護合算療養費)

第八十四条 一部負担金等の額(前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額(同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

2 前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

第三節 職務上の事由若しくは通勤による疾病、負傷、障害若

しくは死亡又は職務上の事由による行方不明に関する
保険給付

第一款 休業手当金の支給

(休業手当金)

第八十五条 休業手当金は、被保険者又は被保険者であつた者が職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき

ル事項ハ療養ニ必要ナル費用ノ負担ノ家計ニ与フル影響及療養ニ要シタル費用ノ額ヲ考慮シテ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一条ノ七 一部負担金等ノ額(前条第一項ノ高額療養費ガ支給セラルル場合ニ於テハ当該支給額ニ相当スル額ヲ控除シテ得タル額)並ニ介護保険法第五十一条第一項ニ規定スル介護サービス利用者負担額(同項ノ高額介護サービス費ガ支給セラルル場合ニ於テハ当該支給額ヲ控除シテ得タル額)及同法第六十一条第一項ニ規定スル介護予防サービス利用者負担額(同項ノ高額介護予防サービス費ガ支給セラルル場合ニ於テハ当該支給額ヲ控除シテ得タル額)ノ合計額著シク高額ナリシトキハ当該一部負担金等ノ額ニ係ル療養ノ給付又ハ保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若ハ家族訪問看護療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額介護合算療養費ヲ支給ス

②前条第二項ノ規定ハ高額介護合算療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

第三十条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ被保険者ノ資格喪失前ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養ノ為職務ニ服ス

療養のため労働することができないために報酬を受けない日について、支給する。

2 休業手当金の額は、次の各号に掲げる期間（第二号から第四号までに掲げる期間においては、同一の事由について労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付又は休業給付の支給を受ける場合に限る。）の区分に応じ、一日につき、当該各号に定める金額とする。

一 療養のため労働することができないために報酬を受けない最初の日から療養のため労働することができないために報酬を受けない三日間 標準報酬日額の全額

二 療養のため労働することができないために報酬を受けない四月以内の期間（前号及び第四号に掲げる期間を除く。） 標準報酬日額の百分の四十に相当する金額（同一の事由について労働者災害補償保険法第二十九条第一項第二号に掲げる事業として支給が行われる給付金であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとできるときは、当該給付の水準を勘案して、厚生労働省令で定める金額）

三 療養のため労働することができないために報酬を受けない期間であつて、療養を開始した日から起算して一年六月を経過した日以後の期間（第一号及び次号に掲げる期間を除き、労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号に定める額が標準報酬日額の百分の六十に相当する金額より少ない場合に限る。） 標準報酬日額から同号に定める額を控除した額の百分の六十に相当する金額

四 療養のため労働することができないために報酬を受けない四月以

ルコト能ハザルトキハ其ノ期間傷病手当金ヲ支給ス

②傷病手当金ノ額ハ左ノ區別ニ依ル金額トス

一 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷ニ付テハ四月ノ範囲内ニ於テハ一日ニ付標準報酬日額（標準報酬月額ノ三十分ノ一二相当スル額（其ノ額ニ五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス）ヲ謂ヒ被保険者タリシ者ニ在リテハ被保険者ノ資格喪失当時ノ当該相当スル額ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ全額、四月ヲ超ユル場合ニ於テハ一日ニ付標準報酬日額ノ百分ノ六十二相当スル金額

内の期間であつて、療養を開始した日から起算して一年六月を経過した日以後の期間（第一号に掲げる期間を除き、標準報酬日額が労働者災害補償保険法第八条の第二項第二号に定める額より多い場合に限り。） 前二号に定める額の合算額

（休業手当金と報酬等との調整）

第八十六条 前条の規定にかかわらず、被保険者が職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働する日に係る休業手当金の額は、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 前条第二項第一号に掲げる期間 同号に定める金額から当該労働者に対して支払われる報酬の額を控除した金額

二 前条第二項第二号に掲げる期間 標準報酬日額から当該労働者に対して支払われる報酬の額を控除した額の百分の四十に相当する金額（同一の事由について労働者災害補償保険法第二十九条第一項第二号に掲げる事業として支給が行われる給付金であつて厚生労働省令で定めるものを受けるときは、当該給付の水準を勘案して、厚生労働省令で定める金額）

三 前条第二項第三号に掲げる期間（標準報酬日額から当該労働者に対して支払われる報酬の額を控除した額が労働者災害補償保険法第八条の第二項第二号に定める額より多い場合に限り。） 標準報酬日額から当該労働者に対して支払われる報酬の額及び同法第八条の第二項第二号に定める額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の百分の六十に相当する金額

四 前条第二項第四号に掲げる期間 前二号に定める額の合算額

二 職務上の事由又は通勤ニ因ル疾病又ハ負傷ニ関シ療養ノ給付、保険外併用療養費ニ係ル療養及訪問看護療養費ニ係ル療養ヲ受ケザルニ至リタル日以後一月ノ範囲内ニ於テハ一日ニ付標準報酬日額ノ百分ノ六十二相当スル金額

2 休業手当金の支給を受けるべき者が、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、当該休業手当金の額に政令で定める率を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

(削除)

第二款 障害年金及び障害手当金の支給

(障害年金及び障害手当金の支給要件)

第八十七条 被保険者であった間に発した職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病により労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金、障害年金、傷病補償年金又は傷病年金を受ける者に対し、同法第八条の第三項において読み替えられた同法第八条の第二項第二号に定める額（以下「最高限度額」という。）

第三十条ノ二 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル傷病手当金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル障害ニ付厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）ニ依ル障害厚生年金ガ支給セラルトキハ当該傷病手当金ノ額ニ政令ヲ以テ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額）ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス但シ当該傷病手当金ト同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル障害ニ付障害年金ガ支給セラルル間ハ此ノ限ニ在ラズ

②職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル傷病手当金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル障害ニ付障害年金ガ支給セラルトキハ之ヲ支給セズ但シ当該障害年金ノ額（当該障害ニ付厚生年金保険法ニ依ル障害厚生年金ガ支給セラルトキハ当該障害年金ノ額ト当該障害厚生年金ノ額（当該障害厚生年金ト同一ノ支給事由ニ基キ国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）ニ依ル障害基礎年金ガ支給セラルトキハ当該障害厚生年金ノ額ト当該障害基礎年金ノ額トノ合算額）トノ合算額）ニ付厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ガ当該傷病手当金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

第四十条 被保険者タリシ間ニ発シタル職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ガ治癒シタル場合ニ於テ政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ定ムル程度ノ障害ノ状態ニ在ル者ニハ其ノ程度ニ応ジ障害年金ヲ支給ス

②被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病又

が最終標準報酬月額より少ないときは、厚生労働省令で定める障害等級に該当する障害の程度に応じ、障害年金を支給する。

2 被保険者であつた間に発した職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病が治癒した場合において、労働者災害補償保険法の規定による障害補償一時金又は障害一時金を受ける者に対し、厚生労働省令で定める障害等級に該当する障害の程度に応じ、一時金として障害手当金を支給する。

3 被保険者又は被保険者であつた者の前二項の規定による障害の程度は、協会が認定する。

(障害年金の額)

第八十八条 障害年金の額は、最終標準報酬月額から最高限度額を控除した額に、障害の程度に応じて別表第二に定める日数を乗じて得た金額とする。

2 障害年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに厚生労働省令で定める障害等級の他の障害等級に該当する障害の程度に至つた場合には、協会は、厚生労働省令で定めるところにより、新たに該当するに至つた障害等級の障害の程度に応じて障害年金又は障害手当金を支給するものとし、その後は、従前の障害年金は、支給しない。

(障害年金の支給停止部分)

第八十九条 障害年金は、同一の事由について厚生年金保険法の規定に

ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ガ医師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日ヨリ起算シ一年六月ヲ経過シタルモ治癒セザル場合ニ於テ其ノ者ガ政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ該当スル程度ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ其ノ程度ニ応ジ其ノ者ニ障害年金ヲ支給スルコトヲ得

③被保険者タリシ間ニ発シタル職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ガ治癒シタル場合ニ於テ政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ定ムル程度ノ障害ノ状態ニ在ル者ニハ其ノ程度ニ応ジ一時金トシテ障害手当金ヲ支給ス

④被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ前各項ノ規定ニ依ル障害ノ程度ハ社会保険庁長官ノ認定スル所ニ依ル

第四十一条 障害年金ノ額ハ最終標準報酬月額ニ障害ノ程度ニ応ジ別表第一ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額トス

②障害年金(前条第二項ノ規定ニ依リ支給セラルル障害年金ヲ除ク)ノ支給ヲ受クル者ガ更ニ障害年金(前条第二項ノ規定ニ依リ支給セラルル障害年金ヲ除ク)ヲ受クベキ程度ノ障害ノ状態ト為リタルトキハ前後ノ障害ヲ合シタルモノニ依リ其ノ程度ヲ査定ス

③前項ノ規定ニ依リ前後ノ障害ヲ合シタル障害ノ程度ニ応ジ支給スベキ障害年金ノ額ハ其ノ額ガ従前ノ障害年金ノ額ヨリ少キトキハ従前ノ障害年金ノ額ヲ以テ其ノ障害年金ノ額トス

第四十一条ノ二 障害年金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾

よる障害厚生年金が支給されるときは、障害年金の額に政令で定める率を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

(障害手当金の額)

第九十条 障害手当金の額は、最終標準報酬月額に、障害の程度に応じて別表第三に定める月数を乗じて得た金額とする。

(障害差額一時金)

第九十一条 労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金又は障害年金（以下「障害補償年金等」という。）を受ける者が、同法第十五条の二（同法第二十二條の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により障害補償一時金又は障害一時金を受ける場合において、既に支給を受けた障害年金の総額、障害補償年金等の総額及び同法の規定による障害補償一時金又は障害一時金の額の合算額が、最終標準報酬月額に障害補償年金等の基礎となつた障害の程度に応じて別表第四に定める月数を乗じて得た金額に満たないときは、その差額を障害差額一時金として支給する。

(障害年金差額一時金)

第九十二条 障害補償年金等の支給を受ける者が死亡した場合において、既に支給を受けた障害年金の総額、障害補償年金等の総額及び労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金差額一時金又は障害年金差額一時金の額の合算額が、最終標準報酬月額に障害補償年金等の基

病ニ因ル障害ニ付厚生年金保険法ニ依ル障害厚生年金ガ支給セラルルトキハ障害年金ノ額ニ政令ヲ以テ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額）ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

第四十一条ノ三 障害手当金ノ額ハ最終標準報酬月額ニ障害ノ程度ニ応ジ別表第二ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額トス

第四十二条 障害年金（第四十条第二項ノ規定ニ依リ支給セラルル障害年金ヲ除ク）ノ支給ヲ受クル者ガ障害年金ヲ受クル程度ノ障害ノ状態ニ該当セザルニ至リタル日ヨリ起算シ障害年金ヲ受クル程度ノ障害ノ状態ニ該当セズシテ三年ヲ経過シタル際ナホ政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ定ムル程度ノ障害ノ状態ニ在ル場合ニ於テ既ニ支給ヲ受ケタル障害年金ノ総額ガ最終標準報酬月額ニ其ノ基礎ト為リタル障害ノ程度ニ応ジ別表第一ノ二ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額ニ満たザルトキハ其ノ差額（其ノ額其ノ際ノ障害ノ程度ニ応ズル障害手当金ノ額ニ相当スル金額ヲ超ユルトキハ其ノ障害手当金ノ額ニ相当スル金額）ヲ一時金トシテ支給スルコトヲ得

第四十二条ノ二 障害年金（第四十条第二項ノ規定ニ依リ支給セラルル障害年金ヲ除ク）ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタル場合ニ於テ既ニ支給ヲ受ケタル障害年金ノ総額ガ最終標準報酬月額ニ其ノ基礎ト為リタル障害ノ程度ニ応ジ別表第一ノ二ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額ニ満

礎となった障害の程度に応じて別表第四に定める月数を乗じて得た金額に満たないときは、その差額を障害年金差額一時金としてその遺族に支給する。

第三款 行方不明手当金の支給

(行方不明手当金の支給要件)

第九十三条 被保険者が職務上の事由により行方不明となったときは、その期間、被扶養者に対し、行方不明手当金を支給する。ただし、行方不明の期間が一月未満であるときは、この限りでない。

(行方不明手当金の額)

第九十四条 行方不明手当金の額は、一日につき、被保険者が行方不明となった当時の標準報酬日額に相当する金額とする。

(行方不明手当金の支給期間)

第九十五条 行方不明手当金の支給を受ける期間は、被保険者が行方不明となった日の翌日から起算して三月を限度とする。

(削除)

(報酬との調整)

第九十六条 被保険者の行方不明の期間に係る報酬が支払われる場合において、その報酬の額の限度において行方不明手当金を支給しない

タザルトキハ其ノ差額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

第四十九条ノ二 被保険者が職務上ノ事由ニ因リ行方不明ト為リタルトキハ其ノ期間被扶養者ニ対シ行方不明手当金ヲ支給ス但シ行方不明ノ期間ガ一月ニ満タザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四十九条ノ三 行方不明手当金ノ額ハ一日ニ付被保険者ガ行方不明ト為リタル当時ノ標準報酬日額ニ相当スル金額トス

第四十九条ノ四 行方不明手当金ノ支給ヲ受クル期間ハ被保険者ガ行方不明ト為リタル日ノ翌日ヨリ起算シ三月間ヲ限度トス

第四十九条ノ五 行方不明手当金ノ支給ヲ受クベキ者ガ其ノ行方不明タリシ者ノ死亡ニ因ル遺族年金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルトキハ行方不明手当金ノ支給ヲ受クベキ期間ニ係ル遺族年金ハ之ヲ支給セズ

第四十九条ノ六 被保険者ノ行方不明ノ期間ニ係ル報酬ガ支払ハルベキ場合ニ於テハ其ノ報酬ノ額ノ限度ニ於テ行方不明手当金ノ支給ヲ為サ

○
(削除)

第四款 遺族年金の支給

(遺族年金の支給要件)

第九十七条 被保険者又は被保険者であつた者が、職務上の事由又は通勤により死亡した場合であつて、労働者災害補償保険法の規定により遺族補償年金又は遺族年金(以下「遺族補償年金等」という。)が支給され、かつ、最高限度額が最終標準報酬日額より少ないときは、その遺族に対し、遺族年金を支給する。

(遺族年金の額)

第九十八条 遺族年金の額は、次の各号に掲げる遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、最高限度額と最終標準報酬日額の差額に、当該各号に定める日数を乗じて得た金額とする。

一 一人 百五十三日(五十五歳以上の妻又は厚生労働省令で定める障害の状態にある妻にあつては、百七十五日)

二 二人 二百一日

三 三人 二百二十三日

ズ

第四十九条ノ七 行方不明手当金ハ同一ノ事由ニ因ル死亡ニ付厚生年金保険法ニ依ル遺族厚生年金ガ支給セラルトキハ行方不明手当金ノ額ニ政令ヲ以テ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額)ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

第五十条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ職務上ノ事由又ハ通勤ニ因リ死亡シタルトキハ其ノ遺族ニ対シ遺族年金ヲ支給ス

第五十条ノ二 遺族年金ノ額ハ最終標準報酬月額ノ五・五月分ニ相当スル金額トス

四 四人以上 二百四十五日

2 遺族年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族年金の額を改定する。

(削除)

(削除)

(削除)

(遺族年金の受給権の消滅)

第九十九条 遺族年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族年金を支給する。

一 死亡したとき。

二 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき。

三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となったとき。

四 離縁によって、死亡した被保険者又は被保険者であった者との親族関係が終了したとき。

第五十条ノ三 遺族年金ノ支給ヲ受クル者ニ其ノ者ガ其ノ権利ヲ有スル

ニ至リタル当時ヨリ引続キ其ノ者ト生計ヲ同ジクシ且遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範囲ニ属スル子アルトキハ其ノ子ノ数ニ応ジ別表第三ニ掲グル金額ヲ遺族年金ノ額ニ加給ス

②遺族年金ノ支給ヲ受クル子二人以上アルトキハ其ノ子ノ中一人ヲ除キタル子ノ数ニ応ジ別表第三ニ掲グル金額ヲ遺族年金ノ額ニ加給ス

第五十条ノ三ノ二 遺族年金ノ支給ヲ受クル妻ガ五十五歳以上ナルトキ又ハ政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ該当スル程度ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ最終標準報酬月額ノ〇・三分ノ二相当スル額ヲ遺族年金ノ額ニ加給ス但シ前条第一項ノ規定ニ依ル加給アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十条ノ四 遺族年金ノ支給ヲ受クル者ガ左ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ者ハ遺族年金ヲ受クル権利ヲ失フ此ノ場合ニ於テ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ同順位者ナクシテ後順位者アルトキハ其ノ者ニ遺族年金ヲ支給ス

一 死亡シタルトキ

二 婚姻(届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ルモノヲ含ム)シタルトキ

三 直系血族及直系姻族以外ノ者ノ養子(届出ヲ為サザルモ事実上養子縁組関係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)ト為リタルトキ

四 離縁ニ因リ死亡シタル被保険者又ハ被保険者タリシ者トノ親族関係ガ終了シタルトキ

五 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき（被保険者又は被保険者であった者の死亡の時から引き続き第三十五条第一項第四号の厚生労働省令で定める障害の状態にあるときを除く。）。

六 第三十五条第一項第四号の厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき（夫、父母又は祖父母については被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時六十歳以上であったとき、子又は孫については十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあり、兄弟姉妹については十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は被保険者若しくは被保険者であった者の死亡の当時六十歳以上であったときを除く。）。

2 遺族年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その者は、遺族年金を受けることができる遺族でなくなる。

（遺族年金の支給停止等）

第百条 遺族年金を受ける権利を有する者の所在が一年以上明らかでない場合には、当該遺族年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請によって、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

2 前項の規定により遺族年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 第九十八条第二項の規定は、第一項の規定により遺族年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合について

五 子、孫又ハ兄弟姉妹（被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時ヨリ引続キ政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ該当スル程度ノ障害ノ状態ニ在ル者ヲ除ク）ガ十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタルトキ

六 政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ該当スル程度ノ障害ノ状態ニ在ル為遺族年金ノ支給ヲ受クル子、父母、孫、祖父母又ハ兄弟姉妹ニ付其ノ事情止ミタルトキ

第五十条ノ五 遺族年金ノ支給ヲ受クル者ガ一年以上所在不明ナルトキハ同順位者又ハ次順位者ノ申請ニ依リ所在不明中其ノ者ニ支給スベキ遺族年金ノ支給ヲ停止スルコトヲ得

②前項ノ規定ニ依リ遺族年金ノ支給ヲ停止シタル場合ニ於テハ停止期間中其ノ停止シタル遺族年金ハ之ヲ同順位者又ハ次順位者ニ転給ス
第五十条ノ六 遺族年金ハ同一ノ事由ニ因ル死亡ニ付厚生年金保険法ニ依ル遺族厚生年金ガ支給セラルルトキハ遺族年金ノ額（第五十条ノ三

準用する。この場合において、同条第二項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。

(遺族一時金)

第一百一条 被保険者又は被保険者であつた者が職務上の事由又は通勤により死亡した際（その者の死亡の当時に胎児であつた子が出生したときは、その出生の際）、遺族年金の支給を受けることができる者がない場合であつて、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償一時金又は遺族一時金（以下「遺族補償一時金等」という。）が支給されるときは、最終標準報酬月額^{の二}・七月分に相当する金額を遺族一時金として、その遺族に支給する。

(遺族年金差額一時金)

第一百二条 遺族補償年金等を受ける者が、遺族補償年金等を受ける権利を失つた際、遺族補償年金等の支給を受けることができる者がない場合において、被保険者又は被保険者であつた者の死亡に既に支給された遺族年金の総額、遺族補償年金等の総額及び遺族補償一時金等の額の合算額が最終標準報酬月額^{の三十六}月分に相当する額に満たないときは、その差額を遺族年金差額一時金として、被保険者であつた者の遺族に支給する。

第四節 保険給付の制限

第一百三條 被保険者又は被保険者であつた者が、故意に給付事由を生じ

又ハ第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額）ニ政令ヲ以テ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額）ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

第四十二條ノ三 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ職務上ノ事由又ハ通勤ニ因リ死亡シタル際（其ノ者ノ死亡當時胎児タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ際）其ノ者ノ死亡ニ関シ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナキ場合ニ於テハ最終標準報酬月額ノ三十六月分ニ相当スル金額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

第五十條ノ七 遺族年金ノ支給ヲ受クル者ガ遺族年金ヲ受クル権利ヲ失ヒタル際遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナキ場合ニ於テ其ノ者ノ死亡ニ関シ既ニ支給ヲ受ケタル遺族年金ノ総額ガ第四十二條ノ三ノ規定ニ依ル一時金ノ額ニ満タザルトキハ其ノ差額ヲ一時金トシテ被保険者タリシ者ノ遺族ニ支給ス

第五十一條 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ故意ニ事故（傷病給付金

させたときは、当該給付事由に係る保険給付は、行わない。

2 被保険者又は被保険者であつた者が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、故意に闘争し若しくは著しい不行跡を行ったことにより、故意に危害予防に関する業務上の監督者の指示に従わないことにより、又は正当な理由がなくて故意に療養に関する指示に従わないことにより給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

(削除)

ニ付テハ当該給付ノ原因タルベキ疾病又ハ負傷トス以下之ニ同ジ)ヲ生ゼシメタルトキハ療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、傷病給付金、障害年金若ハ障害手当金ノ支給ヲ為サズ

第五十二条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ自己ノ故意ノ犯罪行為ニ因リ若ハ重大ナル過失ニ因リ、故意ニ闘争シ若ハ著シキ不行跡ヲ為シタルニ因リ、故意ニ危害予防ニ関スル業務上ノ監督者ノ指揮ニ従ハザルニ因リ又ハ正当ノ理由ナクシテ故意ニ療養ニ関スル指揮ニ従ハザルニ因リ事故ヲ生ゼシメタルトキハ療養ノ給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若ハ訪問看護療養費ノ支給ノ全部若ハ一部ヲ為サズ又ハ移送費、傷病手当金、傷病給付金、障害年金、障害手当金、遺族年金若ハ葬祭料ノ全部若ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得

第五十二条ノ二 被保険者タリシ者地方運輸局又ハ公共職業安定所ノ紹介スル職業ニ就クコト又ハ其ノ指示シタル職業ノ補導ヲ受クルコトヲ拒ミタルトキハ其ノ拒ミタル日ヨリ起算シ一月間(職業補導延長給付(第三十三条ノ十三第二項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ支給ヲ謂フ)又ハ全国延長給付ヲ受クル者ニ在リテハ当該延長給付ニ係ル期間ノ中其ノ拒ミタル日以後ノ期間トス)ハ失業保険金ヲ支給セズ但シ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 紹介セラレタル職業又ハ補導ヲ受クベキコトヲ指示セラレタル職業ガ其ノ者ノ能力ニ照シ不適当ト認メラルルトキ
- 二 就職スル為又ハ職業ノ補導ヲ受クル為現在ノ住所又ハ居所ヲ変更スルコトヲ要スル場合ニ於テ其ノ変更ガ困難ト認メラルルトキ
- 三 就職先ノ報酬ガ同種ノ業務及技能ニ付行ハルル一般ノ報酬水準ニ比シ不当ニ低額ナルトキ

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

四 船員職業安定法第二十一条(第二項但書ヲ除ク)又ハ職業安定法第二十条(第二項但書ヲ除ク)ノ規定ニ該当スル船舶又ハ事業所ニ紹介セラレタルトキ

五 其ノ他正当ノ理由アルトキ

② 地方運輸局又ハ公共職業安定所ハ被保険者タリシ者ニ付前項各号ノ一ニ該当スルヤ否ヤヲ認定セントスルトキハ社会保険庁長官ガ定メタル基準ニ依ルベシ

第五十二条ノ三 被保険者自己ノ責ニ帰スベキ重大ナル事由ニ因リ又ハ已ムヲ得ザル事由ナキニ拘ラズ自己ノ都合ニ依リ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタルトキハ第三十三条ノ十一ニ規定スル期間満了後一月以上三月以内ノ間ニ於テ地方運輸局又ハ公共職業安定所ノ定ムル期間ハ求職者等給付ヲ支給セズ但シ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ノ指示ニ従ヒ第三十三条ノ十三第一項ニ規定スル職業補導所ニ入所シ職業ノ補導ヲ受クル期間及当該職業ノ補導ヲ受ケ終リタル日後ノ期間ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

② 地方運輸局又ハ公共職業安定所ハ被保険者タリシ者ガ前項ニ規定スル事由ニ因リ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタルヤ否ヤヲ認定セントスルトキハ社会保険庁長官ガ定メタル基準ニ依ルベシ

③ 失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ニ付第一項ノ規定ニ依リ失業保険金ヲ支給セザル場合ニ於テ当該支給セザル期間ニ七日ヲ超エ三十日以下ノ範囲内ニ於テ厚生労働省令ヲ以テ定ムル日数及其ノ受クベキ資格ニ係ル所定給付日数ニ相当スル日数ヲ加ヘタル期間ガ一年(当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ノ日ニ於テ第三十三条ノ十二第二項第一号イニ該当スル者ニ付テハ一年ニ六十日ヲ加ヘタル期間トス)ヲ超ユルトキハ其ノ者ノ失業保険金ヲ受クベキ期間ハ第三十三条ノ十第一項及第二項ノ規定ニ拘ラズ此等ノ規定ニ依ル期間ニ

(削除)

(削除)

第四百四条 第三十八条の規定による未支給の保険給付又は葬祭料の支給を受けることができる者が、被保険者、被保険者であつた者又は同条の規定による未支給の保険給付の支給を受ける者を故意に死亡させたときは、その者に対して支給しない。この場合において、同順位者又は後順位者があるときは、その者に支給する。

第四百五条 被保険者又は被保険者であつた者を故意に死亡させた者は、障害年金差額一時金、遺族年金、遺族一時金又は遺族年金差額一時金を受けることができる遺族としない。

2 被保険者又は被保険者であつた者の死亡前に、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡によつて遺族年金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族年金を受けることができる遺族としない。

3 遺族年金を受けることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族一時金又は遺族年金差額一時金を受けることができる遺族としない。被保険者又は被保険者であつた者の死亡前に、当該被保険者又は被保

当該超ユル期間ヲ加ヘタル期間トス

④前項ノ規定ニ該当スル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニ付テハ第三十三條ノ十三第一項中「第三十三條ノ十第一項及第二項」トアルハ「第五十二條ノ三第三項」トス

⑤第三十三條ノ十五ノ三第四項ノ規定ハ第三項ノ規定ニ該当スル者ニ之ヲ準用ス

第五十一条

②第二十七條ノ二ノ規定ニ依ル未支給ノ保険給付、第四十二條ノ二、第四十二條ノ三若ハ第五十條ノ七ノ規定ニ依ル一時金、遺族年金又ハ葬祭料ノ支給ヲ受クベキ者ガ被保険者、被保険者タリシ者、第二十七條ノ二ノ規定ニ依ル未支給ノ保険給付ノ支給ヲ受クル者又ハ遺族年金ノ支給ヲ受クル者ヲ故意ニ死ニ致シタルトキハ其ノ者ニ対シテハ支給ヲ為サズ此ノ場合ニ於テ同順位者又ハ後順位者アルトキハ其ノ者ニ支給ヲ為ス

険者であつた者の死亡によつて遺族年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。

4 遺族年金を受けることができる遺族が、遺族年金を受けることができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、消滅する。

5 前項後段の場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族年金を支給する。

第六六条 被保険者又は被保険者であつた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産育児一時金、出産手当金若しくは休業手当金の支給は行わない。ただし、第一号に該当する場合には第五十三条第一項第一号から第三号までに掲げる療養の給付及び移送費の支給（船員法第四十七条に規定する送還を受けることができる場合を除く。）を除くものとし、第二号及び第三号に該当する場合には傷病手当金、出産手当金及び休業手当金の支給（厚生労働省令で定める場合を除く。）を除くものとする。

- 一 船舶内にいるとき。
- 二 少年院その他これに準ずる施設に收容されたとき。
- 三 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

2 協会は、被保険者又は被保険者であつた者が前項各号のいずれかに

第五十三条 被保険者又は被保険者タリシ者ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル

場合ニ於テハ其ノ期間療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産育児一時金若ハ出産手当金ノ支給ヲ為サズ但シ第一号ニ該当スル場合ニ於テハ第二十八条第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ノ給付及移送費ノ支給（船員法第四十七条ニ規定スル送還ヲ受クルコトヲ得ル場合以外ノ場合ニ限ル）ヲ除クモノトシ第二号及第三号ニ該当スル場合ニ於テハ傷病手当金及出産手当金ノ支給（厚生労働省令ヲ以テ定ムル場合以外ノ場合ニ限ル）ヲ除クモノトス

- 一 船舶内ニ在ルトキ
- 二 少年院其ノ他之ニ準ズベキモノニ入院セシメラレタルトキ
- 三 刑事施設、労役場其ノ他此等ニ準ズベキモノニ拘禁セラレタルトキ

四 (略)

④社会保険庁長官ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者第一項各号ノ一ニ該

該当する場合であっても、被扶養者に係る保険給付を行うことを妨げない。

第七十七条 正当な理由がなくて故意に療養に関する指示に従わない者に對しては、十日以内の期間を定め、その者に支給すべき傷病手当金の一部を支給しないことができる。

第八十条 協会は、偽りその他不正の行為により保険給付を受け、又は受けようとした者に対して、六月以内の期間を定め、その者に支給すべき傷病手当金、出産手当金又は休業手当金の全部又は一部を支給しない旨の決定をすることができる。ただし、偽りその他の不正の行為があつた日から一年を経過したときは、この限りでない。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

当スル場合ト雖モ被扶養者ニ係ル保険給付ヲ為スコトヲ妨グズ

第五十四条 正当な理由なくシテ故意ニ療養ニ関スル指揮ニ従ハザル者ニ對シテハ十日間ノ期間ヲ定メ其ノ期間其ノ者ニ對シ支給スベキ傷病手当金及傷病給付金ノ一部ヲ支給セザルコトヲ得

第五十五条 社会保険庁長官ハ詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ保険給付ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者ニ對シテハ六月以内ノ期間ヲ定メ其ノ者ニ支給スベキ傷病手当金、出産手当金又ハ求職者等給付ノ全部又ハ一部ヲ支給セザル旨ノ決定ヲ為スコトヲ得但シ詐欺其ノ他不正ノ行為アリタル日ヨリ一年ヲ経過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

② 求職者等給付ノ支給ヲ受クベキ者ガ前項ノ規定ニ依リ求職者等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ザル場合ト雖モ第三十三条ノ十二第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ当該求職者等給付ノ支給ヲ受クベキ資格ニ基ク求職者等給付ノ支給アリタルモノト看做ス

③ 詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ教育訓練給付金ノ支給ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者ニ對シテハ当該給付金ノ支給ヲ受ケ又ハ受ケントシタル日以後教育訓練給付金ヲ支給セズ但シ已ムヲ得ザル事由アリタル場合ニ於テハ教育訓練給付金ノ全部又ハ一部ヲ支給スルコトヲ得

④ 前項ノ規定ニ依リ教育訓練給付金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ザル者ガ同項ニ規定スル日以後新ニ第三十三条ノ十六ノ四第一項ニ規定スル教育訓練給付金ノ支給ヲ受クベキ者ト為リタル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ当該教育訓練給付金ヲ支給ス

⑤ 第三項ノ規定ニ依リ教育訓練給付金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ザル場合ト雖モ第三十三条ノ十六ノ四第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ当該給付金

(削除)

ノ支給アリタルモノト看做ス

⑥ 詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ左ノ各号ニ掲グル失業等給付ノ支給ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者ニ対シテハ当該給付ノ支給ヲ受ケ又ハ受ケントシタル日以後当該各号ニ定ムル高齡雇用継続給付ヲ支給セズ但シ已ムヲ得ザル事由アリタル場合ニ於テハ当該高齡雇用継続給付ノ全部又ハ一部ヲ支給スルコトヲ得

一 高齡雇用継続基本給付金 高齡雇用継続基本給付金

二 高齡再就職給付金又ハ当該給付金ニ係ル失業保険金ヲ受クベキ資格ニ基ク求職者等給付 高齡再就職給付金

⑦ 詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ育児休業基本給付金ノ支給ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者ニ対シテハ当該給付金ノ支給ヲ受ケ又ハ受ケントシタル日以後育児休業給付ヲ支給セズ但シ已ムヲ得ザル事由アリタル場合ニ於テハ育児休業給付ノ全部又ハ一部ヲ支給スルコトヲ得

⑧ 前項ノ規定ニ依リ育児休業給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ザル者ガ同項ニ規定スル日以後新ニ第三十六条第一項ニ規定スル休業ヲ開始シ育児休業基本給付金ノ支給ヲ受クベキ者ト為リタル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ当該休業ニ係ル育児休業給付ヲ支給ス

⑨ 前二項ノ規定ハ介護休業給付金ニ付之ヲ準用ス

第五十六条

② 正当ノ理由ナクシテ前項ノ命令ニ従ハズ又ハ答弁若ハ受診ヲ拒ミタル者ニ対シテハ保険給付ノ全部又ハ一部ノ支給ヲ為サザルコトヲ得

第五十七条

② 正当ノ理由ナクシテ前項ノ命令ニ従ハズ又ハ答弁若ハ受診ヲ拒ミタル者ニ対シテハ障害年金又ハ遺族年金ノ支給ヲ一時差止ムルコトヲ得

(削除)

(削除)

(削除)

第百九条 協会は、保険給付を受ける者が、正当な理由がなくて第四十八条第一項の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

2 協会は、障害年金又は遺族年金を受ける者が、正当な理由がなくて第四十八条第二項の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診

を拒んだときは、障害年金又は遺族年金の支給を一時差し止めることができる。

第一百十条 第三十三條第一項、第三項及び第四項、第三百三條、第三百六條第一項並びに前條第一項の規定は、被扶養者について準用する。

第五章 保健事業及び福祉事業

第一百一十條 協会は、高齢者の医療の確保に関する法律第二十條の規定による特定健康診査及び同法第二十四條の規定による特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）を行うものとするほか、特定健康診査等以外の事業であつて、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者、被保険者であつた者及び被扶養者（以下この条において「被保険者等」という。）の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2 協会は、被保険者等の療養のために必要な費用に係る資金若しくは用具の貸付けその他の被保険者等の療養若しくは療養環境の向上又は被保険者等の出産のため必要な費用に係る資金の貸付けその他の被保険者等の福祉の増進のために必要な事業を行うことができる。

3 協会は、前二項の事業に支障がない場合に限り、被保険者等でない者に当該事業を利用させることができる。この場合において、協会は、当該事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定により協会が行う健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

第五十六條ノ二 第五十一條第一項、第五十二條、第五十三條第一項乃至第三項及前條ノ規定ハ被扶養者ニ之ヲ準用ス

第五十七條ノ二 政府ハ高齢者の医療の確保に関する法律第二十條ノ規定ニ依ル特定健康診査及同法第二十四條ノ規定ニ依ル特定保健指導（以下本項ニ於テ特定健康診査等ト称ス）ヲ為スモノノ外特定健康診査等以外ノ事業ニシテ健康教育、健康相談、健康診査其ノ他ノ被保険者、被保険者タリシ者及被扶養者（以下本條ニ於テ被保険者等ト称ス）ノ健康ノ保持増進ノ為必要ナル事業ヲ為スコトニ努ムベシ

②政府ハ被保険者等ノ療養ノ為必要ナル費用ニ係ル資金又ハ用具ノ貸付其ノ他ノ被保険者等ノ療養又ハ療養環境ノ向上ノ為必要ナル事業ヲ為スコトヲ得

③政府ハ前二項ニ掲グル事業ノ外被保険者等ノ分娩ノ為必要ナル費用ニ係ル資金ノ貸付其ノ他ノ被保険者等及保險給付ヲ受クル者ノ福祉ヲ増進スル為必要ナル事業（次條ノ規定ニ依ル給付ヲ含ム）ヲ為スコトヲ得

5 前項の指針は、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならぬ。

第六章 費用の負担

（国庫負担）

第百十二条 国庫は、政令で定めるところにより、職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより生じた疾病のうち政令で定めるものについて労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付又は療養給付に係る療養を受けた日から起算して三年を経過しても治癒しない場合における第五十三条第四項の規定による同条第一項第六号に掲げる給付及び休業手当金に要する費用並びに障害年金（厚生労働省令で定める障害等級に該当するものに限る。）及び障害補償年金等（厚生労働省令で定める障害等級に該当するものに限る。）に要する費用であつて船員法第九十二条に規定する障害手当に相当するものを超えるものうち障害年金に要する費用の一部を負担する。

2 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、船員保険事業の事務（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法の規定による後期高齢者支学金等（以下「後期高齢者支学金等」という。）並びに介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。）の執行に要する費用を負担する。

（国庫補助）

第百十三条 国庫は、前条に規定する費用のほか、予算の範囲内において

第五十八条

③ 国庫ハ前二項ニ規定スル費用ノ外政令ノ定ムル所ニ依リ職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ノ内政令ノ定ムルモノニ付療養ノ給付、保険外併用療養費ニ係ル療養又ハ訪問看護療養費ニ係ル療養ヲ受ケタル日より起算シ三年ヲ経過スルモ治癒セザル場合ニ於ケル療養ノ給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費及傷病手当金ニ要スル費用並ニ障害年金（政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ該当スルモノニ限ル）ニ要スル費用ニシテ船員法第九十二条ニ規定スル障害手当ニ相当スルモノヲ超ユルモノニ要スル費用ノ一部ヲ負担ス

④ 国庫ハ前三項ニ規定スル費用ノ外毎年度予算ノ範囲内ニ於テ船員保険事業ノ事務（高齢者の医療の確保に関する法律ノ規定ニ依ル前期高齢者納付金等（以下前期高齢者納付金等ト称ス）及同法ノ規定ニ依ル後期高齢者支学金等（以下後期高齢者支学金等ト称ス）並ニ介護保険法ノ規定ニ依ル納付金（以下介護納付金ト称ス）ノ納付ニ関スル事務ヲ含ム）ノ執行ニ要スル費用ヲ負担ス

第五十八条ノ二 国庫ハ前条ニ規定スル費用ノ外予算ノ範囲内ニ於テ船

て、船員保険事業の執行に要する費用（船員法に規定する災害補償に相当する保険給付に要する費用を除く。）の一部を補助する。

（保険料の徴収）

第百十四条 社会保険庁長官は、船員保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、疾病任意継続被保険者に関する保険料は、協会が徴収する。

（保険料等の交付）

第百十五条 政府は、協会が行う船員保険事業に要する費用に充てるため、協会に対し、政令で定めるところにより、社会保険庁長官が徴収した保険料その他この法律の規定による徴収金の額から社会保険庁長官が行う船員保険事業の事務の執行に要する費用に相当する額（第百十二条第二項の規定による当該費用に係る国庫負担金の額を除く。）を控除した額を交付する。

（保険料額）

第百十六条 被保険者に関する保険料額は、各月につき、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第一号被保険者」という。）である被保険者 一般保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ一般保険料率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）と介護保険料額（各被保険者の標準

員保険事業ノ執行ニ要スル費用（船員法ニ規定スル災害補償ニ相当スル保険給付ニ要スル費用ヲ除ク）ノ一部ヲ補助ス

第五十九条 政府ハ船員保険事業ニ要スル費用（前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等並ニ介護納付金ノ納付ニ要スル費用ヲ含ム）ニ充ツル為保険料ヲ徴収ス

②保険料額ハ第二十二條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ計算シタル被保険者タリシ期間ノ各月ニ付左ノ各号ノ区分ニ從ヒ当該各号ニ規定スル額トス

- 一 介護保険法第九条第二号ニ規定スル被保険者（以下介護保険第二号被保険者ト称ス）タル被保険者 一般保険料額（各被保険者ノ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々一般保険料率（基本保険料率ト特定保険料率トヲ合算シタル率ヲ謂フ）ヲ乗ジテ得タル額以下之ニ同じ

報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ介護保険料率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）との合算額

二 介護保険第二号被保険者である被保険者以外の被保険者 一般保険料額

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等職員被保険者に関する保険料額は、一般保険料額とする。

3 第一項第一号の規定にかかわらず、介護保険第二号被保険者である被保険者が介護保険第二号被保険者に該当しなくなった場合においては、その月分の保険料額は、一般保険料額とする。ただし、その月に再び介護保険第二号被保険者となった場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

4 前三項の規定にかかわらず、前月から引き続き被保険者である者がその資格を喪失した場合においては、その月分の保険料は算定しない。

(疾病任意継続被保険者の保険料)

第百十七条 疾病任意継続被保険者に関する保険料は、疾病任意継続被保険者になった月から算定する。

2 前項の場合において、各月の保険料の算定方法は、前条の例による。

(保険料の徴収の特例)

第百十八条 育児休業等をしている被保険者を使用する船舶所有者が、厚生労働省令で定めるところにより社会保険庁長官に申出をしたときは、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終

ト介護保険料額（各被保険者ノ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ヲ乗ジテ得タル額）トノ合算額

二 介護保険第二号被保険者タル被保険者以外ノ被保険者 一般保険料額

③前項第一号ノ規定ニ拘ラズ介護保険第二号被保険者タル被保険者ガ介護保険第二号被保険者ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ保険料額ハ一般保険料額トス但シ其ノ月ニ於テ再ビ介護保険第二号被保険者ト為リタル場合其ノ他政令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

④第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ニ係ル保険料ハ其ノ被保険者タリシ月ニ付前二項ノ例ニ依リ之ヲ算定ス但シ前月ヨリ引続キ同条ノ規定ニ依ル被保険者タル者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ保険料ハ之ヲ算定セズ

第五十九条ノ四 育児休業等ヲ為シタル被保険者（第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ヲ除ク）ニ付船舶所有者ガ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ社会保険庁長官ニ申出ヲ為シタルトキハ其ノ育児休業等ヲ開始シ

了する日の翌日の属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料を徴収しない。

第百十九条 社会保険庁長官が保険料を徴収する場合において、船舶所有者から保険料、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料（以下「厚生年金保険料」という。）及び児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項に規定する拠出金（以下「児童手当拠出金」という。）の一部の納付があつたときは、当該船舶所有者が納付すべき保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金の額を基準として按分した額に相当する保険料の額が納付されたものとする。

（一般保険料率）

第百二十条 一般保険料率は、次条に規定する疾病保険料率と第百二十二条に規定する災害保健福祉保険料率とを合計して得た率とする。

2 前項の規定にかかわらず、後期高齢者医療の被保険者等である被保険者及び独立行政法人等職員被保険者にあつては、一般保険料率は、災害保健福祉保険料率のみとする。

（疾病保険料率）

第百二十一条 疾病保険料率は、千分の四十から千分の百十までの範囲内において、協会が決定するものとする。

2 疾病保険料率は、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一 第二十九条第一項各号及び第三十条に掲げる保険給付（次条第二項第二号に掲げるものを除く。）に要する費用の予想額

タル日ノ属スル月以後其ノ育児休業等ノ終了スル日ノ翌日ノ属スル月ノ前月迄ノ期間当該被保険者ニ関スル保険料ヲ徴収セズ

第五十九条

⑤一般保険料率ハ当分ノ間左ノ通りトス

一 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ヲ除ク）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ百十三ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率（第五十九条ノ三ノ規定ニ依ル特別失業保険料率ノ適用アル船舶所有者ニ使用セラルル被保険者ニ付テハ其ノ率ニ特別失業保険料率ヲ更ニ加ヘタル率）

二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ヲ除ク）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ九十九ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率

三 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ二十二ニ

- 二 前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に要する費用の予想額（第百十三条の規定によるその額に係る国庫補助の額を除く。）
- 三 船員保険事業の事務の執行に要する費用（次条第二項第四号に掲げる費用を除く。）の予定額及び第百二十四条の規定による準備金の積立ての予定額（第百十二条第二項の規定による国庫負担金の額を除く。）
- 三 協会が疾病保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が船員保険協議会の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならぬ。
- 四 理事長は、前項の規定による船員保険協議会の意見を尊重しなければならない。
- 五 協会が疾病保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 六 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示するとともに、社会保険庁長官に通知しなければならない。
- 七 厚生労働大臣は、疾病保険料率が、船員保険事業の収支の均衡を図る上で不適当であり、船員保険事業の健全な運営に支障があると認めるときは、協会に対し、相当の期間を定めて、当該疾病保険料率の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。
- 八 厚生労働大臣は、協会が前項の期間内に同項の申請をしないときは、社会保障審議会の議を経て、当該疾病保険料率を変更することができる。
- 九 第六項の規定は、前項の規定により行う疾病保険料率の変更について準用する。
- 十 協会は、第一項の規定により疾病保険料率を決定した場合において、第二項第二号に掲げる額に照らし、政令で定めるところにより算定

- 災害保険料率ヲ加ヘタル率（第五十九条ノ三ノ規定ニ依ル特別失業保険料率ノ適用アル船舶所有者ニ使用セラルル被保険者ニ付テハ其ノ率ニ特別失業保険料率ヲ更ニ加ヘタル率）
- 四 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ千分ノ八ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率
- 五 第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ千分ノ百五
- ⑥前項第三号又ハ第四号ノ規定ニ拘ラズ後期高齢者医療ノ被保険者等タル被保険者ガ後期高齢者医療ノ被保険者等ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ一般保険料率ハ同項第一号又ハ第二号ニ該当スルモノトス但シ其ノ月ニ於テ再ビ後期高齢者医療ノ被保険者等ト為リタル場合其ノ他政令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- ⑦社会保険庁長官ハ療養ノ給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、傷病手当金、出産育児一時金、出産手当金、家族出産育児一時金、葬祭料、家族葬祭料、第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給付ニ要スル費用、前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等ノ額ガ保険料ノ額ノ中厚生労働省令ヲ以テ定ムル額及国庫補助ノ額ノ合算額ヲ超エ若ハ之ニ満たザルトキ又ハ其ノ合算額ヲ超エ若ハ之ニ満たザルトキハ厚生労働大臣ニ対シ前項ノ一般保険料率ノ変更ニ付申出ヲ為スコトヲ得
- ⑧前項ノ申出ニシテ一般保険料率ノ引上ニ係ルモノハ同項ノ保険給付ノ内容ノ改善又ハ診療報酬ノ改定ヲ伴フ場合ニ限り之ヲ為スコトヲ得
- ⑨前項ニ規定スル場合ノ外前期高齢者納付金等若ハ後期高齢者支援金等

した率（以下この項及び次項において「特定保険料率」という。）及び疾病保険料率から特定保険料率を控除した率（次項において「基本保険料率」という。）とを算出するものとする。

11 協会は、前項の規定により特定保険料率及び基本保険料率を算出したときは、遅滞なく、その旨を社会保険庁長官に通知しなければならない。

（災害保健福祉保険料率）

第二百二十二条 災害保健福祉保険料率は、千分の十から千分の三十五ま

増加ニ伴ヒ其ノ納付ニ必要アル場合又ハ一般保険料額ノ総額ノ減少ヲ補フ必要アル場合ニ於テハ第七項ノ申出ヲ為スコトヲ得

⑩厚生労働大臣ハ第七項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ社会保障審議会ノ議ヲ経テ第五項ニ掲グル率ニ千分ノ四ヲ増減シタル率ノ範囲内ニ於テ同項ノ一般保険料率ヲ変更スルコトヲ得

⑪社会保険庁長官ハ雇用ノ機会ノ減少等ニ因ル失業ニ関スル保険給付ニ要スル費用ニ充ツル為厚生労働大臣ニ対シ第五項第一号ノ一般保険料率ノ変更ニ付申出ヲ為スコトヲ得

⑫厚生労働大臣ハ前項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ社会保障審議会ノ議ヲ経テ一年以内ノ期間ヲ定メ第五項第一号ニ掲グル率ニ千分ノ四ヲ増減シタル率ノ範囲内ニ於テ同号ノ一般保険料率ヲ変更スルコトヲ得

⑬政府ハ厚生労働大臣ガ第十項及前項ノ規定ニ依リ一般保険料率ヲ変更シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ国会ニ報告スベシ

⑭特定保険料率ハ各年度ニ於テ政府ガ納付スベキ前期高齢者納付金等ノ額及後期高齢者支援金等ノ額ノ合算額ヨリ前条ノ規定ニ依ル其ノ額ニ係ル国庫補助額ヲ控除シタル額（高齢者の医療の確保に関する法律ノ規定ニ依ル前期高齢者交付金アル場合ハ之ヲ控除シタル額）ヲ当該年度ニ於ケル被保険者ノ標準報酬月額ノ総額及標準賞与額ノ総額ノ合算額ノ見込額ヲ以テ除シテ得タル率ヲ基準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム

⑮基本保険料率ハ一般保険料率ヨリ特定保険料率ヲ控除シタル率ヲ基準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム

第五十九条ノ二ノ二 第五十九条第五項ノ災害保険料率ハ船員法ニ規定

での範囲内において、協会が決定するものとする。

2 災害保健福祉保険料率は、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一 第二十九条第二項各号に掲げる保険給付に要する費用の予想額（第一百二十二条第一項の規定によるその額に係る国庫負担金の額を除く。）。

二 第五十三条第四項の規定により職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷について行われる同条第一項第六号に掲げる給付に要する費用及び下船後の療養補償に相当する療養の給付に要する費用の予想額

三 前章の規定による保健事業及び福祉事業に要する費用の額（第十三条の規定によるその額に係る国庫補助の額を除く。）

四 前三号に掲げる事務の執行に要する費用及び第二百二十四条の規定による準備金の積立ての予定額

3 前二項の規定にかかわらず、疾病任意継続被保険者に係る災害保健福祉保険料率は、前項第三号及び第四号に掲げる額に照らし、協会が政令で定めるところにより算定し、決定するものとする。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、独立行政法人等職員被保険者に係る災害保健福祉保険料率の算定については、同項各号に掲げる額（同項第二号に掲げる額については下船後の療養補償に相当する療養の給付に要する費用の額を除き、同項第三号に掲げる額については特定健康診査等に要する費用の額を除く。）に照らし、協会が政令で定めるところにより算定し、決定するものとする。

5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、後期高齢者医療の被保険者等である被保険者に係る災害保健福祉保険料率は、同項各号に掲げる

スル災害補償ニ相当スル保険給付ニ要スル費用及職務上ノ事由ニ因ル
介護料ニ要スル費用並ニ通勤ニ因ル疾病、負傷、障害又ハ死亡ニ関ス
ル保険給付ニ要スル費用（政令ヲ以テ定ムル部分ヲ除ク）並ニ第五十
七条ノ二第三項ノ事業ニシテ厚生労働大臣ノ定ムルモノニ要スル費用
ノ予想額ヲ基礎トシ、次項ノ規定ノ適用ヲ受クル船舶所有者ノ使用ス
ル被保険者ニ係ル災害ノ発生率其ノ他ノ事情ヲ考慮シ厚生労働大臣之
ヲ定ム

額（同項第三号に掲げる額については特定健康診査等に要する費用の額を除く。）に照らし、協会が政令で定めるところにより算定し、決定するものとする。

6 前条第三項から第九項までの規定は、災害保健福祉保険料率の変更について準用する。

（介護保険料率）

第二百二十三条 介護保険料率は、各年度において協会が納付すべき介護納付金の額を当該年度における介護保険第二号被保険者である被保険者の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、協会が定める。

2 第二百二十一条第十一項の規定は、介護保険料率について準用する。

（準備金）

②三月一日前三年間ノ各一年間ニ於テ月平均百人以上ノ被保険者ヲ使用シタル船舶所有者ニ付テハ其ノ三月一日ノ属スル年ノ十月一日前三年間ノ保険料ノ額ノ中船員法ニ規定スル災害補償ニ相当スル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ（以下指定災害給付ト称ス）ニ要スル費用ニ充テラルベキモノトシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル保険料ノ額ニ対スル当該期間ニ係ル厚生労働省令ヲ以テ定ムル指定災害給付ノ額ノ割合ガ百分ノ百ヲ超ユルトキ又ハ百分ノ九十ヲ超エザルトキハ社会保険庁長官ハ翌年ノ四月一日ヨリ翌翌年ノ三月三十一日迄ノ間前項ノ規定ニ依ル災害保険料率ノ中指定災害給付ニ対応スル部分ノ率ヲ其ノ率ノ百分ノ六十五乃至百分ノ百三十五ノ範囲内ニ於テ其ノ割合ニ応ジ厚生労働省令ヲ以テ定ムル率ニ変更スルコトヲ得

第五十九条ノ二 前条第二項第一号ノ介護保険料率ハ各年度ニ於テ政府ガ納付スベキ介護納付金ノ額ヲ当該年度ニ於ケル介護保険第二号被保険者タル被保険者ノ標準報酬月額ノ総額及標準賞与額ノ総額ノ合算額ノ見込額ヲ以テ除シテ得タル率ヲ基準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム

第二百二十四条 協会は、政令で定めるところにより、船員保険事業に要する費用の支出に備えるため、毎事業年度末において、準備金を積み立てなければならない。

(保険料の負担区分)

第二百二十五条 被保険者（疾病任意継続被保険者、独立行政法人等職員被保険者及び後期高齢者医療の被保険者等である被保険者を除く。以下この項において同じ。）は、第十六条第一項各号に掲げる保険料額のうち次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額を負担し、被保険者を使用する船舶所有者は同項各号に掲げる保険料額のうち当該被保険者が負担する額を除いた額を負担する。

- 一 介護保険第二号被保険者である被保険者 標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ疾病保険料率の二分の一に相当する率を乗じて得た額と介護保険料額の二分の一に相当する額との合算額
- 二 介護保険第二号被保険者以外の被保険者 標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ疾病保険料率の二分の一に相当する率を乗じて得た額

第六十条 被保険者ハ保険料額ノ中左ノ區別ニ依ル額ヲ負担シ被保険者ヲ使用スル船舶所有者ハ保険料額ノ中被保険者ノ負担スル額ヲ除キタル額ヲ負担ス

- 一 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者タルモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ五十二・五（第五十九条第十項又ハ第十二項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額ト標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額
- 二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者タルモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一二該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ四十五・五（第五十九条第十項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額ト標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額

三 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者及後期高齢者医療ノ被保険者等タル被保険者以外ノモノニ限ル）ニシテ第

2 疾病任意継続被保険者は、第一百七十七条第二項の規定によりその例によるものとされた第一百六条第一項各号に掲げる被保険者の区分に応じた保険料額の全額を負担する。

3 独立行政法人等職員被保険者については、船舶所有者が第一百六条

三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ五十二・五(第五十九条第十項又ハ第十二項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率)ヲ乗ジテ得タル額

四 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者(介護保険第二号被保険者及後期高齢者医療ノ被保険者等タル被保険者以外ノモノニ限ル)ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一二該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ四十五・五(第五十九条第十項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率)ヲ乗ジテ得タル額

五 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者(後期高齢者医療ノ被保険者等タルモノニ限ル)ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ七(第五十九条第十二項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率)ヲ乗ジテ得タル額

② 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者(後期高齢者医療ノ被保険者等タルモノニ限ル)ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一二該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ船舶所有者ガ保険料額ノ全額ヲ負担ス

③ 第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ保険料額ノ全額ヲ負担ス

第二項に規定する保険料額の全額を負担する。

4 後期高齢者医療の被保険者等である被保険者については、船舶所有者が第百十六条第一項第二号に規定する保険料額の全額を負担する。

(保険料の納付義務)

第百二十六条 船舶所有者は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

2 疾病任意継続被保険者は、自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

(保険料の納付)

第百二十七条 毎月の保険料は、翌月末日までに、納付しなければならぬ。ただし、疾病任意継続被保険者に関する保険料については、その月の十日（初めて納付すべき保険料については、協会が指定する日）までとする。

2 社会保険庁長官又は協会（被保険者が疾病任意継続被保険者である場合は協会、それ以外の場合は社会保険庁長官をいう。次項において同じ。）は、被保険者に関する保険料の納入の告知をした後に告知をした保険料額が当該納付義務者の納付すべき保険料額を超えていることを知ったとき、又は納付した被保険者に関する保険料額が当該納付義務者の納付すべき保険料額を超えていることを知ったときは、その超えている部分に関する納入の告知又は納付を、その告知又は納付の日の翌日から六月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げたものとみなすことができる。

3 前項の規定によって、納期を繰り上げて納入の告知又は納付をした

第六十一条 船舶所有者ハ其ノ使用スル被保険者ノ負担スベキ保険料ヲ納付スル義務ヲ負フ但シ第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ノ負担スル保険料ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第六十二条ノ二 毎月ノ保険料ハ翌月末日迄ニ之ヲ納付スベシ但シ第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ノ納付スベキ保険料ニ付テハ其ノ月ノ十日（初テ納付スベキ保険料ニ付テハ社会保険庁長官ノ指定スル日）迄トス

②社会保険庁長官ハ保険料納入ノ告知ヲ為シタル後ニ於テ告知シタル保険料額ガ当該納付義務者ノ納付スベキ保険料額ヲ超過スルコトヲ知りタルトキ又ハ納付シタル保険料額ガ当該納付義務者ノ納付スベキ保険料額ヲ超過スルコトヲ知りタルトキハ其ノ超過部分ニ関スル納入ノ告知又ハ納付ハ其ノ告知又ハ納付ヲ為シタル後六月以内ノ期日ニ於テ納付セラルベキ保険料ニ対シ納期ヲ繰上ゲ之ヲ為シタルモノト看做スコトヲ得

③前項ノ規定ニ依リ納期ヲ繰上ゲ納入ノ告知又ハ納付ヲ為シタルモノト

ものとみなしたときは、社会保険庁長官又は協会は、その旨を当該納付義務者に通知しなければならない。

(疾病任意継続被保険者の保険料の前納)

第二百二十八条 疾病任意継続被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。

2 前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。

3 第一項の規定により前納された保険料については、前納に係る期間の各月の初日が到来したときは、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、保険料の前納の手続、前納された保険料の還付その他保険料の前納に関して必要な事項は、政令で定める。

(口座振替による納付)

第二百二十九条 社会保険庁長官は、納付義務者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があった場合においては、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

(保険料の源泉控除)

第三十条 船舶所有者は、被保険者に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料(被保険者がその船舶所有者に使用されなくなった場合におい

看做シタルトキハ社会保険庁長官ハ其ノ当該納付義務者ニ通知スベシ

第六十二条ノ三 第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ハ将来ノ一定期間ノ保険料ヲ前納スルコトヲ得

②前項ノ場合ニ於テ前納スベキ額ハ其ノ期間ノ各月ノ保険料ノ額ヨリ政令ヲ以テ定ムル額ヲ控除シタル額トス

③第一項ノ規定ニ依リ前納セラレタル保険料ニ付テハ前納ニ係ル期間ノ各月ノ初日ガ到来シタルトキニ夫々ノ月ノ保険料ガ納付セラレタルモノト看做ス

④前三項ニ定ムルモノノ外保険料ノ前納ノ手続、前納セラレタル保険料ノ還付其ノ他保険料ノ前納ニ付必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一条ノ二 社会保険庁長官ハ納付義務者ヨリ預金又ハ貯金ノ払出及其ノ払出シタル金銭ニ依ル保険料ノ納付ヲ其ノ預金口座又ハ貯金口座ノ存スル金融機関ニ委託シテ行ハシムルコトヲ希望スル旨ノ申出アリタルトキハ其ノ納付ガ確実ト認めラレ且其ノ申出ノ承認ガ保険料ノ徴収上有利ト認めラルルトキニ限り其ノ申出ヲ承認スルコトヲ得

第六十二条 船舶所有者ハ被保険者ニ対シ報酬ヲ支払フ場合ニ於テハ被保険者ノ負担スベキ前月ノ標準報酬月額ニ係ル保険料(支払フ報酬ガ二月以上ノ期間ニ対スルモノナルトキハ其ノ期間ノ標準報酬月額ニ係

ては、前月及びその月の標準報酬月額に係る保険料）を報酬から控除することができる。

2 船舶所有者は、被保険者に対して通貨をもって賞与を支払う場合において、被保険者の負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を当該賞与から控除することができる。

3 船舶所有者は、前二項の規定によつて保険料を控除したときは、保険料の控除に関する計算書を作成し、その控除額を被保険者に通知しなければならない。

（保険料の繰上徴収）

第六十一条 保険料は、次に掲げる場合においては、納期前であつても、すべて徴収することができる。

一 納付義務者が、次のいずれかに該当する場合
イ 国税、地方税その他の公課の滞納によつて、滞納処分を受けるとき。

ロ 強制執行を受けるとき。

ハ 破産手続開始の決定を受けたとき。

ニ 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。

ホ 競売の開始があつたとき。

二 法人である納付義務者が、解散をした場合

2 前項の規定は、被保険者の乗り組み、又は乗り組むべき船舶について船舶所有者の変更があつた場合及び被保険者の乗り組み、又は乗り組むべき船舶が滅失し、沈没し、又は全く運航に堪えなくなるに至つた場合について準用する。

ル保険料）ヲ其ノ報酬ヨリ控除スルコトヲ得被保険者ヲ使用セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ月ノ標準報酬月額ニ係ル保険料ヲモ控除スルコトヲ得

② 船舶所有者ハ被保険者ニ対シ賞与ヲ支払フ場合ニ於テハ被保険者ノ負担スベキ標準賞与額ニ係ル保険料ニ相当スル額ヲ当該賞与ヨリ控除スルコトヲ得

③ 船舶所有者ハ前二項ノ規定ニ依リ保険料ヲ控除シタルトキハ之ニ関スル計算書ヲ作製シ其ノ控除額ヲ被保険者ニ通知スベシ

第六十二条ノ四 保険料納付義務者ガ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ納期前ト雖モ保険料ハ総テ之ヲ徴収スルコトヲ得

一 国税、地方税其ノ他ノ公課ノ滞納ニ因リ滞納処分ヲ受クルトキ

二 強制執行ヲ受クルトキ

三 破産手続開始ノ決定ヲ受ケタルトキ

三ノ二 企業担保権ノ実行手続ノ開始アリタルトキ

四 競売ノ開始アリタルトキ

五 被保険者ノ使用セラルル法人ガ解散ヲ為シタルトキ

②前項ノ規定ハ被保険者ノ乗組ミ又ハ乗組ムベキ船舶ニ付船舶所有者ノ変更アリタル場合及被保険者ノ乗組ミ又ハ乗組ムベキ船舶ガ滅失シ、沈没シ又ハ全く運航ニ堪ヘザルニ至リタル場合ニ之ヲ準用ス

(保険料等の督促及び滞納処分)

第三百二十二条 保険料その他この法律の規定による徴収金(以下「保険料等」という。)を滞納する者があるときは、社会保険庁長官又は協会(被保険者が疾病任意継続被保険者である場合又は第四十七条第一項、第五十五条第二項及び第七十一条第二項(第七十四条第三項において準用する場合を含む。))の規定による徴収金を納付しなければならない場合又は協会の場合は、社会保険庁長官をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、前条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、社会保険庁長官又は協会は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。ただし、前条第一項各号のいずれかに該当したとき、又は被保険者の乗り組み、若しくは乗り組むべき船舶につき船舶所有者の変更があつたとき若しくは被保険者の乗り組み、若しくは乗り組むべき船舶が滅失し、沈没し、若しくは全く運航に堪えなくなるに至つたときは、この限りでない。

4 社会保険庁長官又は協会は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区とする。第六項において同じ。)に対して、その処分を請求することができる。

第十二条 保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ヲ滞納スル者アルトキハ社会保険庁長官ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ但シ第六十二条ノ四ノ規定ニ依リ保険料ノ徴収ヲ為ストキハ此ノ限ニ在ラズ

②前項ノ規定ニ依リ督促ヲ為サントスルトキハ社会保険庁長官ハ納付義務者ニ対シ督促状ヲ発スベシ

③前項ノ督促状ニ依リ指定スベキ期限ハ督促状ヲ発スル日ヨリ起算シテ十日以上経過シタル日ナルコトヲ要ス但シ第六十二条ノ四第一項各号ノ事由アルトキ、被保険者ノ乗組ミ若ハ乗組ムベキ船舶ニ付船舶所有者ノ変更アリタルトキ又ハ被保険者ノ乗組ミ若ハ乗組ムベキ船舶ガ滅失シ、沈没シ若ハ全く運航ニ堪ヘザルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二条ノ二 前条ノ規定ニ依ル督促ヲ受ケタル者其ノ指定ノ期限迄ニ保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ヲ納付セザルトキ又ハ第六十二条ノ四第一項各号ノ一ニ該当スル納付義務者(同条第二項ノ規定ニ依リ同条第一項ノ規定ヲ準用セラルル納付義務者ヲ含ム)納期ノ到ラザル保険料納付ノ告知ヲ受ケ保険料ヲ納付セザルトキハ社会保険庁長官ハ国税滞納処分ノ例ニ依リ之ヲ処分シ又ハ滞納者若ハ其ノ者ノ財産ノ在ル市町村(東京都ノ区ノ存スル区域及地方自治法第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市ニ在リテハ区以下之ニ同ジ)ニ対シ之ガ処分ヲ請求ス

一 第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに保険料等を納付しないとき。

二 前条第一項各号のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者が、その指定の期限までに保険料を納付しないとき。

5 前項の規定により協会が国税滞納処分 の例により処分を行う場合において は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

6 市町村は、第四項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつてこれを処分することができる。この場合において、協会は、徴収金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付しなければならぬ。

(延滞金)

第三百三十三条 前条第一項の規定によつて督促をしたときは、社会保険庁長官又は協会は、徴収金額につき年十四・六パーセントの割合で、納期限の翌日から、徴収金完納又は財産差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

一 徴収金額が千円未満であるとき。

二 納期を繰り上げて徴収するとき。

三 納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住所及び居所がいずれも明らかでないため、公示送達の方法によつて督促をしたとき。

2 前項の場合において、徴収金額の一部につき納付があつたときは、

ルコトヲ得

②前項ノ規定ニ依リ市町村ニ対シ処分ノ請求ヲ為シタルトキハ市町村ハ市町村税ノ例ニ依リ之ヲ処分ス此ノ場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ徴収金額ノ百分ノ四ニ相当スル金額ヲ当該市町村ニ交付スベシ

第十二条

④第一項ノ規定ニ依リ督促ヲ為シタル場合ニ於テハ徴収金額ニ付年十四・六パーセントノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ徴収金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日数ニ依リ計算シタル延滞金ヲ徴収ス但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合又ハ滞納ニ付酌量スベキ情状アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 納入ノ告知書一通ノ徴収金額千円未満ナルトキ

二 納期ヲ繰上ゲ徴収ヲ為ストキ

三 納付義務者ノ住所及居所ガ日本国内ニ在ラザル為又ハ其ノ住所及居所共ニ不明ナル為公示送達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ督促ヲ為シタルトキ

⑤前項ノ場合ニ於テ徴収金額ノ一部ニ付納付アリタルトキハ其ノ納付ノ

その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徴収金は、その納付のあつた徴収金額を控除した金額による。

3 延滞金を計算するに当たり、徴収金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき、又は前三項の規定によって計算した金額が百円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

5 延滞金の金額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(協会による広報及び保険料の納付の勧奨等)

第三十四条 協会は、その管掌する船員保険の事業の円滑な運営が図られるよう、当該事業の意義及び内容に関する広報を実施するとともに、保険料の納付の勧奨その他社会保険庁長官の行う保険料の徴収に係る業務に対する適切な協力を行うものとする。

(協会による保険料の徴収)

第三十五条 社会保険庁長官は、協会と協議を行い、効果的な保険料の徴収を行うために必要があると認めるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、協会に保険料の滞納者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該滞納者に係る保険料の徴収を行わせることができる。

2 社会保険庁長官は、前項の規定により協会に滞納者に係る保険料の徴収を行わせることとしたときは、当該滞納者に対し、協会が当該滞納者に係る保険料の徴収を行うこととなる旨その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

日以後ノ期間ニ係ル延滞金ノ計算ノ基礎トナルベキ徴収金額ハ其ノ納付アリタル徴収金額ヲ控除シタル金額ニ依ル

⑥延滞金ヲ計算スルニ当リ徴収金額ニ千円未満ノ端数アルトキハ其ノ端数ハ之ヲ切捨テ計算ス

⑦督促状ニ指定シタル期限迄ニ徴収金ヲ完納シタルトキ又ハ前三項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ガ百円未満ナルトキハ延滞金ヲ徴収セズ延滞金ノ金額ニ百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨ツ

3 第一項の規定により協会が保険料の徴収を行う場合においては、協会を社会保険庁長官とみなして、第三百二十二条及び第三百三十三条の規定を適用する。

4 第一項の規定により協会が保険料を徴収したときは、その徴収した額に相当する額については、第十五条の規定により、政府から協会に対し、交付されたものとみなす。

5 前各項に定めるもののほか、協会による保険料の徴収に関し必要な事項は、政令で定める。

(先取特権の順位)

第三百三十六条 保険料等の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収に関する通則)

第三百三十七条 保険料等は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第七章 不服申立て

(審査請求及び再審査請求)

第三百三十八条 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 審査請求をした日から六十日以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険

第十三条 保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ノ先取特権ノ順位ハ国税及地方税ニ次グモノトス

第十四条 保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外国税徴収ノ例ニ依リ徴収ス

第六十三条 被保険者ノ資格、標準報酬(標準報酬月額及標準賞与額ヲ謂フ以下本条ニ於テ之ニ同ジ)又ハ保険給付ニ関スル処分ニ不服アル者ハ社会保険審査官ニ対シ審査請求ヲ為シ其ノ決定ニ不服アル者ハ社会保険審査会ニ対シ再審査請求ヲ為スコトヲ得

②審査請求ヲ為シタル日ヨリ六十日以内ニ決定ナキトキハ審査請求人ハ社会保険審査官ガ審査請求ヲ棄却シタルモノト看做シ社会保険審査会

審査会に対して再審査請求をすることができる。

3 第一項の審査請求及び前二項の再審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

4 被保険者の資格又は標準報酬に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく保険給付に関する処分についての不服の理由とすることができない。

第三百三十九条 保険料等の賦課若しくは徴収の処分又は第三百三十二条の規定による処分に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。

(行政不服審査法の適用関係)

第四十条 前二条の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第二章第一節、第二節(第十八条及び第十九条を除く。)及び第五節の規定は、適用しない。

(不服申立てと訴訟との関係)

第四十一条 第三十八条第一項又は第三十九条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求又は審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第八章 雑則

(時効)

第四十二条 保険料等を徴収し、又はその還付を受ける権利及び入院

ニ対シ再審査請求ヲ為スコトヲ得

③第一項ノ審査請求及前二項ノ再審査請求ハ時効ノ中断ニ関シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

④被保険者ノ資格又ハ標準報酬ニ関スル処分ガ確定シタルトキハ其ノ処分ニ付テノ不服ハ之ヲ当該処分ニ基ク保険給付ニ関スル処分ニ付テノ不服ノ理由ト為スコトヲ得ズ

第六十四条 保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ノ賦課若ハ徴収ノ処分又ハ第十二条ノ二ノ規定ニ依ル処分ニ不服アル者ハ社会保険審査会ニ対シ審査請求ヲ為スコトヲ得

第六十五条 前二条ノ審査請求及再審査請求ニ付テハ行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第二章第一節、第二節(第十八条及第十九条ヲ除ク)及第五節ノ規定ヲ適用セズ

第六十六条 第六十三条第一項又ハ第六十四条ニ規定スル処分ノ取消ノ訴ハ当該処分ニ付テノ再審査請求又ハ審査請求ニ対スル社会保険審査会ノ裁決ヲ経タル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

第五条 保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ヲ徴収シ又ハ其ノ還付ヲ受クル

時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族葬祭料、家族出産育児一時金、高額療養費、高額介護合算療養費、休業手当金、行方不明手当金又は第三十条の規定による給付を受ける権利は二年を経過したとき、その他の保険給付を受ける権利は五年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 保険料等の納入の告知又は督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（期間の計算）

第四百十三條 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

（戸籍事項の無料証明）

第四百四十四條 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。）は、協会又は保険給付を受けるべき者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、被保険者又は被保険者であつた者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

2 前項の規定は、被扶養者に係る保険給付を行う場合においては、被扶養者又は被扶養者であつた者の戸籍について準用する。

（報告等）

第四百四十五條 協会（社会保険庁長官が行う第四条第二項に規定する業

権利及入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、傷病手当金、家族移送費、出産育児一時金、出産手当金、家族出産育児一時金、失業等給付、介護料、行方不明手当金、葬祭料、家族葬祭料又ハ第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給付ヲ受クル権利ハ二年ヲ経過シタルトキ其ノ他ノ保険給付ヲ受クル権利ハ五年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

②第十二条第一項ノ規定ニ依ル督促ハ民法第五百五十三条ノ規定ニ拘ラズ時効中断ノ効力ヲ有ス

第六條 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ規定スル期間ノ計算ニ付テハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外民法ノ期間ノ計算ニ関スル規定ヲ準用ス

第八條 社会保険庁長官又ハ保険給付ヲ受クベキ者ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ戸籍ニ関シ戸籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ対シ無償ニテ証明ヲ求ムルコトヲ得

②前項ノ規定ハ被扶養者ニ係ル保険給付ヲ為ス場合ニ於テハ被扶養者又ハ被扶養者タリシ者ノ戸籍ニ関シ之ヲ準用ス

第九條 社会保険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ被保険者ヲ使

務に関しては、社会保険庁長官。次項において同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者を使用する船舶所有者に、その使用する者に関し、又は被保険者を使用する船舶所有者の組織する団体であつて協会の指定するものに、その船舶所有者の使用する者に関し、第二十四条に規定する事項以外の事項について報告をさせ、又は文書を提示させ、その他この法律の施行に必要な事務を行わせることができる。

(削除)

用スル船舶所有者ヲシテ其ノ使用スル者ニ関シ又ハ被保険者ヲ使用スル船舶所有者ノ組織スル団体ニシテ社会保険庁長官ノ指定スルモノヲシテ其ノ船舶所有者ノ使用スル者ニ関シ第二十一条ノ二ニ規定スル事項以外ノ事項ニ付報告ヲ為サシメ、文書ヲ提示セシメ其ノ他本法ノ施行ニ必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得

②社会保険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ被保険者タリシ者ヲ使用セントスル船舶所有者若ハ事業主、被保険者タリシ者ニ対シ職業ノ紹介若ハ職業ノ指導ヲ為ス職業紹介事業者等（船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第四項ニ規定スル無料船員職業紹介事業者若ハ職業安定法（昭和二十二年法律第四百一号）第四条第七項ニ規定スル職業紹介事業者又ハ業トシテ船員職業安定法第六条第五項ニ規定スル職業指導（船員ノ職業ニ就カントスル者ノ適性、職業ノ経験其ノ他ノ実情ニ応ジテ為スモノニ限ル）若ハ職業安定法第四条第四項ニ規定スル職業指導（職業ニ就カントスル者ノ適性、職業ノ経験其ノ他ノ実情ニ応ジテ為スモノニ限ル）ヲ為ス者（地方運輸局ノ長（運輸監理部ノ長ヲ含ム第三十三条ノ八ノ二ニ於テ之ニ同ジ）、船員雇用促進センター（船員ノ雇用ノ促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第七条第二項ニ規定スル船員雇用促進センターヲ謂フ以下之ニ同ジ）及公共職業安定所其ノ他ノ職業安定機関ヲ除ク）ヲ謂フ以下之ニ同ジ）又ハ第三十三条ノ十六ノ四第一項ニ規定スル者ニ対シ同項ニ規定スル社会保険庁長官ノ指定スル教育訓練ヲ為ス者（以下指定教育訓練実施者と称ス）ニ対シ本法ノ施行ニ必要ナル報告ヲ為サシメ、文書ヲ提出セシムルコトヲ得

③被保険者タリシ者ノ従前ノ船舶所有者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依

(削除)

(削除)

2 協会は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者又は保険給付を受けるべき者に、協会又は船舶所有者に対して、この法律の施行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

(立入検査等)

第四百六十六条 厚生労働大臣又は社会保険庁長官は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関して必要があると認めるときは、船舶所有者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に船舶所有者の事務所若しくは船舶に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第四十九条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(資料の提供)

り被保険者タリシ者ヨリ求職者等給付ノ支給ヲ受クルニ必要ナル証明書ノ交付ノ請求アリタルトキハ其ノ請求ニ係ル証明書ヲ其ノ者ニ交付スベシ

④前項ノ規定ハ雇用継続給付ノ支給ヲ受クルニ必要ナル証明書ノ交付ノ請求ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ同項中「被保険者タリシ者」トアルハ「被保険者又ハ被保険者タリシ者」ト「従前ノ船舶所有者」トアルハ「当該被保険者又ハ被保険者タリシ者ヲ使用シ又ハ使用シタル船舶所有者」トス

⑤社会保険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ被保険者又ハ保険給付ヲ受クル者ヲシテ社会保険庁長官又ハ船舶所有者ニ対シ本法ノ施行ニ必要ナル報告、申出若ハ届出ヲ為サシメ、文書ヲ提出セシメ又ハ失業等給付ノ支給ニ関シ官公署ニ出頭セシムルコトヲ得

第九条ノ二 社会保険庁長官ハ被保険者ノ異動並ニ報酬及賞与、保険給付並ニ保険料ニ関シ必要アリト認ムルトキハ船舶所有者ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ関係者ニ対シ質問ヲ為シ若ハ船舶所有者ノ事務所若ハ船舶ニ就キ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サシムルコトヲ得

②前項ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ヲ為ス場合ニ於テハ当該職員ハ其ノ身分ヲ示ス証明書ヲ携帯シ関係者ノ請求アルトキハ之ヲ提示スベシ

③第一項ノ規定ニ依ル権限ハ犯罪捜査ノ為認メラレタルモノト解スルコトヲ得ズ

第四百七十七条 社会保険庁長官は、被保険者の資格、標準報酬又は保険料に關し必要があると認めるときは、官公署に対し、船舶所有者の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

(厚生労働大臣及び社会保険庁長官と協会の連携)

第四百八十八条 厚生労働大臣及び社会保険庁長官並びに協会は、この法律に基づく船員保険事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行う等、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(共済組合に関する特例)

第四百四十九条 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員（独立行政法人等職員被保険者を除く。以下この条及び次条において「組合員」という。）である被保険者に対しては、この法律による保険給付は行わない。

2 組合員である被保険者であつた者に対しても、前項と同様とする。ただし、組合員である被保険者が、組合員である資格を喪失した際に、なお、この法律の適用を受ける場合においては、その者が再び被保険者である組合員となるまでの間は、この限りでない。

3 前項本文の規定は、組合員である被保険者であつた者が組合員である被保険者以外の被保険者の資格を取得した場合において、その者に対し、その被保険者の資格を取得した日以後の期間に基づくこの法律による保険給付を行うことを妨げない。

4 前三項の規定によりこの法律による保険給付を受けることができないう間に死亡した被保険者又は被保険者であつた者の遺族に対しては、この法律による保険給付は行わない。

第十五条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）又ハ地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）ニ依ル共済組合ノ組合員（以下単ニ組合員ト称ス）タル被保険者ニ対シテハ本法ニ依ル保険給付ハ之ヲ為サズ

②組合員タル被保険者タリシ者ニ対シテモ前項ト同様トス但シ組合員タル被保険者ガ組合員タル資格ヲ喪失シタル際ナホ本法ノ適用ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ者ガ再び被保険者タル組合員ト為ル迄ノ間ハ此ノ限ニ在ラズ

③前項本文ノ規定ハ組合員タル被保険者タリシ者ガ組合員タル被保険者以外ノ被保険者ノ資格ヲ取得シタル場合ニ於テ其ノ者ニ対シ其ノ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日以後ノ期間ニ基ク本法ニ依ル保険給付ヲ為スコトヲ妨ゲズ

④前三項ノ規定ニ依リ本法ニ依ル保険給付ヲ受クルコトヲ得ザル間ニ死亡シタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ遺族ニ対シテハ本法ニ依ル保険給付ハ之ヲ為サズ

第五十条 組合員である被保険者については、保険料を徴収しない。

第五十一条 厚生労働大臣は、第四百九十九条の共済組合に対して、事実に関する報告をさせ、事業及び財産の状況を検査することができる。

(労働者災害補償保険法に基づく不服申立てに関する特例)

第五十二条 次の各号に掲げる保険給付と同一の事由により支給される当該各号に定める労働者災害補償保険法の規定による保険給付についてされる同法第三十八条第一項の審査請求並びに同項及び同条第二項の再審査請求（次項において「労働者災害補償保険法の審査請求等」という。）は、当該各号に掲げる保険給付を受ける権利の時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

- 一 休業手当金 休業補償給付又は休業給付
- 二 障害年金 障害補償年金等、傷病補償年金又は傷病年金
- 三 障害差額一時金 障害補償年金等
- 四 遺族年金 遺族補償年金等
- 五 遺族一時金 遺族補償一時金又は遺族一時金
- 六 遺族年金差額一時金 遺族補償年金等

2 労働者災害補償保険法の審査請求等がされている場合における前項各号に掲げる保険給付に関する社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第四条第一項及び第二項の審査請求期間又は同法第三十二条第一項の再審査請求期間の計算については、当該労働者災害補償保険法の審査請求等があった日から決定若しくは裁決又は取下げの日までの日数は、算入しない。

3 第一項各号に掲げる保険給付に関する処分の取消しの訴えは、第百

第十五条ノ二 組合員タル被保険者ニ付テハ保険料ハ之ヲ徴収セズ

第十五条ノ三 厚生労働大臣ハ第十五条ノ共済組合ニ対シテ事実ニ關スル報告ヲ為サシメ事業及財産ノ状況ヲ検査スルコトヲ得

四十一条の規定にかかわらず、同項各号に定める労働者災害補償保険法の規定による保険給付に関する処分について、同法第三十八条第一項又は第二項の再審査請求に対する労働保険審査会の裁決があった場合には、提起することができる。この場合における行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十四条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「取消訴訟」とあるのは「船員保険法第五十二条第三項前段に規定する処分の取消しの訴え」と、「処分又は裁決」とあるのは「同項前段の労働保険審査会の裁決」とする。

（権限の委任）

第五十三条 この法律に規定する厚生労働大臣及び社会保険庁長官の権限の一部は、政令で定めるところにより、地方社会保険事務局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方社会保険事務局長に委任された権限の一部は、政令で定めるところにより、社会保険事務所長に委任することができる。

（経過措置）

第五十四条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（厚生労働省令への委任）

第五十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための

第九条ノ五 本法ニ規定スル厚生労働大臣又ハ社会保険庁長官者ノ権限ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方社会保険事務局長ニ委任スルコトヲ得

②前項ノ規定ニ依リ地方社会保険事務局長ニ委任セラレタル権限ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ社会保険事務所長ニ委任スルコトヲ得

手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第九章 罰則

第五十六条 船舶所有者が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十四条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第二十五条第二項（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知をしないとき。
- 三 第二十六条第一項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに納付しないとき。
- 四 第四十六条第一項の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示をせず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（削除）

第五十七条 船舶所有者以外の者が、正当な理由がなくて第四十六

第六十七条 第九条ノ四ノ規定ニ違反シテ秘密ヲ漏ラシタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百万円以下ノ罰金ニ処ス

第六十八条 船舶所有者故ナク左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ六月以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

- 一 第二十一条ノ二ノ規定ニ違反シテ届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタルトキ
- 二 第二十一条ノ三第二項（第二十一条ノ四第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シテ通知ヲ為サザルトキ
- 三 第六十一条本文ニ規定スル保険料ヲ督促状ニ指定シタル期限迄ニ納付セザルトキ
- 三 第九条ノ二第一項ノ規定ニ依リ文書其ノ他ノ物件ノ提出又ハ提示ヲ命ゼラレテ之ニ従ハザルトキ
- 四 第九条ノ二第一項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ
- 六 第九条第三項（同条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル証明ヲ拒ミタルトキ

第六十九条 船舶所有者以外ノ者故ナク第九条ノ二第一項ノ規定ニ依ル

条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 被保険者又は被保険者であった者が、第四十九条第二項の規定により、報告を命ぜられ、正当な理由がなくてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）第四百一条の規定による徴収職員の質問（社会保険庁に属する職員が行うものに限る。）に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者
- 二 第三百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第四百一条の規定による検査（社会保険庁に属する職員が行うものに限る。）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

第六十条 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の代理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者

当該職員ノ質問ニ対シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

第六十九条ノ二 被保険者又ハ被保険者タリシ者第九条ノ三第二項ノ規定ニ依リ報告ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ従ハズ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ故ナク答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

第六十九条ノ三 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

- 一 第十四条ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルモノトセラレタル国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）第四百一条ノ規定ニ依ル徴収職員ノ質問ニ対シテ答弁セズ又ハ偽リノ陳述ヲ為シタル者
- 二 第十四条ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルモノトセラレタル国税徴収法第四百一条ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ当該検査ニ関シ偽リノ記載若ハ記録ヲ為シタル帳簿書類ヲ提示シタル者

第七十条 法人（法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノ（以下本条ニ於テ人格ナキ社団等ト称ス）ヲ含ム以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ノ代表者（人格ナキ社団等ノ管理人ヲ含ム）又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務又

が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第五十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六十一条 船舶所有者又は第四百四十五条第一項の規定により協会の指定した者が、正当な理由がなくて同項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書の提示をせず、又はこの法律の施行に必要な事務を行うことを怠ったときは、十万円以下の過料に処する。

2 被保険者又は保険給付を受けるべき者が、正当な理由がなくて第四十五条第二項の規定に違反して、申出をせず、若しくは虚偽の申出をし、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は文書の提出を怠ったときは、十万円以下の過料に処する。

3 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行った者又はこれを使用する者が、第四十九条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正当な理由がなくてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

附則

ハ財産ニ関シ第六十八条又ハ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

②人格ナキ社団等ニ付前項ノ規定ノ適用アル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人ガ其ノ訴訟行為ニ付当該人格ナキ社団等ヲ代表スルノ外人ヲ被告人又ハ被疑者トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス

第七十一条 船舶所有者又ハ第九条第一項ノ規定ニ依リ社会保険庁長官ノ指定シタル者故ナク同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ、同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル文書ノ提示ヲ為サズ又ハ同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル必要ナル事務ヲ行フコトヲ怠リタルトキハ十万円以下ノ過料ニ処ス

②被保険者又ハ保険給付ヲ受クル者故ナク第九条第五項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル報告、申出若ハ届出ヲ為シ又ハ同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル文書ノ提出ヲ為サザルトキ亦前項ニ同ジ

③医師、歯科医師、薬剤師若ハ手当ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者第九條ノ三第一項ノ規定ニ依リ報告若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ従ハズ又ハ同項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ故ナク答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキ亦第一項ニ同ジ

附則

(施行期日)

第一条 本法施行ノ期日ハ保險給付及費用ノ負担ニ関スル規定並ニ其ノ他ノ規定ニ付各別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(削除)

① 本法施行ノ期日ハ保險給付及費用ノ負担ニ関スル規定並ニ其ノ他ノ規定ニ付各別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

② 昭和十五年六月一日前十五年間ニ於テ第十七条ノ規定ニ依ル被保險者ト為ルベキ資格ヲ有スル船員トシテ五年以上船舶ニ乗組ミタル者ガ四十五歳ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テ同日前十五年間ニ於テ船舶ニ乗組ミタル期間ト被保險者タリシ期間トヲ合算シ十五年以上ニ達スルモ十五年以上被保險者タリシ者ニ非ザルトキハ第四十六条第一項ノ規定ニ該当セザル場合ニ於テモ其ノ者ハ同条同項ノ規定ニ該当スルモノト看做ス但シ脱退手当金ノ額ハ第四十七条ノ規定ニ拘ラズ昭和二十九年五月一日前ニ於ケル被保險者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ニ別表第六ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額ニ同日以後ニ於ケル被保險者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ニ別表第七ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額ヲ加ヘタル金額トス

(削除)

③ 前項本文ニ規定スル者ニシテ昭和二十九年五月一日前ニ於ケル被保險者タリシ期間ガ別表第八ノ上欄ニ掲グル期間ニ該当シ且昭和十五年六月一日前十五年間ニ於テ第十七条ノ規定ニ依ル被保險者ト為ルベキ資格ヲ有スル船員トシテ船舶ニ乗組ミタル期間ガ同表ノ下欄ニ掲グル期間ニ該当スルモノニ対スル脱退手当金ノ額ハ第四十七条及前項ノ規定ニ拘ラズ被保險者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ニ別表第七ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額トス此ノ場合ニ於テ同表中「昭和二十九年五月一日以後ニ於ケル被保險者タリシ期間」トアルハ「被保險者タリシ期間」ト読替フルモノトス

(削除)

(日本郵政共済組合に関する経過措置)

第二条 当分の間、独立行政法人等職員被保険者には、国家公務員共済組合法附則第二十条の四に規定する日本郵政共済組合の組合員である被保険者を含むものとする。

(被保険者に係る給付の事業)

第三条 被保険者を使用する船舶所有者及び当該被保険者で組織する法人その他の政令で定めるもの(次項において「法人等」という。)であつて、政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の承認を受けたもの(以下この条において「承認法人等」という。)は、当該被保険者の療養に関して保険給付があつた場合において、第五十五条第一項の規定により当該被保険者が支払つた一部負担金に相当する額の範囲内において、当該被保険者に対し、給付をすることができる。

2 前項の法人等が承認を受けようとするときは、あらかじめ、協会の同意を得なければならない。

3 承認法人等は、第一項の給付に要する費用に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、船舶所有者又は被保険者から費用を徴収することができる。

4 承認法人等の事業に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(遺族年金に関する特例)

④第二項但書及前項ノ規定ハ第二項本文ニ規定スル者ガ第四十六條第一項ノ規定ニ該当スル場合ニ於テ其ノ者ニ支給スル脱 退手当金ノ額ニ付之ヲ準用ス

⑩被保険者ヲ使用スル船舶所有者及当該被保険者ヲ以テ組織スル法人其ノ他ノ政令ヲ以テ定ムルモノニシテ政令ヲ以テ定ムル要件ニ該当スルトシテ社会保険庁長官ノ承認ヲ受ケタルモノ(以下承認法人等ト称ス)ハ当該被保険者ノ療養ニ関シ保険給付アリタル場合ニ於テ第二十八条ノ三第一項ノ規定ニ依リ当該被保険者ノ支払ヒタル一部負担金ニ相当スル額ノ範囲内ニ於テ当該被保険者ニ対シ給付ヲ為スコトヲ得

⑪承認法人等ハ前項ノ給付ニ要スル費用ニ充ツル為厚生労働省令ヲ以テ定ムル所ニ依リ船舶所有者又ハ被保険者ヨリ費用ヲ徴収スルコトヲ得

⑫承認法人等ノ事業ニ関シ必要ナル事項ハ厚生労働省令ヲ以テ之ヲ定ム

第四条 当分の間、被保険者又は被保険者であつた者の夫、父母、祖母及び兄弟姉妹であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その収入によつて生計を維持し、かつ、五十五歳以上六十歳未満であつたもの（第三十五条第一項第四号に規定する者であつて、第十九条第一項第六号に該当しないものを除く。）は、第三十五条第一項の規定にかかわらず、遺族年金を受けることができる遺族とする。

この場合において、第九十八条第一項中「遺族の人数」とあるのは「遺族（附則第四条第一項に規定する遺族であつて六十歳未満であるものを除く。）の人数」と、第九十九条第二項中「前項各号のいずれか」とあるのは「前項各号（第六号を除く。）のいずれか」とする。

2 前項に規定する遺族の遺族年金を受けるべき順位は、第三十五条第一項に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とする。

3 第一項に規定する遺族に支給すべき遺族年金は、その者が六十歳に達する日の属する月までの間は、その支給を停止する。ただし、次条第二項の規定の適用を妨げない。

（障害前払一時金及び遺族前払一時金）

第五条 協会は、当分の間、第八十七条の規定に基づく障害年金を受けることができる者（同一の事由について労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金前払一時金又は障害年金前払一時金の支給を受ける場合に限る。）が、厚生労働省令で定める期間内に請求をしたときは、厚生労働省令で定める額を障害前払一時金としてその者に支給する。この場合において、その者に支給する額は、その者の最終標準報酬日額に障害の程度に応じ別表第五に定める日数を乗じて得た額を限度とする。

⑦政府ハ当分ノ間第四十条第一項ノ規定ニ基ク障害年金ヲ受クベキ者ガ厚生労働省令ヲ以テ定ムル期間内ニ請求ヲ為シタルトキハ厚生労働省令ヲ以テ定ムル額ヲ障害前払一時金トシテ其ノ者ニ支給ス此ノ場合ニ於テ其ノ者ニ支給スル額ハ其ノ者ノ最終標準報酬月額ニ障害ノ程度ニ応ジ別表第一ノ二ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル額ヲ限度トス

2 協会は、当分の間、第九十七条の規定に基づく遺族年金を受けることができる者（同一の事由について労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金前払一時金又は遺族年金前払一時金の支給を受ける場合に限る。）が、厚生労働省令で定める期間内に請求をしたときは、厚生労働省令で定める額を遺族前払一時金として、その者に支給する。この場合において、その者に支給する額は、その者の最終標準報酬日額の千日分に相当する額を限度とする。

3 前二項に定めるもののほか、障害前払一時金及び遺族前払一時金の請求について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

4 障害前払一時金又は遺族前払一時金が支給される場合には、障害年金又は遺族年金は、各月に支給されるべき額の合計額が厚生労働省令で定める算定方法に従い当該障害前払一時金又は遺族前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

5 障害前払一時金及び遺族前払一時金の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

6 障害前払一時金は、第四十条、第四十三条から第四十七条まで、第五十一条、第五十二条、第九十一条、第九十二条、第一百一条、第一百二条、第一百四十四条、第一百五十六条及び第二百二十二条の規定の適用については、第八十七条第一項の規定により支給される障害年金とみなす。

7 遺族前払一時金は、第三十七条、第四十条、第四十三条から第四十七条まで、第五十一条、第五十二条、第一百二条、第一百四十四条、第一百五十六条及び第二百二十二条の規定の適用については、第九十七条の規定により支給される遺族年金とみなす。

8 第三十九条第二項の規定は、第一項に規定する障害前払一時金の限度額及び第二項に規定する遺族前払一時金の限度額について準用する。

⑧政府ハ当分ノ間第五十条ノ規定ニ基ク遺族年金ヲ受クベキ者ガ厚生労働省令ヲ以テ定ムル期間内ニ請求ヲ為シタルトキハ厚生労働省令ヲ以テ定ムル額ヲ遺族前払一時金トシテ其ノ者ニ支給ス此ノ場合ニ於テ其ノ者ニ支給スル額ハ其ノ者ノ最終標準報酬月額ノ三十六月分ニ相当スル額ヲ限度トス

⑨前二項ニ定ムルモノノ外障害前払一時金及遺族前払一時金ノ請求ニ付必要ナル事項ハ厚生労働省令ヲ以テ之ヲ定ム

⑩障害前払一時金又ハ遺族前払一時金ヲ支給スベキ場合ニ於テハ障害年金又ハ遺族年金ハ各月ニ支給スベキ額ノ合計額ガ厚生労働省令ヲ以テ定ムル算定方法ニ従ヒ当該障害前払一時金又ハ当該遺族前払一時金ノ額ニ達スル迄ノ間其ノ支給ヲ停止ス

⑪障害前払一時金及遺族前払一時金ヲ受クル権利ハ二年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

⑫障害前払一時金ハ第二十四条ノ二乃至第二十七条、第四十二条乃至第四十二条ノ三、第五十条ノ七、第五十九条及第五十九条ノ二ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ第四十条第一項ノ規定ニ依リ支給セラルル障害年金ト看做ス

⑬遺族前払一時金ハ第二十三条ノ五、第二十四条ノ二乃至第二十七条、第五十条ノ七、第五十九条及第五十九条ノ二ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ第五十条ノ規定ニ依リ支給セラルル遺族年金ト看做ス

9 障害年金の支給が第四項の規定により停止されている間は、当該障害年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「昭和六十年改正法」という。）附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この項及び次項において「旧国民年金法」という。）第六十五条第二項（昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定によりその例による場合及び昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第三項第二号ただし書並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第三条第三項第二号ただし書及び第十七条第一号ただし書の規定は、適用しない。

10 遺族年金の支給が第四項の規定により停止されている間は、当該遺族年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第六十五条第二項並びに児童扶養手当法第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書の規定は、適用しない。

11 障害年金を受けるべき者が、その支給を停止され、又はその権利を失った場合における第九十一条及び第九十二条の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「障害年金の総額、障害補償年金等の総額及び」とあるのは「障害年金（第三十九条第一項の規定により改定されたものである場合には、その改定がなかったものとみなして算

⑭障害前払一時金ノ支給ヲ受ケタル為障害年金ノ支給ガ停止セララル間ハ当該障害年金ニ付テハ国民年金法第三十六条の二第二項及国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号以下本項及次項ニ於テ昭和六十年改正法ト称ス）附則第三十二条第十一項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル同法第一条ノ規定ニ依ル改正前ノ国民年金法（以下本項及次項ニ於テ旧国民年金法ト称ス）第六十五条第二項（昭和六十年改正法附則第二十八条第十項ニ於テ其ノ例ニ依ル場合及同法附則第三十二条第十一項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル旧国民年金法第七十九条の二第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム次項ニ於テ同ジ）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第三項第二号但書並ニ特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第三条第三項第二号但書及第十七条第一号但書ノ規定ヲ適用セズ

⑮遺族前払一時金ノ支給ヲ受ケタル為遺族年金ノ支給ガ停止セララル間ハ当該遺族年金ニ付テハ国民年金法第三十六条の二第二項及昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル旧国民年金法第六十五条第二項並ニ児童扶養手当法第四条第二項第二号但書及第三項第二号但書ノ規定ヲ適用セズ

⑯障害年金ヲ受クベキ者ガ其ノ支給ヲ停止セラレ又ハ其ノ権利ヲ失ヒタル場合ニ於ケル第四十二条及第四十二条ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ当分ノ間第四十二条及第四十二条ノ二中「支給ヲ受ケタル障害年金ノ総額」トアルハ「支給ヲ受ケタル障害年金及障害前払一時金ノ総額（其ノ障害年金ノ額ガ附則第五項ノ規定ニ依リ改定セラレタルモノナルト

定した場合のその障害年金)の総額、障害前払一時金の額、障害補償年金等の総額、」と、「の合算額」とあるのは「及び同法の規定による障害補償年金前払一時金又は障害年金前払一時金の額の合算額」とするものとし、遺族年金を受けるべき者が、その権利を失った場合における第百二条の規定の適用については、当分の間、同条中「遺族年金の総額、遺族補償年金等の総額及び遺族補償一時金等の額」とあるのは「遺族年金(第三十九条第一項の規定により改定されたものである場合には、その改定がなかったものとみなして算定した場合のその遺族年金)の総額、遺族前払一時金の額、遺族補償年金等の総額、遺族補償一時金等の額及び労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金前払一時金又は遺族年金前払一時金の額」とする。

第六条 被保険者若しくは被保険者であつた者又はその遺族(以下この条において「被保険者等」という。)が障害年金又は遺族年金(以下この条において「年金給付」という。)を受けることができる場合(当該年金給付を受ける権利を有することとなつた時に、当該年金給付に係る障害前払一時金又は遺族前払一時金(以下この条において「前払一時金」という。)を請求することができる場合に限る。)であつて、同一の事由について、当該被保険者又は被保険者であつた者を使用している船舶所有者又は使用していた船舶所有者から民法その他の法律による損害賠償(以下単に「損害賠償」といい、当該年金給付によつてん補される損害をてん補する部分に限る。)を受けるときは、当該損害賠償については、当分の間、次に定めるところによるものとする。

一 船舶所有者は、当該被保険者等の年金給付を受ける権利が消滅するまでの間、その損害の発生時から当該年金給付に係る前払一時金

キハ其ノ改定ナカリシモノト看做シテ算定シタル場合ノ其ノ障害年金及障害前払一時金ノ総額)トスルモノトシ遺族年金ヲ受クベキ者ガ其ノ権利ヲ失ヒタル場合ニ於ケル第五十条ノ七ノ規定ノ適用ニ付テハ当分ノ間同条中「支給ヲ受ケタル遺族年金ノ総額」トアルハ「支給ヲ受ケタル遺族年金及遺族前払一時金ノ総額(其ノ遺族年金ノ額ガ附則第五項ノ規定ニ依リ改定セラレタルモノナルトキハ其ノ改定ナカリシモノト看做シテ算定シタル場合ノ其ノ遺族年金及遺族前払一時金ノ総額)トス

⑰被保険者若ハ被保険者タリシ者又ハ其ノ遺族(以下被保険者等ト称ス)ガ障害年金又ハ遺族年金(以下年金給付ト称ス)ヲ受クベキ場合(当該年金給付ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルトキニ当該年金給付ニ係ル障害前払一時金又ハ遺族前払一時金(以下前払一時金ト称ス)ヲ請求スルコトヲ得ル場合ニ限ル)ニシテ同一ノ事由ニ付当該被保険者又ハ被保険者タリシ者ヲ使用シ又ハ使用シタル船舶所有者ヨリ民法其ノ他ノ法律ニ依ル損害賠償(以下単ニ損害賠償ト称シ当該年金給付ニヨリ填補セラルル損害ヲ填補スル部分ニ限ル)ヲ受クルコトヲ得ルトキハ当該損害賠償ニ付テハ当分ノ間次ニ定ムル所ニ依ルモノトス

一 船舶所有者ハ当該被保険者等ノ年金給付ヲ受クル権利ガ消滅スル迄ノ間其ノ損害ノ発生時ヨリ当該年金給付ニ係ル前払一時金ヲ受ク

を受けるべき時までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が前条第一項又は第二項に規定する当該前払一時金の限度額に相当する額となるべき額（次号の規定により損害賠償の責めを免れたときは、その免れた額を控除した額）の限度で、その損害賠償の履行をしないことができる。

二 前号の規定により損害賠償の履行が猶予されている場合において、年金給付又は前払一時金の支給が行われたときは、船舶所有者は、その損害の発生時から当該支給が行われた時までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該年金給付又は前払一時金の額となるべき額の限度で、その損害賠償の責めを免れる。

2 被保険者等が、被保険者又は被保険者であった者を使用している船舶所有者又は使用していた船舶所有者から損害賠償を受けることができる場合であつて、保険給付を受けるべきときに、同一の事由について、損害賠償（当該保険給付によつてん補される損害をてん補する部分に限る。）を受けたときは、協会は、厚生労働大臣が定める基準により、その価額の限度で、保険給付をしないことができる。ただし、前項に規定する年金給付を受ける場合において、次に掲げる保険給付については、この限りでない。

一 年金給付（被保険者等に対して、各月に支給されるべき額の合計額が厚生労働省令で定める算定方法に従い当該年金給付に係る前条第一項又は第二項に規定する前払一時金の限度額（当該前払一時金の支給を受けたことがある者にあつては、当該支給を受けた額を控除した額とする。）に相当する額に達するまでの間についての年金給付に限る。）

べき時迄ノ法定利率ニ依リ計算セラルル額ヲ合算シタル場合ニ於ケル当該合算シタル額ガ当該前払一時金ノ最高限度額ニ相当スル額ト為ルべき額（次号ノ規定ニ依リ損害賠償ノ責ヲ免レタル時ハ其ノ免レタル額ヲ控除シタル額）ノ限度ニ於テ其ノ損害賠償ノ履行ヲ為サザルコトヲ得

二 前号ノ規定ニ依リ損害賠償ノ履行ガ猶予セラレタル場合ニ於テ当該年金給付（附則第十項ノ規定ニ依リ其ノ支給ガ停止セラルル年金給付ヲ除ク）又ハ前払一時金ノ支給ガ行ハレタルトキハ船舶所有者ハ其ノ損害ノ発生時ヨリ当該支給ガ行ハレタル時迄ノ法定利率ニ依リ計算セラルル額ヲ合算シタル場合ニ於ケル当該合算シタル額ガ当該年金給付又ハ前払一時金ノ額ト為ルべき額ノ限度ニ於テ其ノ損害賠償ノ責ヲ免ル

⑱被保険者等ガ被保険者又ハ被保険者タリシ者ヲ使用シ又ハ使用シタル船舶所有者ヨリ損害賠償ヲ受クルコトヲ得ル場合ニシテ保険給付ヲ受クベキトキニ同一ノ事由ニ付損害賠償（当該保険給付ニ依リ填補セラルル損害ヲ填補スル部分ニ限ル）ヲ受ケタルトキハ政府ハ厚生労働大臣ノ定ムル基準ニ依リ其ノ価額ノ限度ニ於テ当該保険給付ヲ為サザルコトヲ得但シ前項ニ規定スル場合ニ於テ次ニ掲グル保険給付ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 年金給付（被保険者等ニ対シ各月ニ支給サルべき額ノ合計額ガ厚生労働省令ヲ以テ定ムル算定方法ニ従ヒ当該年金給付ニ係ル前払一時金ノ最高限度額（当該前払一時金ノ支給ヲ受ケタルコトアリシ者ニ在リテハ当該支給ヲ受ケタル額ヲ控除シタル額トス）ニ相当スル額ニ達スル迄ノ間ニ付テノ年金給付ニ限ル）

二 第九十一条、第九十二条又は第二百二条の規定による一時金

三 前払一時金

(削除)

二 第四十二条、第四十二条ノ二又ハ第五十条ノ七ノ規定ニ依ル一時金

三 前払一時金

⑲雇用及失業ノ状況ヲ参酌シ政令ヲ以テ定ムル日迄ノ間失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニシテ三十五歳以上六十歳未満ナルモノニ対スル第三十三条ノ十三第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「政令ヲ以テ定ムル基準ニ照シ当該職業ノ補導」トアルハ「三十五歳以上六十歳未満ノ者ニシテ当該職業ノ補導ヲ受ケ終リタルモ職業ニ就クコトヲ得ズ且再就職ヲ容易ナラシムル為ニ職業ノ補導ヲ再度受ケントスル者ト認ムルモノ（其ノ者ガ受クル当該職業ノ補導ノ期間ノ合計ガ二年以下ナルモノニ限ル）又ハ政令ヲ以テ定ムル基準ニ照シ前項ノ規定ニ依ル職業ノ補導」ト、「同項」トアルハ「第四項」トス

(削除)

⑳第三十三条ノ三第二項第四号ノ規定ニ該当スル場合ニ於ケル船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル期間（以下本項ニ於テ第四号期間ト称ス）ヲ有スル被保険者（本項ノ規定ニ基キ高齢求職者給付金ノ支給ヲ受ケタルコトアル被保険者及其ノ使用セラルル期間ガ短期間等命令ヲ以テ定ムル理由ニ該当スル被保険者ヲ除ク）ガ此等ノ者ノ就業及生活ノ実態ヲ参酌シ政令ヲ以テ定ムル日迄ニ命令ノ定ムル所ニ依リ申出ヲ為シ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ガ命令ヲ以テ定ムル基準ニ従ヒ必要アリト認ムルトキハ同条第二項本文ノ規定ニ拘ラズ第四号期間ハ同条第一項ニ規定スル被保険者タリシ期間ニ算入スルモノトシ第三十三条ノ十六ノ二ノ規定ヲ適用ス此ノ場合ニ於テ同条第一項中「同一ノ船舶所有者ニ六十歳ニ達シタル日ノ前日ヨリ引續キ」トアルハ「船舶所有者ニ」トス

(削除)

(退職者給付拠出金の経過措置)

第七条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金が同項に規定する拠出金を徴収する間、第一百十二条第二項中「及び同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）」とあるのは、「同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項の規定による拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）」と、第一百十四条第一項及び第二百一十一条第二項第二号中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び退職者給付拠出金」と、同条第十項中「第二項第二号」とあるのは「附則第七条の規定により読み替えられた第二項第二号」とする。

(病床転換支援金の経過措置)

第八条 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、前条の規定により読み替えられた第一百十二条第二項中「及び」とあるのは、「同法附則第七条第一項の規定による病床

⑲前項ノ規定ニ該当スル者ガ失業シタル場合ニ於テ支給ヲ受クルコトトナル高齢求職者給付金ノ額ニ係ル第三十三条ノ十六ノ三第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「次ノ各号ニ掲グル高齢求職者給付金ノ支給ヲ受クベキ者ニ係ル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル日数」トアルハ「五十日」ト「当該各号ニ定ムル日数ニ満タザル場合」トアルハ「五十日ニ満タザル場合」トス

⑳国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項ノ規定ニ依リ社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）ニ依ル社会保険診療報酬支払基金ガ同項ニ規定スル拠出金ヲ徴収スル間第五十八条第四項中「及同法ノ規定ニ依ル後期高齢者支援金等（以下後期高齢者支援金等ト称ス）」トアルハ、「同法ノ規定ニ依ル後期高齢者支援金等（以下後期高齢者支援金等ト称ス）」及国民健康保険法附則第十条第一項ノ規定ニ依ル拠出金（以下退職者給付拠出金ト称ス）」ト第五十九条第一項及第七項中「及後期高齢者支援金等」トアルハ、「後期高齢者支援金等及退職者給付拠出金」ト同条第九項中「若ハ後期高齢者支援金等」トアルハ、「後期高齢者支援金等若ハ退職者給付拠出金」ト同条第十四項中「及後期高齢者支援金等」トアルハ、「後期高齢者支援金等ノ額及退職者給付拠出金」トス

㉑高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定スル政令ヲ以テ定ムル日迄ノ間前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル第五十八条第四項中「及」トアルハ、「同法附則第七条第一項ノ規定ニ依ル病床転換支援金

転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び」と、前条の規定により読み替えられた第百十四条第一項及び第百二十一条第二項第二号中「及び」とあるのは、「、病床転換支援金等及び」と、前条の規定により読み替えられた第百二十一条第十項中「附則第七条」とあるのは「附則第八条」とする。

（削除）

（削除）

（削除）

第九条 協会は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の属する月分以後の保険料に係る疾病保険料率について、当分の間、第百二十五条第一項の規定にかかわらず、第百二十四条に規定する準備金の額（船員保険事業に要する費用の支出に備えるため必要な額として政令で定めるところにより算定した額を除く。）及び被保険者（後期高齢者医療の被保険者等及び独立行政法人等職員被保険者を除く。以下この条

等（以下病床転換支援金等ト称ス）及「ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル第五十九条第一項及第七項中「及」トアルハ、「、病床転換支援金等及」ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル同条第九項中「若ハ」トアルハ、「、病床転換支援金等若ハ」ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル同条第十四項中「ノ額及」トアルハ「ノ額、病床転換支援金等ノ額及」トス

②②国庫ハ第五十八条第一項ノ規定ニ依ル国庫ノ負担ニ付テハ当分ノ間此ノ規定ニ拘ラズ此ノ規定ニ依ル国庫ノ負担額ノ百分ノ五十五ニ相当スル額ヲ負担ス

②③国庫ガ前項ニ規定スル額ヲ負担スル会計年度ニ付テハ第五十八条第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

②④附則第二十五項ノ規定ノ適用アル場合ニ於ケル第五十八条第三項及第四項ノ規定ノ適用ニ付テハ同条第三項中「前二項」トアルハ「附則第二十五項」ト第四項中「前三項」トアルハ「前項及附則第二十五項」トス

②⑤雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律 号）第三条ノ施行ノ日ノ属スル月乃至平成二十二年三月分迄ノ保険料率ニ付イテハ第五十九条第五項第一号中「千分ノ百十三」トアルハ「千分ノ百十一」ト第六十条第一項第一号及第三号中「千分ノ五十二・五」トアルハ「千分ノ五十・五」トス

において同じ。)の数の動向並びに職務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付に要する費用の予想額等を勘案し、被保険者の負担を軽減するため必要があると認めるときは、期間を定めて、疾病保険料率から政令で定める範囲内において協会が定める率(以下「控除率」という。)を控除することができる。この場合において、第二百十条第一項中「疾病保険料率」とあるのは「疾病保険料率から附則第九条第一項に規定する控除した率」と、第二百二十五条第一項第一号及び第二号中「疾病保険料率」とあるのは「疾病保険料率から附則第九条第一項に規定する控除率に二を乗じて得た率を控除した率」と読み替えるものとする。

2 第二百二十一条第三項から第六項までの規定は、前項の協会が定める期間及び控除率の決定及び変更について準用する。

(削除)

(削除)

別表第一(第二条関係)

名称	根拠法
独立行政法人日本貿易 保険	貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)

②⑥ 当分の間第三十三条ノ十六ノ四第一項各号ニ掲グル者ニシテ同項第一号ニ規定スル基準日前ニ教育訓練給付金ノ支給ヲ受ケザルモノニ対スル同項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「三年」トアルハ「一年」トス

②⑦ 平成二十二年三月三十一日迄ノ間第三十六条第一項ニ規定スル休業ヲ開始シタル被保険者ニ対スル第三十七条第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「百分ノ十」トアルハ「百分ノ二十」トス

別紙第一(四十一条)

障害ノ程度	月数
一級	一〇・四月
二級	九・二

独立行政法人情報通信 研究機構	独立行政法人情報通信研究機構法（平成 十一年法律第六十二号）
独立行政法人酒類総合 研究所	独立行政法人酒類総合研究所法（平成十 一年法律第六十四号）
独立行政法人国立特別 支援教育総合研究所	独立行政法人国立特別支援教育総合研究 所法（平成十一年法律第六十五号）
独立行政法人大学入試 センター	独立行政法人大学入試センター法（平成 十一年法律第六十六号）
独立行政法人国立青少 年教育振興機構	独立行政法人国立青少年教育振興機構法 （平成十一年法律第六十七号）
独立行政法人国立女性 教育会館	独立行政法人国立女性教育会館法（平成 十一年法律第六十八号）
独立行政法人国立国語 研究所	独立行政法人国立国語研究所法（平成十 一年法律第七十一号）
独立行政法人国立科学 博物館	独立行政法人国立科学博物館法（平成十 一年法律第七十二号）
独立行政法人物質・材 料研究機構	独立行政法人物質・材料研究機構法（平 成十一年法律第七十三号）
独立行政法人防災科学 技術研究所	独立行政法人防災科学技術研究所法（平 成十一年法律第七十四号）
独立行政法人放射線医 学総合研究所	独立行政法人放射線医学総合研究所法（ 平成十一年法律第七十六号）
独立行政法人国立美術 館	独立行政法人国立美術館法（平成十一年 法律第七十七号）
独立行政法人国立文化 財機構	独立行政法人国立文化財機構法（平成十 一年法律第七十八号）

七 級	六 級	五 級	四 級	三 級
四・四	五・二	六・一	七・一	八・二

独立行政法人国立健康・栄養研究所	独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十一年法律第八十号）
独立行政法人労働安全衛生総合研究所	独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第八十一号）
独立行政法人種苗管理センター	独立行政法人種苗管理センター法（平成十一年法律第八十四号）
独立行政法人家畜改良センター	独立行政法人家畜改良センター法（平成十一年法律第八十五号）
独立行政法人水産大学校	独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第九十一号）
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）
独立行政法人農業生物資源研究所	独立行政法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第九十三号）
独立行政法人農業環境技術研究所	独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第九十四号）
独立行政法人国際農林水産業研究センター	独立行政法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第九十七号）
独立行政法人森林総合研究所	独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）
独立行政法人水産総合研究センター	独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第九十九号）
独立行政法人経済産業研究所	独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）
独立行政法人工業所有	独立行政法人工業所有権情報・研修館法

權情報・研修館	(平成十一年法律第二百一号)
独立行政法人産業技術総合研究所	独立行政法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第二百三号)
独立行政法人土木研究所	独立行政法人土木研究所法(平成十一年法律第二百五号)
独立行政法人建築研究所	独立行政法人建築研究所法(平成十一年法律第二百六号)
独立行政法人交通安全環境研究所	独立行政法人交通安全環境研究所法(平成十一年法律第二百七号)
独立行政法人海上技術安全研究所	独立行政法人海上技術安全研究所法(平成十一年法律第二百八号)
独立行政法人港灣空港技術研究所	独立行政法人港灣空港技術研究所法(平成十一年法律第二百九号)
独立行政法人電子航法研究所	独立行政法人電子航法研究所法(平成十一年法律第二百十号)
独立行政法人航海訓練所	独立行政法人航海訓練所法(平成十一年法律第二百十三号)
独立行政法人海技教育機構	独立行政法人海技教育機構法(平成十一年法律第二百十四号)
独立行政法人航空大学校	独立行政法人航空大学校法(平成十一年法律第二百五号)
独立行政法人国立環境研究所	独立行政法人国立環境研究所法(平成十一年法律第二百十六号)
自動車検査独立行政法人	自動車検査独立行政法人法(平成十一年法律第二百十八号)
独立行政法人教員研修センター	独立行政法人教員研修センター法(平成十一年法律第二百十八号)

センター	十二年法律第八十八号)
独立行政法人海洋研究 開発機構	独立行政法人海洋研究開発機構法(平成 十五年法律第九十五号)
独立行政法人国立高等 専門学校機構	独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成十五年法律第百十三号)
独立行政法人大学評価 ・学位授与機構	独立行政法人大学評価・学位授与機構法 (平成十五年法律第百十四号)
独立行政法人国立大学 財務・経営センター	独立行政法人国立大学財務・経営センタ ー法(平成十五年法律第百十五号)
独立行政法人メディア 教育開発センター	独立行政法人メディア教育開発センタ ー法(平成十五年法律第百十六号)

(削除)

別表第二(第八十八条関係)

障害の程度	日数
一級	三二三日

別表第一ノ二(第四十二条、第四十二条ノ二、附則第七項関係)

障害ノ程度	月数
一級	四八月
二級	四二
三級	三九
四級	三六
五級	三三
六級	三〇
七級	二五

別表第二(第四十一条ノ三関係)

障害ノ程度	月数
一級	二〇月

五級	四級	三級	二級	一級	障害の程度	月数
三三	三六	三九	四二	四八月		

別表第四（第九十一条、第九十二条関係）

七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	障害の程度	月数
〇・一	〇・六	〇・八	一・六	一・九	二・〇	三・二月		

別表第三（第九十条関係）

七級	六級	五級	四級	三級	二級	障害の程度	月数
一三一	一五六	一八四	二一三	二四五	二七七		

三人以上	二人	一人	子ノ数	金額
最終標準報酬月額ノ二・七月分ニ相当スル金額	最終標準報酬月額ノ一・九月分ニ相当スル金額	最終標準報酬月額ノ一・二月分ニ相当スル金額		

別表第三（第五十条ノ三関係）

七級	六級	五級	四級	三級	二級	金額
二	四	六	九	一二	一五	

別表第五（附則第五条関係）

障害の程度	日数
一級	一、三四〇日
二級	一、一九〇
三級	一、〇五〇
四級	九二〇
五級	七九〇
六級	六七〇
七級	五六〇

六級	三〇
七級	二五

◎労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（平成十九年四月施行）
（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第三章の二 <u>社会復帰促進等事業</u>（第二十九条）</p> <p>第一条 労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もつて労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>第二条の二 労働者災害補償保険は、第一条の目的を達成するため、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、<u>社会復帰促進等事業</u>を行うことができる。</p> <p>第三章の二 <u>社会復帰促進等事業</u></p> <p>第二十九条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、<u>社会復帰促進等事業</u>として、次の事業を行うことができる。</p> <p>一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及</p>	<p>目次</p> <p>第三章の二 <u>労働福祉事業</u>（第二十九条）</p> <p>第一条 労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、<u>適正な労働条件の確保</u>等を図り、もつて労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>第二条の二 労働者災害補償保険は、第一条の目的を達成するため、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、<u>労働福祉事業</u>を行うことができる。</p> <p>第三章の二 <u>労働福祉事業</u></p> <p>第二十九条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族の福祉の増進を図るため、<u>労働福祉事業</u>として、次の事業を行うことができる。</p> <p>一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及</p>

び運営その他業務災害及び通勤災害を被つた労働者（次号において「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業

三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業

2 (略)

3 政府は、第一項の社会復帰促進等事業のうち、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に掲げるものを独立行政法人労働者健康福祉機構に行わせるものとする。

び運営その他業務災害及び通勤災害を被つた労働者（次号において「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業

三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保のために必要な事業

2 (略)

3 政府は、第一項の労働福祉事業のうち、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に掲げるものを独立行政法人労働者健康福祉機構に行わせるものとする。

◎労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（平成二十二年四月施行）
（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国の直営事業及び官公署の事業（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一に掲げる事業を除く。）については、この法律は、適用しない。</p> <p>第十二条の八 第七条第一項第一号の業務災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。</p> <p>一 療養補償給付</p> <p>二 休業補償給付</p> <p>三 障害補償給付</p> <p>四 遺族補償給付</p> <p>五 葬祭料</p> <p>六 傷病補償年金</p> <p>七 介護補償給付</p> <p>2 前項の保険給付（傷病補償年金及び介護補償給付を除く。）は、労働基準法第七十五条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十条に規定する災害補償の事由又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十九条第一項、第九十一条第一項、第九十二条本文、第九十三条及び</p>	<p>第三条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国の直営事業、官公署の事業（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一に掲げる事業を除く。）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者については、この法律は、これを適用しない。</p> <p>第十二条の八 第七条第一項第一号の業務災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。</p> <p>一 療養補償給付</p> <p>二 休業補償給付</p> <p>三 障害補償給付</p> <p>四 遺族補償給付</p> <p>五 葬祭料</p> <p>六 傷病補償年金</p> <p>七 介護補償給付</p> <p>2 前項の保険給付（傷病補償年金及び介護補償給付を除く。）は、労働基準法第七十五条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十条に規定する災害補償の事由が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行う者に対し、その請求に基づいて行う。</p>

第九十四条に規定する災害補償の事由（同法第九十一条第一項にあつては、労働基準法第七十六条第一項に規定する災害補償の事由に相当する部分に限る。）が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行う者に対し、その請求に基づいて行う。

3・4 (略)

第三十一条 政府は、次の各号のいずれかに該当する事故について保険給付を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、業務災害に関する保険給付にあつては労働基準法の規定による災害補償の額の限度又は船員法の規定による災害補償のうち労働基準法の規定による災害補償に相当する災害補償の額の限度で、通勤災害に関する保険給付にあつては通勤災害を業務災害とみなした場合に支給されるべき業務災害に関する保険給付に相当する同法の規定による災害補償の額の限度で、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる。

- 一 事業主が故意又は重大な過失により徴収法第四条の二第一項の規定による届出であつてこの保険に係る保険関係の成立に係るものをしていない期間（政府が当該事業について徴収法第十五条第三項の規定による決定をしたときは、その決定後の期間を除く。）中に生じた事故
- 二 事業主が徴収法第十条第二項第一号の一般保険料を納付しない期間（徴収法第二十六条第二項の督促状に指定する期限後の期間に限る。）中に生じた事故
- 三 事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故

2・4 (略)

3・4 (略)

第三十一条 政府は、次の各号のいずれかに該当する事故について保険給付を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、業務災害に関する保険給付にあつては労働基準法の規定による災害補償の額の限度で、通勤災害に関する保険給付にあつては通勤災害を業務災害とみなした場合に支給されるべき業務災害に関する保険給付に相当する同法の規定による災害補償の額の限度で、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる。

- 一 事業主が故意又は重大な過失により徴収法第四条の二第一項の規定による届出であつてこの保険に係る保険関係の成立に係るものをしていない期間（政府が当該事業について徴収法第十五条第三項の規定による決定をしたときは、その決定後の期間を除く。）中に生じた事故
- 二 事業主が徴収法第十条第二項第一号の一般保険料を納付しない期間（徴収法第二十六条第二項の督促状に指定する期限後の期間に限る。）中に生じた事故
- 三 事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故

2・4 (略)

第四十九条の二 厚生労働大臣は、船員法第一条に規定する船員について、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、船員法に基づき必要な措置をとるべきことを要請することができる。

2 前項の規定による措置をとるため必要があると認めるときは、国土交通大臣は厚生労働大臣に資料の提供を求めることができる。

第四十九条の三 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関又は公私の団体に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 前項の規定による協力を求められた関係行政機関又は公私の団体は、できるだけその求めに応じなければならない。

第四十九条の四 (略)

第四十九条の五 (略)

第四十九条の二 (略)

第四十九条の三 (略)

◎労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（平成十九年四月施行）
 （第七関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十一条の二 政府は、雇用保険に係る保険関係が成立している事業の事業主がその事業に高年齢労働者（厚生労働省令で定める年齢以上の労働者をいう。以下同じ。）を使用する場合には、政令で定めるところにより、その事業に係る一般保険料の額を、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、事業主がその事業に使用する高年齢労働者に支払う賃金の総額（厚生労働省令で定める事業については、厚生労働省令で定めるところにより算定した額。第十五条の二及び第十九条の二において「高年齢者賃金総額」という。）に雇用保険率（その率が次条第五項又は第八項の規定により変更されたときは、その変更された率。同条第四項を除き、以下同じ。）を乗じて得た額を超えない額を減じた額とすることができる。</p> <p>（一般保険料に係る保険料率） 第十二条 （略）</p> <p>2 労災保険率は、労災保険法の規定による保険給付及び社会復帰促進等事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならぬものとし、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の業務災害（労災保険法第七条第一項第一号の業務災害をいう。以下同じ。）及び通勤災害（同項第二号の通勤災害</p>	<p>第十一条の二 政府は、雇用保険に係る保険関係が成立している事業の事業主がその事業に高年齢労働者（厚生労働省令で定める年齢以上の労働者をいう。以下同じ。）を使用する場合には、政令で定めるところにより、その事業に係る一般保険料の額を、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、事業主がその事業に使用する高年齢労働者に支払う賃金の総額（厚生労働省令で定める事業については、厚生労働省令で定めるところにより算定した額。第十五条の二及び第十九条の二において「高年齢者賃金総額」という。）に雇用保険率（その率が次条第五項又は第七項の規定により変更されたときは、その変更された率。同条第四項を除き、以下同じ。）を乗じて得た額を超えない額を減じた額とすることができる。</p> <p>（一般保険料に係る保険料率） 第十二条 （略）</p> <p>2 労災保険率は、労災保険法の規定による保険給付及び労働福祉事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならぬものとし、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の業務災害（労災保険法第七条第一項第一号の業務災害をいう。以下同じ。）及び通勤災害（同項第二号の通勤災害をいう</p>

をいう。以下同じ。)に係る災害率並びに二次健康診断等給付(同項第三号の二次健康診断等給付をいう。次項及び第十三条において同じ。)に要した費用の額、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める。

3・4 (略)

5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額(以下この項において「失業等給付額」という。)との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金(第七項において「積立金」という。)に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで(前項ただし書に規定する事業(同項第三号に掲げる事業を除く。))については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで)の範囲内において変更することができる。

6 前項の「徴収保険料額」とは、第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に応ずる部分の額(前条の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とする場合には、当該一般保険料の額に第一項第一号に掲げる事業に係る高年齢者免除額(前条の規定により第十一条第一項の規定による額から減ずることとする額をいう。以下この項及び第三十条において同じ。)を加えた額のうち雇用保険率に應ずる部分の額から当該高年齢者免除額を減じた額)の総額と第一項第三号の事業に係る一般保険料の額

。以下同じ。)に係る災害率並びに二次健康診断等給付(同項第三号の二次健康診断等給付をいう。次項及び第十三条において同じ。)に要した費用の額、労働福祉事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める。

3・4 (略)

5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額(以下この項において「失業等給付額」という。)との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、雇用保険率を千分の十七・五から千分の二十一・五まで(前項ただし書に規定する事業(同項第三号に掲げる事業を除く。))については千分の十九・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の二十・五から千分の二十四・五まで)の範囲内において変更することができる。

6 前項の「徴収保険料額」とは、第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に応ずる部分の額(前条の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とする場合には、当該一般保険料の額に第一項第一号に掲げる事業に係る高年齢者免除額(前条の規定により第十一条第一項の規定による額から減ずることとする額をいう。以下この項及び第三十条において同じ。)を加えた額のうち雇用保険率に應ずる部分の額から当該高年齢者免除額を減じた額)の総額と第一項第三号の事業に係る一般保険料の額

の総額とを合計した額（以下この項及び第八項において「一般保険料徴収額」という。）から当該一般保険料徴収額に二事業率（千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率をいう。同条第一項において同じ。）を乗じて得た額（第八項において「二事業費充当徴収保険料額」という。）を減じた額及び印紙保険料の額の総額の合計額をいう。

7 厚生労働大臣は、第五項の規定により雇用保険率を変更するに当たっては、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者（第三十条及び第三十一条において「被保険者」という。）の雇用及び失業の状況その他の事情を考慮し、雇用保険の事業に係る失業等給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金を保有しつつ、雇用保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、配慮するものとする。

8 厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。

9 前項の規定により雇用保険率に変更されている場合においては、第

の総額とを合計した額（以下次項までにおいて「一般保険料徴収額」という。）から当該一般保険料徴収額に三事業率（千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率をいう。同条第一項において同じ。）を乗じて得た額（次項において「三事業費充当徴収保険料額」という。）を減じた額及び印紙保険料の額の総額の合計額をいう。

7 厚生労働大臣は、毎会計年度において、三事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。ただし、雇用保険率がこの項の規定により変更されている期間内については、この限りでない。

8 前項の規定により雇用保険率に変更されている場合においては、第

五項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の二十三まで」と、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」とあるのは「千分の十七から千分の二十五まで」と、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」とあるのは「千分の十八から千分の二十六まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

(第二種特別加入保険料の額)

第十四条 第二種特別加入保険料の額は、労災保険法第三十五条第一項の規定により労災保険の適用を受けることができるとされた者（次項において「第二種特別加入者」という。）について同条第一項第六号の給付基礎日額その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める額の総額に労災保険法第三十三条第三号の事業と同種若しくは類似の事業又は同条第五号の作業と同種若しくは類似の作業を行う事業についての業務災害及び通勤災害に係る災害率（労災保険法第三十五条第一項の厚生労働省令で定める者に関しては、当該同種若しくは類似の事業又は当該同種若しくは類似の作業を行う事業についての業務災害に係る災害率）、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率（以下「第二種特別加入保険料率」という。）を乗じて得た額とする。

2 第二種特別加入保険料率は、第二種特別加入者に係る保険給付及び社会復帰促進等事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ。

五項中「千分の十七・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十七から千分の二十一まで」と、「千分の十九・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十九から千分の二十三まで」と、「千分の二十・五から千分の二十四・五まで」とあるのは「千分の二十から千分の二十四まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

(第二種特別加入保険料の額)

第十四条 第二種特別加入保険料の額は、労災保険法第三十五条第一項の規定により労災保険の適用を受けることができるとされた者（次項において「第二種特別加入者」という。）について同条第一項第六号の給付基礎日額その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める額の総額に労災保険法第三十三条第三号の事業と同種若しくは類似の事業又は同条第五号の作業と同種若しくは類似の作業を行う事業についての業務災害及び通勤災害に係る災害率（労災保険法第三十五条第一項の厚生労働省令で定める者に関しては、当該同種若しくは類似の事業又は当該同種若しくは類似の作業を行う事業についての業務災害に係る災害率）、労働福祉事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率（以下「第二種特別加入保険料率」という。）を乗じて得た額とする。

2 第二種特別加入保険料率は、第二種特別加入者に係る保険給付及び労働福祉事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ。

(第三種特別加入保険料の額)

第十四条の二 第三種特別加入保険料の額は、第三種特別加入者について労災保険法第三十六条第一項第二号において準用する労災保険法第三十四条第一項第三号の給付基礎日額その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める額の総額に労災保険法第三十三条第六号又は第七号に掲げる者が従事している事業と同種又は類似のこの法律の施行地内で行われている事業についての業務災害及び通勤災害に係る災害率、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率（以下「第三種特別加入保険料率」という。）を乗じて得た額とする。

2 (略)

(労働保険料の負担)

第三十条 次の各号に掲げる被保険者は、当該各号に掲げる額を負担するものとする。

- 一 第十二条第一項第一号の事業に係る被保険者 イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額の二分の一の額
 - イ 当該事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に応ずる部分の額（高年齢者免除額に係る事業にあつては、当該事業に係る一般保険料の額に当該事業に係る高年齢者免除額を加えた額のうち雇用保険率に応ずる部分の額から当該高年齢者免除額を減じた額）
 - ロ イの額に相当する額に二事業率を乗じて得た額
- 二 第十二条第一項第三号の事業に係る被保険者 イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額の二分の一の額

(第三種特別加入保険料の額)

第十四条の二 第三種特別加入保険料の額は、第三種特別加入者について労災保険法第三十六条第一項第二号において準用する労災保険法第三十四条第一項第三号の給付基礎日額その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める額の総額に労災保険法第三十三条第六号又は第七号に掲げる者が従事している事業と同種又は類似のこの法律の施行地内で行われている事業についての業務災害及び通勤災害に係る災害率、労働福祉事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率（以下「第三種特別加入保険料率」という。）を乗じて得た額とする。

2 (略)

(労働保険料の負担)

第三十条 次の各号に掲げる雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者（以下この条及び次条において「被保険者」という。）は、当該各号に掲げる額を負担するものとする。

- 一 第十二条第一項第一号の事業に係る被保険者 イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額の二分の一の額
 - イ 当該事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に応ずる部分の額（高年齢者免除額に係る事業にあつては、当該事業に係る一般保険料の額に当該事業に係る高年齢者免除額を加えた額のうち雇用保険率に応ずる部分の額から当該高年齢者免除額を減じた額）
 - ロ イの額に相当する額に三事業率を乗じて得た額
- 二 第十二条第一項第三号の事業に係る被保険者 イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額の二分の一の額

- イ 当該事業に係る一般保険料の額
 - ロ イの額に相当する額に二事業率を乗じて得た額
- 2
4 (略)

附則

(削除)

- イ 当該事業に係る一般保険料の額
 - ロ イの額に相当する額に三事業率を乗じて得た額
- 2
4 (略)

附則

(雇用保険率に関する暫定措置)

第九条 平成十七年三月三十一日までの間における第十二条第四項、第五項及び第八項の規定の適用については、同条第四項中「千分の十九・五」とあるのは「千分の十七・五」と、「千分の二十一・五」とあるのは「千分の十九・五」と、「千分の二十二・五」とあるのは「千分の二十・五」とし、同条第五項中「千分の十七・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十五・五から千分の十九・五まで」と、「千分の十九・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十七・五から千分の二十一・五まで」とし、同条第八項中「千分の十七・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十五・五から千分の十九・五まで」と、「千分の十七から千分の二十一まで」とあるのは「千分の十五から千分の十九まで」と、「千分の十九・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十七・五から千分の二十一・五まで」と、「千分の十九から千分の二十三まで」とあるのは「千分の十七から千分の二十一まで」と、「千分の二十・五から千分の二十四・五まで」とあるのは「千分の十八・五から千分の二十二・五まで」と、「千分の二十一・五から千分の二十五まで」とあるのは「千分の十九・五から千分の二十三まで」とあるのは「千分の十七・五から千分の二十一・五まで」とし、同条第十二条第四項中「千分の二十・五」とあるのは「千分の十八・五」と、「千分の二十一・五」とあるのは「千分の十九・五」と、「千分の二十二・五」とあるのは「千分の二十・五」と、「千分の二十三・五」とあるのは「千分の二十一・五」と、「千分の二十四・五」とあるのは「千分の二十二・五」と、「千分の二十五」とあるのは「千分の二十三・五」とする。

(印紙保険料の額の変更に関する暫定措置)

第九条 当分の間、第二十二條第四項の規定による印紙保険料の額の変更については、同項中「雇用保険法第四十九條第一項」とあるのは「雇用保険法第四十九條第一項並びに雇用保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第五十七号）附則第十一條第三項及び第四項」と、「同項に」とあるのは「雇用保険法第四十九條第二項に」と、「同項の」とあるのは「同項並びに雇用保険法等の一部を改正する法律附則第十一條第三項及び第四項の」として、同項の規定を適用する。

(雇用保険率の変更に関する暫定措置)

第十条 雇用保険法附則第十條第一項の規定が適用される会計年度における第十二條第五項の規定の適用については、同項中「並びに雇用保険法第六十六條第一項、第二項及び第五項並びに第六十七條」とあるのは、「及び雇用保険法附則第十條第一項」とする。

(印紙保険料の額の変更に関する暫定措置)

第十条 当分の間、第二十二條第四項の規定による印紙保険料の額の変更については、同項中「雇用保険法第四十九條第一項」とあるのは「雇用保険法第四十九條第一項並びに雇用保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第五十七号）附則第十一條第三項及び第四項」と、「同項に」とあるのは「雇用保険法第四十九條第二項に」と、「同項の」とあるのは「同項並びに雇用保険法等の一部を改正する法律附則第十一條第三項及び第四項の」として、同項の規定を適用する。

◎労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（平成二十二年四月施行）
 （第八条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（継続事業の一括）</p> <p>第九条 事業主が同一人である二以上の事業（有期事業以外の事業に限る。）であつて、厚生労働省令で定める要件に該当するものに関し、当該事業主が当該二以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係とすることにつき申請をし、厚生労働大臣の認可があつたときは、この法律の規定の適用については、当該認可に係る二以上の事業に使用されるすべての労働者は、これらの事業のうち厚生労働大臣が指定する一の事業に使用される労働者とみなす。この場合においては、厚生労働大臣が指定する一の事業以外の事業に係る保険関係は、消滅する。</p>	<p>（継続事業の一括）</p> <p>第九条 事業主が同一人である二以上の事業（有期事業以外の事業に限る。）であつて、厚生労働省令で定める要件に該当するものに関し、当該事業主が当該二以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係とすることにつき申請をし、厚生労働大臣の認可があつたときは、この法律の規定の適用については、当該認可に係る二以上の事業に使用されるすべての労働者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者を除く。以下同じ。）は、これらの事業のうち厚生労働大臣が指定する一以上の事業に使用される労働者とみなす。この場合においては、厚生労働大臣が指定する一の事業以外の事業に係る保険関係は、消滅する。</p>

◎健康保険法（大正十一年法律第七十号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第五十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となること ができない。</p> <p>一 船員保険の被保険者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号） 第二条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）</p> <p>二 八（略）</p> <p>二 十（略）</p> <p>（設立及び業務）</p> <p>第七条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 協会は、前項各号に掲げる業務のほか、船員保険法の規定による船員保険事業に関する業務（同法の規定により社会保険庁長官が行うものを除く。）、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する業務を行う。</p>	<p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となること ができない。</p> <p>一 船員保険の被保険者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号） 第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。）</p> <p>二 八（略）</p> <p>二 十（略）</p> <p>（設立及び業務）</p> <p>第七条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 協会は、前項各号に掲げる業務のほか、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する業務を行う。</p>

(役員)

第七条の九 協会に、役員として、理事長一人、理事六人以内及び監事二人を置く。

(役員)

第七条の九 協会に、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人を置く。

◎船員法（昭和二十二年法律第百号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第五十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の給付との関係） 第九十五条 第八十九条から前条までの規定により療養又は費用、手当若しくは葬祭料の支払（以下災害補償と総称する。）を受くべき者が、その災害補償を受くべき事由と同一の事由により労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）若しくは船員保険法による保険給付又は国土交通省令で指定する法令に基いて災害補償に相当する給付を受くべきときは、船舶所有者は、災害補償の責を免れる。</p>	<p>（他の給付との関係） 第九十五条 第八十九条乃至前条の規定により療養又は費用、手当若しくは葬祭料の支払（以下災害補償と総称する。）を受くべき者が、その災害補償を受くべき事由と同一の事由に因り船員保険法による保険給付又は国土交通省令で指定する法令に基いて災害補償に相当する給付を受くべきときは、船舶所有者は、災害補償の責を免れる。</p>

◎社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第五十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下基金という。）は、全国健康保険協会若しくは健康保険組合、市町村若しくは国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、法律で組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団（以下保険者という。）が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、共済組合に関する法律又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基づいてなす療養の給付及びこれに相当する給付の費用について、療養の給付及びこれに相当する給付に係る医療を担当する者（以下診療担当者という。）に対して支払うべき費用（以下診療報酬という。）の迅速適正な支払をなし、あわせて診療担当者より提出された診療報酬請求書の審査を行うことをもつて目的とする。</p>	<p>第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下基金という。）は、政府、全国健康保険協会若しくは健康保険組合、市町村若しくは国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、法律で組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団（以下保険者という。）が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、共済組合に関する法律又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基づいてなす療養の給付及びこれに相当する給付の費用について、療養の給付及びこれに相当する給付に係る医療を担当する者（以下診療担当者という。）に対して支払うべき費用（以下診療報酬という。）の迅速適正な支払をなし、あわせて診療担当者より提出された診療報酬請求書の審査を行うことをもつて目的とする。</p>

◎船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）（平成二十二年四月施行）
（附則第五十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（政府の行う業務） 第五条（略） 一～六（略） 七 船員の職業に就こうとする者であつて雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定により給付を受けるべき者について職業紹介、職業指導又は部員職業補導を行い、雇用保険制度の健全な運用を図ること。</p> <p>（許可の欠格事由） 第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一（略） 二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三條の二若しくは第二百十四條第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第一百五十六条、第五十九条若しくは第六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二百一条第一項、第二百三條の二、第二百四條第一項（同法第二百二條第一項又は第二百三條の二の規定に係る部分に限る。）、第百八十二</p>	<p>（政府の行う業務） 第五条（略） 一～六（略） 七 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定により失業保険金の支給を受けるべき者について職業紹介、職業指導又は部員職業補導を行い、失業保険制度の健全な運用を図ること。</p> <p>（許可の欠格事由） 第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一（略） 二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三條の二若しくは第二百十四條第一項、船員保険法第六十八條、第六十九條ノ三若しくは第七十條第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二百一条第一項、第二百三條の二、第二百四條第一項（同法第二百二條第一項又は第二百三條の二の規定に係る部分に限る。）、第百八十二條第一項若しくは第二項若しくは</p>

条第一項若しくは第二項若しくは第百八十四条（同法第百八十二条第一項又は第二項の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三〇六（略）

（派遣先への通知）

第七十四条 船員派遣元事業主は、船員派遣をするときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

一（略）

二 当該船員派遣に係る派遣船員に関する健康保険法第三十九条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第十八条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認、雇用保険法第九条第一項の規定による被保険者となつたことの確認及び船員保険法第十五条第一項の規定による被保険者となつたことの確認の有無に関する事項であつて国土交通省令で定めるもの

三（略）

（船員保険法等の適用に関する特例）

第九十三条 前条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る派遣船員は、船員保険法第二条第一項に規定する船員保険の被保

第百八十四条（同法第百八十二条第一項又は第二項の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三〇六（略）

（派遣先への通知）

第七十四条 船員派遣元事業主は、船員派遣をするときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

一（略）

二 当該船員派遣に係る派遣船員に関する健康保険法第三十九条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第十八条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び船員保険法第十九条ノ二第一項の規定による被保険者となつたことの確認の有無に関する事項であつて国土交通省令で定めるもの

三（略）

（船員保険法等の適用に関する特例）

第九十三条 前条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る派遣船員は、船員保険法第十七条の規定による船員保険の被保

険者（同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）に含まれるものとして、同法及び同法に基づく命令の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「船員（以下「船員」という。）」とあるのは「船員（派遣船員（船員職業安定法第六条第十二項に規定する派遣船員をいう。）を含む。以下「船員」という。）」と、同法第三十三条第三項中「船員法第八十九条第二項」とあるのは「船員法第八十九条第二項（船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第四十六条第一項中「船員法」とあるのは「船員法（船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」と、同法第五十三条第三項第二号及び第八項並びに第六十七条第一項中「雇入契約存続中」とあるのは「船員職業安定法第六条第十一項に規定する船員派遣の役務に従事するために乗組み中」とする。

2 (略)

(削除)

3 第一項の規定により船員保険法第二条第一項に規定する船員保険の被保険者（同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）に含まれるものとされた派遣船員（次項において「船員保険の被保険者に含まれるものとされた派遣船員」という。）及びその被扶養者（同条第九項に規定する被扶養者をいう。次項において同じ。）は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五条の規定にかかわらず、同条に規定する国民健康保険の被保険者としてしない。

者に含まれるものとして、同法及び同法に基づく命令の規定を適用する。この場合において、同法第四条ノ三第一項第四号中「船員」とあるのは「船員（派遣船員（船員職業安定法第六条第十二項に規定する派遣船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ含ム）」と、同法第十条中「船員」とあるのは「船員（派遣船員ヲ含ム）」と、同法第十七条中「船員（以下船員ト称ス）」とあるのは「船員（派遣船員ヲ含ム以下船員ト称ス）」と、同法第二十五条ノ二第一項中「船員法」とあるのは「船員法（船員職業安定法第九十二条第一項ノ規定ニ依リ適用セラルル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）」と、同法第二十八条第三項第二号ロ及び第七項第二号、第三十一条第一項並びに第五十三条第二項第二号中「雇入契約存続中」とあるのは「船員職業安定法第六条第十一項ニ規定スル船員派遣ノ役務ニ従事スル為乗組み中」とする。

2 (略)

3 第一項の規定により船員保険法第十七条の規定による船員保険の被保険者に含まれるものとされた派遣船員（次項及び第五項において「船員保険の被保険者に含まれるものとされた派遣船員」という。）については、労働者災害補償保険法及び雇用保険法の規定は、適用しない。

4 船員保険の被保険者に含まれるものとされた派遣船員及びその被扶養者（船員保険法第一条第三項に規定する被扶養者をいう。次項において同じ。）は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五条の規定にかかわらず、同条に規定する国民健康保険の被保険者としてしない。

4 |

(略)

5 |

(略)

◎医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（平成二十二年四月施行）
（附則第五十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床（以下この条において「療養病床等」という。）のみである場合は第三十条の四第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画（以下この条において単に「医療計画」という。）において定める第三十条の四第二項第十号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）が、同条第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれを超えることになるかと認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第</p>	<p>第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床（以下この条において「療養病床等」という。）のみである場合は第三十条の四第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画（以下この条において単に「医療計画」という。）において定める第三十条の四第二項第十号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）が、同条第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれを超えることになるかと認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第</p>

二項の許可を与えないことができる。

一〇七 (略)

八 国の委託を受けて健康保険法第五十条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第一百一条及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第七十九条の施設として病院を開設する者

257 (略)

二項の許可を与えないことができる。

一〇七 (略)

八 国の委託を受けて健康保険法第五十条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十七条ノ二及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第七十九条の施設として病院を開設する者

257 (略)

◎社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第五十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第二条 中央協議会は、次に掲げる事項について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定による定め、同法第八十五条第二項の規定による基準、同法第八十五条の二第二項の規定による基準、同法第八十六条第二項第一号の規定による定め及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）<u>第五十八条第二項</u>の規定による定めに関する事項</p> <p>二 （略）</p> <p>三 健康保険法第六十三条第二項第三号及び第四号の規定による定め（同項第三号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。）、同法第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令、同法第八十六条第一項第一号の規定による高度の医療を提供する病院若しくは診療所の要件を定め（同項第三号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。）る厚生労働省令、同法第九十二条第二項の規定による基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）</p> <p>（）、船員保険法第五十四条第二項の規定による厚生労働省令、同法第六十五条第十項の規定による厚生労働省令、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十条第二項の規定による厚生労働</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第二条 中央協議会は、次に掲げる事項について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定による定め、同法第八十五条第二項の規定による基準、同法第八十五条の二第二項の規定による基準、同法第八十六条第二項第一号の規定による定め及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）<u>第二十八條ノ四第二項</u>の規定による定めに関する事項</p> <p>二 （略）</p> <p>三 健康保険法第六十三条第二項第三号及び第四号の規定による定め（同項第三号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。）、同法第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令、同法第八十六条第一項第一号の規定による高度の医療を提供する病院若しくは診療所の要件を定め（同項第三号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。）る厚生労働省令、同法第九十二条第二項の規定による基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）</p> <p>（）、船員保険法第二十八條ノ二第二項の規定による厚生労働省令、同法第二十九條ノ四第十項の規定による厚生労働省令、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十条第二項の規定によ</p>

2
働省令並びに同法第五十四条の二第十項の規定による厚生労働省令
に関する事項
(略)

2
る厚生労働省令並びに同法第五十四条の二第十項の規定による厚生
労働省令に関する事項
(略)

◎国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第六十条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（適用除外） 第七条 この法律は、次に掲げるものについては適用しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十一条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）<u>第一百三十三条第一項</u>、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）<u>第八十七条第一項</u>、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）<u>第九十七条第一項</u>及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）<u>第二十七条</u>（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）<u>第十九条第三項</u>において準用する場合を含む。）の規定により徴収する延滞金</p> <p>三〇六 （略）</p>	<p>（適用除外） 第七条 この法律は、次に掲げるものについては適用しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十一条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）<u>第十二条第四項</u>、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）<u>第八十七条第一項</u>、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）<u>第九十七条第一項</u>及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）<u>第二十七条</u>（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）<u>第十九条第三項</u>において準用する場合を含む。）の規定により徴収する延滞金</p> <p>三〇六 （略）</p>

◎国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（平成十九年十月施行）
 （附則第六十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（失業者の退職手当）</p> <p>第十条 勤続期間十二月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、六月以上）で退職した職員（第四項又は第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間（当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定める職員に準ずる者（以下この条において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第二号イ又はロに掲げる期間が含まれているときは、当該同号イ又はロに掲げる期間に該当するすべての期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。）の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三條第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他総務省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くこ</p>	<p>（失業者の退職手当）</p> <p>第十条 勤続期間六月以上で退職した職員（第四項又は第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間（当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定める職員に準ずる者（以下この条において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第二号イ又はロに掲げる期間が含まれているときは、当該同号イ又はロに掲げる期間に該当するすべての期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。）の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一号に規定する離職の日と、同法第二十三條第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして総務省令で定める者を同項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他総務省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、総務省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由に</p>

とができない者が、総務省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができないう日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。次項及び第三項において「支給期間」という。内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下この項において「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が退職の際所属していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所とする。以下同じ。）を通じて支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一・二（略）

2 勤続期間十二月以上（特定退職者にあつては、六月以上）で退職した職員（第五項又は第七項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき前項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。ただし、前項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

より職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。次項及び第三項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下この項において「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が退職の際所属していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所とする。以下同じ。）を通じて支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一・二（略）

2 勤続期間六月以上で退職した職員（第五項又は第七項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき前項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。ただし、前項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

3
~
15

(略)

3
~
15

(略)

◎国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第六十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（失業者の退職手当） 第十条（略） 2～14（略） 15 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。</p>	<p>（失業者の退職手当） 第十条（略） 2～14（略） 15 本条の規定による退職手当は、雇用保険法又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。</p>

◎社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第六十五条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（設置）</p> <p>第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十九条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十八条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第九十条（同法第六十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三十五号）第三十三条第一項並びに国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第一百一条（同法第三十八条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、各地方社会保険事務局に社会保険審査官（以下「審査官」という。）を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>（管轄審査官）</p> <p>第三条 健康保険法第八十九条、船員保険法第三十八条、厚生年金保険法第九十条若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項又は国民年金法第一百一条の規定による審査請求は、次に掲げる審査官に対してするものとする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>（保険者に対する通知等）</p>	<p>（設置）</p> <p>第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十九条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第六十三条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第九十条（同法第六十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三十五号）第三十三条第一項並びに国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第一百一条（同法第三十八条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、各地方社会保険事務局に社会保険審査官（以下「審査官」という。）を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>（管轄審査官）</p> <p>第三条 健康保険法第八十九条、船員保険法第六十三条、厚生年金保険法第九十条若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項又は国民年金法第一百一条の規定による審査請求は、次に掲げる審査官に対してするものとする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>（保険者に対する通知等）</p>

第九条 審査官は、審査請求を受理したときは、政令の定めるところにより、原処分をした保険者（厚生年金基金若しくは企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金事業の管掌者、国民年金基金又は健康保険法若しくは船員保険法の規定により健康保険若しくは船員保険の事務を行う社会保険庁長官を含む。以下同じ。）及びその他の利害関係人に通知しなければならない。

2 (略)

(設置)

第十九条 健康保険法第八十九条、船員保険法第三十八条、厚生年金保険法第九十条、石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項及び国民年金法第一条の規定による再審査請求並びに健康保険法第九十条、船員保険法第三十九条、厚生年金保険法第九十一条（同法第六十六条において準用する場合を含む。第三十二条第二項において同じ。）及び石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、厚生労働大臣の所轄の下に、社会保険審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(再審査請求期間等)

第三十二条 健康保険法第八十九条第一項、船員保険法第三十八条第一項、厚生年金保険法第九十条第一項若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項又は国民年金法第一条第一項の規定による再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して六十日以内になければならない。

2 健康保険法第九十条、船員保険法第三十九条、厚生年金保険法第九十一条又は石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項の規定による審

第九条 審査官は、審査請求を受理したときは、政令の定めるところにより、原処分をした保険者（厚生年金基金若しくは企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金事業の管掌者、国民年金基金又は健康保険法の規定により健康保険の事務を行う社会保険庁長官を含む。以下同じ。）及びその他の利害関係人に通知しなければならない。

2 (略)

(設置)

第十九条 健康保険法第八十九条、船員保険法第六十三条、厚生年金保険法第九十条、石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項及び国民年金法第一条の規定による再審査請求並びに健康保険法第九十条、船員保険法第六十四条、厚生年金保険法第九十一条（同法第六十九条において準用する場合を含む。第三十二条第二項において同じ。）及び石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、厚生労働大臣の所轄の下に、社会保険審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(再審査請求期間等)

第三十二条 健康保険法第八十九条第一項、船員保険法第六十三条第一項、厚生年金保険法第九十条第一項若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項又は国民年金法第一条第一項の規定による再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して六十日以内になければならない。

2 健康保険法第九十条、船員保険法第六十四条、厚生年金保険法第九十一条又は石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項の規定による審

査請求は、当該処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。

3・4 (略)

5 第一項の再審査請求及び第二項の審査請求においては、原処分をした保険者（健康保険法第百八十条第四項、船員保険法第百三十二条第四項及び厚生年金保険法第八十六条第五項（同法第百四十一条第一項及び第百六十四条第二項並びに石炭鉱業年金基金法第二十二条第一項において準用する場合を含む。）並びに国民年金法第九十六条第四項の規定による請求を受けて処分をした者を含む。以下同じ。）をもつて相手方とする。

請求は、当該処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。

3・4 (略)

5 第一項の再審査請求及び第二項の審査請求においては、原処分をした保険者（健康保険法第百八十条第四項、船員保険法第十二条第二項及び厚生年金保険法第八十六条第五項（同法第百四十一条第一項及び第百六十四条第二項並びに石炭鉱業年金基金法第二十二条第一項において準用する場合を含む。）並びに国民年金法第九十六条第四項の規定による請求を受けて処分をした者を含む。以下同じ。）をもつて相手方とする。

◎厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（平成十九年十月施行）
（附則第六十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（繰上げ支給の老齢厚生年金と基本手当等との調整）</p> <p>第七条の四 前条第三項の規定による老齢厚生年金は、その受給権者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十四条第二項第一号に規定する受給資格を有する者であつて六十五歳未満であるものに限る。）が同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、当該求職の申込みがあつた月の翌月から次の各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月において、その支給を停止する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格を有する者であつて、同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたもの（第一項各号のいずれにも該当するに至つていない者に限る。）が、前条第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得したときは、当該受給権を取得した月の翌月から第一項各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月において、当該老齢厚生年金の支給を停止する。</p> <p>6・7（略）</p>	<p>附則</p> <p>（繰上げ支給の老齢厚生年金と基本手当等との調整）</p> <p>第七条の四 前条第三項の規定による老齢厚生年金は、その受給権者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十四条第三項第一号に規定する受給資格を有する者であつて六十五歳未満であるものに限る。）が同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、当該求職の申込みがあつた月の翌月から次の各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月において、その支給を停止する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 雇用保険法第十四条第三項第一号に規定する受給資格を有する者であつて、同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたもの（第一項各号のいずれにも該当するに至つていない者に限る。）が、前条第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得したときは、当該受給権を取得した月の翌月から第一項各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月において、当該老齢厚生年金の支給を停止する。</p> <p>6・7（略）</p>

◎厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第六十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（適用事業所） 第六条 次の各号のいずれかに該当する事業所若しくは事務所（以下単 に「事業所」という。）又は船舶を適用事業所とする。 一・二 （略） 三 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員（以下 単に「船員」という。）として船舶所有者（船員保険法（昭和十四 年法律第七十三号）<u>第三条</u>に規定する場合にあつては、同条の規定 により船舶所有者とされる者。以下単に「船舶所有者」という。） に使用される者が乗り組む船舶（第五十九条の二を除き、以下単に 「船舶」という。） 2～4 （略）</p> <p>（船員たる被保険者の標準報酬月額） 第二十四条の二 船員たる被保険者の標準報酬月額の決定及び改定につ いては、第二十一条から前条までの規定にかかわらず、船員保険法第 十七条から第二十条まで及び第二十三条の規定の例による。</p> <p>附則</p>	<p>（適用事業所） 第六条 次の各号のいずれかに該当する事業所若しくは事務所（以下単 に「事業所」という。）又は船舶を適用事業所とする。 一・二 （略） 三 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員（以下 単に「船員」という。）として船舶所有者（船員保険法（昭和十四 年法律第七十三号）<u>第十条</u>に規定する場合にあつては、同条の規定 により船舶所有者とされる者。以下単に「船舶所有者」という。） に使用される者が乗り組む船舶（第五十九条の二を除き、以下単に 「船舶」という。） 2～4 （略）</p> <p>（船員たる被保険者の標準報酬月額） 第二十四条の二 船員たる被保険者の標準報酬月額の決定及び改定につ いては、第二十一条から前条までの規定にかかわらず、船員保険法第 四条第二項から第六項まで、第四条ノ二及び第四条ノ三の規定の例に よる。</p> <p>附則</p>

(繰上げ支給の老齢厚生年金と基本手当等との調整)

第七条の四 (略)

2・3 (略)

(削除)

4| (略)

5| 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二項中「前項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第四項に規定する者が前条第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第四項の規定」と、第三項中「同項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「次項に規定する者が前条第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「第一項各号」と、「同項の規定」とあるのは「次項の規定」と読み替えるものとする。

(削除)

(繰上げ支給の老齢厚生年金と基本手当等との調整)

第七条の四 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、前条第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者(船員保険法第三十三条ノ三の規定により同法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者に限る。)が同法第三十三条ノ四第一項の規定による求職の申込みをした場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5| (略)

6| 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二項中「前項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第五項に規定する者が前条第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第五項の規定」と、第三項中「同項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第五項に規定する者が前条第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「第一項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第五項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「第五項の規定」と読み替えるものとする。

7 前二項の規定は、船員保険法第三十三条ノ三の規定により同法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者であつて、同法第三十三条ノ四第一項の規定による求職の申込みをしたもの(第四項において準用する第一項各号のいずれにも該当するに至っていない者に限る。)が前条第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要

な技術的読替えは政令で定める。

第七条の七 (略)

2 附則第七条の四の規定は、附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合に係る当該解散基金に係る老齢年金給付(第百六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この条において「解散基金に係る代行部分」という。)について準用する。この場合において、附則第七条の四第一項から第三項までの規定中「受給権者」とあるのは、「受給権を有する者」と読み替えるものとする。

第十三条の三 附則第七条の四の規定は、附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合に係る解散基金に係る代行部分について準用する。この場合において、附則第七条の四第一項から第三項までの規定中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条第二項第二号中「第四十六条第一項及び第五項」とあるのは「附則第十一条から第十一条の三まで又は第十一条の四第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

第十三条の八 (略)

5 附則第七条の四の規定は、附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合に係る解散基金に係る代行部分について準用する。この場合において、附則第七条の四第一項から第三項までの規定中「受

第七条の七 (略)

2 附則第七条の四の規定は、附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合に係る当該解散基金に係る老齢年金給付(第百六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この条において「解散基金に係る代行部分」という。)について準用する。この場合において、附則第七条の四第一項から第四項までの規定中「受給権者」とあるのは、「受給権を有する者」と読み替えるものとする。

第十三条の三 附則第七条の四の規定は、附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合に係る解散基金に係る代行部分について準用する。この場合において、附則第七条の四第一項から第四項までの規定中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条第二項第二号中「第四十六条第一項及び第五項」とあるのは「附則第十一条から第十一条の三まで又は第十一条の四第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

第十三条の八 (略)

5 附則第七条の四の規定は、附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合に係る解散基金に係る代行部分について準用する。この場合において、附則第七条の四第一項から第四項までの規定中「受

給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条第二項第二号中「第四十六条第一項及び第五項」とあるのは「附則第十三条の六第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条第二項第二号中「第四十六条第一項及び第五項」とあるのは「附則第十三条の六第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

◎ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（平成十九年十月施行）
 （附則第六十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（政府管掌健康保険等の被保険者が受ける附加的給付等に係る課税の特例）</p> <p>第四十一条の七 健康保険法附則第四条第一項又は船員保険法附則第三十一項に規定する被保険者がこれらの規定に規定する承認法人等から支払を受けるこれらの規定に規定する給付については、所得税を課さない。</p> <p>2 前項に規定する被保険者が健康保険法附則第四条第二項又は船員保険法附則第三十二項の規定により前項に規定する承認法人等に対し支払う金銭の額は、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。</p> <p>3 健康保険法附則第四条第一項に規定する事業主又は船員保険法附則第三十一項に規定する船舶所有者が第一項に規定する給付に要する費用として同項に規定する承認法人等に対し支出した金銭の額は、同項に規定する被保険者の給与所得に係る収入金額には含まれないものとする。</p>	<p>（政府管掌健康保険等の被保険者が受ける附加的給付等に係る課税の特例）</p> <p>第四十一条の七 健康保険法附則第四条第一項又は船員保険法附則第二十九項に規定する被保険者がこれらの規定に規定する承認法人等から支払を受けるこれらの規定に規定する給付については、所得税を課さない。</p> <p>2 前項に規定する被保険者が健康保険法附則第四条第二項又は船員保険法附則第三十項の規定により前項に規定する承認法人等に対し支払う金銭の額は、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。</p> <p>3 健康保険法附則第四条第一項に規定する事業主又は船員保険法附則第二十九項に規定する船舶所有者が第一項に規定する給付に要する費用として同項に規定する承認法人等に対し支出した金銭の額は、同項に規定する被保険者の給与所得に係る収入金額には含まれないものとする。</p>

◎ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（平成十九年四月及び平成十九年十月施行）
 （附則第七十条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（育児休業手当金に関する暫定措置）</p> <p>第十一条の二 平成二十二年三月三十一日までに第六十八条の二第一項に規定する育児休業等を開始した組合員であつて、当該育児休業等が終了した日（その日が当該育児休業等に係る子が同項に規定する基準年齢に達した日後であるときは、当該育児休業等に係る子が当該基準年齢に達した日）後引き続き六月以上組合員（第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員を含む。）であるもの（当該育児休業等が終了した日から六月を経過した日が平成十九年十月一日以後の日である場合に限る。）に対する第六十八条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「百分の四十」とあるのは「百分の五十」と、同項ただし書中「百分の十」とあるのは「百分の二十」と、同条第二項中「百分の四十」とあるのは「百分の五十」と、「百分の十」とあるのは「百分の二十」と、「四分の一」とあるのは「五分の二」とする。</p> <p>（退職共済年金と基本手当等との調整）</p> <p>第十二条の八の二 附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金は、その受給権者（雇用保</p>	<p>附則</p> <p>（退職共済年金と基本手当等との調整）</p> <p>第十二条の八の二 附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金は、その受給権者（雇用保</p>

険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格を有する者であつて六十五歳未満であるものに限る。)が同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、次の各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額に相当する金額を除き、その支給を停止する。

一・二 (略)

2(4) (略)

5 雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格を有する者であつて、同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたもの(第一項各号のいずれにも該当するに至つていない者に限る。)が、附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得したときは、第一項各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金(退職共済年金の職域加算額に相当する金額を除く。)の支給を停止する。

6・7 (略)

(組合員に係る福祉増進事業)

第十四条の四 組合及び連合会は、第三条第三項から第五項まで並びに第二十一条第二項及び第四項に規定する業務のほか、当分の間、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。

一 組合員で勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)

第十五条第二項第一号に掲げる者に該当するものにその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金(当該住宅の用に供する宅

険法第十四条第三項第一号に規定する受給資格を有する者であつて六十五歳未満であるものに限る。)が同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、次の各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額に相当する金額を除き、その支給を停止する。

一・二 (略)

2(4) (略)

5 雇用保険法第十四条第三項第一号に規定する受給資格を有する者であつて、同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたもの(第一項各号のいずれにも該当するに至つていない者に限る。)が、附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得したときは、第一項各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金(退職共済年金の職域加算額に相当する金額を除く。)の支給を停止する。

6・7 (略)

(組合員に係る福祉増進事業)

第十四条の四 組合及び連合会は、第三条第三項から第五項まで並びに第二十一条第二項及び第四項に規定する業務のほか、当分の間、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。

一 組合員で勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)

第十五条第二項第一号に掲げる者に該当するものにその持家として分譲する住宅の建設又は購入及び当該住宅の分譲の事業

二 組合員で勤労者財産形成促進法第十五条第二項第二号に掲げる者に該当するものにその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金(当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得の

地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。)又はその持家である住宅の改良のための資金を貸し付ける事業

二| 組合員で勤労者財産形成促進法第十五条第二項第二号に掲げる者に該当するものに自己又はその親族が教育(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。)を受けるために必要な資金を貸し付ける事業

三| 前二号に掲げる事業のほか、組合員の福祉の増進に資する事業として政令で定める事業

2
4 (略)

ための資金を含む。)又はその持家である住宅の改良のための資金を貸し付ける事業

三| 組合員で勤労者財産形成促進法第十五条第三号に掲げる者に該当するものに自己又はその親族が教育(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。)を受けるために必要な資金を貸し付ける事業

四| 前三号に掲げる事業のほか、組合員の福祉の増進に資する事業として政令で定める事業

2
4 (略)

◎ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第七十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（船員組合員の療養の特例）</p> <p>第二百二十条 船員組合員が公務又は通勤によらないで病気にかかり、若しくは負傷し、又は船員組合員の被扶養者が病気にかかり、若しくは負傷した場合における療養に関しては、第五十四条から第五十九条まで、第六十条の二及び第六十条の三の規定にかかわらず、船員保険法第五十三条（第四項を除く。）、第五十四条から第六十八条まで、第七十六条から第七十九条まで及び第八十二条から第八十四条までの規定の例による。</p> <p>（船員組合員の療養以外の短期給付の特例）</p> <p>第二百二十一条 前条に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する第五十一条第一項第三号から第十三号までに掲げる短期給付（その給付事由が通勤によるものを除く。）は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれかの給付とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員若しくは船員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき船員保険法に規定する給付</p>	<p>（船員組合員の療養の特例）</p> <p>第二百二十条 船員組合員が公務又は通勤によらないで病気にかかり、若しくは負傷し、又は船員組合員の被扶養者が病気にかかり、若しくは負傷した場合における療養に関しては、第五十四条から第五十九条まで、第六十条の二及び第六十条の三の規定にかかわらず、船員保険法第二十八条から第二十九条ノ六まで及び第三十一条から第三十一条ノ七までの規定の例による。</p> <p>（船員組合員の療養以外の短期給付の特例）</p> <p>第二百二十一条 前条に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する第五十一条第一項第三号から第十三号までに掲げる短期給付（その給付事由が通勤によるものを除く。）は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれかの給付とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員若しくは船員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき船員保険法に規定する給付（失業に関する給付を除く。）</p>

(船員組合員についての負担金の特例)

第二百二十二条 国又は特定独立行政法人は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第九十九条第二項の規定にかかわらず、同法第二百二十五条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

附則

(退職共済年金と基本手当等との調整)

第十二条の八の二 (略)

2・3 (略)

(削除)

4| (略)

5| 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二項中「前項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第四項に規定する者が附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第四項の規定」と、第三項中「同項に規定す

(船員組合員についての負担金の特例)

第二百二十二条 国又は特定独立行政法人は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第九十九条第二項の規定にかかわらず、同法第六十条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

附則

(退職共済年金と基本手当等との調整)

第十二条の八の二 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金の受給権者（船員保険法第三十三条ノ三の規定により同法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者に限る。）が同法第三十三条ノ四第一項の規定による求職の申込みをした場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的詭替えは、政令で定める。

5| (略)

6| 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二項中「前項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第五項に規定する者が附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第五項の規定」と、第三項中「同項に規定す

る求職の申込みがあつた月」とあるのは「次項に規定する者が附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「第一項各号」と、「同項の規定」とあるのは「次項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「次項の規定」と読み替えるものとする。

(削除)

る求職の申込みがあつた月」とあるのは「第五項に規定する者が附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「第一項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第五項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「第五項の規定」と読み替えるものとする。

7 前二項の規定は、船員保険法第三十三条ノ三の規定により同法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者であつて、同法第三十三条ノ四第一項の規定による求職の申込みをしたもの（第四項において準用する第一項各号のいづれにも該当するに至つていない者に限る。）が附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

◎児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第七十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（用語の定義） 第三条（略）</p> <p>2 この法律において「公的年金給付」とは、次の各号に掲げる給付をいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく年金たる給付（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）（附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる給付に限る。））</p> <p>四〇十六（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（用語の定義） 第三条（略）</p> <p>2 この法律において「公的年金給付」とは、次の各号に掲げる給付をいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく年金たる給付</p> <p>四〇十六（略）</p> <p>3（略）</p>

◎激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）（平成十九年十月施行）
 （附則第七十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の確認があつた場合における雇用保険法（第七条を除く。）の規定の適用については、その者は、当該休業の最初の日の前日において離職したものとみなす。この場合において、同法第十三条第二項中「該当する者」とあるのは、「該当する者又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者（いずれも）」と、同法第二十三条第二項中「受給資格者」とあるのは、「受給資格者又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者で第十三条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により基本手当の支給を受けるところができる資格を有するもの（いずれも）」とする。</p> <p>4～8（略）</p>	<p>（雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の確認があつた場合における雇用保険法（第七条を除く。）の規定の適用については、その者は、当該休業の最初の日の前日において離職したものとみなす。この場合において、同法第二十三条第二項中「次の各号」とあるのは、「次の各号又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者」とする。</p> <p>4～8（略）</p>

◎地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（平成十九年四月及び平成十九年十月施行）抄
 （附則第七十六条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （一部負担金に関する経過措置） 第十七条（略）</p> <p>（育児休業手当金に関する暫定措置） 第十七条の二 平成二十二年三月三十一日までに第七十条の二第一項に規定する育児休業を開始した組合員であつて、当該育児休業が終了した日（その日が当該育児休業に係る子が同項に規定する基準年齢に達した日後であるときは、当該育児休業に係る子が当該基準年齢に達した日）後引き続き六月以上組合員（第四百十条第二項に規定する継続長期組合員及び第四百十四条の三第三項に規定する団体組合員を含む。）であるもの（当該育児休業が終了した日から六月を経過した日が平成十九年十月一日以後の日である場合に限る。）に対する第七十条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「百分の四十」とあるのは「百分の五十」と、同項ただし書中「百分の十」とあるのは「百分の二十」と、同条第二項中「百分の四十」とあるのは「百分の五十」と、「百分の十」とあるのは「百分の二十」と、「四分の一」とあるのは「五分の二」とする。</p> <p>（特例退職組合員に対する短期給付等）</p>	<p>附則 （一部負担金に関する経過措置） 第十七条（略）</p> <p>（特例退職組合員に対する短期給付等）</p>

第十八条 (略)

259 (略)

(退職共済年金と基本手当等との調整)

第二十六条の二 附則第十八条の二、附則第十九条、附則第二十四条の二又は前条の規定による退職共済年金は、その受給権者（雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格を有する者であつて六十五歳未満であるものに限る。）が同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、次の各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金の額のうち、第七十九条第一項第二号に掲げる金額、附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額（附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十五条の四第二項及び第五項においてその例によるものとされた同号に掲げる金額に相当する金額を含む。）、特例加算額、第七十九条第一項第二号に掲げる金額から附則第十八条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額若しくは同号に掲げる金額から附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額、第一百二条第一項の規定により加算される金額から附則第十八条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額若しくは附則第二十四条の二第四項においてその例によるものとされた附則第二十四条第一項の規定により加算される金額から附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額又は前条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に係る前条第五項の規定による減額後の額を除き、その支給を停止する。

一・二 (略)

第十八条 (略)

259 (略)

(退職共済年金と基本手当等との調整)

第二十六条の二 附則第十八条の二、附則第十九条、附則第二十四条の二又は前条の規定による退職共済年金は、その受給権者（雇用保険法第十四条第三項第一号に規定する受給資格を有する者であつて六十五歳未満であるものに限る。）が同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、次の各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金の額のうち、第七十九条第一項第二号に掲げる金額、附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額（附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十五条の四第二項及び第五項においてその例によるものとされた同号に掲げる金額に相当する金額を含む。）、特例加算額、第七十九条第一項第二号に掲げる金額から附則第十八条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額若しくは第七十九条第一項第二号に掲げる金額から附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額、第一百二条第一項の規定により加算される金額から附則第十八条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額若しくは附則第二十四条の二第四項においてその例によるものとされた附則第二十四条第一項の規定により加算される金額から附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額又は前条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に係る前条第五項の規定による減額後の額を除き、その支給を停止する。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格を有する者であつて、同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたもの（第一項各号のいずれにも該当するに至つていない者に限る。）が、附則第十八条の二、附則第十九条、附則第二十四条の二又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得したときは、第一項各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金については、その額のうち、第七十九条第一項第二号に掲げる金額、附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額（附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十五条の四第二項及び第五項においてその例によるものとされた同号に掲げる金額に相当する金額を含む。）、特例加算額、第七十九条第一項第二号に掲げる金額から附則第十八条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額若しくは同号に掲げる金額から附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額、第二百二条第一項の規定により加算される金額から附則第十八条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額若しくは附則第二十四条の二第二項第一項の規定により加算される金額から附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額又は前条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に係る前条第五項の規定による減額後の額を除き、その支給を停止する。

5 (略)

(組合等が行う事業の特例)

2・3 (略)

4 雇用保険法第十四条第三項第一号に規定する受給資格を有する者であつて、同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたもの（第一項各号のいずれにも該当するに至つていない者に限る。）が、附則第十八条の二、附則第十九条、附則第二十四条の二又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得したときは、第一項各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金については、その額のうち、第七十九条第一項第二号に掲げる金額、附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額（附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十五条の四第二項及び第五項においてその例によるものとされた同号に掲げる金額に相当する金額を含む。）、特例加算額、第七十九条第一項第二号に掲げる金額から附則第十八条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額若しくは第七十九条第一項第二号に掲げる金額から附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額、第二百二条第一項の規定により加算される金額から附則第十八条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額若しくは附則第二十四条の二第二項第一項の規定により加算される金額から附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額又は前条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に係る前条第五項の規定による減額後の額を除き、その支給を停止する。

5 (略)

(組合等が行う事業の特例)

第四十条の二 組合（連合会を含む。第三項において同じ。）は、この法律に定める短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業のほか、当分の間、これらの事業に支障を及ぼさない範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。

一 地方公務員（組合役職員及び連合会役職員を含む。次号において同じ。）又は団体職員で勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十五条第二項第一号に掲げる者に該当するものにその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金を貸し付ける事業

二 地方公務員又は団体職員で勤労者財産形成促進法第十五条第二項第二号に掲げる者に該当するものに自己又はその親族が教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるもの）において行われる教育をいう。）を受けるために必要な資金を貸し付ける事業

三 前二号に掲げる事業のほか、地方公務員又は団体職員の福祉の増進に資する事業として政令で定める事業

255 (略)

第四十条の二 組合（連合会を含む。第三項において同じ。）は、この法律に定める短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業のほか、当分の間、これらの事業に支障を及ぼさない範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。

一 地方公務員（組合役職員及び連合会役職員を含む。次号及び第三号において同じ。）又は団体職員で勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十五条第二項第一号に掲げる者に該当するものにその持家として分譲する住宅の建設又は購入及び当該住宅の分譲の事業

二 地方公務員又は団体職員で勤労者財産形成促進法第十五条第二項第二号に掲げる者に該当するものにその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金を貸し付ける事業

三 地方公務員又は団体職員で勤労者財産形成促進法第十五条第二項第三号に掲げる者に該当するものに自己又はその親族が教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるもの）において行われる教育をいう。）を受けるために必要な資金を貸し付ける事業

四 前三号に掲げる事業のほか、地方公務員又は団体職員の福祉の増進に資する事業として政令で定める事業

255 (略)

◎地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（平成二十二年四月施行）抄
 （附則第七十七条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（船員組合員の療養の特例）</p> <p>第百三十六条 船員組合員が公務によらないで病気にかかり、若しくは負傷した場合（通勤（地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する通勤をいう。次条において同じ。）により病気にかかり、又は負傷した場合を除く。）又は船員組合員の被扶養者が病気にかかり、若しくは負傷した場合における療養に関しては、第五十六条から第六十一条まで、第六十二条の二及び第六十二条の三の規定にかかわらず、船員保険法第五十三条（第四項を除く。）、第五十四条から第六十八条まで、第七十六条から第七十九条まで及び第八十二条から第八十四条までの規定による。</p> <p>（船員組合員の療養以外の短期給付の特例）</p> <p>第百三十七条 前条に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する第五十三条第一項第三号から第十三号までに掲げる短期給付（その給付事由が通勤によるものを除く。）は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれか一の給付とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員若しくは船員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき船員保険法に</p>	<p>（船員組合員の療養の特例）</p> <p>第百三十六条 船員組合員が公務によらないで病気にかかり、若しくは負傷した場合（通勤（地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する通勤をいう。次条において同じ。）により病気にかかり、又は負傷した場合を除く。）又は船員組合員の被扶養者が病気にかかり、若しくは負傷した場合における療養に関しては、第五十六条から第六十一条まで、第六十二条の二及び第六十二条の三の規定にかかわらず、船員保険法第二十八条から第二十九条ノ六まで及び第三十一条から第三十一条ノ七までの規定による。</p> <p>（船員組合員の療養以外の短期給付の特例）</p> <p>第百三十七条 前条に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する第五十三条第一項第三号から第十三号までに掲げる短期給付（その給付事由が通勤によるものを除く。）は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれか一の給付とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員若しくは船員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき船員保険法に</p>

規定する給付

(船員組合員についての負担金の特例)

第百三十八条 地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県）又は特定地方独立行政法人は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第百十三条第二項の規定にかかわらず、同法第百二十五条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

規定する給付（失業に関する給付を除く。）

(船員組合員についての負担金の特例)

第百三十八条 地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県）又は特定地方独立行政法人は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第百十三条第二項の規定にかかわらず、同法第六十条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

◎国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第七十八条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（他の法令による給付との調整）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>	<p>附則</p> <p>（他の法令による給付との調整）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による保険給付（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条によつてなお従前の例によることとされた同法第五条の規定による改正前の船員保険法による年金たる保険給付を含む。）であつて、改正後の法の規定による補償に相当するものを受ける場合には、国（職員が独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合にあつては、当該特定独立行政法人）は、当分の間、改正後の法の規定による補償を行わない。</p> <p>4 改正後の法附則第二十四項に規定する旧郵政被災職員に関する前項の規定の適用については、同項中「国（職員が独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合にあつては、当該特定独立行政法人）」とあるのは、「国」とする。</p>

(船員保険法の一部改正)

第十二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

(以下略)

(船員保険法の一部改正)

第十二条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第四十四条ノ三第一項中「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第十三条(他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)」、」を削る。

第四十五条第二項中「国家公務員災害補償法第十三条」を「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)(他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改める。

第五十条ノ七中「国家公務員災害補償法第十五条(他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」、」を削る。

◎船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第八十条関係）

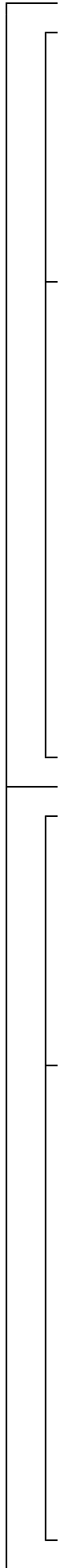
（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（補助） 第五十八条 政府は、協会に対して、労働保険特別会計の予算の範囲内において、その業務に要する費用の一部を補助することができる。</p>	<p>（補助） 第五十八条 政府は、協会に対して、<u>船員保険特別会計</u>の予算の範囲内において、その業務に要する費用の一部を補助することができる。</p>

◎住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（平成十九年四月施行）
 （附則第八十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

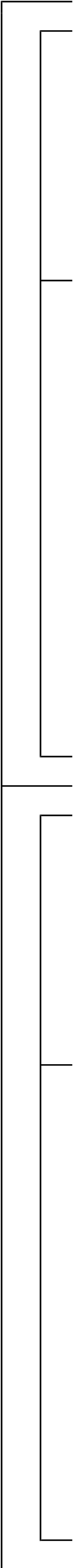
		改 正 案				現 行	
別表第一（第三十条の七関係）							
(略)	七十 厚生労働省又は 独立行政法人雇用・ 能力開発機構	(略)	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安 定事業又は同法第六十三条の能力開発事業 の実施に関する事務であつて総務省令で定 めるもの	(略)	七十 厚生労働省又は 独立行政法人雇用・ 能力開発機構	(略)	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安 定事業、同法第六十三条の能力開発事業又 は同法第六十四条の雇用福祉事業の実施に 関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)		(略)	令で定めるもの	(略)	六十三 厚生労働省	(略)	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法 律第五十号）による業務災害に関する保険 給付若しくは通勤災害に関する保険給付の 支給又は労働福祉事業の実施に関する事務 であつて総務省令で定めるもの
(略)		(略)	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律 第五十号）による同法第七条第一項第一号 の業務災害に関する保険給付若しくは同項 第二号の通勤災害に関する保険給付の支給 又は同法第二十九条第一項の社会復帰促進 等事業の実施に関する事務であつて総務省 令で定めるもの	(略)	六十三 厚生労働省	(略)	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法 律第五十号）による業務災害に関する保険 給付若しくは通勤災害に関する保険給付の 支給又は労働福祉事業の実施に関する事務 であつて総務省令で定めるもの
(略)		(略)		(略)	提供を受ける国の 機関又は法人	(略)	提供を受ける国の 機関又は法人
(略)		(略)		(略)	事 務	(略)	事 務



◎住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第八十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案				現 行	
別表第一（第三十条の七関係）				別表第一（第三十条の七関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	七十三の二 社会保険 序	七十三 全国健康保険 協会	七十三 社会保険 序	提供を受ける国の 機関又は法人	提供を受ける国の 機関又は法人	事 項	事 項
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 六十年法律第三十四号）附則第八十七条第 二項の規定により厚生年金保険の管掌者た る政府が支給するものとされた年金である 給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止 の解除又は受給権者に係る届出に関する事 務であつて総務省令で定めるもの	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号） による年金である給付に係る権利の裁定若 しくは支給の停止の解除又は受給権者に係 る届出に関する事務であつて総務省令で定 めるもの	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号） による年金である給付に係る権利の裁定若 しくは支給の停止の解除又は受給権者に係 る届出に関する事務であつて総務省令で定 めるもの				
	(新設)						



◎地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第八十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則 （他の法令による給付との調整） 第八条（略） 2（略） （削除）</p>	<p>附則 （他の法令による給付との調整） 第八条（略） 2（略） 3 補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による保険給付であつて、この法律の規定による補償に相当するものを受ける場合には、基金は、当分の間、この法律の規定による補償を行わない。</p>

◎勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）（平成十九年四月施行）
 （附則第八十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>（削除）</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>（独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の特例に係る配慮）</p> <p>2 独立行政法人雇用・能力開発機構は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）附則第四条第一項第十二号の規定により同号に規定する福祉施設のうち勤労青少年に係るものの設置及び運営を行うときは、勤労青少年の職業生活の動向及び生活の実態に即応するように配慮しなければならない。</p>

◎勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（平成十九年四月施行）
 （附則第八十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 勤労者の貯蓄に関する措置</p> <p>第一節 勤労者財産形成貯蓄契約等（第六条―第七条の三）</p> <p>第二節 勤労者財産形成基金</p> <p>第一款 第八款（略）</p> <p>第三節 財産形成についての国の支援（第八条）</p> <p>第三章 第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（勤労者財産形成政策基本方針）</p> <p>第四条 厚生労働大臣、内閣総理大臣及び国土交通大臣（内閣総理大臣にあつては勤労者（国家公務員及び地方公務員を除く。以下この条、第六条の二、第六条の三、第七条の二、第二章第二節、第十四条、第十四条及び第十七条において同じ。）の貯蓄に係る部分に、国土交通大臣にあつては勤労者の持家の取得又は改良に係る部分に限るものとする。）は、勤労者の財産形成に関する施策の基本となるべき方針（以下「勤労者財産形成政策基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 5 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 勤労者の貯蓄に関する措置</p> <p>第一節 勤労者財産形成貯蓄契約等（第六条―第七条の三）</p> <p>第二節 勤労者財産形成基金</p> <p>第一款 第八款（略）</p> <p>第三節 財産形成についての国の助成等（第八条・第八条の二）</p> <p>第三章 第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（勤労者財産形成政策基本方針）</p> <p>第四条 厚生労働大臣、内閣総理大臣及び国土交通大臣（内閣総理大臣にあつては勤労者（国家公務員及び地方公務員を除く。以下この条、第六条の二、第六条の三、第七条の二、第二章第二節、第八条の二、第十四条の二、第十六条及び第十七条において同じ。）の貯蓄に係る部分に、国土交通大臣にあつては勤労者の持家の取得又は改良に係る部分に限るものとする。）は、勤労者の財産形成に関する施策の基本となるべき方針（以下「勤労者財産形成政策基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 5 （略）</p>

(勤労者財産形成貯蓄契約等)

第六条 (略)

255 (略)

6 既に勤労者財産形成貯蓄契約(第一項第一号から第二号の二までに掲げる契約に係るものに限る。以下この条において同じ。)を締結している勤労者が、当該勤労者に代わつて当該契約(以下この項において「従前の契約」という。)に基づく預入等(従前の契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。第二号において同じ。)に係る金銭の払込み(従前の契約が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、当該従前の契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。)を行つている事業主との雇用関係の終了(以下この項及び第九項において「退職」という。)の後に他の事業主(以下この項及び第九項において「新事業主」という。)に雇用されることとなつた場合において新事業主との間で新事業主が従前の契約の相手方である金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社(以下この項、第八項及び第九項において「財形貯蓄取扱機関」という。)に当該勤労者に代わつて当該金銭の払込みを行う旨の契約を締結することができないときその他の政令で定める場合に該当することとなつた場合において、当該退職その他の政令で定める事由に該当することとなつた日から政令で定める期間内に、当該勤労者が新たに締結する金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約、生命保険会社等を相手方とする生命保険契約等又は損害保険会社を相手方とする損害保険契約(以下この項において「新契約」という。)に基づき次に掲げる事項を定めたときは、当該新契約は、当該新契約の相手方である財形貯蓄取扱機関を相手方とする第一号の払込みを行う日の

(勤労者財産形成貯蓄契約等)

第六条 (略)

255 (略)

6 既に勤労者財産形成貯蓄契約(第一項第一号から第二号の二までに掲げる契約に係るものに限る。以下この条及び第八条の二第三号において同じ。)を締結している勤労者が、当該勤労者に代わつて当該契約(以下この項において「従前の契約」という。)に基づく預入等(従前の契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。第二号において同じ。)に係る金銭の払込み(従前の契約が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、当該従前の契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。)を行つている事業主との雇用関係の終了(以下この項及び第九項において「退職」という。)の後に他の事業主(以下この項及び第九項において「新事業主」という。)に雇用されることとなつた場合において新事業主との間で新事業主が従前の契約の相手方である金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社(以下この項、第八項及び第九項において「財形貯蓄取扱機関」という。)に当該勤労者に代わつて当該金銭の払込みを行う旨の契約を締結することができないときその他の政令で定める場合に該当することとなつた場合において、当該退職その他の政令で定める事由に該当することとなつた日から政令で定める期間内に、当該勤労者が新たに締結する金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約、生命保険会社等を相手方とする生命保険契約等又は損害保険会社を相手方とする損害保険契約(以下この項において「新契約」という。)に基づき次に掲げる事項を定めたときは、当該新契約は、当該新契約の相手方である財形貯蓄取扱機関を相手方とする第一

前日までの間における従前の契約に定める預貯金等の預入等、生命保険若しくは生命共済又は損害保険に關しても約定した契約とみなし、当該みなされた契約は、勤労者財産形成貯蓄契約に該当するものとみなす。

一〇三 (略)

7 (略)

8 三年以上の政令で定める期間以上の期間を通じてその締結している勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。第七条及び第十七条第二項第二号において同じ。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。）を有している勤労者に係る当該勤労者財産形成貯蓄契約（この項の規定により勤労者財産形成貯蓄契約とみなされた契約のうち政令で定めるものを除く。以下この項において「預替え前の契約」という。）が、第六項の政令で定める場合を除き、当該勤労者により解約される場合において、当該勤労者が新たに締結する預替え前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関と異なる金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約、生命保険会社等を相手方とする生命保険契約等又は損害保険会社を相手方とする損害保険契約（以下この項において「預替え後の契約」という。）に基づき第六項各号に掲げる事項を定めたときは、当該預替え後の契約は、当該預替え後の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関を相手方とする同項第一号の払込みを行う日の前日までの間における預替え前の契約に定める預貯金等の預入等、生命保険若しくは生命共済又は損害保険に關しても約定した契約とみなし、当該みなされた契約は、勤労者財産形成貯蓄契約に該

号の払込みを行う日の前日までの間における従前の契約に定める預貯金等の預入等、生命保険若しくは生命共済又は損害保険に關しても約定した契約とみなし、当該みなされた契約は、勤労者財産形成貯蓄契約に該当するものとみなす。

一〇三 (略)

7 (略)

8 三年以上の政令で定める期間以上の期間を通じてその締結している勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。第七条、第八条の二第三号及び第十七条第二項第二号において同じ。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。第八条の二第三号において同じ。）を有している勤労者に係る当該勤労者財産形成貯蓄契約（この項の規定により勤労者財産形成貯蓄契約とみなされた契約のうち政令で定めるものを除く。以下この項において「預替え前の契約」という。）が、第六項の政令で定める場合を除き、当該勤労者により解約される場合において、当該勤労者が新たに締結する預替え前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関と異なる金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約、生命保険会社等を相手方とする生命保険契約等又は損害保険会社を相手方とする損害保険契約（以下この項において「預替え後の契約」という。）に基づき第六項各号に掲げる事項を定めたときは、当該預替え後の契約は、当該預替え後の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関を相手方とする同項第一号の払込みを行う日の前日までの間における預替え前の契約に定める預貯金等の預入等、生命保険若しくは生命共済又は損害保険に關しても約定した契約とみなし、

当するものとみなす。この場合における同項各号の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「従前の契約」とあるのは「預替え前の契約」と、「新契約」とあるのは「預替え後の契約」とする。

9 既に勤労者財産形成貯蓄契約を締結している勤労者が、退職の後に新事業主に雇用されることとなった場合において新事業主との間で新事業主が財形貯蓄取扱機関に当該勤労者に代わって勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等（当該契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。）に係る金銭の払込み（当該契約が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。）を行う旨の契約を締結することができないときその他の政令で定める場合に該当することとなつた場合において、新事業主その他の政令で定める事業主（以下この項において「新事業主等」という。）を構成員とする第十四条第一項に規定する事務代行団体との間で、当該退職その他の政令で定める事由に該当することとなつた日から政令で定める期間内に当該勤労者が締結する当該事務代行団体が当該勤労者の既に締結している勤労者財産形成貯蓄契約その他の政令で定める勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等（当該契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。）に係る金銭の払込み（当該契約が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。）を当該契約の相手方である財形貯蓄取扱機関に当該勤労者に代わって行う旨の契約（以下「払込代行契約」という。）に基づき、政令で定めるところにより、当該事務代行団体が当該金銭の払込みを行つているときは、第一項第一号ハ、第二号ト及び第二号の二トの規定の適用については、当該事務代行団体が行う当該

当該みなされた契約は、勤労者財産形成貯蓄契約に該当するものとみなす。この場合における同項各号の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「従前の契約」とあるのは「預替え前の契約」と、「新契約」とあるのは「預替え後の契約」とする。

9 既に勤労者財産形成貯蓄契約を締結している勤労者が、退職の後に新事業主に雇用されることとなった場合において新事業主との間で新事業主が財形貯蓄取扱機関に当該勤労者に代わって勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等（当該契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。）に係る金銭の払込み（当該契約が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。）を行う旨の契約を締結することができないときその他の政令で定める場合に該当することとなつた場合において、新事業主その他の政令で定める事業主（以下この項において「新事業主等」という。）を構成員とする第十四条の二第一項に規定する事務代行団体との間で、当該退職その他の政令で定める事由に該当することとなつた日から政令で定める期間内に当該勤労者が締結する当該事務代行団体が当該勤労者の既に締結している勤労者財産形成貯蓄契約その他の政令で定める勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等（当該契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。）に係る金銭の払込み（当該契約が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。）を当該契約の相手方である財形貯蓄取扱機関に当該勤労者に代わって行う旨の契約（以下「払込代行契約」という。）に基づき、政令で定めるところにより、当該事務代行団体が当該金銭の払込みを行つているときは、第一項第一号ハ、第二号ト及び第二号の二トの規定の適用については、当該事務代行団体が行う

金銭の払込みをこれらの規定により行われる当該金銭の払込みとみなす。ただし、当該事務代行団体が行う当該金銭の払込みであつて次に掲げるものについては、この限りでない。

一～三 (略)

(勤労者財産形成貯蓄契約等についての事業主の協力等)

第七条 事業主にあつてはその雇用する勤労者が勤労者財産形成貯蓄契約等を締結しようとする場合及び勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等(払込代行契約により行われるものを除く。)をする場合には当該勤労者に、第十四条第一項に規定する事務代行団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者が払込代行契約を締結して勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等をする場合には当該勤労者に対し、必要な協力をするとともに、当該勤労者財産形成貯蓄契約等の要件が遵守されるよう指導等に努めなければならない。

第三節 財産形成についての国の支援

第八条 勤労者が勤労者財産形成年金貯蓄契約若しくは勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づき預入等若しくは保険料等の払込みをした場合又は勤労者が一時金として財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金の支払を受けた場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)で定めるところにより、その者に対する所得税及び道府県民税(都民税を含む。)の課税について特別の措置を講ずる。

当該金銭の払込みをこれらの規定により行われる当該金銭の払込みとみなす。ただし、当該事務代行団体が行う当該金銭の払込みであつて次に掲げるものについては、この限りでない。

一～三 (略)

(勤労者財産形成貯蓄契約等についての事業主の協力等)

第七条 事業主にあつてはその雇用する勤労者が勤労者財産形成貯蓄契約等を締結しようとする場合及び勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等(払込代行契約により行われるものを除く。)をする場合には当該勤労者に、第十四条の二第一項に規定する事務代行団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者が払込代行契約を締結して勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等をする場合には当該勤労者に対し、必要な協力をするとともに、当該勤労者財産形成貯蓄契約等の要件が遵守されるよう指導等に努めなければならない。

第三節 財産形成についての国の助成等

(課税の特例)

第八条 勤労者が勤労者財産形成年金貯蓄契約若しくは勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づき預入等若しくは保険料等の払込みをした場合又は勤労者が一時金として財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金の支払を受けた場合若しくは勤労者が次条第三号の財産形成貯蓄活用給付金の支払を受けた場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)で定めるところにより、その者に対する所得税及び道府県民税(都民税を含む。)の課税について特別の措置を講ずる。

(削除)

(勤労者財産形成助成金等)

第八条の二 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）に次の業務を行わせるものとする。

一 勤労者財産形成給付金契約に基づく拠出をする中小企業の事業主（その常時雇用する勤労者の数が政令で定める数以下である事業主をいう。以下この号において同じ。）又は勤労者財産形成基金契約に基づき基金が行う第七条の十九第二号に規定する払込みに充てるために必要な金銭の拠出をする中小企業の事業主に対し、政令で定めるところにより、助成金を支給すること。

二 基金に対し、政令で定めるところにより、奨励金を支給すること。

三 その雇用する勤労者に対して、財産形成貯蓄活用給付金（その雇用する勤労者が、その有する勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等に係る預貯金等の払出し、譲渡若しくは償還をし又は支払を受け、当該払出し、譲渡若しくは償還をし又は支払を受けた金銭をその子の養育、自己又はその親族の教育又は介護その他の厚生労働省令で定める事由のために必要な資金に充てた場合に、厚生労働省令で定めるところにより、事業主が当該勤労者に対して支払う給付金をいう。）を支払う事業主に対し、政令で定めるところにより、助成金を支給すること。

(機構の行う勤労者財産形成持家融資)

第九条 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）に、事業主、事業主

(機構の行う勤労者財産形成持家融資)

第九条 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、機構に次の業務を行わせるものとする。

で組織された法人で政令で定めるもの（以下この条、次条及び第十条の三において「事業主団体」という。）又は勤労者（国家公務員及び地方公務員（以下「公務員」という。）を除く。以下第十条の二までにおいて同じ。）の持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付けの業務を行う福利厚生会社で、事業主にあつてはその雇用する勤労者（継続して一年以上にわたつて勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等をしたことその他の政令で定める要件を満たす者に限る。以下この項において同じ。）に、事業主団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者に、福利厚生会社にあつては当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主（政令で定めるものに限る。）の雇用する勤労者にその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金（以下「住宅資金」と総称する。）の貸付けを行うものに対し、各勤労者についてその者の有する勤労者財産形成貯蓄の額の十倍に相当する額（その額が政令で定める額を超える場合には、当該政令で定める額。次条第一項及び第二項並びに第十五条第三項において「貸付限度額」という。）の範囲内で、当該貸付けのための資金の貸付けを行う業務を行わせるものとする。

一 事業主、事業主で組織された法人で政令で定めるもの（以下この条、次条及び第十条の三において「事業主団体」という。）又は勤労者（国家公務員及び地方公務員（以下「公務員」という。）を除く。次号を除き、以下第十条の二までにおいて同じ。）の持家としての住宅を建設し、かつ、分譲する業務を行う福利厚生会社に対して、事業主にあつてはその雇用する勤労者（勤労者財産形成貯蓄契約等を締結している者又は当該契約を締結していた者で、政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）に、事業主団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者に、福利厚生会社にあつては当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主（政令で定めるものに限る。第三号において同じ。）の雇用する勤労者にその持家として分譲する住宅の建設又は購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）の貸付けを行うこと。

二 日本勤労者住宅協会に対し、勤労者（勤労者財産形成貯蓄契約等を締結している者又は当該契約を締結していた者で、政令で定めるものに限る。）の持家として分譲する住宅の建設のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）の貸付けを行うこと。

三 事業主、事業主団体又は勤労者の持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付けの業務を行う福利厚生会社で、事業主にあつてはその雇用する勤労者（継続して一年以上にわたつて勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等をしたことその他の政令で定める要件を満たす者に限る。以下この号において同じ。）に、事業主団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者に、福

2 機構の行う前項の貸付けは、次の要件に該当する場合でなければ行わないものとする。

一 (略)

二 貸付けを受けようとする者（福利厚生会社を除くものとし、その者が事業主団体である場合には、当該事業主団体又は当該貸付けに係る資金により当該事業主団体が行う貸付けを受けようとする勤労者を雇用する事業主とする。）が、当該貸付けに係る資金により行う資金の貸付け（持家である住宅の改良のための資金の貸付けを除く。）に当たつて、当該資金の貸付けを受ける勤労者の負担を軽減するために必要な措置として政令で定める措置を講ずること。

3 前二項及び第十六条第五項の福利厚生会社とは、事業主又は事業主団体が、専ら、その雇用する勤労者又はその構成員である事業主の雇

利厚生会社にあつては当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する勤労者にその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金（以下「住宅資金」と総称する。）の貸付けを行うものに対し、各勤労者についてその者の有する勤労者財産形成貯蓄の額の十倍に相当する額（その額が政令で定める額を超える場合には、当該政令で定める額。次条第一項及び第二項並びに第十五条第三項において「貸付限度額」という。）の範囲内で、当該貸付けのための資金の貸付けを行うこと。

2 機構の行う前項第一号及び第三号の貸付けは、次の要件に該当する場合でなければ行わないものとする。

一 (略)

二 貸付けを受けようとする者（福利厚生会社を除くものとし、その者が事業主団体である場合には、当該事業主団体又は当該貸付けに係る資金により建設し、若しくは購入する住宅の分譲を受けようとする勤労者若しくは当該貸付けに係る資金により当該事業主団体が行う貸付けを受けようとする勤労者を雇用する事業主とする。）が、当該貸付けに係る資金により建設し、若しくは購入する住宅の分譲又は当該貸付けに係る資金により行う資金の貸付け（持家である住宅の改良のための資金の貸付けを除く。）に当たつて、当該住宅の分譲又は当該資金の貸付けを受ける勤労者の負担を軽減するため必要な措置として政令で定める措置を講ずること。

3 前二項、第十条の三第一項第二号及び第十六条第五項の福利厚生会社とは、事業主又は事業主団体が、専ら、その雇用する勤労者又はそ

用する勤労者の福祉を増進するため、その持家としての住宅の建設又は購入のための資金の貸付けをさせる目的で出資する法人であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

4 (略)

(独立行政法人住宅金融支援機構等の行う勤労者財産形成持家融資)

第十条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十三条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、前条第一項の政令で定める要件を満たす勤労者で、事業主若しくは事業主団体から機構の行う同項の貸付けに係る住宅資金の貸付けを受けることができないもの又は同項の政令で定める要件を満たす公務員で、第十五条第二項に規定する共済組合等から住宅資金の貸付けを受けることができないものに対し、政令で定めるところにより、当該勤労者又は当該公務員に係る貸付限度額の範囲内で、住宅資金の貸付けの業務を行う。

2 沖縄振興開発金融公庫は、この法律の目的を達成するため、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号に掲げる業務の一部として、前条第一項の政令で定める要件を満たす勤労者で、事業主若しくは事業主団体から機構の行う同項の貸付けに係る住宅資金の貸付けを受けることができないもの又は同項の政令で定める要件を満たす公務員で、第十五条第二項に規定する共済組合等から住宅資金の貸付けを受けることができないものに対し、政令で定めるところにより、当該勤労者又は当該公務員に係る貸付限度額の範囲内で、かつ、当該業務に係る通常の貸付けの条件と異なる条件により、住宅資金の貸付けを行う

の構成員である事業主の雇用する勤労者の福祉を増進するため、その持家としての住宅を建設させ、かつ、分譲させる目的、その持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付けをさせる目的又は第十条の三第一項第二号に規定する住宅を貸し付けさせる目的で出資する法人であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

4 (略)

(独立行政法人住宅金融支援機構等の行う勤労者財産形成持家融資)

第十条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十三条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、前条第一項第三号の政令で定める要件を満たす勤労者で、事業主若しくは事業主団体から機構の行う同項の貸付けに係る住宅資金の貸付けを受けることができないもの又は同項の政令で定める要件を満たす公務員で、第十五条第二項に規定する共済組合等から住宅資金の貸付けを受けることができないものに対し、政令で定めるところにより、当該勤労者又は当該公務員に係る貸付限度額の範囲内で、住宅資金の貸付けの業務を行う。

2 沖縄振興開発金融公庫は、この法律の目的を達成するため、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号に掲げる業務の一部として、前条第一項第三号の政令で定める要件を満たす勤労者で、事業主若しくは事業主団体から機構の行う同項の貸付けに係る住宅資金の貸付けを受けることができないもの又は同項の政令で定める要件を満たす公務員で、第十五条第二項に規定する共済組合等から住宅資金の貸付けを受けることができないものに対し、政令で定めるところにより、当該勤労者又は当該公務員に係る貸付限度額の範囲内で、かつ、当該業務に係る通常の貸付けの条件と異なる条件により、住宅資金の貸付け

ものとする。ただし、当該勤労者又は当該公務員に対し、政令で定めるところにより、当該貸付けに併せて、当該業務に係る通常の貸付けの条件により、当該資金の貸付けを行うことを妨げない。

3 独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫の行う第一項又は前項本文の住宅資金の貸付け（持家である住宅の改良のための資金の貸付けを除く。）は、当該貸付けを受ける者に対し、事業主又は事業主団体が前条第二項第二号の措置に準ずる措置を講ずる場合に限り行うものとする。

4 (略)

(機構の行う教育融資)

第十条の三 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、機構に次の各号に掲げる者に対し、政令で定めるところにより、当該各号に定める資金の貸付けを行う業務を行わせるものとする。

一 勤労者（勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。） 自己又はその親族が教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。）を受け、るために必要な資金（以下「教育資金」という。）

二 事業主 当該事業主が雇用する勤労者（公務員を除くものとし、勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。次号において同じ。）に対し教育資金を貸し付けるための資金

三 事業主団体 その構成員である事業主が雇用する勤労者に対し教育資金を貸し付けるための資金

を行うものとする。ただし、当該勤労者又は当該公務員に対し、政令で定めるところにより、当該貸付けに併せて、当該業務に係る通常の貸付けの条件により、当該資金の貸付けを行うことを妨げない。

3 独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫の行う第一項又は前項本文の住宅資金の貸付け（持家である住宅の改良のための資金の貸付けを除く。）は、当該貸付けを受ける者に対し、事業主又は事業主団体が前条第二項第二号の措置（機構の行う同条第一項第三号の貸付けに係る措置に限る。）に準ずる措置を講ずる場合に限り行うものとする。

4 (略)

(機構の行う教育融資等)

第十条の三 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、機構に次の業務を行わせるものとする。

一 次のイからハまでに定める資金の貸付けを行うこと。

イ 勤労者（勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。次号において同じ。） 自己又はその親族が教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。）を受けるために必要な資金（以下「教育資金」という。）

ロ 事業主 当該事業主が雇用する勤労者（公務員を除くものとし、勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。ハにおいて同じ。）に対し教育資金を貸し付けるための資金

ハ 事業主団体 その構成員である事業主が雇用する勤労者に対し

教育資金を貸し付けるための資金

二 次のイからハまでに掲げる者であつて、当該イからハまでに定める事業主に、その雇用する勤労者に貸し付けるために必要な住宅を貸し付けるものに対し、政令で定めるところにより、当該住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又は当該住宅の改良のための資金の貸付けを行うこと。

イ 事業主団体 その構成員である事業主

ロ 福利厚生会社 当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主

ハ 日本勤労者住宅協会 事業主

2 前項第二号の資金の貸付けは、同号に規定する事業主のうち、その雇用する勤労者の財産形成を援助するための計画を作成しており、かつ、同号の住宅の貸付けを受ける勤労者の負担を軽減するために必要な措置として政令で定める措置を講ずる事業主に対して、当該住宅を貸し付けることとしている場合に限り行うものとする。

（勤労者財産形成持家融資等の原資）

第十一条 機構の行う第九条第一項の貸付け若しくは前条の貸付け、独立行政法人住宅金融支援機構の行う第十条第一項の貸付け、沖縄振興開発金融公庫の行う同条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項に規定する共済組合等の行う同項の貸付けに必要な資金は、次条に規定するところにより調達するものとし、当該調達のための独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十五条第一項の規定に基づく長期借入金^{（一）}の額、同項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額（旧雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）第

（勤労者財産形成持家融資等の原資）

第十一条 機構の行う第九条第一項の貸付け若しくは前条第一項の貸付け、独立行政法人住宅金融支援機構の行う第十条第一項の貸付け、沖縄振興開発金融公庫の行う同条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項に規定する共済組合等の行う同項の住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金は、次条に規定するところにより調達するものとし、当該調達のための独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十五条第一項の規定に基づく長期借入金^{（一）}の額、同項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額（旧雇用・能力開発機

二十七条第一項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額及び旧雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第二十六条第一項の規定に基づく雇用促進債券の発行額を含む。））、独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第三項の規定に基づく短期借入金額、独立行政法人住宅金融支援機構法第十九条第一項の規定に基づく長期借入金額、同条第三項の規定に基づく住宅金融支援機構財形住宅債券の発行額（旧住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二十七條の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額を含む。）、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の短期借入金額、沖縄振興開発金融公庫法第二十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金額、同法第二十七條第三項の規定に基づく沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券の発行額及び当該共済組合等の借入金額の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立てを除く。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。）の同日の属する年の前々年の九月三十日における残高のうち政令で定める額を超えないようにするものとする。

（特別の法人の借入金に関する特例）

第十三条 特別の法律に基づいて設立された法人で、その設立について定める特別の法律の借入金に関する規定により機構の行う第九條第一項又は第十條の三の貸付けを受けることができないもの（当該法人を

構法（平成十一年法律第二十号）第二十七條第一項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額及び旧雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第二十六条第一項の規定に基づく雇用促進債券の発行額を含む。）、独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第三項の規定に基づく短期借入金額、独立行政法人住宅金融支援機構法第十九条第一項の規定に基づく長期借入金額、同条第三項の規定に基づく住宅金融支援機構財形住宅債券の発行額（旧住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二十七條の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額を含む。）、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の短期借入金額、沖縄振興開発金融公庫法第二十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金額、同法第二十七條第三項の規定に基づく沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券の発行額及び当該共済組合等の借入金額の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立てを除く。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。）の同日の属する年の前々年の九月三十日における残高のうち政令で定める額を超えないようにするものとする。

（特別の法人の借入金に関する特例）

第十三条 特別の法律に基づいて設立された法人で、その設立について定める特別の法律の借入金に関する規定により機構の行う第九條第一項第一号若しくは第三号又は第十條の三第一項第一号の貸付けを受け

監督する行政庁の認可又は承認（これらに類する処分を含む。）を受けなければならない当該貸付けを受けることができず、当該貸付けを受けることができない法人を含む。）は、当該特別の法律の規定にかかわらず、機構の行う当該貸付けを受けることができる。

2 (略)

第四章 雑則

(削除)

第十四条 (略)

(削除)

(公務員に関する特例等)

第十五条 (略)

2 公務員に住宅資金を貸し付ける業務、公務員に教育資金を貸し付ける業務その他これらに附帯する業務は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条に規定する国家公務員共済組合若しくは同法第二十一条に規定する国家公務員共済組合連合会又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第三条に規定する地方公務員共済組合、同法第二十七条に規定する全国市町村職員

ることができないもの（当該法人を監督する行政庁の認可又は承認（これらに類する処分を含む。）を受けなければならない当該貸付けを受けることができない法人を含む。）は、当該特別の法律の規定にかかわらず、機構の行う当該貸付けを受けることができる。

2 (略)

第四章 雑則

第十四条 削除

第十四条の二 (略)

(機構が行う事業主団体への助成)

第十四条の三 厚生労働大臣は、機構に、払込代行契約及び前条の委託に関する業務に関して、その普及を図るため、当該業務を行わせるものとする法人である事業主団体に対し、政令で定めるところにより、必要な助成を行わせるものとする。

(公務員に関する特例等)

第十五条 (略)

2 公務員にその持家として分譲する住宅の建設又は購入及び当該住宅の分譲（第一号において「住宅の分譲等」という。）の業務、公務員に住宅資金を貸し付ける業務、公務員に教育資金を貸し付ける業務その他これらに附帯する業務は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条に規定する国家公務員共済組合若しくは同法第二十一条に規定する国家公務員共済組合連合会又は地方公務員等

共済組合連合会若しくは同法第三十八条の二に規定する地方公務員共済組合連合会（以下「共済組合等」という。）が、これらの法律で定めるところにより行うことができる。この場合において、これらの業務の対象となる公務員は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

- 一 住宅資金の貸付けの業務 第九条第一項の政令で定める要件を満たす者
- 二 教育資金の貸付けの業務 勤労者財産形成貯蓄を有している者
- 3 (略)
- 4 機構、独立行政法人住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫並びに共済組合等が貸付けに関する業務を行う場合には、国家公務員共済組合法第二百二十四条の三の規定により同法第二条第一項第一号に規定する職員とみなされる者、同法第二百二十五条に規定する組合職員及び同法第二百二十六条第一項に規定する連合会役員、地方公務員等共済組合法第四十一条第一項に規定する組合役員及び同条第二項に規定する連合会役員並びに同法第四十四条の三第一項に規定する団体職員を公務員とみなして、第九条、第十条、第十条の三及び前二項の規定を適用する。

5 (略)

(調査等)

第十七条 (略)

共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第三条に規定する地方公務員共済組合、同法第二十七条に規定する全国市町村職員共済組合会（以下「共済組合等」という。）が、これらの法律で定めるところにより行うことができる。この場合において、これらの業務の対象となる公務員は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

- 一 住宅の分譲等の業務 勤労者財産形成貯蓄契約等を締結している者又は当該契約を締結していた者で、政令で定めるもの
- 二 住宅資金の貸付けの業務 第九条第一項第三号の政令で定める要件を満たす者
- 三 教育資金の貸付けの業務 勤労者財産形成貯蓄を有している者
- 3 (略)
- 4 機構、独立行政法人住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫並びに共済組合等が住宅の建設若しくは購入又は貸付けに関する業務を行う場合には、国家公務員共済組合法第二百二十四条の三の規定により同法第二条第一項第一号に規定する職員とみなされる者、同法第二百二十五条に規定する組合職員及び同法第二百二十六条第一項に規定する連合会役員、地方公務員等共済組合法第四十一条第一項に規定する組合役員及び同条第二項に規定する連合会役員並びに同法第四十四条の三第一項に規定する団体職員を公務員とみなして、第九条、第十条、第十条の三及び前二項の規定を適用する。

5 (略)

(調査等)

第十七条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 払込代行契約を締結し、又は第十四条の規定により委託を受けている事務代行団体 当該契約の締結及びこれにより行われる勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等の状況並びに当該委託に係る事務の処理状況

附 則

(勤労者財産形成持家融資等に係る暫定措置)

第二条 厚生労働大臣は、機構に、当分の間、沖繩振興開発金融公庫又は共済組合等から第十二条第一項の規定により資金を調達することが困難である旨の申出があつたときは、当該沖繩振興開発金融公庫又は共済組合等に対し、第十条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務を行わせることができる。この場合における機構の行う貸付けに必要な資金の調達については、第十一条中「若しくは前条の貸付け」とあるのは、「前条の貸付け若しくは附則第二条の貸付け」として、同条及び第十二条の規定を適用する。

2 (略)

一 (略)

二 払込代行契約を締結し、又は第十四条の二の規定により委託を受けている事務代行団体 当該契約の締結及びこれにより行われる勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等の状況並びに当該委託に係る事務の処理状況

附 則

(勤労者財産形成持家融資等に係る暫定措置)

第二条 地方公務員が機構から第九条第一項第二号の規定により貸付けを受けた資金で日本勤労者住宅協会の建設した住宅の分譲を受ける場合においては、政令で定めるところにより、地方公共団体は、当分の間、当該貸付けに関し必要な措置を講ずることができる。

2| 厚生労働大臣は、機構に、当分の間、沖繩振興開発金融公庫又は共済組合等から第十二条第一項の規定により資金を調達することが困難である旨の申出があつたときは、当該沖繩振興開発金融公庫又は共済組合等に対し、第十条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項の住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金を貸し付ける業務を行わせることができる。この場合における機構の行う貸付けに必要な資金の調達については、第十一条中「若しくは前条第一項の貸付け」とあるのは、「前条第一項の貸付け若しくは附則第二条第二項の貸付け」として、同条及び第十二条の規定を適用する。

◎建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）（平成十九年四月施行）
 （附則第八十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（建設労働者の雇用の安定等に関する事業）</p> <p>第九条 政府は、建設労働者（雇用保険法（昭和四十九年法律第一百六号）第六十二条第一項に規定する被保険者等に該当するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るため、同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六三条の能力開発事業として、次の事業を行うことができる。</p> <p>一 事業主、事業主の団体又はその連合団体（以下この項において「事業主等」という。）に対して、建設労働者の雇用の改善、再就職の促進その他建設労働者の雇用の安定を図るために必要な助成を行うこと。</p> <p>二 事業主等に対して、建設労働者の技能の向上を推進するために必要な助成を行うこと。</p> <p>三 第十四条第一項に規定する認定団体に対して、第四十三条第二号に規定する送付就業の作業環境に適応させるための訓練の促進並びに建設業務労働者の就職及び送付就業の円滑化を図るために必要な助成を行うこと。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（建設労働者の福祉等に関する事業）</p> <p>第九条 政府は、建設労働者（雇用保険法（昭和四十九年法律第一百六号）第六十二条第一項に規定する被保険者等に該当するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の能力の開発及び向上並びに福祉の増進を図るため、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六四条の雇用福祉事業として、次の事業を行うことができる。</p> <p>一 事業主、事業主の団体又はその連合団体（以下この項において「事業主等」という。）に対して、建設労働者の技能の向上を推進するために必要な助成を行うこと。</p> <p>二 事業主等に対して、雇用管理に関し必要な知識を習得させるための研修を実施するために必要な助成を行うこと。</p> <p>三 事業主等に対して、作業員宿舎の整備改善その他建設労働者の福祉の増進を図るために必要な助成を行うこと。</p> <p>四 第十四条第一項に規定する認定団体に対して、第四十三条第二号に規定する送付就業の作業環境に適応させるための訓練の促進並びに建設業務労働者の就職及び送付就業の円滑化を図るために必要な助成を行うこと。</p> <p>2 （略）</p>

(費用)

第十条 雇用保険法第六十六条第三項第一号に規定する一般保険料徴収額（以下この条において「一般保険料徴収額」という。）に同項第三号に規定する二事業率を乗じて得た額のうち、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第四項第三号に掲げる事業に係る一般保険料徴収額に、千分の一の率を雇用保険法第六十六条第三項第一号イに規定する雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額に相当する額は、前条第一項各号に掲げる事業に要する費用並びに同法第六十二条第一項各号及び第六十三条第一項各号に掲げる事業のうち建設労働者に係る事業（独立行政法人雇用・能力開発機構の業務として行われるものに限る。）で厚生労働省令で定めるものに要する費用に充てるものとする。

(費用)

第十条 雇用保険法第六十六条第三項第一号に規定する一般保険料徴収額（以下この条において「一般保険料徴収額」という。）に同項第三号に規定する三事業率を乗じて得た額のうち、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第四項第三号に掲げる事業に係る一般保険料徴収額に、千分の一の率を雇用保険法第六十六条第三項第一号イに規定する雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額に相当する額は、前条第一項各号に掲げる事業に要する費用並びに同法第六十三条第一項各号及び第六十四条第一項各号に掲げる事業のうち建設労働者に係る事業（独立行政法人雇用・能力開発機構の業務として行われるものに限る。）で厚生労働省令で定めるものに要する費用に充てるものとする。

◎建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第九十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（許可の欠格事由） 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する構成事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三條の二若しくは第二百十四條第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）<u>第五十六條、第五十九條若しくは第六十條第一項</u>、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一條前段若しくは第五十四條第一項（同法第五十一條前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）<u>第一百零二條第一項、第一百零三條の二、第一百零四條第一項（同法第一百零二條第一項又は第一百零三條の二の規定に係る部分に限る。）、第一百零八十二條第一項若しくは第二項若しくは第一百八十四條（同法第一百八十二條第一項又は第二項の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十六條前段若しくは第四十八條第一項（同法第四十六條前段の規定に係る部分に限る。）</u>又は雇用保険法第八十三條若しくは第八十六條（同法第八十三條の規定に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p>	<p>（許可の欠格事由） 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する構成事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三條の二若しくは第二百十四條第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）<u>第六十八條、第六十九條ノ三若しくは第七十條第一項</u>、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一條前段若しくは第五十四條第一項（同法第五十一條前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）<u>第一百零二條第一項、第一百零三條の二、第一百零四條第一項（同法第一百零二條第一項又は第一百零三條の二の規定に係る部分に限る。）、第一百零八十二條第一項若しくは第二項若しくは第一百八十四條（同法第一百八十二條第一項又は第二項の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十六條前段若しくは第四十八條第一項（同法第四十六條前段の規定に係る部分に限る。）</u>又は雇用保険法第八十三條若しくは第八十六條（同法第八十三條の規定に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p>

三
六
(略)

三
六
(略)

◎賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）（平成十九年四月施行）
 （附則第九十三条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（労働者災害補償保険法との関係）</p> <p>第九条 この章に規定する事業は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）<u>第二十九条第一項第三号に掲げる事業として行う。</u></p> <p>（船員に関する特例）</p> <p>第十六条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員に関しては、この法律に規定する都道府県労働局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は船員労務官が行うものとし、この法律（第七条、第八条第四項及び前条の規定を除く。）中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第七条中「労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業（労働保険の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第八条の規定の適用を受ける事業にあつては、同条の規定の適用がないものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による被保険者（同法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者を除く。）を使用する事業」と、「被保険者である労働者を除く」とあるのは「被保険者（同法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者を除く。）である労働者に限る」と、「厚生労働省令で定める者」とあるのは「厚生労働省令・国土交通</p>	<p>（労働者災害補償保険法との関係）</p> <p>第九条 この章に規定する事業は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）<u>第二十九条第一項第四号に掲げる事業として行う。</u></p> <p>（船員に関する特例）</p> <p>第十六条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員に関しては、この法律に規定する都道府県労働局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は船員労務官が行うものとし、この法律（第七条、第八条第四項及び前条の規定を除く。）中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第七条中「労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業（労働保険の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第八条の規定の適用を受ける事業にあつては、同条の規定の適用がないものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による被保険者（同法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者を除く。）を使用する事業」と、「被保険者である労働者を除く」とあるのは「被保険者（同法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者を除く。）である労働者に限る」と、「厚生労働省令で定める者」とあるのは「厚生労働省令・国土交通</p>

省令で定める者」と、「厚生労働省令で定めるところにより」とあるのは「厚生労働省令・国土交通省令で定めるところにより」と、第九条の見出し中「労働者災害補償保険法」とあるのは「船員保険法」と、同条中「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九條第一項第三号に掲げる事業」とあるのは「船員保険法第五十七條ノ二第三項に規定する事業」と、前条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令（前章に規定する事項については、厚生労働省令）」とする。

省令で定める者」と、「厚生労働省令で定めるところにより」とあるのは「厚生労働省令・国土交通省令で定めるところにより」と、第九条の見出し中「労働者災害補償保険法」とあるのは「船員保険法」と、同条中「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九條第一項第四号に掲げる事業」とあるのは「船員保険法第五十七條ノ二第三項に規定する事業」と、前条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令（前章に規定する事項については、厚生労働省令）」とする。

◎賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第九十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（未払賃金の立替払）</p> <p>第七条 政府は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第八条の規定の適用を受ける事業にあつては、同条の規定の適用がな いものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ。）の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたつて当該事業を行つていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなつた場合において、当該事業に従事する労働者で政令で定める期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金をいう。以下この条及び次条において同じ。）があるときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百七十四条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、当該労働者（厚生労働省令で定める者にあつては、厚生労働省令で定めるところにより、未払賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けた者に限る。）の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち政令で定める範囲内のもを当該事業主に代わつて弁済するものとする。</p>	<p>（未払賃金の立替払）</p> <p>第七条 政府は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第八条の規定の適用を受ける事業にあつては、同条の規定の適用がな いものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ。）の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたつて当該事業を行つていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなつた場合において、当該事業に従事する労働者（<u>船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による被保険者である労働者を除く。</u>）で政令で定める期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金をいう。以下この条及び次条において同じ。）があるときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百七十四条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、当該労働者（厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定めるところにより、未払賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けた者に限る。）の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち政令で定める範囲内のもを当該事業主に代わつて弁済するものとする。</p>

（資料の提供等）

第十二条の二 都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、この法律の施行に関し、関係行政機関又は公私の団体に對し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 前項の規定による協力を求められた関係行政機関又は公私の団体は、できるだけその求めに応じなければならない。

(船員に関する特例)

第十六条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員に關しては、この法律に規定する都道府県労働局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は船員労務官が行うものとし、この法律（第七条、第八条第四項及び前条の規定を除く。）中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第七条中「厚生労働省令で定める者」とあるのは「厚生労働省令・国土交通省令で定める者」と、「厚生労働省令で定めるところにより」とあるのは「厚生労働省令・国土交通省令で定めるところにより」と、前条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令（前章に規定する事項については、厚生労働省令）」とする。

(船員に関する特例)

第十六条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員に關しては、この法律に規定する都道府県労働局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は船員労務官が行うものとし、この法律（第七条、第八条第四項及び前条の規定を除く。）中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第七条中「労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和十四年法律第八十四号）第八条の規定の適用を受ける事業にあつては、同条の規定の適用がないものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による被保険者（同法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者を除く。）を使用する事業」と、「被保険者である労働者を除く」とあるのは「被保険者（同法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者を除く。）である労働者に限る」と、「厚生労働省令で定める者」とあるのは「厚生労働省令・国土交通省令で定める者」と、「厚生労働省令で定めるところにより」とあるのは「厚生労働省令・国土交通省令で定めるところにより」と、第九条の見出し中「労働者災害補償保険法」とあるのは「船員保険法」と、同条中「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二

十九条第一項第三号に掲げる事業」とあるのは「船員保険法第五十七
条ノ二第三項に規定する事業」と、前条中「厚生労働省令」とあるの
は「国土交通省令（前章に規定する事項については、厚生労働省令）
」とする。

◎船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）（平成十九年十月施行）
 （附則第九十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（船員保険法等の適用に関する特例） 第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前条第二項に規定する場合における当該労務供給船員についての船員保険法の規定の適用に関しては、同法第三十三条ノ三第三項中「該当する場合ニ於ケル」とあるのは「該当する場合（労務供給船員（船員の雇用の促進に関する特別措置法第十一条第一項ニ規定スル労務供給船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ船員労務供給（同法第八条第二号ニ規定スル船員労務供給ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ役務ニ従事スル為使用セラルル場合ヲ除ク）ニ於ケル」と、同法第三十三条ノ十二第三項及び第三十四条第一項中「該当する場合ニ於ケル」とあるのは「該当する場合（労務供給船員ガ船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルル場合ヲ除ク）ニ於ケル」と、同法第三十三条ノ十六ノ四第一項第一号中「該当スル船員」とあるのは「該当スル船員（労務供給船員ニシテ船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルルモノヲ除ク）」と、同法第五十九条第五項第一号並びに第六十条第一項第一号及び第三号中「受クルコトヲ得ルモノ」とあるのは「受クルコトヲ得ルモノ（労務供給船員ニシテ第三十三条ノ三第三項各号ノ一ニ該当する場合ニ於テ船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルルモノヲ含ム）」とし、同法に基づいて発する命令の規定の適用についての必要な技術的読替</p>	<p>（船員保険法等の適用に関する特例） 第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前条第二項に規定する場合における当該労務供給船員についての船員保険法の規定の適用に関しては、同法第三十三条ノ三第二項中「該当する場合ニ於ケル」とあるのは「該当する場合（労務供給船員（船員の雇用の促進に関する特別措置法第十一条第一項ニ規定スル労務供給船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ船員労務供給（同法第八条第二号ニ規定スル船員労務供給ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ役務ニ従事スル為使用セラルル場合ヲ除ク）ニ於ケル」と、同法第三十三条ノ十二第三項及び第三十四条第一項中「該当する場合ニ於ケル」とあるのは「該当する場合（労務供給船員ガ船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルル場合ヲ除ク）ニ於ケル」と、同法第三十三条ノ十六ノ四第一項第一号中「該当スル船員」とあるのは「該当スル船員（労務供給船員ニシテ船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルルモノヲ除ク）」と、同法第五十九条第五項第一号並びに第六十条第一項第一号及び第三号中「受クルコトヲ得ルモノ」とあるのは「受クルコトヲ得ルモノ（労務供給船員ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当する場合ニ於テ船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルルモノヲ含ム）」とし、同法に基づいて発する命令の規定の適用についての必要な技術的読替</p>

えは、命令で定める。
4
～
6
(略)

えは、命令で定める。
4
～
6
(略)

◎船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第九十六条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（船員保険法等の適用に関する特例）</p> <p>第十五条 前条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係（同条第二項の規定により同法第十章の規定が適用されない場合における当該労働関係を除く。次条第一項において同じ。）に係る労働供給船員は、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）<u>第二条第一項に規定する船員保険の被保険者（同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）に含まれるものとして、同法及び同法に基づいて発する命令の規定を適用する。</u>この場合において、<u>同条第一項中「船員（以下「船員」という。）」</u>とあるのは「<u>船員（労働供給船員（船員の雇用の促進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）</u>）<u>第十一条第一項に規定する労働供給船員をいう。）を含む。</u>以下「船員」という。」と、<u>同法第三十三条第三項中「船員法第八十九条第二項」とあるのは「船員法第八十九条第二項（特別措置法第十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）</u>」と、<u>同法第四十六条第一項中「船員法」とあるのは「船員法（特別措置法第十四条第一項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）</u>」<u>と、同法第五十三条第三項第二号及び第八項並びに第六十七条第一項中「雇入契約存続中」とあるのは「特別措置法第八条第二号に規定する船員労働供給の役務に従事するために乗船中」とする。</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>（船員保険法等の適用に関する特例）</p> <p>第十五条 前条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係（同条第二項の規定により同法第十章の規定が適用されない場合における当該労働関係を除く。次条第一項において同じ。）に係る労働供給船員は、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）<u>第十七条の規定による船員保険の被保険者に含まれるものとして、同法及び同法に基づいて発する命令の規定を適用する。</u>この場合において、<u>同法第四条ノ三第一項第四号中「船員」とあるのは「船員（労働供給船員（船員の雇用の促進に関する特別措置法（以下特別措置法ト称ス）</u>）<u>第十一条第一項ニ規定スル労働供給船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ含ム）」</u>と、<u>同法第十条中「船員」とあるのは「船員（労働供給船員ヲ含ム）」</u>と、<u>同法第十七条中「船員（以下船員ト称ス）」</u>とあるのは「<u>船員（労働供給船員ヲ含ム以下船員ト称ス）」</u>」と、<u>同法第二十五条ノ二第一項中「船員法」とあるのは「船員法（特別措置法第十四条第一項ノ規定ニ依リ適用セラルル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）」</u>」<u>と、同法第二十八条第三項第二号ロ及び第七項第二号、第三十一条第一項並びに第五十三条第二項第二号中「雇入契約存続中」とあるのは「特別措置法第八条第二号ニ規定スル船員労働供給ノ役務ニ従事スル為乗船中」とする。</u></p> <p>2 （略）</p>

3 前条第二項に規定する場合における当該労務供給船員についての船員保険法の規定の適用に関しては、同法第三十三条ノ第三項中「該当する場合ニ於ケル」とあるのは「該当する場合（労務供給船員（船員の雇用の促進に関する特別措置法第十一条第一項ニ規定スル労務供給船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ船員労務供給（同法第八条第二号ニ規定スル船員労務供給ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ役務ニ従事スル為使用セラルル場合ヲ除ク）ニ於ケル」と、同法第三十三条ノ十二第三項及び第三十四条第一項中「該当する場合ニ於ケル」とあるのは「該当する場合（労務供給船員ガ船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルル場合ヲ除ク）ニ於ケル」と、同法第三十三条ノ十六ノ四第一項第一号中「該当スル船員」とあるのは「該当スル船員（労務供給船員ニシテ船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルルモノヲ除ク）」と、同法第五十九条第五項第一号並びに第六十条第一項第一号及び第三号中「受クルコトヲ得ルモノ」とあるのは「受クルコトヲ得ルモノ（労務供給船員ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当する場合ニ於テ船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルルモノヲ含ム）」とし、同法に基づいて発する命令の規定の適用についての必要な技術的読替えは、命令で定める。

4 第一項の規定により船員保険法第十七条の規定による船員保険の被保険者に含まれるものとされた労務供給船員（以下「船員保険の被保険者に含まれるものとされた労務供給船員」という。）については、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）及び雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定は、適用しない。

5 船員保険の被保険者に含まれるものとされた労務供給船員及びその被扶養者（船員保険法第一条第三項に規定する被扶養者をいう。次項において同じ。）は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二

3 第一項の規定により船員保険法第二条第一項に規定する船員保険の被保険者（同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）に含まれるものとされた労務供給船員（次項において「船員保険の被保

険者に含まれるものとされた「労務供給船員」という。)及びその被扶養者(船員保険法第二条第九項に規定する被扶養者をいう。次項において同じ。)は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第五条の規定にかかわらず、同条に規定する国民健康保険の被保険者としてしない。

4|
(略)

号)第五条の規定にかかわらず、同条に規定する国民健康保険の被保険者としてしない。

6|
(略)

◎高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第九十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第七条（略）</p> <p>2 この法律において「保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。</p> <p>3（略）</p>	<p>（定義） 第七条（略）</p> <p>2 この法律において「保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、政府、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。</p> <p>3（略）</p>

◎健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第九十八条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第十条 船員保険法第十六条第一項の規定による標準報酬月額<small>の等級区分については、健康保険法第四十条第二項の規定による標準報酬月額等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより当該標準報酬月額等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。</small></p> <p>2 前項の規定による標準報酬月額の区分の改定が行われた場合においては、船員保険法第十六条第一項中「等級区分」とあるのは「等級区分（健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）附則第十条第一項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）」と、同法第二十一条第一項中「五百四十万円を」とあるのは「五百四十万円（健康保険法等の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定により等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を」とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>附則</p> <p>第十条 船員保険法第四条第一項の規定による標準報酬月額の区分については、健康保険法第四十条第二項の規定による標準報酬月額等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより当該標準報酬月額等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定による標準報酬月額の区分の改定が行われた場合においては、船員保険法第四条第一項中「区分」とあるのは「区分（健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）附則第十条第一項ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ改定後ノ区分）」と、船員保険法第四条ノ五第一項中「五百四十万円」とあるのは「五百四十万円（健康保険法等の一部を改正する法律附則第十条第一項ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ政令ヲ以テ定ムル額以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ヲ」とする。</p> <p>3 （略）</p>

◎国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第九十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第六十二条の二 平成六年改正法附則第二十六条第一項、第二項、第五項から第七項まで及び第十四項の規定は、同条第一項に規定する老齢厚生年金の受給権者（女子に限る。）が厚生年金保険の被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日が属する月について、その者が雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第四十二条第四項又は第五項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法の規定による高齢雇用継続基本給付金又は高齢再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>第八十九条 施行日前に支給事由の生じた旧船員保険法の規定による職務上の事由による年金たる保険給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用（船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三号）附則第三条の規定によりなお従前の例によるものとされた国庫の負担すべき費用に相当する額を除く。）については、政令で定めるところにより、労働者災害補償保険の管掌者たる政府が負担する。</p>	<p>附則</p> <p>第六十二条の二 平成六年改正法附則第二十六条第一項、第二項、第五項から第七項まで及び第十四項の規定は、同条第一項に規定する老齢厚生年金の受給権者（女子に限る。）が厚生年金保険の被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日が属する月について、その者が船員保険法の規定による高齢雇用継続基本給付金又は高齢再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>第八十九条 施行日前に支給事由の生じた旧船員保険法の規定による職務上の事由による年金たる保険給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用については、政令で定めるところにより、船員保険の管掌者たる政府が負担する。</p>

一・二
(略)

一・二
(略)

◎労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（平成二十二年四月施行）

（附則第百条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受け ることができない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三 条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律 第七十三号）<u>第一百五十六条、第一百五十九条若しくは第一百六十条第一 項</u>、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一 条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係 る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号 ）<u>第二百二条第一項、第二百三条の二、第二百四条第一項（同法第二百二条 第一項若しくは第二百三条の二の規定に係る部分に限る。）、第八十 二条第一項若しくは第二項若しくは第八十四条（同法第八十八 二条第一項若しくは第二項の規定に係る部分に限る。）、労働保険 の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第 四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規 定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十 六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係 る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終</u></p>	<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受け ることができない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三 条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律 第七十三号）<u>第六十八条、第六十九条ノ三若しくは第七十条第一項 、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一 条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係 る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号） 第二百二条第一項、第二百三条の二、第二百四条第一項（同法第二百二条第 一項若しくは第二百三条の二の規定に係る部分に限る。）、第八十八 二条第一項若しくは第二項若しくは第八十四条（同法第八十二 条第一項若しくは第二項の規定に係る部分に限る。）、労働保険の 保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四 十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定 に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六 号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る 部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終</u></p>

わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
三〇六 (略)

り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
三〇六 (略)

◎地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）（平成十九年四月施行）
（附則第一百一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地域雇用開発のための助成及び援助）</p> <p>第十二条 政府は、第六条第四項の規定による同意を得た地域能力開発就職促進計画（同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「同意地域能力開発就職促進計画」という。）に係る能力開発就職促進地域（以下「同意能力開発就職促進地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、次に掲げる事業主に対して、雇用保険法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 同意能力開発就職促進地域内に所在する事業所に雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者（以下「被保険者」という。）として雇用されることとなつている者（当該同意能力開発就職促進地域内に居住しているものに限る。）について、前号に規定する教育訓練の実施その他の措置を講ずる当該事業所の事業主</p> <p>2 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲</p>	<p>（地域雇用開発のための助成及び援助）</p> <p>第十二条 政府は、第六条第四項の規定による同意を得た地域能力開発就職促進計画（同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「同意地域能力開発就職促進計画」という。）に係る能力開発就職促進地域（以下「同意能力開発就職促進地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、次に掲げる事業主に対して、雇用保険法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 同意能力開発就職促進地域内に所在する事業所に雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者（以下「被保険者」という。）として雇用されることとなつている者（当該同意能力開発就職促進地域内に居住しているものに限る。次項において「内定者」という。）について、前号に規定する教育訓練の実施その他の措置を講ずる当該事業所の事業主</p> <p>2 前項の助成及び援助を行うに当たつては、同項第二号の措置に係る内定者を被保険者とみなして、雇用保険法第六十三条の規定を適用する。</p> <p>3 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に</p>

げる事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

(地域求職活動援助事業)

第十五条 政府は、第七条第四項の規定による同意を得た地域求職活動援助計画（同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。次項において「同意地域求職活動援助計画」という。）に係る求職活動援助地域（以下「同意求職活動援助地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該同意求職活動援助地域内に居住する求職者に関し、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 四 (略)

2 (略)

(地域雇用開発のための助成及び援助)

第十七条 政府は、第八条第四項の規定による同意を得た地域高度技能活用雇用安定計画（同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの）に係る高度技能活用雇用安定地域（以下「同意高度技能活用雇用安定地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 (略)

二 同意高度技能活用雇用安定地域内に所在する事業所に雇用されている高度技能労働者その他の労働者又は当該事業所に被保険者として雇用されることとなっている者（当該同意高度技能活用雇用安定

掲げる事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

(地域求職活動援助事業)

第十五条 政府は、第七条第四項の規定による同意を得た地域求職活動援助計画（同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。次項において「同意地域求職活動援助計画」という。）に係る求職活動援助地域（以下「同意求職活動援助地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該同意求職活動援助地域内に居住する求職者に関し、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 四 (略)

2 (略)

(地域雇用開発のための助成及び援助)

第十七条 政府は、第八条第四項の規定による同意を得た地域高度技能活用雇用安定計画（同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの）に係る高度技能活用雇用安定地域（以下「同意高度技能活用雇用安定地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 (略)

二 同意高度技能活用雇用安定地域内に所在する事業所に雇用されている高度技能労働者その他の労働者又は当該事業所に被保険者として雇用されることとなっている者（当該同意高度技能活用雇用安定

地域内に居住しているものに限る。）について、職業に関し新たに
必要な高度の技能及び知識を習得させるための教育訓練の実施その
他の措置を講ずる当該事業所の事業主に対して、必要な助成及び援
助を行うこと。

2| 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法及びこれに基づく命令
で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を独立
行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

地域内に居住しているものに限る。次項において「内定者」という
。）について、職業に関し新たに必要な高度の技能及び知識を習得
させるための教育訓練の実施その他の措置を講ずる当該事業所の事
業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

2 前項第二号の助成及び援助を行うに当たつては、同号の措置に係る
内定者を被保険者とみなして、雇用保険法第六十三条の規定を適用す
る。

3| 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法及びこれに基づく命令
で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を独
立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

◎ 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）（平成十九年四月施行）
 （附則第百二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（港湾労働者雇用安定センターによる雇用安定事業関係業務の実施） 第三十一条 厚生労働大臣は、港湾労働者雇用安定センターを指定したときは、<u>港湾労働者雇用安定センターに雇用保険法第六十二条の雇用安定事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。</u></p> <p>一 港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定に関する調査研究を行うこと。</p> <p>二 港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定を図るための措置について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、<u>港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な事業を行うこと。</u></p> <p>2 港湾労働者雇用安定センターは、前項に規定する業務（以下「雇用安定事業関係業務」という。）の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を厚生労働大臣に届け出なければならない。港湾労働者雇用安定センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項の規定により港湾労働者雇用安定センター</p>	<p>（港湾労働者雇用安定センターによる雇用福祉事業関係業務の実施） 第三十一条 厚生労働大臣は、港湾労働者雇用安定センターを指定したときは、<u>港湾労働者雇用安定センターに雇用保険法第六十四条の雇用福祉事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。</u></p> <p>一 港湾労働者派遣事業の派遣労働者の福祉の増進に関する調査研究を行うこと。</p> <p>二 港湾労働者派遣事業の派遣労働者の福祉の増進を図るための措置について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、<u>港湾労働者派遣事業の派遣労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行うこと。</u></p> <p>2 港湾労働者雇用安定センターは、前項に規定する業務（以下「雇用福祉事業関係業務」という。）の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を厚生労働大臣に届け出なければならない。港湾労働者雇用安定センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項の規定により港湾労働者雇用安定センター</p>

に行わせる雇用安定事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)

第三十二条 港湾労働者雇用安定センターは、第三十条第三号若しくは第四号に掲げる業務（以下「事業主支援業務」という。）又は雇用安定事業関係業務を行うときは、これらの業務の開始前に、これらの業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、事業主支援業務及び雇用安定事業関係業務の実施方法その他の厚生労働省令で定める事項を定めおかなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした業務規程が事業主支援業務又は雇用安定事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(区分経理)

第三十三条 港湾労働者雇用安定センターは、厚生労働省令で定めるところにより、事業主支援業務に係る経理、雇用安定事業関係業務に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

(交付金)

第三十五条 国は、予算の範囲内において、港湾労働者雇用安定センタ

に行わせる雇用福祉事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)

第三十二条 港湾労働者雇用安定センターは、第三十条第三号若しくは第四号に掲げる業務（以下「事業主支援業務」という。）又は雇用福祉事業関係業務を行うときは、これらの業務の開始前に、これらの業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、事業主支援業務及び雇用福祉事業関係業務の実施方法その他の厚生労働省令で定める事項を定めおかなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした業務規程が事業主支援業務又は雇用福祉事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(区分経理)

第三十三条 港湾労働者雇用安定センターは、厚生労働省令で定めるところにより、事業主支援業務に係る経理、雇用福祉事業関係業務に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

(交付金)

第三十五条 国は、予算の範囲内において、港湾労働者雇用安定センタ

一に對し、雇用安定事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(厚生労働省令への委任)

第三十六条 この章に定めるもののほか、港湾労働者雇用安定センターが雇用安定事業関係業務を行う場合における港湾労働者雇用安定センターの財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(指定の取消し等)

第四十条 厚生労働大臣は、港湾労働者雇用安定センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十八条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消し、又は期間を定めて第三十条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一～四 (略)

五 第三十二条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反して事業主支援業務又は雇用安定事業関係業務を行ったとき。

2 (略)

(厚生労働大臣による雇用安定事業関係業務の実施)

第四十二条 厚生労働大臣は、第四十条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは雇用安定事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は港湾労働者雇用安定センターが雇用安定事業関係業務を行うことが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該雇用安定事業関係業務を自ら行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により雇用安定事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行つてゐる雇用安定事業関係業務を行

一に對し、雇用福祉事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(厚生労働省令への委任)

第三十六条 この章に定めるもののほか、港湾労働者雇用安定センターが雇用福祉事業関係業務を行う場合における港湾労働者雇用安定センターの財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(指定の取消し等)

第四十条 厚生労働大臣は、港湾労働者雇用安定センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十八条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消し、又は期間を定めて第三十条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一～四 (略)

五 第三十二条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反して事業主支援業務又は雇用福祉事業関係業務を行ったとき。

2 (略)

(厚生労働大臣による雇用福祉事業関係業務の実施)

第四十二条 厚生労働大臣は、第四十条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは雇用福祉事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は港湾労働者雇用安定センターが雇用福祉事業関係業務を行うことが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該雇用福祉事業関係業務を自ら行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により雇用福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行つてゐる雇用福祉事業関係業務を行

わなないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 厚生労働大臣が、第一項の規定により雇用安定事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている雇用安定事業関係業務を行わないものとする場合における当該雇用安定事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

わなないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 厚生労働大臣が、第一項の規定により雇用福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている雇用福祉事業関係業務を行わないものとする場合における当該雇用福祉事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

◎ 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第百三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（許可の欠格事由） 第十三条 次の各号のいずれかに該当する事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三 条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律 第七十三号）<u>第百五十六号</u>、<u>第百五十九号</u>若しくは第百六十条第一 項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一 条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段に係る部分 に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百 二条第一項、第百三条の二、第百四条第一項（同法第百二条第一項 若しくは第百三条の二に係る部分に限る。）、第百八十二条第一項 若しくは第二項若しくは第百八十四条（同法第百八十二条第一項若 しくは第二項に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に 関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しく は第四十八条第一項（同法第四十六条前段に係る部分に限る。）又 は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは 第八十六条（同法第八十三条に係る部分に限る。）の規定により罰 金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな くなつた日から起算して五年を経過しない者</p>	<p>（許可の欠格事由） 第十三条 次の各号のいずれかに該当する事業主は、前条第一項の許可 を受けることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三 条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律 第七十三号）<u>第六十八号</u>、<u>第六十九号</u>ノ三若しくは第七十条第一項 、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一 条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段に係る部分に 限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百二 条第一項、第百三条の二、第百四条第一項（同法第百二条第一項若 しくは第百三条の二に係る部分に限る。）、第百八十二条第一項若 しくは第二項若しくは第百八十四条（同法第百八十二条第一項若し くは第二項に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に關 する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは 第四十八条第一項（同法第四十六条前段に係る部分に限る。）又は 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは第 八十六条（同法第八十三条に係る部分に限る。）の規定により罰金 の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく なつた日から起算して五年を経過しない者</p>

三
六
(略)

三
六
(略)

◎中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）（平成十九年四月施行）
 （附則第一百五条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百</p> <p>（雇用安定事業等としての助成及び援助） 第七条 政府は、認定計画に係る改善事業の実施を促進するため、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、次の事業を行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 認定組合等の構成員たる中小企業者又は認定中小企業者であつて、その雇用する労働者又はその中小企業者に雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者として雇用されることとなつてゐる者（第五号において「内定者」という。）に関し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練の実施その他の措置（同号の措置に該当するものを除く。）を講じ、認定計画の目標を達成したものに対して、必要な助成及び援助を行うこと。</p> <p>四・五 （略） （削除）</p>	<p>（雇用安定事業等としての助成及び援助） 第七条 政府は、認定計画に係る改善事業の実施を促進するため、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業として、次の事業を行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 認定組合等の構成員たる中小企業者又は認定中小企業者であつて、その雇用する労働者又はその中小企業者に雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者（次項において「被保険者」という。）として雇用されることとなつてゐる者（第五号及び次項において「内定者」という。）に関し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練の実施その他の措置（同号の措置に該当するものを除く。）を講じ、認定計画の目標を達成したものに對して、必要な助成及び援助を行うこと。</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2 前項第三号及び第五号の助成及び援助を行うに当たつては、同項第三号及び第五号の措置に係る内定者を被保険者とみなして、雇用保険法第四章の規定を適用する。</p> <p>3 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百</p>

七十号) 及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

七十号) 及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

◎介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）（平成十九年四月施行）
 （附則第一百七七条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 介護雇用管理改善等計画（第六条・第七条）</p> <p>第三章 介護労働者の雇用管理の改善等</p> <p>第一節 介護労働者の雇用管理の改善（第八条―第十二条）</p> <p>第二節 職業訓練の実施等（第十三条・第十四条）</p> <p>第四章 介護労働安定センター（第十五条―第三十条）</p> <p>第五章 罰則（第三十一条・第三十二条）</p> <p>附則</p> <p>（雇用安定事業等としての助成及び援助）</p> <p>第十条 政府は、認定計画に係る改善措置の実施を促進するため、当該認定計画に基づきその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために必要な措置を講ずる認定事業主に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。</p> <p>（削除）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 介護雇用管理改善等計画（第六条・第七条）</p> <p>第三章 介護労働者の雇用管理の改善等</p> <p>第一節 介護労働者の雇用管理の改善（第八条―第十二条）</p> <p>第二節 職業訓練の実施等（第十三条・第十四条）</p> <p>第四章 介護労働安定センター（第十五条―第三十一条）</p> <p>第五章 独立行政法人雇用・能力開発機構による債務保証等（第三十二条）</p> <p>第六章 罰則（第三十三条・第三十四条）</p> <p>附則</p> <p>（雇用安定事業等としての助成及び援助）</p> <p>第十条 政府は、認定計画に係る改善措置の実施を促進するため、当該認定計画に基づきその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために必要な措置を講ずる認定事業主に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。</p> <p>2 前項の助成及び援助（雇用保険法第六十三条の能力開発事業として</p>

(介護労働安定センターによる雇用安定事業等関係業務の実施)

第十八条 厚生労働大臣は、介護労働安定センターを指定したときは、介護労働安定センターに雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

- 一 (略)
- 二 介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上に関する調査研究を行うこと。
- 三 介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るための措置について、認定事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。
- 四・五 (略)
- 六 前各号に掲げるもののほか、介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るために必要な事業を行うこと。
- 2 前項第一号の給付金に該当する雇用保険法第六十二条又は第六十三条の規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、厚生労働省令で定めなければならない。

3・4 (略)

(削除)

行うものに限る。)を行うに当たっては、同項の認定事業主が講ずる措置に係る者であつて、当該認定事業主に同法第四条第一項に規定する被保険者として雇用されることとなつてゐるものを当該被保険者とみなして、同法第六十三条の規定を適用する。

(介護労働安定センターによる雇用安定事業等関係業務の実施)

第十八条 厚生労働大臣は、介護労働安定センターを指定したときは、介護労働安定センターに雇用保険法第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

- 一 (略)
- 二 介護労働者の雇用及び福祉に関する調査研究を行うこと。
- 三 介護労働者の福祉の増進を図るための措置について、認定事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。
- 四・五 (略)
- 六 前各号に掲げるもののほか、介護労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行うこと。
- 2 前項第一号の給付金に該当する雇用保険法第六十二条から第六十四条までの規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、厚生労働省令で定めなければならない。

3・4 (略)

第三十一条 削除

(削除)

(削除)

第五章 独立行政法人雇用・能力開発機構による債務保証等

第三十二条 厚生労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図るため、独立行政法人雇用・能力開発機構に次に掲げる業務を行わせるものとする。

一 認定事業主が認定計画に係る改善措置に必要な設備の設置又は整備を行う場合において、必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 職業紹介事業者又はその団体が介護労働者又は介護労働者になろうとする求職者（職業紹介事業者にあつては、その行う職業紹介事業に係る介護労働者及び介護労働者になろうとする求職者に限る。）の福祉の増進を図るための設備の設置又は整備を行う場合において、必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

三 介護労働安定センターに対して第十七条第二号に掲げる業務に關し必要な助成を行うこと。

四 第十七条第二号の職業紹介事業者に対して、介護労働安定センターが行う同号に掲げる業務の円滑な実施を促進するための当該職業紹介事業者が行う業務に關し必要な助成を行うこと。

五 介護労働者の労働環境の改善に關する調査研究を行う者に対して、当該調査研究に關し必要な助成を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第六章 罰則

第三十一条 (略)

第三十三条 (略)

第三十二条
(略)

第三十四条
(略)

◎看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）（平成十九年四月施行）
 （附則第一百十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>第九條 削除</p>	<p>（雇用福祉事業としての助成） 第九條 政府は、病院等に勤務する看護師等の福祉の増進を図るため、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十四条の雇用福祉事業として、病院等の開設者等に対して、雇用管理に関する必要な知識の習得のために必要な助成を行うものとする。</p>

◎短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）（平成十九年四月施行）
 （附則第百十一条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（短時間労働援助センターによる短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の実施）</p> <p>第十六条 厚生労働大臣は、短時間労働援助センターを指定したときは、短時間労働援助センターに労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条の社会復帰促進等事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、短時間労働者の雇用管理の改善等を促進するために必要な事業を行うこと。</p> <p>2 前項第一号の給付金に該当する労働者災害補償保険法第二十九条の規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、厚生労働省令で定めなければならない。</p> <p>3 短時間労働援助センターは、第一項に規定する業務（以下「短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務」という。）の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を厚生労働大臣に届け出なければならない。短時間労働援助センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しよ</p>	<p>（短時間労働援助センターによる短時間労働者福祉事業関係業務の実施）</p> <p>第十六条 厚生労働大臣は、短時間労働援助センターを指定したときは、短時間労働援助センターに労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条の労働福祉事業又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十四条の雇用福祉事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、短時間労働者の雇用管理の改善等を促進するために必要な事業その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行うこと。</p> <p>2 前項第一号の給付金に該当する労働者災害補償保険法第二十九条又は雇用保険法第六十四条の規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、厚生労働省令で定めなければならない。</p> <p>3 短時間労働援助センターは、第一項に規定する業務（以下「短時間労働者福祉事業関係業務」という。）の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を厚生労働大臣に届け出なければならない。短時間労働援助センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとする</p>

うとするときも、同様とする。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定により短時間労働援助センターに行わせる短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)

第十七条 短時間労働援助センターは、短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生労働大臣は、前項の認可をした業務規程が短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 (略)

(短時間労働者雇用管理改善等事業関係給付金の支給に係る厚生労働大臣の認可)

第十八条 短時間労働援助センターは、短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務のうち第十六条第一項第一号に係る業務（次条及び第二十五条において「給付金業務」という。）を行う場合において、自ら第二十六条第二項に規定する労働者災害補償保険法第二十九条の規定に基づく給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

きも、同様とする。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定により短時間労働援助センターに行わせる短時間労働者福祉事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)

第十七条 短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生労働大臣は、前項の認可をした業務規程が短時間労働者福祉事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 (略)

(短時間労働者福祉事業関係給付金の支給に係る厚生労働大臣の認可)

第十八条 短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務のうち第十六条第一項第一号に係る業務（次条及び第二十五条において「給付金業務」という。）を行う場合において、自ら第二十六条第二項に規定する労働者災害補償保険法第二十三条又は雇用保険法第六十条の規定に基づく給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(区分経理)

第二十一条 短時間労働援助センターは、短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行う場合には、短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

第二十二条 国は、予算の範囲内において、短時間労働援助センターに対し、短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十三条 この章に定めるもののほか、短時間労働援助センターが短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行う場合における短時間労働援助センターの財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(指定の取消し等)

第二十八条 (略)

一 四 (略)

五 第十七条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行ったとき。

2 (略)

(厚生労働大臣による短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の実施)

(区分経理)

第二十一条 短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務を行う場合には、短時間労働者福祉事業関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

第二十二条 国は、予算の範囲内において、短時間労働援助センターに対し、短時間労働者福祉事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十三条 この章に定めるもののほか、短時間労働援助センターが短時間労働者福祉事業関係業務を行う場合における短時間労働援助センターの財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(指定の取消し等)

第二十八条 (略)

一 四 (略)

五 第十七条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで短時間労働者福祉事業関係業務を行ったとき。

2 (略)

(厚生労働大臣による短時間労働者福祉事業関係業務の実施)

第二十九条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は短時間労働援助センターが短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を自ら行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 厚生労働大臣が、第一項の規定により短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行わないものとする場合における当該短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十九条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは短時間労働者福祉事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は短時間労働援助センターが短時間労働者福祉事業関係業務を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該短時間労働者福祉事業関係業務を自ら行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により短時間労働者福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている短時間労働者福祉事業関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 厚生労働大臣が、第一項の規定により短時間労働者福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている短時間労働者福祉事業関係業務を行わないものとする場合における当該短時間労働者福祉事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

◎国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第百十五条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで又は第二十条第一項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているもの、附則第二十七条第六項の規定による繰上げ調整額が加算されたもの並びに同法附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金（その受給権者が附則第二十二条に該当する者であるものに限る。）に限る。）について同法附則第十一条の五において読み替えて準用する同法附則第七条の四の規定を適用する場合には、附則第二十一条（附則第二十二条又は第二十七条第十五項において準用する場合を含む。）、第二十三条又は前条第四項及び第五項の規定により当該老齢厚生年金の全部又は一部の支給が停止されている月については、同法附則第十一条の五において読み替えて準用する同法附則第七条の四第二項第二号（同条第五項において準用する場合を含む。）に該当するものとみなす。</p> <p>第二十六条（略）</p>	<p>附則</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで又は第二十条第一項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているもの、附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額が加算されたもの並びに同法附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金（その受給権者が附則第二十二条に該当する者であるものに限る。）に限る。）について同法附則第十一条の五において読み替えて準用する同法附則第七条の四の規定を適用する場合には、附則第二十一条（附則第二十二条又は第二十七条第十五項において準用する場合を含む。）、第二十三条又は前条第四項及び第五項の規定により当該老齢厚生年金の全部又は一部の支給が停止されている月については、同法附則第十一条の五において読み替えて準用する同法附則第七条の四第二項第二号（同条第四項及び第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に該当するものとみなす。</p> <p>第二十六条（略）</p>

2
12 (略)

13 厚生年金保険法附則第十一条の六第二項、第三項、第六項及び第七項並びに第十五条の三の規定は、同法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月について、その者が雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第四十二条第四項又は第五項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法の規定による高齡雇用継続基本給付金又は高齡再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

14 (略)

2
12 (略)

13 厚生年金保険法附則第十一条の六第二項、第三項、第六項及び第七項並びに第十五条の三の規定は、同法附則第八条の規定による老齡厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月について、その者が船員保険法の規定による高齡雇用継続基本給付金又は高齡再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

14 (略)

◎介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第一百六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第七条（略） 2～6（略） 7 この法律において「医療保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。</p> <p>8（略）</p>	<p>（定義） 第七条（略） 2～6（略） 7 この法律において「医療保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、<u>政府、市町村</u>（特別区を含む。）、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。</p> <p>8（略）</p>

◎厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第一百七十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 九十四（略）</p> <p>九十五 船員保険事業に関すること。</p> <p>九十六 百十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（任務）</p> <p>第二十七条 社会保険庁は、全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業のうち健康保険法及び船員保険法の規定により社会保険庁長官が行う業務に関する部分、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに児童手当事業のうち拠出金の徴収に関する部分を適正に運営することを任務とする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第二十八条 社会保険庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第七十四号（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金の徴収に関する部分に限る。）に掲げる事務、同項第九十四号及び第九十五号に掲げる事務（全国健康保険協会が管掌するもの</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 九十四（略）</p> <p>九十五 政府が管掌する船員保険事業に関すること。</p> <p>九十六 百十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（任務）</p> <p>第二十七条 社会保険庁は、全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業のうち健康保険法の規定により社会保険庁長官が行う業務に関する部分、政府が管掌する船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに児童手当事業のうち拠出金の徴収に関する部分を適正に運営することを任務とする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第二十八条 社会保険庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第七十四号（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金の徴収に関する部分に限る。）に掲げる事務、同項第九十四号（全国健康保険協会が管掌するもの）のうち健康保険法の規定により</p>

うち健康保険法又は船員保険法の規定により社会保険庁長官が行う部分に限る。）、第九十八号及び第九十九号に掲げる事業の実施に関する事務並びに同項第百二号及び第百九号から第百十一号までに掲げる事務をつかさどる。

社会保険庁長官が行う部分に限る。）に掲げる事務、第九十五号、第九十八号及び第九十九号に掲げる事業（政府が管掌するものに限る。）の実施に関する事務並びに同項第百二号及び第百九号から第百十一号までに掲げる事務をつかさどる。

◎健康増進法（平成十四年法律第百三三号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第百十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第六条 この法律において「健康増進事業実施者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定により健康増進事業を行う<u>全国健康保険協会</u></p> <p>三〇九 （略）</p> <p>十 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定により健康増進事業を行う<u>全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合</u></p> <p>十一〇十三 （略）</p>	<p>（定義） 第六条 この法律において「健康増進事業実施者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定により健康増進事業を行う<u>政府</u></p> <p>三〇九 （略）</p> <p>十 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定により健康増進事業を行う<u>全国健康保険協会、健康保険組合、政府、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合</u></p> <p>十一〇十三 （略）</p>

◎独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）（平成十九年四月施行）
 （附則第百十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十一条（略）</p> <p>2 前項第一号から第四号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業として行うものとする。</p> <p>附則</p> <p>（業務の特例） 第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定により機構が前二項に規定する業務を行う場合には、第十一条第二項中「第四号まで」とあるのは「第四号まで及び附則第五条第二項第一号」と、「雇用安定事業」とあるのは「雇用安定事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号又は附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十二条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び同条第二項第一号」と、第十三条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、</p>	<p>（業務の範囲） 第十一条（略）</p> <p>2 前項第一号から第四号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十四条の規定による雇用福祉事業として行うものとする。</p> <p>附則</p> <p>（業務の特例） 第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定により機構が前二項に規定する業務を行う場合には、第十一条第二項中「第四号まで」とあるのは「第四号まで及び附則第五条第二項第一号」と、第十二条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び同条第二項第一号」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、第十四条第一項中「第十一条第一項」とあるのは「</p>

同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、第十四条第一項中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項及び附則第五条第二項」と、同条第二項及び第十五条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた前項」と、第十四条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた第一項」と、第十五条第一項中「第十一条第一号から第六号まで」とあるのは「第十一条第一項第一号から第六号まで並びに附則第五条第一項第一号及び同条第二項第一号」と、第十七条第一号及び第二十四条第二号中「第十二条第一項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた第十二条第一項」と、第十七条第二号及び第二十四条第三号中「第十四条第一項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた第十四条第一項」と、同条第一号中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項並びに附則第五条第一項及び第二項」とする。

第十一条第一項及び附則第五条第二項」と、同条第二項及び第十五条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた前項」と、第十四条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた第一項」と、第十五条第一項中「第十一条第一項第一号から第六号まで」とあるのは「第十一条第一項第一号から第六号まで並びに附則第五条第一項第一号及び同条第二項第一号」と、第十七条第一号及び第二十四条第二号中「第十二条第一項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた第十二条第一項」と、第十七条第二号及び第二十四条第三号中「第十四条第一項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた第十四条第一項」と、第二十四条第一号中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項並びに附則第五条第一項及び第二項」とする。

◎独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第百二十条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（機構の目的） 第三条（略） 2 機構は、前項に規定するもののほか、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。</p> <p>（業務の範囲） 第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 一十一（略） 十二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく年金たる給付の受給権者（第二十四条第一項において「厚生年金等受給権者」という。）に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。</p> <p>十三・十四（略） 二〇七（略）</p> <p>附則</p>	<p>（機構の目的） 第三条（略） 2 機構は、前項に規定するもののほか、厚生年金保険制度、<u>船員保険制度</u>、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。</p> <p>（業務の範囲） 第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 一十一（略） 十二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、<u>船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）</u>又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく年金たる給付の受給権者（第二十四条第一項において「厚生年金等受給権者」という。）に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。</p> <p>十三・十四（略） 二〇七（略）</p> <p>附則</p>

(業務の特例)

第五条の二 (略)

2・5 (略)

6 機構は、承継債権管理回収勘定において、毎事業年度、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、政令で定めるところにより、当該各号に定める金額を年金特別会計に納付しなければならない。

一・二 (略)

7・8 (略)

9 機構は、承継債権管理回収業務又は承継教育資金貸付けあつせん業務を終えたときは、それぞれ承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、それぞれの廃止の際承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定に属する資産及び負債を年金特別会計に帰属させるものとする。

10・13 (略)

14 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律第百十一条第七項の規定によるほか、第六項の規定による納付金は、年金特別会計の業務勘定の歳入とする。

15・16 (略)

(業務の特例)

第五条の二 (略)

2・5 (略)

6 機構は、承継債権管理回収勘定において、毎事業年度、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、政令で定めるところにより、当該各号に定める金額をそれぞれ年金特別会計及び船員保険特別会計に納付しなければならない。

一・二 (略)

7・8 (略)

9 機構は、承継債権管理回収業務又は承継教育資金貸付けあつせん業務を終えたときは、それぞれ承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、それぞれの廃止の際承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定に属する資産及び負債を年金特別会計及び船員保険特別会計に帰属させるものとする。

10・13 (略)

14 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律附則第百九十三条の規定によるほか、第六項の規定による納付金は、船員保険特別会計の歳入とする。

15・16 (略)

◎独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）（平成十九年四月施行）
 （附則第二百二十二条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十一条（略）</p> <p>2 前項に規定する業務は、厚生労働省令で定めるところにより、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。</p> <p>3 機構は、第一項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>一 勤労者財産形成促進法第九条第一項及び第十条の三に規定する業務を行うこと。</p> <p>二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>（削除）</p> <p>4 機構は、第一項及び前項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業</p>	<p>（業務の範囲） 第十一条（略）</p> <p>2 前項に規定する業務は、厚生労働省令で定めるところにより、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は同法第六十四条の規定による雇用福祉事業として行うものとする。</p> <p>3 機構は、第一項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第三十二条各号に掲げる業務を行うこと。</p> <p>二 勤労者財産形成促進法第八条の二各号に掲げる業務及び同法第十四条の三に規定する業務を行うこと。</p> <p>三 勤労者財産形成促進法第九条第一項各号及び第十条の三第一項各号に掲げる業務を行うこと。</p> <p>四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>4 前項に規定する業務は、厚生労働省令で定めるところにより、雇用保険法第六十四条の規定による雇用福祉事業として行うものとすることができる。</p> <p>5 機構は、第一項及び第三項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業</p>

務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、第一項第一号又は第七号に掲げる施設を利用して、公共職業能力開発施設を行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

5| (略)

(業務の委託)

第十二条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第三項第一号に掲げる業務の一部を金融機関に委託することができる。

2・3 (略)

(区分経理)

第十三条 機構は、第十一条第三項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(積立金の処分)

第十四条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条第一項、第三項及び第四項に規定する業務の財源に充てることができる。

業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、第一項第一号又は第七号に掲げる施設を利用して、公共職業能力開発施設を行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

6| (略)

(業務の委託)

第十二条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第三項第一号及び第三号に掲げる業務の一部を金融機関に委託することができる。

2・3 (略)

(区分経理)

第十三条 機構は、第十一条第三項第二号及び第三号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(積立金の処分)

第十四条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条第一項、第三項及び第五項に規定する業務の財源に充てることができる。

きる。

2～4 (略)

(借入金及び雇用・能力開発債券)

第十五条 機構は、第十一条第三項第一号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は雇用・能力開発債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 (略)

3 機構は、第十一条第三項第一号に掲げる業務に必要な費用に充てるため短期借入金をする場合には、通則法第四十五条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4～8 (略)

(協議)

第二十一条 (略)

2 厚生労働大臣は、第十一条第一項第四号に掲げる業務、同項に規定する業務のうち建設労働者の雇用の改善等に関する法律第十条の厚生労働省令で定める事業に係る業務又は第十一条第三項第一号に掲げる業務のうち勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務に関し、通則法第二十八条第一項の認可をしようとする場合には、国土交通大臣に協議しなければならない。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

きる。

2～4 (略)

(借入金及び雇用・能力開発債券)

第十五条 機構は、第十一条第三項第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は雇用・能力開発債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 (略)

3 機構は、第十一条第三項第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため短期借入金をする場合には、通則法第四十五条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4～8 (略)

(協議)

第二十一条 (略)

2 厚生労働大臣は、第十一条第一項第四号に掲げる業務、同項に規定する業務のうち建設労働者の雇用の改善等に関する法律第十条の厚生労働省令で定める事業に係る業務又は第十一条第三項第三号に掲げる業務のうち勤労者財産形成促進法第九条第一項各号及び第十条の第三項第二号に掲げる業務に関し、通則法第二十八条第一項の認可をしようとする場合には、国土交通大臣に協議しなければならない。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十一条第一項、第三項及び第四項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附 則

(雇用・能力開発機構の解散等)

第三条 (略)

2～5 (略)

6 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次の各号に掲げる額の合計額は、政府から機構に出資されたものとする。

一 (略)

二 財形業務(第十一条第三項第二号及び第三号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。))並びに次条第一項第一号に掲げる業務をいう。第八項第二号、第九項第二号及び第十一項において同じ。

()の運営上の必要性を勘案して厚生労働省令で定める金額

三 宿舍等業務(次条第一項第二号、第三号、第十号及び第十二号に掲げる業務をいう。以下この条において同じ。)に係る承継資産のうち厚生労働省令で定めるものの価額の合計額

四 (略)

7 (略)

8 前二項の規定により政府及び地方公共団体から機構に出資されたものとされた金額は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める勘定に属する資本金として整理するものとする。

一 第六項第一号に掲げる額及び前項の規定により地方公共団体から機構に出資されたものとされた額の合計額 一般勘定(次条第六項

二 第十一条第一項、第三項及び第五項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附 則

(雇用・能力開発機構の解散等)

第三条 (略)

2～5 (略)

6 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次の各号に掲げる額の合計額は、政府から機構に出資されたものとする。

一 (略)

二 財形業務(第十一条第三項第二号及び第三号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。))並びに次条第一項第一号に掲げる業務をいう。以下同じ。)の運営上の必要性を勘案して厚生労働省令で定める金額

三 宿舍等業務(次条第一項第二号、第三号、第十号及び第十二号に掲げる業務をいう。以下同じ。)に係る承継資産のうち厚生労働省令で定めるものの価額の合計額

四 (略)

7 (略)

8 前二項の規定により政府及び地方公共団体から機構に出資されたものとされた金額は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める勘定に属する資本金として整理するものとする。

一 第六項第一号に掲げる額及び前項の規定により地方公共団体から機構に出資されたものとされた額の合計額 一般勘定(次条第六項

の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定以外の一般の勘定をいう。第九項第一号及び第十項において同じ。）

二 第六項第二号に掲げる金額 財形勘定（次条第六項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち財形業務に係るものをいう。第九項第二号及び第十一項において同じ。）

三 第六項第三号に掲げる金額 宿舍等勘定（次条第六項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち宿舍等業務に係るものをいう。以下この条において同じ。）

四 (略)

9～11 (略)

12 機構は、財形勘定（次条第九項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち財形業務（第十一条第三項に規定する業務並びに次条第一項第一号及び第二項第四号から第八号までに掲げる業務をいう。）に係るものをいう。以下この項において同じ。）において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該利益に相当する額を限度として厚生労働大臣の承認を受けた額を財形勘定から一般勘定（同条第九項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定以外の一般の勘定をいう。）に繰り入れることができる。ただし、当該繰入れの累計額は、厚生労働省令で定める額を超えることができない。

13～16 (略)

(業務の特例等)

第四条 機構は、第十一条第一項、第三項及び第四項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 当分の間、勤労者財産形成促進法附則第二条に規定する業務を行

の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定以外の一般の勘定をいう。以下同じ。）

二 第六項第二号に掲げる金額 財形勘定（次条第六項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち財形業務に係るものをいう。以下同じ。）

三 第六項第三号に掲げる金額 宿舍等勘定（次条第六項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち宿舍等業務に係るものをいう。以下同じ。）

四 (略)

9～11 (略)

12 機構は、財形勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該利益に相当する額を限度として厚生労働大臣の承認を受けた額を財形勘定から一般勘定に繰り入れることができる。ただし、当該繰入れの累計額は、厚生労働省令で定める額を超えることができない。

13～16 (略)

(業務の特例等)

第四条 機構は、第十一条第一項、第三項及び第五項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 当分の間、附則第二十二条の規定による改正後の勤労者財産形成

うこと。

二〇五 (略)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

六 平成二十四年三月三十一日までの間、附則第三十二条の規定による改正後の沖繩振興特別措置法第八十一条各号に掲げる業務を行う

促進法附則第二条第二項に規定する業務を行うこと。

二〇五 (略)

六 平成十六年三月一日前に開始された旧法第十九条第一項第二号の身元保証に関する業務が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うこと。

七 平成十六年三月一日前に開始された附則第三十二条の規定による改正前の沖繩振興特別措置法第八十一条第一項第一号に掲げる業務が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うこと。

八 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条による改正前の駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）第十八条第一項に規定する業務が終了するまでの間、当該業務を行うこと。

九 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる附則第三十四条の規定による改正後の旧炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）第二十三条第一項第二号から第九号までに掲げる業務が終了するまでの間、当該業務を行うこと。

十 前条第一項の規定により機構が旧機構から承継した株式（旧法附則第十一条第一項の規定による出資に基づいて旧機構が取得した株式に限る。）の処分を行うこと。

十一 平成二十四年三月三十一日までの間、附則第三十二条の規定による改正後の沖繩振興特別措置法第八十一条各号に掲げる業務を行

らう。

(削除)

2 機構は、第十一条第一項、第三項及び第四項並びに前項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号

附則第六条第一項第二号に掲げる事業が終了するまでの間、当該事業(これに附帯する事業を含む。)を行うこと。

二 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第二百五条の規定による改正前の中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(以下「旧中小企業労働力確保法」という。) 第七条第一項第一号に掲げる事業(同号の助成の事業であつて、平成十九年四月一日前に当該助成を受けることができることとなつた認定組合等(旧中小企業労働力確保法第五条第一項に規定する認定組合等をいう。) に対するものに係るものに限る。) が終了するまでの間、当該事業(これに附帯する事業を含む。) を行うこと。

三 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第二百二十二条の規定による改正前の第十一条第三項第一号に掲げる業務が終了するまでの間、当該業務(これに附帯する業務を含む。) を行うこと。

四 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第二百二十二条の規定による改正前の第十一条第三項第二号に掲げる業務のうち同法附則第八十七条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法(以下「旧財形法」という。) 第八条の二第一号に掲げる業務(同号の規定に基づ

うこと。

十二 平成十八年三月三十一日までの間、旧法附則第十一条第一項に規定する業務(同項に規定する福祉施設(以下「福祉施設」という。) の譲渡又は廃止に係るものに限る。) 及び同条第二項に規定する業務(福祉施設に係るものに限る。) を行うこと。

(新設)

き支給される助成金であつて、平成十九年四月一日前に勤労者財産形成促進法第六条の二に規定する勤労者財産形成給付金契約又は同法第六条の三に規定する勤労者財産形成基金契約に基づき拠出を行つた事業主に対するものの支給に係るものに限る。）が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うこと。

五 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第二百二十二条の規定による改正前の第十一条第三項第二号に掲げる業務のうち旧財形法第八条の二第二号に掲げる業務（同号の規定に基づき支給される奨励金であつて、平成十九年四月一日前に設立された基金（勤労者財産形成促進法第七条の四に規定する基金をいう。）に対するものの支給に係るものに限る。）が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うこと。

六 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第二百二十二条の規定による改正前の第十一条第三項第二号に掲げる業務のうち旧財形法第八条の二第三号に掲げる業務（同号の規定に基づき支給される助成金であつて、平成十九年四月一日前に同号に規定する預貯金等の払出し、譲渡若しくは償還をし又は支払を受けた金銭に係るものの支給に係るものに限る。）が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うこと。

七 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第二百二十二条の規定による改正前の第十一条第三項第二号に掲げる業務のうち旧財形法第十四条の三に規定する業務（同条の規定に基づき行われる助成であつて、平成十九年四月一日前に当該助成を受けている事業主団体に対するものに係るものに限る。）が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うこと。

八 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第二百二十二条の規定によ

る改正前の第十一条第三項第三号に掲げる業務のうち旧財形法第九条第一項第一号及び第二号並びに第十条の三第一項第二号に掲げる業務（これらの規定に基づき行われる貸付けであつて、機構が平成十九年四月一日前に当該貸付けの申込みを受理したものに係るものに限る。）が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うこと。

3 | 機構は、第六項の規定により宿舍等勘定（第九項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち宿舍等業務（第一項第二号及び第三号に掲げる業務をいう。以下同じ。）に係るものをいう。以下同じ。）を廃止するまでの間の各事業年度において、宿舍等勘定に属する承継資産のうち前条第六項第三号の厚生労働省令で定めるもの（第五項において「対象資産」という。）を処分した場合には、当該処分を行った事業年度の終了の日（宿舍等勘定を廃止する事業年度にあつては、当該廃止の日。第五項において同じ。）において、それぞれ当該事業年度に行った当該処分により生じた収入の総額から政令で定めるところにより厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 | 厚生労働大臣は、前項の規定により額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 | 機構が第三項の処分を行った場合には、各事業年度に処分した対象資産に係る前条第六項第三号の価額（処分した対象資産が複数であるときは、その価額の合計額）については、当該処分を行った事業年度の終了の日において、機構に対する政府の出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

6 | (略)

2 | 機構は、第四項の規定により宿舍等勘定を廃止するまでの間の各事業年度において、宿舍等勘定に属する承継資産のうち前条第六項第三号の厚生労働省令で定めるもの（次項において「対象資産」という。）を処分した場合には、当該処分を行った事業年度の終了の日（宿舍等勘定を廃止する事業年度にあつては、当該廃止の日。次項において同じ。）において、それぞれ当該事業年度に行った当該処分により生じた収入の総額を国庫に納付しなければならない。

(新設)

3 | 機構が前項の処分を行った場合には、各事業年度に処分した対象資産に係る前条第六項第三号の価額（処分した対象資産が複数であるときは、その価額の合計額）については、当該処分を行った事業年度の終了の日において、機構に対する政府の出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

4 | (略)

(削除)

(削除)

5 前三項の規定は、炭鉱援護勘定について準用する。この場合において、第二項中「前条第六項第三号の厚生労働省令」とあるのは「前条第六項第四号の厚生労働省令・経済産業省令」と、第三項中「前条第六項第三号」とあるのは「前条第六項第四号」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十一條第二項中「前項」とあるのは「前項並びに附則第四条第一項第二号、第三号、第五号、第六号、第十号及び第十二号」と、同条第四項中「前項」とあるのは「前項並びに附則第四条第一項第一号、第四号及び第九号」と、第十二條第一項、第十四條第一項及び第二項、第十八條第一項、第二十一條第一項並びに第二十八條第一号中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣（附則第四条第一項第九号に掲げる業務に係るものについては、厚生労働大臣及び経済産業大臣）」と、第十二條第一項中「前条第三項第一号及び第三号」とあるのは「前条第三項第一号及び第三号並びに附則第四条第一項第一号、第四号、第五号及び第七号から第十号まで」と、第十三條中「第十一條第三項第二号及び第三号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）」とあるのは「財形業務（第十一條第三項第二号及び第三号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）」並びに附則第四条第一項第一号に掲げる業務をいう。）、附則第四条第一項第二号、第三号、第十号及び第十二号に掲げる業務並びに同項第九号に掲げる業務」と、「特別」とあるのは「それぞれ特別」と、第十四條第一項及び第二十八條第二号中「第十一條第一項、第三項及び第五項」とあるのは「第十一條第一項、第三項及び第五項並びに附則第四条第一項」と、第十四條第二項中「前項」とあるのは「附則第四条第六項の規定により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第四条第

7 機構は、第二項第三号の規定により行うこととされた業務を終えたときは、同号の規定により行うこととされた業務に充てるものとされた金額（前条第六項の規定により政府から機構に対し出資されたものとされた金額（雇用保険法等の一部を改正する法律附則第二百二十二条の規定による改正前の第十一条第三項第一号に掲げる業務に係る金額に限る。次項において同じ。）を含む。）を国庫に納付しなければならない。

8 機構は、前項の規定により国庫納付金を納付したときは、前条第六項の規定により政府から機構に対し出資されたものとされた金額については、機構に対する政府からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

9 第一項及び第二項の規定により機構が第一項及び第二項に規定する業務を行う場合には、第十一条第二項中「前項」とあるのは「前項並びに附則第四条第一項第二号、第三号及び第五号並びに第二項第一号及び第二号」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは「、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十二条第一項中「前

六項の規定により読み替えられた同項」と、第十五条第一項及び第三項中「第十一条第三項第三号」とあるのは「第十一条第三項第三号及び附則第四条第一項第一号」と、第二十一条第一号中「第十四条第一項」とあるのは「附則第四条第六項の規定により読み替えられた第十四条第一項」と、同項第二号中「第十二条第一項」とあるのは「附則第四条第六項の規定により読み替えられた第十二条第一項」と、第二十七条中「第十八条第一項」とあるのは「附則第四条第六項の規定により読み替えられた第十八条第一項」とする。

7 機構が炭鉱援護業務を行う場合には、炭鉱援護業務に関する事項並びに炭鉱援護業務に係る財務及び会計に関する事項については、第十二条の規定にかかわらず、機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び経済産業大臣並びに厚生労働省令・経済産業省令とする。

（新設）

（新設）

条第三項第一号」とあるのは「前条第三項第一号並びに附則第四条第一項第一号、第四号及び第五号並びに第二項第三号及び第八号」と、第十三条中「第十一条第三項に規定する業務」とあるのは「財形業務（第十一条第三項に規定する業務並びに附則第四条第一項第一号及び第二項第四号から第八号までに掲げる業務をいう。）並びに附則第四条第一項第二号及び第三号に掲げる業務」と、「特別」とあるのは「それぞれ特別」と、第十四条第一項及び第二十八条第二号中「第十一条第一項、第三項及び第四項」とあるのは「第十一条第一項、第三項及び第四項並びに附則第四条第一項及び第二項」と、第十五条第一項及び第三項中「第十一条第三項第一号」とあるのは「第十一条第三項第一号並びに附則第四条第一項第一号及び第二項第八号」とする。

◎構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第二百二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（医療法等の特例） 第十八条（略） 257（略）</p> <p>8 医療保険者（医療保険各法（国民健康保険法を除く。）の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。）は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第六十三条第三項第二号の指定若しくは船員保険法第五十三条第六項第二号の指定をし、又は国家公務員共済組合法第五十五条第一項第二号（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）の契約若しくは地方公務員等共済組合法第五十七条第一項第二号の契約を締結してはならない。</p>	<p>（医療法等の特例） 第十八条（略） 257（略）</p> <p>8 医療保険者（医療保険各法（国民健康保険法を除く。）の規定により医療に関する給付を行う政府、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。）は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第六十三条第三項第二号の指定若しくは船員保険法第二十八条第五項第二号の指定をし、又は国家公務員共済組合法第五十五条第一項第二号（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）の契約若しくは地方公務員等共済組合法第五十七条第一項第二号の契約を締結してはならない。</p>

◎雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第二百二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （検討） 第四十二条（略） （削除）</p>	<p>附則 （検討） 第四十二条（略）</p> <p>2 政府は、この法律の施行後、新船員保険法第三十三条ノ十五ノ二、第三十三条ノ十五ノ三、第三十三条ノ十六ノ四及び第三十四条から第三十八条までの規定（新船員保険法第二十六条及び第二十七条の規定のうち新船員保険法第三十三条ノ十五ノ二に規定する就業促進手当、新船員保険法第三十三条ノ十六ノ四に規定する教育訓練給付及び新船員保険法第三十四条から第三十八条までに規定する雇用継続給付に係る部分を含む。）について、当該規定の実施状況、当該就業促進手当、当該教育訓練給付及び当該雇用継続給付の支給を受ける者の収入の状況その他社会経済情勢の推移等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。</p>

◎独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十二号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第二百五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一～六 （略） 七 石綿による健康被害の救済に関する次に掲げる業務を行うこと。 イ （略） ロ （略） ハ 特別事業主（石綿健康被害救済法第四十七条第一項の特別事業主をいう。）からの特別拠出金（同項の特別拠出金をいう。）の徴収</p> <p>八 （略） 二 （略）</p> <p>附則</p> <p>（承継業務に係る業務の特例） 第七条 機構は、当分の間、第十条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 一～三 （略）</p>	<p>（業務の範囲） 第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一～六 （略） 七 石綿による健康被害の救済に関する次に掲げる業務を行うこと。 イ （略） ロ （略） ハ 船舶所有者（石綿健康被害救済法第三十五条第二項の船舶所有者をいう。）からの一般拠出金（同項の一般拠出金をいう。）の徴収及び特別事業主（石綿健康被害救済法第四十七条第一項の特別事業主をいう。）からの特別拠出金（同項の特別拠出金をいう。）の徴収</p> <p>八 （略） 二 （略）</p> <p>附則</p> <p>（機構の業務の特例） 第七条 機構は、当分の間、第十条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 一～三 （略）</p>

2
10 (略)

(石綿健康被害救済法に係る業務の特例)

第十七条 機構は、第十条及び附則第七条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号

附則第二百五条の規定による改正前の第十条第一項第七号ハに掲げる業務(同号ハの一般拠出金であつてその徴収事由が平成二十二年四月一日前に生じたものに限る。)を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十条第二号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第十条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、第十八条第一項第三号及び第二十二号第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び附則第十七条第一項」とする。

(見直し)

第十八条 (略)

(政令への委任)

第二十八条 附則第三条から第五条まで、第七条から第十七条まで、第

2
10 (略)

(公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正)

第十八条 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を次のように改正する。

(略)

(政令への委任)

第二十八条 附則第三条から第五条まで、第七条から第十六条まで、第

十九条、第二十一条、第二十四条及び前二条に規定するもののほか、
機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な
経過措置は、政令で定める。

十九条、第二十一条、第二十四条及び前二条に規定するもののほか、
機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な
経過措置は、政令で定める。

◎独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）（平成十九年四月施行）
 （附則第二百二十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十三条（略）</p> <p>2 機構は、前項に規定する業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十二条第一項の規定による委託に基づき、勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部を行うこと。</p> <p>四（略）</p> <p>附則</p> <p>（業務の特例等）</p> <p>第七条 機構は、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第九項の規定により読み替えて適用される同法第十二条第一項の規定による委託に基づき、次の業務を行うこと。</p>	<p>（業務の範囲） 第十三条（略）</p> <p>2 機構は、前項に規定する業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十二条第一項の規定による委託に基づき、勤労者財産形成促進法第九条第一項各号及び第十条の三第一項第二号に掲げる業務の一部を行うこと。</p> <p>四（略）</p> <p>附則</p> <p>（業務の特例等）</p> <p>第七条 機構は、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第六項の規定により読み替えて適用される同法第十二条第一項の規定による委託に基づき、同法附則第四条第一項第四号に規定する債権（政令で定めるものに限る。）の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回</p>

イ 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第一項第四号に規定する債権（政令で定めるものに限る。）の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務の一部を行うこと。

ロ 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第二項第八号の業務が終了するまでの間、当該業務の一部を行うこと。

2
16
(略)

収の業務の一部を行うこと。

2
16
(略)

◎郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二二号）（平成十九年四月及び平成十九年十月施行）

（附則第百二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第八十七条 施行日の前日に旧公社の職員として在職し、郵政民営化法第六十七条の規定により引き続き承継会社の職員となった者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に承継会社を退職したものであつて、その退職した日まで旧公社の職員として在職したものと、かつ、第五十四条の規定による改正前の国家公務員退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）がなおその効力を有し、なお効力を有している旧退職手当法第十条の規定が雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第六十一条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（以下この項において「平成十九年改正後退職手当法」という。）第十条の規定と同様に改正されたものとしたならば当該改正後の旧退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、その者のその退職の日までの承継会社の職員としての在職を平成十九年改正後退職手当法第二条第一項に規定する職員としての在職と、その者がその退職により承継会社から支給を受けた退職手当（これに相当する給付を含む</p>	<p>附 則</p> <p>（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第八十七条 施行日の前日に旧公社の職員として在職し、郵政民営化法第六十七条の規定により引き続き承継会社の職員となった者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に承継会社を退職したものであつて、その退職した日まで旧公社の職員として在職したものと、かつ、第五十四条の規定による改正前の国家公務員退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）がなおその効力を有しているものとしたならば旧退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、その者のその退職の日までの承継会社の職員としての在職を新退職手当法第二条第一項に規定する職員としての在職と、その者がその退職により承継会社から支給を受けた退職手当（これに相当する給付を含む。）を新退職手当法第十条第一項第一号に規定する一般の退職手当等と、その者が退職の際勤務していた承継会社の業務を国の事務又は事業とみなして同条の規定による退職手当を支給する。</p>

。を平成十九年改正後退職手当法第十条第一項第一号に規定する一般の退職手当等と、その者が退職の際勤務していた承継会社の業務を国の事務又は事業とみなして同条の規定による退職手当を支給する。

2・3 (略)

第九十四条 (略)

2・3 (略)

4 施行日の前日において旧国共済法附則第十四条の四第一項の規定により日本郵政公社共済組合が行っている同項第一号に掲げる事業(同日において同号に規定する資金の貸付けを受けている者に係るものに限る。)については、当分の間、新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項の規定にかかわらず、日本郵政共済組合が従前の例により行うものとする。

2・3 (略)

第九十四条 (略)

2・3 (略)

4 施行日の前日において旧国共済法附則第十四条の四第一項の規定により日本郵政公社共済組合が行っている同項第二号に掲げる事業(同日において同号に規定する資金の貸付けを受けている者に係るものに限る。)については、当分の間、新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項の規定にかかわらず、日本郵政共済組合が従前の例により行うものとする。

◎郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二二号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第百二十八条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	<p>附則</p> <p>第九十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（削除）</p> <p>3（略）</p>
現行	<p>附則</p> <p>第九十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 新国共済法第百十九条に規定する船員組合員のうち日本郵政共済組合の組合員は、当分の間、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）及び雇用保険法の規定を適用する。</p> <p>4（略）</p>

◎石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）（平成十九年四月施行）
 （附則第二百二十九条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六十九条（略）</p> <p>2 前項の規定による労働保険料の徴収については、徴収法の規定（第四条及び第二十二條から第二十五條までの規定を除く。）を適用する。この場合において、徴収法第十二條第二項中「及び社会復帰促進等事業」とあるのは、「社会復帰促進等事業及び石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）第五十九條第一項の特別遺族給付金（以下「特別遺族給付金」という。）の支給」と、「費用の額」とあるのは「費用の額、特別遺族給付金の支給に要する費用の額」と、同条第三項中「とする。第二十條第一項において同じ。」とあるのは「とする。第二十條第一項において同じ。」と特別遺族給付金（石綿健康被害救済法第六十二條第二号の場合に支給される特別遺族一時金、特定の業務に長期間従事することにより発生する疾病であつて厚生労働省令で定めるものにかつた者（厚生労働省令で定める事業の種類ごとに、当該事業における就労期間等を考慮して厚生労働省令で定める者に限る。）に係る特別遺族給付金（以下この項において「特定疾病にかつた者に係る特別遺族給付金」という。）及び第三種特別加入者に係る特別遺族給付金を除く。）の額（石綿健康被害救済法第五十九條第二項の特別遺族年金については、その額は、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。）と、「特定疾病にかつた者に係る保険給付に要する費用」</p>	<p>第六十九条（略）</p> <p>2 前項の規定による労働保険料の徴収については、徴収法の規定（第四条及び第二十二條から第二十五條までの規定を除く。）を適用する。この場合において、徴収法第十二條第二項中「及び労働福祉事業」とあるのは、「労働福祉事業及び石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）第五十九條第一項の特別遺族給付金（以下「特別遺族給付金」という。）の支給」と、「費用の額」とあるのは「費用の額、特別遺族給付金の支給に要する費用の額」と、同条第三項中「とする。第二十條第一項において同じ。」とあるのは「とする。第二十條第一項において同じ。」と特別遺族給付金（石綿健康被害救済法第六十二條第二号の場合に支給される特別遺族一時金、特定の業務に長期間従事することにより発生する疾病であつて厚生労働省令で定めるものにかつた者（厚生労働省令で定める事業の種類ごとに、当該事業における就労期間等を考慮して厚生労働省令で定める者に限る。）に係る特別遺族給付金（以下この項において「特定疾病にかつた者に係る特別遺族給付金」という。）及び第三種特別加入者に係る特別遺族給付金を除く。）の額（石綿健康被害救済法第五十九條第二項の特別遺族年金については、その額は、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。）と、「特定疾病にかつた者に係る保険給付に要する費用」とあるのは「</p>

とあるのは、「特定疾病にかかった者に係る保険給付に要する費用、石綿健康被害救済法第五十九条第二項の特別遺族年金の支給に要する費用、特定疾病にかかった者に係る特別遺族給付金に要する費用」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3
(略)

、特定疾病にかかった者に係る保険給付に要する費用、石綿健康被害救済法第五十九条第二項の特別遺族年金の支給に要する費用、特定疾病にかかった者に係る特別遺族給付金に要する費用」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3
(略)

◎石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第三百十条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基金） 第三十一条（略）</p> <p>2 前項の石綿健康被害救済基金は、次条第一項の規定により政府から交付された資金、同条第二項の規定により地方公共団体から拠出された資金、第三十六条の規定により厚生労働大臣から交付された金額、第四十七条第一項の規定により徴収した特別拠出金、第二十七条第一項の規定により徴収した金額及び当該石綿健康被害救済基金の運用によって生じた利子その他の収入金の合計額に相当する金額からこの法律の規定により機構が行う業務の事務の執行に要する費用に相当する金額を控除した金額をもって充てるものとする。</p> <p>（一般拠出金の徴収及び納付義務） 第三十五条（略） （削除）</p> <p>2 労災保険適用事業主は、一般拠出金を納付する義務を負う。</p>	<p>（基金） 第三十一条（略）</p> <p>2 前項の石綿健康被害救済基金は、次条第一項の規定により政府から交付された資金、同条第二項の規定により地方公共団体から拠出された資金、第三十五条第二項の規定により船舶所有者から徴収した一般拠出金、第三十六条の規定により厚生労働大臣から交付された金額、第四十七条第一項の規定により徴収した特別拠出金、第二十七条第一項の規定により徴収した金額及び当該石綿健康被害救済基金の運用によって生じた利子その他の収入金の合計額に相当する金額からこの法律の規定により機構が行う業務の事務の執行に要する費用に相当する金額を控除した金額をもって充てるものとする。</p> <p>（一般拠出金の徴収及び納付義務） 第三十五条（略）</p> <p>2 機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、船員保険法（昭和十四年法律七十三号）第六十条第一項に規定する船舶所有者（以下「船舶所有者」という。）から、毎年度、一般拠出金を徴収する。</p> <p>3 労災保険適用事業主及び船舶所有者は、一般拠出金を納付する義務を負う。</p>

(一般抛出金の額)

第三十七条 第三十五条第一項の規定により労災保険適用事業主から徴収する一般抛出金（以下「一般抛出金」という。）の額は、徴収法第十条第二項第一号の一般保険料の計算の基礎となる賃金総額に一般抛出金率を乗じて得た額とする。

(削除)

2| 前項の一般抛出金率は、救済給付の支給に要する費用の予想額、第三十二条第一項の規定による交付金及び同条第二項の規定による抛出金があるときはそれらの額並びに指定疾病の発生の状況その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が厚生労働大臣及び事業所管大臣と協議して定める。

3| (略)

(一般抛出金の徴収方法)

第三十八条 徴収法第十九条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）、第二十一条、第二十一条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十六条の二、第三十八条、第四十一条から第四十三条まで及び第四十五条の二の規定は、一般抛出金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(一般抛出金の額)

第三十七条 第三十五条第一項の規定により労災保険適用事業主から徴収する一般抛出金（以下「第一項一般抛出金」という。）の額は、徴収法第十条第二項第一号の一般保険料の計算の基礎となる賃金総額に一般抛出金率を乗じて得た額とする。

2| 第三十五条第二項の規定により船舶所有者から徴収する一般抛出金（以下「第二項一般抛出金」という。）の額は、前年度において当該船舶所有者が使用するすべての船員に支払われた賃金の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に一般抛出金率を乗じて得た額とする。

3| 前二項の一般抛出金率は、救済給付の支給に要する費用の予想額、第三十二条第一項の規定による交付金及び同条第二項の規定による抛出金があるときはそれらの額並びに指定疾病の発生の状況その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が厚生労働大臣及び事業所管大臣と協議して定める。

4| (略)

(第一項一般抛出金の徴収方法)

第三十八条 徴収法第十九条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）、第二十一条、第二十一条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十六条の二、第三十八条、第四十一条から第四十三条まで及び第四十五条の二の規定は、第一項一般抛出金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第十九条第一項	(略)	(略)	第十九条第二項	一般保険料率を乗じて算定した一般保険料	一般拠出金率を乗じて算定した一般拠出金	第十九条第三項	納付した労働保険料の額が前二項の労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは前二項の労働保険料	前二項の一般拠出金	(略)	(略)	(略)
---------	-----	-----	---------	---------------------	---------------------	---------	--	-----------	-----	-----	-----

第十九条第一項	(略)	(略)	第十九条第二項	一般保険料率を乗じて算定した一般保険料	一般拠出金率を乗じて算定した第一項一般拠出金	第十九条第三項	納付した労働保険料の額が前二項の労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは前二項の労働保険料	前二項の第一項一般拠出金	(略)	(略)	(略)
---------	-----	-----	---------	---------------------	------------------------	---------	--	--------------	-----	-----	-----

第四十二条 第四十三条 第一項	この法律の施行	一般拠出金の徴収
第四十五条 の二	(略)	(略)
	この法律の実施	一般拠出金の徴収

2 徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合は、同条第一項の委託を受けて、一般拠出金の納付その他一般拠出金に関する事項（以下「一般拠出金事務」という。）を処理することができる。

3 徴収法第三十四条、第三十五条（第四項を除く。）及び第三十六条の規定並びに失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第二十三条の規定は、一般拠出金事務及び一般拠出金について準用する。この場合において、徴収法第三十四条中「労働保険関係法令」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）及び石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用するこの法律並びにこれらの法律に基づく命令」と、徴収法第三十五条第一項及び第二項中「労働保険関係法令」とあるのは「石綿健康被害救済法及び石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用するこの法律並びにこれらの法律に基づく命令」と、同条第三項中「第二十六条第三項（労災保険法第十二条の三第三項及び第三十一条第四項並びに雇用保険法第十条の四第三項において準用する場合を含む。）

第四十二条 第四十三条 第一項	この法律の施行	第一項一般拠出金の徴収
第四十五条 の二	(略)	(略)
	この法律の実施	第一項一般拠出金の徴収

2 徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合は、同条第一項の委託を受けて、第一項一般拠出金の納付その他第一項一般拠出金に関する事項（以下「第一項一般拠出金事務」という。）を処理することができる。

3 徴収法第三十四条、第三十五条（第四項を除く。）及び第三十六条の規定並びに失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第二十三条の規定は、第一項一般拠出金事務及び第一項一般拠出金について準用する。この場合において、徴収法第三十四条中「労働保険関係法令」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）及び石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用するこの法律並びにこれらの法律に基づく命令」と、徴収法第三十五条第一項及び第二項中「労働保険関係法令」とあるのは「石綿健康被害救済法及び石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用するこの法律並びにこれらの法律に基づく命令」と、同条第三項中「第二十六条第三項（労災保険法第十二条の三第三項及び第三十一条第四項並びに雇用保険法第十条の四第三項において準用する場合

「とあるのは「石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用する第二十六条第三項」と読み替えるものとする。

第三十九条から第四十六条まで 削除

合を含む。）」とあるのは「石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用する第二十六条第三項」と読み替えるものとする。

(第二項一般拠出金の納付等)

第三十九条 船舶所有者は、各年度ごとに、第二項一般拠出金を、環境省令で定める事項を記載した申告書を添えて、その年度の初日から五十日以内に機構に納付しなければならない。

2 機構は、船舶所有者が前項に規定する期間内に同項の申告書を提出しないとき、又は同項の申告書に環境省令で定める事項の記載の誤りがあると認めたときは、第二項一般拠出金の額を決定し、これを船舶所有者に通知する。

3 前項の規定による通知を受けた船舶所有者は、第二項一般拠出金を納付していないときは同項の規定により機構が決定した第二項一般拠出金の全額を、納付した第二項一般拠出金の額が同項の規定により機構が決定した第二項一般拠出金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から十五日以内に機構に納付しなければならない。

4 船舶所有者が納付した第二項一般拠出金の額が、第二項の規定により機構が決定した第二項一般拠出金の額を超える場合には、機構は、その超える額について、未納の第二項一般拠出金その他この款の規定による徴収金（船舶所有者に係るものに限る。以下この款において同じ。）があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

(第二項一般拠出金の延納)

第四十条 機構は、船舶所有者の申請に基づき、その者の納付すべき第

二項一般抛し出金を延納させることができる。

(督促及び滞納処分)

第四十一条 第二項一般抛し出金その他この款の規定による徴収金を納付しない船舶所有者があるときは、機構は、期限を指定して督促しななければならない。

2 前項の規定により督促するときは、機構は、納付義務者に対して督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する第一項の期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

4 第一項の規定による督促を受けた船舶所有者がその指定の期限までに第二項一般抛し出金その他この款の規定による徴収金を完納しないときは、機構は、環境大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

(延滞金)

第四十二条 前条第一項の規定により第二項一般抛し出金の納付を督促したときは、機構は、その督促に係る第二項一般抛し出金の額につき年十・六パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る第二項一般抛し出金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、第二項一般抛し出金の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる第二項一般抛し出金の額は、その納付のあった第二項一般抛し出金の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の第二項一般拠出金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに第二項一般拠出金を完納したとき。

二 納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によつて督促したとき。

三 延滞金の額が百円未満であるとき。

四 第二項一般拠出金について滞納処分^一の執行を停止し、又は猶予したとき。

五 第二項一般拠出金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(先取特権の順位)

第四十三条 第二項一般拠出金その他この款の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続)

第四十四条 第二項一般拠出金その他この款の規定による徴収金は、この款に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(船舶所有者に対する報告の徴収等)

第四十五条 機構は、第二項一般拠出金の徴収に関し必要があると認め

るときは、船舶所有者に対し、報告若しくは文書の提出を命じ、又は当該職員に、船舶所有者の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（環境省令への委任）

第四十六条 この款に定めるもののほか、第二項一般抛出品その他この款の規定による徴収金に関し必要な事項は、環境省令で定める。

（準用）

第五十条 第四十条から第四十五条までの規定は、特別抛出品について準用する。

（特別抛出品の延納）

第五十条 機構は、特別事業主の申請に基づき、その者の納付すべき特別抛出品を延納させることができる。

（督促及び滞納処分）

第五十条の二 特別抛出品その他この款の規定による徴収金を納付しない特別事業主があるときは、機構は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定により督促するときは、機構は、納付義務者に対して督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する第一項の期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

4 第一項の規定による督促を受けた特別事業主がその指定の期限までに特別拠出金その他この款の規定による徴収金を完納しないときは、機構は、環境大臣の認可を受けて、国税滞納処分例により、滞納処分をすることができる。

(延滞金)

第五十条の三 前条第一項の規定により特別拠出金の納付を督促したときは、機構は、その督促に係る特別拠出金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る特別拠出金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、特別拠出金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる特別拠出金の額は、その納付のあつた特別拠出金の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の特別拠出金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに特別拠出金を完納したとき。

二 納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法に

よって督促したとき。

三 延滞金の額が百円未満であるとき。

四 特別拠出金について滞納処分^一の執行を停止し、又は猶予したとき。

五 特別拠出金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(先取特権の順位)

第五十条の四 特別拠出金その他この款の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続)

第五十条の五 特別拠出金その他この款の規定による徴収金は、この款に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(特別事業主に対する報告の徴収等)

第五十条の六 機構は、特別拠出金の徴収に関し必要があると認めるときは、特別事業主に対し、報告若しくは文書の提出を命じ、又は当該職員に、特別事業主の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(保険医療機関等に対する報告の徴収等)

第五十五条 (略)

2 第五十条の六第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

3 (略)

(診療を行った者等に対する報告の徴収等)

第五十六条 (略)

2 第五十条の六第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(資料の提出の要求等)

第五十七条 環境大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、労災保険適用事業主又は特別事業主に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(事業主等に対する報告の徴収等)

第七十三条 (略)

2・3 (略)

4 第五十条の六第二項の規定は第二項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は第二項の規定による権限について準用する。

(診療を行った者等に対する報告の徴収等)

(保険医療機関等に対する報告の徴収等)

第五十五条 (略)

2 第四十五条第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

3 (略)

(診療を行った者等に対する報告の徴収等)

第五十六条 (略)

2 第四十五条第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(資料の提出の要求等)

第五十七条 環境大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、労災保険適用事業主、船舶所有者又は特別事業主に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(事業主等に対する報告の徴収等)

第七十三条 (略)

2・3 (略)

4 第四十五条第二項の規定は第二項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は第二項の規定による権限について準用する。

(診療を行った者等に対する報告の徴収等)

第七十四条 (略)

2 第五十条の六第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(審査請求)

第七十五条 この法律に基づいて機構が行った処分については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、審査請求をすることができる。

一 (略)

二 特別拠出金の徴収に係る処分についての審査請求 環境大臣

2・3 (略)

第八十八条 (略)

2 徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合が、第三十八条第三項において準用する徴収法第三十六条の規定に違反して帳簿を備えて置かず、又は帳簿に一般拠出金事務に関する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合は、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

3 第五十条の六第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十四条 (略)

2 第四十五条第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(審査請求)

第七十五条 この法律に基づいて機構が行った処分については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、審査請求をすることができる。

一 (略)

二 第二項一般拠出金及び特別拠出金の徴収に係る処分についての審査請求 環境大臣

2・3 (略)

第八十八条 (略)

2 徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合が、第三十八条第三項において準用する徴収法第三十六条の規定に違反して帳簿を備えて置かず、又は帳簿に第一項一般拠出金事務に関する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合は、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

3 第四十五条第一項(第五十条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第九十一条 第五十条の二第四項の規定により環境大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第九十一条 第四十一条第四項（第五十条において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

◎独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第三百三十三条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>附則 （国家公務員共済組合法の一部改正） 第二十六条（略） （削除）</p>
<p>現行</p>	<p>附則 （国家公務員共済組合法の一部改正等） 第二十六条（略） 2 前項の規定による改正後の国家公務員共済組合法第二百二十四条の三の規定により同法第二条第一項第一号に規定する職員とみなして同法の規定を適用することとされる独立行政法人水産大学校及び独立行政法人水産総合研究センターの職員のうち、同法第百十九条に規定する船員組合員である者については、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）及び雇用保険法の規定を適用する。</p>

◎独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号）（平成二十年四月施行）

（附則第三百三十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則</p> <p>第十八条 削除</p>	<p>附則</p> <p>（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う船員組合員に係る特例に関する経過措置）</p> <p>第十八条 国家公務員共済組合法第百十九条に規定する船員組合員のうち独立行政法人航海訓練所又は独立行政法人海技教育機構の職員である者については、当分の間、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）及び雇用保険法の規定を適用する。</p>

◎健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）（平成十九年四月施行）
 （附則第三百三十五条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十九条 船員保険法の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第二十八条第二項第一号中「七十歳」を「六十五歳」に改め、同条第三項第一号中「七十五歳未満ノ被保険者（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク）」を「次号ニ掲グル者以外ノ被保険者」に改め、同項第二号中「七十五歳未満ノ被保険者（老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ニ限ル）及七十五歳以上ノ」を「後期高齢者医療ノ被保険者等タル」に改める。</p> <p>（中略）</p> <p>第五十九条第一項中「老人保健拠出金及退職者給付拠出金」を「前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等」に改め、同条第二項第一号中「一般保険料率」の下に「（基本保険料率ト特定保険料率トヲ合算シタル率ヲ謂フ）」を加え、同条第五項第一号及び第二号中「依ル被保険者」の下に「（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ヲ除ク）」を加え、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。</p> <p>三 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第三項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ二</p>	<p>第十九条 船員保険法の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第二十八条第三項第一号中「七十五歳未満ノ被保険者（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク）」を「次号ニ掲グル者以外ノ被保険者」に改め、同項第二号中「七十五歳未満ノ被保険者（老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ニ限ル）及七十五歳以上ノ」を「後期高齢者医療ノ被保険者等タル」に改める。</p> <p>（中略）</p> <p>第五十九条第一項中「老人保健拠出金及退職者給付拠出金」を「前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等」に改め、同条第二項第一号中「一般保険料率」の下に「（基本保険料率ト特定保険料率トヲ合算シタル率ヲ謂フ）」を加え、同条第五項第一号及び第二号中「依ル被保険者」の下に「（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ヲ除ク）」を加え、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。</p> <p>三 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ二</p>

十二 二災害保険料率ヲ加ヘタル率（第五十九条ノ三ノ規定ニ依ル特別失業保険料率ノ適用アル船舶所有者ニ使用セラルル被保険者ニ付テハ其ノ率ニ特別失業保険料率ヲ更ニ加ヘタル率）

四 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第三項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ千分ノ八ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率

（中略）

第六十条第一項第一号中「第五十九条第九項又ハ第十一項」を「第五十九条第十項又ハ第十二項」に改め、同項第二号中「第五十九条第九項」を「第五十九条第十項」に改め、同項第三号中「介護保険第二号被保険者」の下に「及後期高齢者医療ノ被保険者等」を加え、「第五十九条第九項又ハ第十一項」を「第五十九条第十項又ハ第十二項」に改め、同項第四号中「介護保険第二号被保険者」の下に「及後期高齢者医療ノ被保険者等」を加え、「第五十九条第九項」を「第五十九条第十項」に改め、同項に次の一号を加える。

五 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タルモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第三項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ七（第五十九条第十二項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額

（中略）

附則第二十八項を次のように改める。

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）

十六 二災害保険料率ヲ加ヘタル率（第五十九条ノ三ノ規定ニ依ル特別失業保険料率ノ適用アル船舶所有者ニ使用セラルル被保険者ニ付テハ其ノ率ニ特別失業保険料率ヲ更ニ加ヘタル率）

四 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ千分ノ八ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率

（中略）

第六十条第一項第一号中「第五十九条第九項又ハ第十一項」を「第五十九条第十項又ハ第十二項」に改め、同項第二号中「第五十九条第九項」を「第五十九条第十項」に改め、同項第三号中「介護保険第二号被保険者」の下に「及後期高齢者医療ノ被保険者等」を加え、「第五十九条第九項又ハ第十一項」を「第五十九条第十項又ハ第十二項」に改め、同項第四号中「介護保険第二号被保険者」の下に「及後期高齢者医療ノ被保険者等」を加え、「第五十九条第九項」を「第五十九条第十項」に改め、同項に次の一号を加える。

五 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タルモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ九（第五十九条第十二項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額

（中略）

ノ施行ノ日ノ属スル月乃至平成二十二年三月分迄ノ保険料率ニ付テハ第五十九条第五項第一号中「千分ノ百十三」トアルハ「千分ノ百十一」ト第六十条第一項第一号及第三号中「千分ノ五十二・五」トアルハ「千分ノ五十・五」ト健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第十九条ノ施行ノ日ノ属スル月乃至平成二十二年三月分迄ノ保険料率ニ付テハ第六十条第一項第五号中「千分ノ七」トアルハ「千分ノ五」トス

附則第三十項の次に次の二項を加える。

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項ノ規定ニ依リ社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）ニ依ル社会保険診療報酬支払基金法同項ニ規定スル拠出金ヲ徴収スル間第五十八条第四項中「及同法ノ規定ニ依ル後期高齢者支援金等（以下後期高齢者支援金等ト称ス）」トアルハ「、同法ノ規定ニ依ル後期高齢者支援金等（以下後期高齢者支援金等ト称ス）及国民健康保険法附則第十条第一項ノ規定ニ依ル拠出金（以下退職者給付拠出金ト称ス）」ト第五十九条第一項及第七項中「及後期高齢者支援金等」トアルハ「、後期高齢者支援金等及退職者給付拠出金」ト同条第九項中「若ハ後期高齢者支援金等」トアルハ「、後期高齢者支援金等若ハ退職者給付拠出金」ト同条第十四項中「及後期高齢者支援金等」トアルハ「、後期高齢者支援金等ノ額及退職者給付拠出金」トス

高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル日迄ノ間前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル第五十八条第四項中「及」トアルハ「、同法附則第七条第一項ノ規定ニ依ル病床転換支援金等（以下病床転換支援金等ト称ス）及」ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル第五十九条第一項及第七項中「及」トアルハ「、病

附則第二十四項の次に次の二項を加える。

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項ノ規定ニ依リ社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）ニ依ル社会保険診療報酬支払基金法同項ニ規定スル拠出金ヲ徴収スル間第五十八条第四項中「及同法ノ規定ニ依ル後期高齢者支援金等（以下後期高齢者支援金等ト称ス）」トアルハ「、同法ノ規定ニ依ル後期高齢者支援金等（以下後期高齢者支援金等ト称ス）及国民健康保険法附則第十条第一項ノ規定ニ依ル拠出金（以下退職者給付拠出金ト称ス）」ト第五十九条第一項及第七項中「及後期高齢者支援金等」トアルハ「、後期高齢者支援金等及退職者給付拠出金」ト同条第九項中「若ハ後期高齢者支援金等」トアルハ「、後期高齢者支援金等若ハ退職者給付拠出金」ト同条第十四項中「及後期高齢者支援金等」トアルハ「、後期高齢者支援金等ノ額及退職者給付拠出金」トス

高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル日迄ノ間前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル第五十八条第四項中「及」トアルハ「、同法附則第七条第一項ノ規定ニ依ル病床転換支援金等（以下病床転換支援金等ト称ス）及」ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル第五十九条第一項及第七項中「及」トアルハ「、病

床転換支援金等及」ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル同条第九項中「若ハ」トアルハ、「病床転換支援金等若ハ」ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル同条第十四項中「ノ額及」トアルハ「ノ額、病床転換支援金等ノ額及」トス

(中略)

第二十条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第五十三条第八項を削る。

第六十一条第七項中「及び第八項」を削り、「並びに前条第一項」

を「及び前条第一項」に改める。

第六十二条第四項中「及び第八項」を削り、「並びに前条第四項」

を「及び前条第四項」に改める。

第六十三条第四項中「及び第八項」を削り、「並びに第六十一条第四項」を「及び第六十一条第四項」に改める。

第七十六条第六項中「第五項及び第八項」を「及び第五項」に改める。

(中略)

附則

(中略)

第五十七条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

(中略)

附則第十一条の次に次の一条を加える。

(退職者給付拠出金の納付が行われる場合における組合の業務等の

床転換支援金等及」ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル同条第九項中「若ハ」トアルハ、「病床転換支援金等若ハ」ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル同条第十四項中「ノ額及」トアルハ「ノ額、病床転換支援金等ノ額及」トス

(中略)

第二十条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第二十八条第七項を削る。

第二十八条ノ七第七項中「及第七項」を削り、「並ニ第二十八条ノ

六第一項」を「及前条第一項」に改める。

第二十八条ノ八第四項中「及第七項」を削り、「並ニ前条第四項」

を「及前条第四項」に改める。

第二十九条第四項中「及第七項」を削り、「並ニ第二十八条ノ七第四項」を「及第二十八条ノ七第四項」に改める。

第三十一条ノ二第六項中「第五項及第七項」を「及第五項」に改める。

(中略)

附則

(中略)

第五十七条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

(中略)

附則第十一条の次に次の一条を加える。

(退職者給付拠出金の納付が行われる場合における組合の業務等の

特例)

第十一条の三 当分の間、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第三条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、第三条第四項中「介護保険法」とあるのは「国民健康保険法昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）、「介護保険法」と、第九十九条第一項中「介護給付金並びに」とあるのは「退職者給付拠出金、介護納付金並びに」と、同項第一号中「の納付」とあるのは「並びに退職者給付拠出金の納付」とする。

(中略)

(特別会計に関する法律の一部改正)

第七十九条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）の一部を次のように改正する。

(中略)

附則第二百条の二の次に次の二条を加える。

(船員保険特別会計における国民健康保険法の規定による拠出金に係る経過措置)

第二百条の三 国民健康保険法附則第十条第一項の規定による拠出金を納付する間においては、附則第九十三条第二号口中「後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等並びに国民健康保険法の規定による拠出金」とする。

(船員保険特別会計における病床転換支援金等に係る経過措置)

第二百条の四 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間においては、附則第九十三条第二号口中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者

特例)

第十一条の二 当分の間、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第三条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、第三条第四項中「介護保険法」とあるのは「国民健康保険法昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）、「介護保険法」と、第九十九条第一項中「介護給付金並びに」とあるのは「退職者給付拠出金、介護納付金並びに」と、同項第一号中「の納付」とあるのは「並びに退職者給付拠出金の納付」とする。

(中略)

(特別会計に関する法律の一部改正)

第七十九条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）の一部を次のように改正する。

(中略)

附則第二百条の次に次の二条を加える。

(船員保険特別会計における国民健康保険法の規定による拠出金に係る経過措置)

第二百条の二 国民健康保険法附則第十条第一項の規定による拠出金を納付する間においては、附則第九十三条第二号口中「後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等並びに国民健康保険法の規定による拠出金」とする。

(船員保険特別会計における病床転換支援金等に係る経過措置)

第二百条の三 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間においては、附則第九十三条第二号口中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金

支援金等及び病床転換支援金等」とする。

(中略)

第八十条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

(中略)

附則第二百条の三中「国民健康保険法」の下に「(昭和三十三年法律第九十二号)」を加える。

(中略)

第九十条 船員職業安定法の一部を次のように改正する。

第九十三条第一項中「第八項並びに」を削る。

(中略)

第九十六条 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第八項並びに」を削る。

等及び病床転換支援金等」とする。

(中略)

第八十条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

(中略)

附則第二百条の二中「国民健康保険法」の下に「(昭和三十三年法律第九十二号)」を加える。

(中略)

第九十条 船員職業安定法の一部を次のように改正する。

第九十三条第一項中「及び第七項第二号」を削り、「並びに第五十三條第二項第二号」を「及び第五十三條第二項第二号」に改める。

(中略)

第九十六条 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「及び第七項第二号」を削り、「並びに第五十三條第二項第二号」を「及び第五十三條第二項第二号」に改める。

◎特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）（平成十九年四月施行）
 （附則第三百三十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（歳入及び歳出） 第九十九条 労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 歳出</p> <p>イ 労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費 ロ～ト （略）</p> <p>2 雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 歳出</p> <p>イ 雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費及び能力開発事業費 ロ～チ （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（他の勘定への繰入れ） 第二百二条 （略）</p> <p>2 一般保険料の額のうち徴収法第十二条第四項の雇用保険率（その率が同条第五項又は第八項の規定により変更された場合には、その変更された率）に应ずる部分の額、徴収法第二十三条第三項及び第二十五条第一項の規定に基づく印紙保険料の額、第九十九条第三項第一号ロ</p>	<p>（歳入及び歳出） 第九十九条 労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 歳出</p> <p>イ 労災保険事業の保険給付費及び労働福祉事業費 ロ～ト （略）</p> <p>2 雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 歳出</p> <p>イ 雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費、能力開発事業費及び雇用福祉事業費 ロ～チ （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（他の勘定への繰入れ） 第二百二条 （略）</p> <p>2 一般保険料の額のうち徴収法第十二条第四項の雇用保険率（その率が同条第五項又は第七項の規定により変更された場合には、その変更された率）に应ずる部分の額、徴収法第二十三条第三項及び第二十五条第一項の規定に基づく印紙保険料の額、第九十九条第三項第一号ロ</p>

の印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第三条第三項の規定による納付金の額並びに徴収勘定の附属雑収入の額のうち政令で定める額の合計額に相当する金額は、毎会計年度、徴収勘定から雇用勘定に繰り入れるものとする。

3 (略)

(積立金)

第百三条 労災勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費(特別支給金に充てるためのものに限る。第五項において同じ。)に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 (略)

3 雇用勘定において、毎会計年度の歳入額(雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳入額(次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。)を控除した残りの額とする。)から当該年度の歳出額(雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額(次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。)を控除した残りの額とする。)を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

4 (略)

5 労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに前条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金(労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。)を

の印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第三条第三項の規定による納付金の額並びに徴収勘定の附属雑収入の額のうち政令で定める額の合計額に相当する金額は、毎会計年度、徴収勘定から雇用勘定に繰り入れるものとする。

3 (略)

(積立金)

第百三条 労災勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、労災保険事業の保険給付費及び労働福祉事業費(特別支給金に充てるためのものに限る。第五項において同じ。)に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 (略)

3 雇用勘定において、毎会計年度の歳入額(雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に係る歳入額(次条第三項及び第四項において「三事業費充当歳入額」という。)を控除した残りの額とする。)から当該年度の歳出額(雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に係る歳出額(次条第三項及び第四項において「三事業費充当歳出額」という。)を控除した残りの額とする。)を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

4 (略)

5 労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び労働福祉事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに前条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金(労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。)を支弁す

支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

(雇用安定資金)

第四百四条 (略)

2 (略)

3 雇用勘定において、毎会計年度の二事業費充当歳入額から当該年度の二事業費充当歳出額を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用安定事業費に充てるために必要な金額を、雇用安定資金に組み入れるものとする。

4 雇用勘定において、毎会計年度の二事業費充当歳入額から当該年度の二事業費充当歳出額を控除して不足がある場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、雇用安定資金から補足するものとする。

5・6 (略)

附 則

(労働保険特別会計の雇用勘定の歳入の特例)

第十九条 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第三項、第六項又は第七項の規定による国庫への納付が行われる会計年度における第九十九条第二項第一号の規定の適用については、同号中「及び」とあるのは「並びに」と、「第十四条第三項の規定」とあるのは「第十四条第三項並びに同法附則第四条第三項、第六項及び第七項の規定」とする。

るために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

(雇用安定資金)

第四百四条 (略)

2 (略)

3 雇用勘定において、毎会計年度の三事業費充当歳入額から当該年度の三事業費充当歳出額を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用安定事業費に充てるために必要な金額を、雇用安定資金に組み入れるものとする。

4 雇用勘定において、毎会計年度の三事業費充当歳入額から当該年度の三事業費充当歳出額を控除して不足がある場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、雇用安定資金から補足するものとする。

5・6 (略)

附 則

(労働保険特別会計の雇用勘定の歳入の特例)

第十九条 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第二項又は第四項の規定による国庫への納付が行われる会計年度における第九十九条第二項第一号の規定の適用については、同号中「第十四条第三項の規定」とあるのは、「第十四条第三項並びに同法附則第四条第二項及び第四項の規定」とする。

(雇用勘定における国庫負担金の過不足の調整の特例)

第二十条の二 雇用保険法附則第十条第一項の規定が適用される会計年度における第百五条の規定の適用については、同条中「雇用保険法第六十六条及び第六十七条」とあるのは、「雇用保険法附則第十条第一項及び同条第三項において読み替えて適用する同法第六十六条第六項」とする。

(船員保険特別会計における受入金の過不足の調整の特例)

第二百条の二 船員保険法附則第二十五項の規定が適用される会計年度における附則第百九十八条の規定の適用については、同条中「同法第五十八条の規定による国庫負担金の額及び」とあるのは、「同法附則第二十五項並びに同法附則第二十七項において読み替えて適用する同法第五十八条第三項及び第四項の規定による国庫負担金の額並びに」とする。

◎特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第三百三十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（歳入及び歳出） 第九十九条 労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 徴収勘定からの繰入金 ロ 一般会計からの繰入金 ハ 積立金からの受入金 ニ 積立金から生ずる収入 ホ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第八十一号）第十三条第三項、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十六条第四項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第六十九号）第十四条第三項及び独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）第十三条第三項の規定による納付金 ヘ 附属雑収入 <p>二 歳出</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進事業費 ロ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金 ハ 独立行政法人福祉医療機構への出資金及び交付金 	<p>（歳入及び歳出） 第九十九条 労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 徴収勘定からの繰入金 ロ 一般会計からの繰入金 ハ 積立金からの受入金 ニ 積立金から生ずる収入 ホ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第八十一号）第十三条第三項、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十六条第四項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第六十九号）第十四条第三項及び独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）第十三条第三項の規定による納付金 ヘ 附属雑収入 <p>二 歳出</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進事業費 ロ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金 ハ 独立行政法人福祉医療機構への出資金及び交付金

ニ 徴収勘定への繰入金

ホ 年金特別会計の厚生年金勘定への繰入金

ヘ 一時借入金の利子

ト 労災保険事業の業務取扱費（第三項第二号ニに掲げる業務取扱費を除く。）

チ 附属諸費

2・3 (略)

(労災勘定から年金特別会計の厚生年金勘定への繰入れ)

第百二条の二 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十九条に規定する労災保険事業の管掌者たる政府が負担する費用に相当する額は、労災勘定から年金特別会計の厚生年金勘定に繰り入れるものとする。

(積立金)

第百三条 (略)

2・4 (略)

5 労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び労働福祉事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額の額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

(目的)

第百八条 年金特別会計は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一

ニ 徴収勘定への繰入金

ホ 一時借入金の利子

ヘ 労災保険事業の業務取扱費（第三項第二号ニに掲げる業務取扱費を除く。）

ト 附属諸費

2・3 (略)

(積立金)

第百三条 (略)

2・4 (略)

5 労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び労働福祉事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに前条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額の額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

(目的)

第百八条 年金特別会計は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一

号)による国民年金事業(以下この節において「国民年金事業」という。)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による厚生年金保険事業(国民年金法の規定による拠出金の負担を含む。以下この節において「厚生年金保険事業」という。)、健康保険法(大正十一年法律第七十号)による健康保険及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による船員保険に関し政府が行う業務並びに児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

(歳入及び歳出)

第百十一条 (略)

2 (略)

3 厚生年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ〜ハ (略)

ニ 労働保険特別会計の労災勘定からの繰入金

ホ 積立金からの受入金

ヘ 積立金から生ずる収入

ト 年金積立金管理運用独立行政法人からの納付金

チ 厚生年金保険法第八十五条の三の規定による厚生年金基金又は

企業年金連合会からの徴収金

リ 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第百十三条第

一項の規定による解散厚生年金基金等からの徴収金

ヌ 業務勘定からの繰入金

ル 附属雑収入

二 歳出

号)による国民年金事業(以下この節において「国民年金事業」という。)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による厚生年金保険事業(国民年金法の規定による拠出金の負担を含む。以下この節において「厚生年金保険事業」という。)、健康保険法(大正十一年法律第七十号)による健康保険に関し政府が行う業務及び児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

(歳入及び歳出)

第百十一条 (略)

2 (略)

3 厚生年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ〜ハ (略)

ニ 積立金からの受入金

ホ 積立金から生ずる収入

ト 年金積立金管理運用独立行政法人からの納付金

チ 厚生年金保険法第八十五条の三の規定による厚生年金基金又は

企業年金連合会からの徴収金

リ 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第百十三条第

一項の規定による解散厚生年金基金等からの徴収金

ヌ 業務勘定からの繰入金

ル 附属雑収入

二 歳出

4 イホ (略)

5 健康勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 健康保険法第五十五条の規定による保険料(同法第三条第四項に規定する任意継続被保険者に係る保険料を除く。)

ロ 船員保険法第一百四十四条の規定による保険料(同法第二条第二項に規定する疾病任意継続被保険者に係る保険料を除く。)

ハ 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第三条第五項の規定による納付金

ニ 健康保険法の規定による拠出金

ホ 附属雑収入

二 歳出

イホニ (略)

6 (略)

7 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イホト (略)

二 歳出

イ 国民年金事業、厚生年金保険事業並びに健康保険及び船員保険
に關し政府が行う業務の業務取扱費並びに児童手当法第二十条第
一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費

ロホ (略)

(一般会計繰入対象経費)

第一百十三条 (略)

4 イホ (略)

5 健康勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 健康保険法第五十五条の規定による保険料(任意継続被保険者に係る保険料を除く。)

ロ 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第三条第五項の規定による納付金

ニ 健康保険法の規定による拠出金

ホ 附属雑収入

二 歳出

イホニ (略)

6 (略)

7 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イホト (略)

二 歳出

イ 国民年金事業、厚生年金保険事業及び健康保険に關し政府が行
う業務の業務取扱費並びに児童手当法第二十条第一項第一号の事
業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費

ロホ (略)

(一般会計繰入対象経費)

第一百十三条 (略)

254 (略)

5 業務勘定における一般会計繰入対象経費は、国民年金法第八十五条第二項に規定する国民年金事業の事務の執行に要する費用、厚生年金保険法第八十条第二項に規定する厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用、健康保険法第五十一条に規定する健康保険事業の事務の執行に要する費用のうち健康保険に^レ関し政府が行う業務に係るもの及び船員保険法第十二条第二項に規定する船員保険事業の事務の執行に要する費用のうち船員保険に^レ関し政府が行う業務に係るもので国庫が負担するものとする。

(他の勘定への繰入れ)

第百十四条 (略)

256 (略)

7 健康保険及び船員保険に^レ関し政府が行う業務の業務取扱費に充てるために必要な額に相当する金額を、健康勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

8・9 (略)

(受入金等の過不足の調整)

第百二十条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一5六 (略)

七 毎会計年度労働保険特別会計の労災勘定から厚生年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度において昭和六十年国民年金等改正法附則第八十九条の規定により労災保険事業の管掌者たる政府が負担する費用に相当する金額に対して超過し、又は不足する場合

254 (略)

5 業務勘定における一般会計繰入対象経費は、国民年金法第八十五条第二項に規定する国民年金事業の事務の執行に要する費用、厚生年金保険法第八十条第二項に規定する厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用及び健康保険法第五十一条に規定する健康保険事業の事務の執行に要する費用のうち健康保険に^レ関し政府が行う業務に係るもので国庫が負担するものとする。

(他の勘定への繰入れ)

第百十四条 (略)

256 (略)

7 健康保険に^レ関し政府が行う業務の業務取扱費に充てるために必要な額に相当する金額を、健康勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

8・9 (略)

(受入金等の過不足の調整)

第百二十条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一5六 (略)

附則

第二十三条 削除

(厚生年金勘定の歳入及び歳出の特例)

- 第二十四条 当分の間、第一百一十一条第三項の規定によるほか、厚生年金保険法附則第十八条第一項の規定による拠出金並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。次項第二号において「平成八年厚生年金等改正法」という。）附則第十九条及び第二十条の規定による納付金は、厚生年金勘定の歳入とする。
- 2 第二百二十条第一項の規定は、次に掲げる場合について準用する。
- 一 毎会計年度厚生年金保険法附則第十八条第一項の規定により同法第百条の三第一項に規定する年金保険者たる共済組合等から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度において同法附則第十八条第一項の規定による拠出金の金額に対して超過し、又は不足する場合

附則

(厚生年金勘定の歳入及び歳出の特例)

- 第二十三条 平成二十一年度の末日までの間、第一百一十一条第三項の規定によるほか、昭和六十年国民年金等改正法（第百十三条第一項に規定する昭和六十年国民年金等改正法をいう。次項並びに附則第二十六条及び第二十七条において同じ。）附則第八十九条の規定による船員保険特別会計からの繰入金は、厚生年金勘定の歳入とする。
- 2 第二百二十条第一項の規定は、毎会計年度船員保険特別会計から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度において昭和六十年国民年金等改正法附則第八十九条の規定により船員保険の管掌者たる政府が負担する費用に相当する金額に対して超過し、又は不足する場合について準用する。

- 第二十四条 当分の間、第一百一十一条第三項の規定によるほか、厚生年金保険法附則第十八条第一項の規定による拠出金並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。次項第二号において「平成八年厚生年金等改正法」という。）附則第十九条及び第二十条の規定による納付金は、厚生年金勘定の歳入とする。
- 2 第二百二十条第一項の規定は、次に掲げる場合について準用する。
- 一 毎会計年度厚生年金保険法附則第十八条第一項の規定により同法第百条の三第一項に規定する年金保険者たる共済組合等から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度において同法附則第十八条第一項の規定による拠出金の金額に対して超過し、又は不足する場合

二 毎会計年度平成八年厚生年金等改正法附則第二十条の規定により平成八年厚生年金等改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度において平成八年厚生年金等改正法附則第二十条の規定による納付金の金額に対して超過し、又は不足する場合

(一般会計から厚生年金勘定への繰入れの特例)

第二十六条 第六条の規定にかかわらず、附則第六十六条第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号。以下この条から附則第三十四条までにおいて「旧厚生保険特別会計法」という。）第十八条ノ十一第一項の措置により将来にわたる厚生年金保険事業（第百八条に規定する厚生年金保険事業をいう。次条及び附則第三十五条において同じ。）の財政の安定が損なわれることのないよう、国の財政状況を勘案しつつ、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの間における各年度に係る昭和六十年国民年金等改正法（第百十三条第一項に規定する昭和六十年国民年金等改正法をいう。次条において同じ。）附則第七十九条の規定による国庫負担金の額と同項の規定による繰入金との差額に相当する額及び同項の規定による国庫負担金の繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に旧厚生保険特別会計法に基づく厚生保険特別会計の年金勘定（次条において「旧年金勘定」という。）及び厚生年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を、一般会計から同勘定に繰り入れなければならない。

第二十八条の二 当分の間、第六条の規定にかかわらず、船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三号）附則第三条の規定

二 毎会計年度平成八年厚生年金等改正法附則第二十条の規定により平成八年厚生年金等改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度において平成八年厚生年金等改正法附則第二十条の規定による納付金の金額に対して超過し、又は不足する場合

(一般会計から厚生年金勘定への繰入れの特例)

第二十六条 第六条の規定にかかわらず、附則第六十六条第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号。以下この条から附則第三十四条までにおいて「旧厚生保険特別会計法」という。）第十八条ノ十一第一項の措置により将来にわたる厚生年金保険事業（第百八条に規定する厚生年金保険事業をいう。次条及び附則第三十五条において同じ。）の財政の安定が損なわれることのないよう、国の財政状況を勘案しつつ、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの間における各年度に係る昭和六十年国民年金等改正法附則第七十九条の規定による国庫負担金の額と同項の規定による繰入金との差額に相当する額及び同項の規定による国庫負担金の繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に旧厚生保険特別会計法に基づく厚生保険特別会計の年金勘定（次条において「旧年金勘定」という。）及び厚生年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を、一般会計から同勘定に繰り入れなければならない。

によりなお従前の例によることとされる国庫の負担すべき費用に相当する額は、一般会計から厚生年金勘定に繰り入れるものとする。この場合における第二百二十条第二項第二号の規定の適用については、同号中「及び昭和六十年国民年金等改正法」とあるのは、「昭和六十年国民年金等改正法」と、「の規定による」とあるのは「及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三十三号）附則第三条の規定による」とする。

（年金特別会計における特別障害給付金の支給に関する経理）

第二十九条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）による特別障害給付金の支給に関する政府の経理は、当分の間、第百八条の規定にかかわらず、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百十一条第四項第二号及び第七項第二号イ、第百十三条第三項及び第五項並びに第二百二十条第二項第三号の規定の適用については、第百十一条第四項第二号中

「ロ 特別障害給付金給付費

「ロ 附属諸費」とあるのは と、同条

ハ 附属諸費

第七項第二号イ中「行う業務」とあるのは「行う業務並びに特別障害給付金」と、第百十三条第三項中「費用」とあるのは「費用及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第五項及び第百二十条第二項第三号において「特別障害給付金法」という。）第十九条第一項に規定する特別障害給付金の支給に要する費用」と、同条第五項中「及び船員保険法」とあるのは「船員保険法」と、「船員保険に関し政府が行う業務に係るもの」とあるのは「船員保険に関し政府が行う業務に係るもの及び特別障害給

（年金特別会計における特別障害給付金の支給に関する経理）

第二十九条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）による特別障害給付金の支給に関する政府の経理は、当分の間、第百八条の規定にかかわらず、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百十一条第四項第二号及び第七項第二号イ、第百十三条第三項及び第五項並びに第二百二十条第二項第三号の規定の適用については、第百十一条第四項第二号中

「ロ 特別障害給付金給付費

「ロ 附属諸費」とあるのは と、同条

ハ 附属諸費

第七項第二号イ中「及び健康保険に関し政府が行う業務」とあるのは「健康保険に関し政府が行う業務及び特別障害給付金」と、第百十三条第三項中「費用」とあるのは「費用及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第五項及び第百二十条第二項第三号において「特別障害給付金法」という。）第十九条第一項に規定する特別障害給付金の支給に要する費用」と、同条第五項中「及び健康保険法第百五十一条に規定する健康保険事業の事務の執行に要する費用のうち健康保険に関し政府が行う業務

付金法第十九条第二項の規定に基づく特別障害給付金に関する事務の執行に要する費用」と、第二百二十条第二項第三号中「附則第三十四条第一項第九号」とあるのは「附則第三十四条第一項第九号又は特別障害給付金法第十九条第一項」とする。

(年金特別会計における特別保健福祉事業に関する経理)

第三十二条 (略)

2 前項の特別保健福祉事業(以下この条から附則第三十八条までにおいて「特別事業」という。)とは、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を目的として国民の高齢期における健康の保持及び適切な医療の確保を図るため、特別保健福祉事業資金の運用による利益金を財源として行う次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、健康保険事業の保健事業、福祉事業その他の事業に係る財政上の措置であつて政令で定めるもの

3・4 (略)

に係るもの」とあるのは「健康保険法第五十一条に規定する健康保険事業の事務の執行に要する費用のうち健康保険に關し政府が行う業務に係るもの及び特別障害給付金法第十九条第二項の規定に基づく特別障害給付金に関する事務の執行に要する費用」と、第二百二十条第二項第三号中「附則第三十四条第一項第九号」とあるのは「附則第三十四条第一項第九号又は特別障害給付金法第十九条第一項」とする。

(年金特別会計における特別保健福祉事業に関する経理)

第三十二条 (略)

2 前項の特別保健福祉事業(以下この条から附則第三十八条までにおいて「特別事業」という。)とは、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を目的として国民の高齢期における健康の保持及び適切な医療の確保を図るため、特別保健福祉事業資金の運用による利益金を財源として行う次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による船員保険事業(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護保険法の規定による納付金の納付を含む。以下同じ。)の管掌者たる政府が納付する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の一部に充てるため並びに船員保険事業の福祉事業費のうち政令で定めるものに充てるために行う船員保険特別会計への繰入れ

三 前二号に掲げるもののほか、健康保険事業の保健事業、福祉事業その他の事業に係る財政上の措置であつて政令で定めるもの

3・4 (略)

第三十八条 削除

(年金特別会計において特別事業に関する経理を行う場合における船員保険特別会計の歳入の特例)

第三十八条 附則第三十二条第一項の規定により特別事業に関する経理を年金特別会計において行う場合における附則第九十三条第一号の規定の適用については、同号中「ホ 附属雑収入」とあるのは、

「ホ 年金特別会計の業務勘定からの繰入金

とする。

へ 附属雑収入

ー

◎炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）（平成十九年四月施行）
 （附則第四百十条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（労働者災害補償保険法との関係） 第十条 前条の規定による診察等の措置は、労働者災害補償保険法第二十九條第一項の社会復帰促進等事業とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（労働者災害補償保険法との関係） 第十条 前条の規定による診察等の措置は、労働者災害補償保険法第二十九條第一項の労働福祉事業とする。</p> <p>2 （略）</p>

◎消費税法（昭和六十三年法律第百八号）（平成十九年四月施行）
（附則第百四十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第六条関係） 一～五（略） 六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。） イ～ニ（略） ホ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定に基づく療養の給付及び療養の費用の支給に係る療養並びに同法の規定による社会復帰促進等事業として行われる医療の措置及び医療に要する費用の支給に係る医療 へ～ト（略） 七～十三（略）</p>	<p>別表第一（第六条関係） 一～五（略） 六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。） イ～ニ（略） ホ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定に基づく療養の給付及び療養の費用の支給に係る療養並びに同法の規定による労働福祉事業として行われる医療の措置及び医療に要する費用の支給に係る医療 へ～ト（略） 七～十三（略）</p>

◎独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第百八十一号）（平成十九年四月施行）
 （附則第四百十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（区分経理）</p> <p>第十二条 研究所は、前条に規定する業務のうち労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第一項の社会復帰促進等事業として行われるものに係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。</p>	<p>（区分経理）</p> <p>第十二条 研究所は、前条に規定する業務のうち労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第一項の労働福祉事業として行われるものに係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。</p>